

部落差別の実態に係る調査
結果報告書

法務省人権擁護局

令和2年6月

目 次

はじめに	1	第2 調査結果	95
第1章 調査の意義	2	第3 調査結果の分析	155
第1 部落差別の解消の推進に関する法律の概要等	2	第4 調査結果のまとめ	161
第2 同和問題の解決に向けたこれまでの政府の施策	2	別添1 「2019年度 人権に関する意識調査」調査票	163
第3 調査の概要	3	別添2 標本抽出方法	174
第4 調査結果に基づく施策の実施	7	別添3 「同和問題に関する意識調査」調査票及び調査結果(抄)	177
第2章 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査	8	別添4 「人権擁護に関する世論調査」調査票及び調査結果(抄)	180
第1 調査の概要	8	第6章 調査結果のまとめ	186
第2 調査結果	9	第1 調査結果から明らかになった部落差別の実態	186
第3 調査結果のまとめ	23	第2 部落差別の解消に向けた今後の施策の在り方	187
別表	26	第3 終わりに	189
第3章 地方公共団体等が把握する差別事例の調査	32	参考資料	
第1 調査の概要	32	1 部落差別の解消の推進に関する法律	190
第2 調査結果	33	2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	192
第3 調査結果のまとめ	49	3 人権教育・啓発に関する基本計画	194
別表	50		
別添1 調査票(地方公共団体)	61		
別添2 調査票(教育委員会)	67		
第4章 インターネット上の部落差別の実態に係る調査	75		
第1 調査の概要	75		
第2 調査結果	78		
第3 調査結果のまとめ	85		
別表	86		
別添 アンケート調査票	88		
第5章 一般国民に対する意識調査	91		
第1 調査の概要	92		

はじめに

平成28年12月16日に公布・施行された部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）は、部落差別に関し、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」との現状認識を示した上で、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、同法第6条において、「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため」、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定している。

法務省は、平成29年度に公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して、同条に基づく調査の内容、手法等に関する調査研究事業を実施した。同センターは、様々な分野の専門的知見を有する有識者で構成される有識者会議を設置し、同会議において関係者からのヒアリング等を行うとともに、有識者による討議を行い、平成30年3月にその結果が報告書に取りまとめられた。

法務省は、有識者会議の報告書で示された検討結果を踏まえ、平成30年度から令和元年度にかけて調査を実施した。本報告書は、これらの調査の結果及びその分析結果を取りまとめたものである。

第1章 調査の意義

第1 部落差別の解消の推進に関する法律の概要等

1 成立経緯

「部落差別の解消の推進に関する法律案」（以下「本法案」という。）は、平成28年5月19日、第190回国会（常会）において衆議院に提出^{*1}され、同法務委員会に付託された。以降、本法案は、第190回国会（常会）及び第192回国会（臨時会）において審議され、同年11月17日衆議院本会議で可決、同年12月9日参議院本会議で可決・成立し、同月16日、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）として公布・施行された。

2 部落差別解消推進法の概要^{*2}

部落差別解消推進法は、第1条において、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」とその目的を規定するとともに、第2条において、基本理念として「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。」と規定する。

これらの目的及び基本理念を受けて、同法は、第3条において部落差別の解消に関する施策についての国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、第4条において相談体制の充実を、第5条において教育及び啓発を、それぞれ国の責務及び地方公共団体の努力義務として規定している。

さらに、同法第6条において、国が「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う」ものと規定されている。本調査は、同条に基づき、法務省が、文部科学省等の関係省庁及び地方公共団体の協力を得て行ったものである。

第2 同和問題の解決に向けたこれまでの政府の施策

1 いわゆる同和三法に基づく対策事業

同和对策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）、地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）及び地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）（いわゆる同和三法）に基づき、昭和44年から平

*1 提出者は、二階俊博，山口壯，門博文，宮崎政久，若狭勝，遠山清彦，江田康幸，逢坂誠二及び井出庸生各衆議院議員（いずれも当時）である。

*2 部落差別解消推進法の全文は参考資料1を参照。

成14年にかけて、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」（以下「対象地域」という。）における「経済力の培養，住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与すること」を目的として，対象地域における生活環境の改善，社会福祉の増進，産業の振興，職業の安定，教育の充実，人権擁護活動の強化等に関する事業が実施された^{*3}。

その結果，劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され，また，差別意識解消に向けた教育や啓発も推進されるなど，同和問題に関する状況が大きく変化したこと等を踏まえ，同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は，平成14年3月をもって終了し，その後の同和問題への対応は，一般対策の中で必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととされた^{*4}。

2 教育・啓発

平成12年に，人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育啓発推進法」という。）が施行された。同法は，人権教育及び人権啓発について，国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，必要な措置を定めている。また，同法第7条において，人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定が国の責務とされたことを受けて，平成14年3月に人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定，平成23年4月1日一部変更。以下「基本計画」という。）が決定された^{*5}。

基本計画では，政府が同和問題の解決を図るための人権教育・啓発の取組を行うこととされており，現在は，同基本計画に基づき，法務省及び文部科学省を中心とする関係省庁が所要の教育・啓発の取組を行っている。

また，地方公共団体及び教育委員会（以下「地方公共団体等」という。）においても，独自の取組として，あるいは法務省の地方委託事業の枠組みを利用するなどして，地域の実情に応じた人権教育・人権啓発の取組が行われている。

3 相談体制

基本計画では，同和問題に係る人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所における人権相談体制の充実及び関係機関との連携を図るものとされている。法務局・地方法務局においては，職員及び人権擁護委員が受けた人権相談について，地方公共団体等と連携するなどしてこれに適切に対応するほか，人権侵害の疑いが認められた場合には，人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき調査・救済の手続を行うなどしている。

第3 調査の概要

1 調査の内容，手法等に関する検討

法務省は，平成29年度に公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して，部落差別解消推進法第6条の調査の内容，手法等に関する調査研究事業を実施した。同センターは，様々な分野の専門的知見を有する有識者で構成される有識者会議を設置し，同

*3 同和対策事業特別措置法第1条及び第3条並びに地域改善対策特別措置法第1条

*4 平成14年3月29日総務大臣談話

*5 人権教育啓発推進法及び基本計画については，参考資料2及び3参照。

会議において関係者からのヒアリング等を行うとともに、有識者による討議を行い、平成30年3月にその結果が報告書に取りまとめられた。

2 有識者会議の報告書の概要

有識者会議では、調査を実施するに際しての留意事項、調査の内容・手法等について以下のような見解が示され、法務省としては、基本的にこれに従って調査を実施することとした。

(1) 部落差別の定義について

部落差別解消推進法には「部落差別」の定義規定は置かれておらず、また、関係各省（法務省、文部科学省及び総務省）の所管法律の中にも「部落差別」の語を用いたり、これを定義したりしたものは見当たらない。また、本法案の審議過程では、「部落差別」の定義に関し、提出者らから、定義規定を置かずともその意味は一義的に明確であるとの説明がなされている一方で、いかなるものが部落差別解消推進法上の「部落差別」に当たるかを明確にしないまま同法第6条の調査を実施することに対する懸念も示されていた。

このような審議過程を踏まえ、部落差別解消推進法で規定する「部落差別」の意義を理解するに当たっては、政府が発行する「人権教育・啓発白書」において用いられてきた同和問題に関する説明^{*6}を基本に用いることが合理的であり、国民一般にも理解される内容にすることができる。調査の内容及び手法の検討に当たっては、同法の「部落差別」とは「同和問題に関する差別」をいうとの理解を前提とするのが相当である。

(2) 調査に際しての留意事項

本法案の可決の際に、参議院法務委員会において付された附帯決議では、部落差別解消推進法第6条の調査の実施について「調査により新たな差別を生むことがないように留意」することとされており、新たな差別を生まないために、人や地域を特定することを伴う調査は実施しないことが肝要である。

また、部落差別解消推進法第6条及び前記附帯決議を踏まえ、本調査の実施に当たり、本調査は、同法第3条に規定する部落差別の解消に関する施策の実施に資するための調査であること、本調査は、本法制定時に予定されていなかった施策を実施するための新たな立法を検討するための調査ではなく、飽くまでも同法に規定された施策（相談体制の充実、教育及び啓発の実施）に資する調査とすべきであること、本調査は「部落差別の実態」に係る調査であることに鑑み、地域・個人の特定につながり、新たな差別を生じさせるおそれがある生活実態調査や学校教育現場における調査は実施すべきではないこと、地方公共団体のインターネットに関連する取組の実態を調査する場合には、国が公権力によるインターネット上の表現内容の監視を推奨していると受け止められるような調査内容及び手法を避けるなど、表現の自由の問題に十分留

*6 「同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である。」（人権教育・啓発白書 平成29年版 38ページ）

意したものとすべきこと、を遵守すべきである。

(3) 調査項目

本調査の調査項目として、①法務省の人権擁護機関^{*7}が把握する差別事例の調査、②地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査、③インターネット上の部落差別の実態に係る調査及び④一般国民に対する意識調査の4種類の調査を行うのが適切であり、その根拠等は以下のとおりである。

ア 事実としての部落差別の把握

部落差別解消につながる施策を検討するに当たっては、いかなる差別事象が事実として存在するかを把握することが必要であるが、人を特定した上での聞き取り調査や生活実態調査を行うことは、新たな差別を生みかねない。一方、差別の被害者からの被害申告を受け、その対応を行っている地方公共団体等や法務省の人権擁護機関が持っている事例を収集する方法により、間接的にはあるものの、差別事例を把握することができ、新たな差別を生まず、かつ、中立公平を保ちながら事実としての部落差別の把握につなげることが可能となる。

イ 国民の部落差別に対する意識の把握

また、部落差別解消推進法第1条及び第2条の規定から、現在の国民が、部落差別に対してどのような意識を持っているのか調査することが不可欠である。もっとも、部落差別の被害に遭っている人とそうでない人とを区別して意識を調査する、すなわち、部落差別の被害者という属性を有する人を特定して調査を行うことは新たな差別につながりかねないことから、人や地域を特定する形ではなく、国民一般を対象とした意識調査を実施するのが相当である。

ウ 情報化の進展に伴う部落差別の状況変化の把握

部落差別解消推進法第1条が「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と規定していることに鑑みると、インターネット上で発生する差別事象の調査は不可欠である。

(4) 各調査項目の具体的内容及び手法

ア 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査

法務省の人権擁護機関が把握する人権相談及び人権侵犯事件（以下「人権相談等」という。）の内容（人権侵犯事件の場合は措置の内容を含む）及び件数について調査すべきであり、その際、実社会におけるものとインターネット上のものを分けて調査すべきである。

また、人権相談等の内容及び件数の推移も踏まえて把握することがその後の施策の検討に資すると考えられ、過去5年分程度について調査を行うことが妥当である。

さらに、部落差別に関する人権相談等は、一定の類型に整理・分類することでその後の施策の検討及び実施に資することとなると考えられ、法務省の人権擁護機関が取り扱っている人権相談等の内容に応じ、①結婚・交際に関する差別、②雇用差別、③正当な理由のない身元（戸籍）調査、④差別落書き等の表現行為（^{せんしょう}賤称の使

*7 法務省の人権擁護機関とは、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門のほか、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体を含む全体をいう。

用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）、⑤特定個人に対する誹謗中傷、⑥不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとする情報の発信（識別情報の摘示）の6類型に分類するのが相当である。

イ 地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査

全国における部落差別の実態を正確に反映した調査結果を得ることを目指す観点から、調査対象を一部の地方公共団体等に限定することは適切ではなく、全ての地方公共団体等を調査対象とすべきである。また、調査手法については、調査対象である全ての地方公共団体等に調査票を送付し、回答を求めるとともに、個別の相談等の関係者のプライバシーに配慮すること及び地域・個人の特定につながらないように、適切な措置を講じるよう求めるなどする必要がある。

地方公共団体等が部落差別の事例を把握するのは、被害者や関係者等からの各種相談や関係機関からの報告（以下「相談等」という。）を通じてする場合が大半であると考えられることから、地方公共団体等が把握する部落差別に関する相談等の内容を調査するのが相当である。

その際、実社会における部落差別に関する相談等とインターネット上の部落差別に関する相談等を分けて調査するとともに、法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の収集との平仄を合わせるため、①結婚・交際に関する差別、②雇用差別、③正当な理由のない身元（戸籍）調査、④差別落書き等の表現行為（^{せんしょう}賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）、⑤特定個人に対する誹謗中傷、⑥識別情報の摘示、⑦その他（地方公共団体等において上記に分類できないもの）に分類し、過去5年分程度について回答を求めべきである。

また、相談体制の充実を図る前提として、地方公共団体等における相談体制の現状を把握することが必要となることから、地方公共団体等において相談を受け付ける部署や窓口の有無、ある場合は人員・受付時間等の相談体制について回答を求めべきである。

さらに、部落差別解消推進法第1条に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と規定されたことを踏まえ、インターネット上の部落差別の問題に関して地方公共団体等が独自に取り組んでいるものがあれば、これについて回答を求めべきである。一部の地方公共団体からは、インターネット上の表現内容についてモニタリングをしているなどの取組の報告がされるものと想定されるが、国が公権力によるモニタリングを推奨していると受け止められるような調査内容及び手法を避けるなど、表現の自由に十分留意したものとすべきである。

ウ インターネット上の部落差別の実態に係る調査

把握すべき情報の類型としては、識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷、裁判・仮処分などで社会的耳目を集めた特定のウェブサイトなどに分類して調査することが、情報の掲載類型としては、一般に多く用いられる、掲示板、ブログ、Q&Aサイト、SNS、Wikiサイトに分類して調査することが、それぞれ考えられる。

また、調査対象サイトの中にどれだけの部落差別情報が含まれるかという情報量を明らかにすることは困難である上、実態を正しく反映したものとはならない場合

もあることから、調査すべきサイトを特定の上、その表示内容をサンプル抽出する方法が考えられる。さらに、インターネット上にいかなる部落差別情報があるかについて恒常的に調査し続けることは現実的ではないことから、調査期間等を一定程度に限る必要があると考えられる。

エ 一般国民に対する意識調査

部落差別に関する一般国民に対する全国規模の意識調査を実施すべきであり、その内容としては、国民の部落差別に関する認知、部落差別に関する問題意識等、教育・啓発に対する意識、相談窓口の認知の程度を把握することが有意義である。また、意識調査に当たって留意すべき事項として、新たな差別を生むことがないよう配慮した質問項目とすること、特定の回答に誘導するものと誤解される質問は可能な限り避けること、過去の調査と比較して意識の経年変化がわかるよう設問を工夫することなどが考えられる。

第4 調査結果に基づく施策の実施

部落差別解消推進法第3条は、部落差別の解消に関する施策の実施を国の責務として規定しており、また、同法第6条は、部落差別の実態に係る調査は「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため」に行うものと規定している。すなわち、国は、本調査によって明らかにされた部落差別の実態を踏まえ、相談体制の充実及び教育・啓発を始めとする、部落差別の解消に向けた施策を検討し、これを実施することとなる。

また、地方公共団体についても、同法第3条において、その地域の実情に応じた部落差別の解消に関する施策の実施が努力義務とされていることから、本調査の結果を踏まえて必要な施策を検討し、これを実施することが期待される。

第2章 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査

第1 調査の概要

1 法務省の人権擁護機関が行う人権相談等の救済手続の概要

法務省は、国民の権利擁護等を図ることを任務とし、法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその支局^{*8}の常設相談所等において、各種人権問題について、広く人権相談に応じている。そして、「人権を侵害された」という被害者等からの救済の申出があれば、速やかに人権侵害事件として救済手続を開始している。また、関係行政機関の通報又は新聞等の情報により、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合にも、救済手続を開始することがある。そして、救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、調査の結果に基づき、事案に応じて、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、人権侵害の被害の救済又は予防について実効的な対応をすることができる者に対してする「要請」等の適切な措置を講ずるなどして、人権侵害による被害の救済を図っている。また、事案に応じ、事件の関係者に対し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための「啓発」をすることもある。これらの措置は、強制力を有しない任意のものである^{*9}。

2 調査対象

法務省の人権擁護機関では、前記のとおり、人権相談等を通じて部落差別の事案を把握していることから、本調査においては、法務省の人権擁護機関が取り扱った部落差別等（えせ同和なども含む。）に関する人権相談等（いずれもインターネット上のものを含む。）を調査対象とした。

3 対象となる期間

人権相談については人権相談票の保存期間が3年であることを考慮し、平成27年1月1日から平成29年12月31日までの間に実施されたものを、人権侵害事件については平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に事件が処理されたものを対象とした。

*8 全国に8か所の法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）及びそれぞれの管轄区域内に42か所の地方法務局があり、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課が設けられ、それぞれ人権擁護活動を行っている。また、法務局・地方法務局の下部機関として261か所の支局がある。

*9 具体的な人権侵害事件の調査処理は、人権侵害事件調査処理規程及び人権侵害事件調査処理細則（平成16年3月26日権調第200号人権擁護局長通達）に基づいて行っている。

第2 調査結果

1 法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権相談

(1) 総論

ア 部落差別等に関する人権相談の総件数

平成27年1月1日から平成29年12月31日までの間に法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権相談の総件数は、表1-1のとおり、年間400件超で推移している。

表1-1

	平成27年	平成28年	平成29年
人権相談総件数	404	424	402

イ 類型別の人権相談件数

本調査対象を①結婚・交際に関する差別，②雇用差別，③正当な理由のない身元（戸籍）調査，④差別落書き等の表現行為（^{せんしやう}賤称の使用，不特定者に対する誹謗中傷を含む。），⑤特定個人に対する誹謗中傷，⑥識別情報の摘示^{*10*11}（以下、これら6つの類型を合わせて「6類型」という。）の類型ごとに分類した結果は、表1-2のとおりであった。

表1-2

類型別		平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際に関する差別		39 (9.7%)	43 (10.1%)	53 (13.2%)
雇用差別		11 (2.7%)	5 (1.2%)	9 (2.2%)
正当な理由のない身元（戸籍）調査		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別落書き等の表現行為（賤称の使用，不特定者に対する誹謗中傷を含む。）		55 (13.6%)	66 (15.6%)	65 (16.2%)
特定個人に対する誹謗中傷		53 (13.1%)	59 (13.9%)	69 (17.2%)
識別情報の摘示		6 (1.5%)	6 (1.4%)	9 (2.2%)
6類型に属しないもの	商品・サービスの提供	3 (0.7%)	5 (1.2%)	5 (1.2%)
	えせ同和	15 (3.7%)	60 (14.2%)	23 (5.7%)
	特定地域に関する質問	5 (1.2%)	4 (0.9%)	5 (1.2%)
	施策等に関する要望・意見・疑問	141 (34.9%)	143 (33.7%)	152 (37.8%)
	その他	76 (18.8%)	33 (7.8%)	12 (3.0%)
合計		404 (100.0%)	424 (100.0%)	402 (100.0%)

*10 識別情報の摘示とは、不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発する目的（以下「差別助長誘発目的」という。）で、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報をインターネット上に流通させる場合をいう。

*11 識別情報の摘示に関し、法務省の人権擁護機関では、従前、差別助長誘発目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、部落差別の歴史的経緯やその本質・特殊性等に鑑み、平成30年12月27日付け法務省人権擁護局調査救済課長依命通知により、現在の運用では、原則として、差別助長誘発目的の有無を問わず、削除要請等の措置の対象としている。

※ 表中、上段は件数、下段は当該単年ごとの総件数に占める割合（小数点第二位以下四捨五入）である（以下の表においても同じ。）。

※ 各項目ごとの総件数に占める割合は四捨五入しているため、内訳の数値（％）の合計が100％に一致しないことがある（以下の表においても同じ。）。

全体として見ると、6類型に属しないものが全体の半数程度を占めている。6類型以外に分類される人権相談の割合が高かったことから、本調査の目的に鑑み、6類型に属しない人権相談についても個別に精査し、更に細かく分類したところ、いずれの年も「施策等に関する要望・意見・疑問」が最も多く、平成27年は141件（34.9％）、平成28年は143件（33.7％）、平成29年は152件（37.8％）である。また、「えせ同和」や「その他^{*12}」に分類される人権相談も一定程度見られ、「施策等に関する要望・意見・疑問」と合わせると、具体的な差別事案に関する相談でないものが相当数ある。

「〇〇地区は同和地区か。」といった「特定地域に関する質問」は、件数としては多くはないものの、年間5件程度ある。

6類型の中では、差別落書き等の表現行為及び特定個人に対する誹謗中傷が、いずれの年もそれぞれ全体の15％前後を占めている。

さらに、結婚・交際に関する差別は、いずれの年もおおむね全体の10％となっているが、この3年間では相談件数がやや増加している。

一方、雇用差別及び識別情報の摘示が部落差別等に関する人権相談全体に占める割合は、いずれも1％から2％程度である。戸籍調査に関する人権相談は、調査対象期間中、見られなかった。

ウ 地域別の経年比較

管区ごとの部落差別等に関する人権相談の総件数の経年変化は、表1-3のとおりであった^{*13}。

表 1-3

管区局内	平成27年	平成28年	平成29年
東京法務局	53 (13.1%)	83 (19.6%)	48 (11.9%)
大阪法務局	143 (35.4%)	124 (29.2%)	114 (28.4%)
名古屋法務局	31 (7.7%)	45 (10.6%)	38 (9.5%)
広島法務局	43 (10.6%)	48 (11.3%)	57 (14.2%)
福岡法務局	40 (9.9%)	40 (9.4%)	38 (9.5%)
仙台法務局	1 (0.2%)	2 (0.5%)	6 (1.5%)
札幌法務局	0 (0.0%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)
高松法務局	93 (23.0%)	80 (18.9%)	99 (24.6%)
合計	404 (100.0%)	424 (100.0%)	402 (100.0%)

*12 相談内容の一部に部落差別等に関する話題が触れられてはいるものの、全体としては差別事象とは認められないものなどである。

*13 各管区内の法務局・地方法務局ごとの件数は、別表1-1のとおりである。

地域別で見ると、経年でそれほど大きな変化はなく、いずれの年も、大阪法務局管内で全体の30%前後を占めており、これに高松法務局管内、東京法務局管内及び広島法務局管内を合わせた4つの管区で、部落差別等に関する人権相談全体の80%前後を占めている。

一方、仙台法務局管内が全体に占める割合は1%前後、札幌法務局管内においては1%未満である。

エ 部落差別等に関する人権相談全体の被害者及び相手方の年齢層^{*14}

表 1 - 4

被害者の年齢層	平成27年		平成28年		平成29年	
～19歳	3 (1.1%)	278 (100.0%) <68.8%>	3 (1.4%)	214 (100.0%) <50.5%>	7 (3.4%)	205 (100.0%) <51.0%>
20～29歳	11 (4.0%)		15 (7.0%)		11 (5.4%)	
30～39歳	15 (5.4%)		18 (8.4%)		11 (5.4%)	
40～49歳	20 (7.2%)		15 (7.0%)		28 (13.7%)	
50～59歳	20 (7.2%)		15 (7.0%)		21 (10.2%)	
60～69歳	32 (11.5%)		31 (14.5%)		39 (19.0%)	
70～79歳	29 (10.4%)		19 (8.9%)		25 (12.2%)	
80歳～	11 (4.0%)		17 (7.9%)		16 (7.8%)	
年齢不明	137 (49.3%)		81 (37.9%)		47 (22.9%)	
特定の被害者なし	/	126 <31.2%>	/	210 <49.5%>	/	197 <49.0%>
合計	/	404 <100.0%>	/	424 <100.0%>	/	402 <100.0%>

表 1 - 5

相手方の年齢層	平成27年		平成28年		平成29年	
～19歳	0 (0.0%)	185 (100.0%) <45.8%>	1 (0.7%)	134 (100.0%) <31.6%>	0 (0.0%)	70 (100.0%) <17.4%>
20～29歳	2 (1.1%)		4 (3.0%)		0 (0.0%)	
30～39歳	4 (2.2%)		1 (0.7%)		1 (1.4%)	
40～49歳	1 (0.5%)		3 (2.2%)		1 (1.4%)	
50～59歳	5 (2.7%)		5 (3.7%)		11 (15.7%)	
60～69歳	14 (7.6%)		8 (6.0%)		10 (14.3%)	
70～79歳	15 (8.1%)		10 (7.5%)		7 (10.0%)	
80歳～	8 (4.3%)		13 (9.7%)		5 (7.1%)	
年齢不明	136 (73.5%)		89 (66.4%)		35 (50.0%)	
相手方不明	/	219 <54.2%>	/	290 <68.4%>	/	332 <82.6%>
合計	/	404 <100.0%>	/	424 <100.0%>	/	402 <100.0%>

*14 表中、「(%)」は、被害者の年齢層にあつては、「特定の被害者なし」を除外した件数（例えば、平成27年は278）を分母とした割合であり、相手方の年齢層にあつては、「相手方不明」を除外した件数（例えば、平成27年は185）を分母とした割合である。これに対し、「<%>」は、いずれも総件数（例えば、被害者の年齢層にあつては、平成27年は404）を分母とした割合である。

部落差別等に関する人権相談の被害者の年齢層は、「年齢不明」及び「特定の被害者なし^{*15}」を除くと、いずれの年もおおむね60歳代以上がやや高い傾向が見られるものの、20歳代から80歳代まで幅広く見られる。

一方、部落差別等に関する人権相談の相手方（人権侵害を行ったとされる者）の年齢層については、「年齢不明」及び「相手方不明^{*16}」を除くと、いずれの年も50歳代以上の者が大部分を占めている。

オ 実社会とインターネット上の部落差別等

調査対象期間中の部落差別等に関する人権相談の内訳（実社会における部落差別等^{*17}に関する人権相談と、インターネット上の部落差別等に関する人権相談）は、表1-6のとおりであった。

表 1-6

人権相談	平成27年	平成28年	平成29年
実社会における部落差別等	393 (97.3%)	416 (98.1%)	377 (93.8%)
インターネット上の部落差別等	11 (2.7%)	8 (1.9%)	25 (6.2%)
合計	404 (100.0%)	424 (100.0%)	402 (100.0%)

内訳を見ると、いずれの年も、実社会における部落差別等に関する人権相談が、90%以上を占めている。

もともと、インターネット上の部落差別等に関しては、平成27年においては11件（2.7%）であったところ、平成28年に8件（1.9%）に減少したが、平成29年に25件（6.2%）となり、人権相談件数及びその割合が増加している。

以下、実社会における部落差別等に関する人権相談、インターネット上の部落差別等に関する人権相談の順に、その傾向等を見ていくこととする。

*15 「年齢不明」は、特定の個人に対する人権侵害に関する相談であるものの、被害者の年齢が分からないものをいい、「特定の被害者なし」は、不特定者に対する差別落書き等のように特定の被害者が観念できないものをいう。

*16 「年齢不明」は、相手方は特定できるが、その年齢が分からないものをいい、「相手方不明」は、相手方が誰なのか特定できないものをいう。

*17 本報告書では、社会で生起する部落差別等のうち、インターネット上の部落差別等を除いた全ての部落差別等を「実社会における部落差別等」という。

(2) 実社会における部落差別等に関する人権相談

ア 類型別の人権相談件数

実社会における部落差別等に関する人権相談の類型別件数は、表 1-7 のとおりであった。

表 1-7

類型別	平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際に関する差別	39 (9.9%)	43 (10.3%)	53 (14.1%)
雇用差別	11 (2.8%)	5 (1.2%)	8 (2.1%)
正当な理由のない身元（戸籍）調査	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）	54 (13.7%)	64 (15.4%)	58 (15.4%)
特定個人に対する誹謗中傷	51 (13.0%)	59 (14.2%)	68 (18.0%)
その他	238 (60.6%)	245 (58.9%)	190 (50.4%)
合計	393 (100.0%)	416 (100.0%)	377 (100.0%)

差別落書き等の表現行為及び特定個人に対する誹謗中傷が、いずれの年もそれぞれ全体の 15% 前後を占めている。

次いで、結婚・交際に関する差別が全体の 10% 前後を占めている。

これに対し、雇用差別に関する人権相談は、いずれの年においても全体の 3% に満たない。また、戸籍調査についての人権相談は、調査対象期間中、見られなかった。

イ 地域別の経年比較

実社会における部落差別等に関する人権相談を取り扱った管区ごとの経年変化は、表 1-8 のとおりであった^{*18}。

表 1-8

管区局内	平成27年	平成28年	平成29年
東京法務局	52 (13.2%)	82 (19.7%)	42 (11.1%)
大阪法務局	138 (35.1%)	123 (29.6%)	104 (27.6%)
名古屋法務局	31 (7.9%)	45 (10.8%)	36 (9.5%)
広島法務局	41 (10.4%)	48 (11.5%)	54 (14.3%)
福岡法務局	40 (10.2%)	37 (8.9%)	37 (9.8%)
仙台北法務局	1 (0.3%)	2 (0.5%)	6 (1.6%)
札幌法務局	0 (0.0%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)
高松法務局	90 (22.9%)	77 (18.5%)	96 (25.5%)
合計	393 (100.0%)	416 (100.0%)	377 (100.0%)

*18 各管区内の法務局・地方法務局ごとの件数は、別表 1-2 のとおりである。

部落差別等に関する人権相談全体の傾向とほぼ同様であるが、大阪法務局管内が全体の30%前後を占め、これに高松法務局管内、東京法務局管内及び広島法務局管内を加えた4つの管区で、全体の80%前後を占めている。

(3) インターネット上の部落差別等に関する人権相談

ア 類型別の人権相談件数

インターネット上の部落差別等に関する人権相談の類型別件数は、表1-9のとおりであった。

表1-9

類型別	平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際に関する差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
雇用差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)
正当な理由のない身元（戸籍）調査	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）	1 (9.1%)	2 (25.0%)	7 (28.0%)
特定個人に対する誹謗中傷	2 (18.2%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)
識別情報の摘示	6 (54.5%)	6 (75.0%)	9 (36.0%)
その他	2 (18.2%)	0 (0.0%)	7 (28.0%)
合計	11 (100.0%)	8 (100.0%)	25 (100.0%)

調査対象期間中のインターネット上の部落差別等に関する人権相談の総件数は年間30件に満たないが、いずれの年も、最も多かったのは識別情報の摘示に関するものである。

一方、調査対象期間中、結婚・交際に関する差別及び戸籍調査に関する相談はいずれもなく、雇用差別に関しても、ほとんどない^{*19}。

*19 6類型に属しない「その他」が若干見られるが、その内容は、例えば、差別的な情報がインターネット上に掲載されているとの情報提供を受けたものの、相談の中で当該情報の具体的な内容を確認することができず、6類型該当性の判別が困難であった事案などである。

イ 地域別の経年比較

インターネット上の部落差別等に関する人権相談を取り扱った管区ごとの経年変化は、表1-10のとおりであった*20。

表1-10

管区局内	平成27年	平成28年	平成29年
東京法務局	1 (9.1%)	1 (12.5%)	6 (24.0%)
大阪法務局	5 (45.5%)	1 (12.5%)	10 (40.0%)
名古屋法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (8.0%)
広島法務局	2 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (12.0%)
福岡法務局	0 (0.0%)	3 (37.5%)	1 (4.0%)
仙台法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
札幌法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高松法務局	3 (27.3%)	3 (37.5%)	3 (12.0%)
合計	11 (100.0%)	8 (100.0%)	25 (100.0%)

総件数が少ないため、明確な傾向を見出すことは困難であるが、平成27年、平成29年には、大阪法務局管内において、全体の40%を占めるなどの割合の高さが目立っている。

2 法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権侵犯事件*21

(1) 総論

ア 部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数

平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に処理された部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数は、表1-11のとおりであった。

表1-11

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人権侵犯事件総件数	80	110	117	76	103

部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数は、年によって増減があるものの、顕著な傾向は認められない。

*20 各管区内の法務局・地方法務局ごとの件数は、別表1-3のとおりである。

*21 被害者等からの人権相談を通じて人権侵犯事件に切り替えたものだけでなく、関係行政機関からの通報等により立件したものを含む。

イ 類型別の人権侵犯事件数

部落差別等に関する人権侵犯事件の類型別の件数は、表1-12のとおりであった。

表1-12

類型別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際に関する差別	10 (12.5%)	17 (15.5%)	11 (9.4%)	11 (14.5%)	9 (8.7%)
雇用差別	3 (3.8%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)
正当な理由のない身元（戸籍）調査	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）	29 (36.3%)	35 (31.8%)	18 (15.4%)	7 (9.2%)	10 (9.7%)
特定個人に対する誹謗中傷	20 (25.0%)	24 (21.8%)	28 (23.9%)	21 (27.6%)	28 (27.2%)
識別情報の摘示	5 (6.3%)	16 (14.5%)	44 (37.6%)	24 (31.6%)	45 (43.7%)
その他	13 (16.3%)	18 (16.4%)	15 (12.8%)	12 (15.8%)	11 (10.7%)
合計	80 (100.0%)	110 (100.0%)	117 (100.0%)	76 (100.0%)	103 (100.0%)

全体として見ると、特定個人に対する誹謗中傷がいずれの年もおおむね4分の1程度を占めているほか、識別情報の摘示が増加傾向にあり、平成29年には、この2類型で部落差別等に関する人権侵犯事件の70%以上を占めている。

識別情報の摘示については、前記第2の1(1)イのとおり、人権相談の件数は年間10件に満たず、人権侵犯事件として立件された件数が人権相談件数を大きく上回っているが、これは、この種の事案の多くが人権相談ではなく、地方公共団体等からの通報又は情報を端緒として立件される場合が多いためである。

一方、差別落書き等の表現行為は、平成25年には全体の30%以上を占めていたものの、減少傾向にあり、平成29年には10%以下となっている。

また、結婚・交際に関する差別は、いずれの年においても全体の10%前後であり、増加ないし減少の傾向は認められない。

このほか、調査対象期間中、雇用差別はほとんど見られず、戸籍調査に関する人権侵犯事件はなかった。

調査対象期間における全体的な傾向として、差別落書き等の表現行為が減少する一方で、インターネット上で行われる識別情報の摘示が増加しているという傾向が顕著に認められる。

ウ 処理結果

部落差別等に関する人権侵犯事件の処理結果は、表1-13のとおりであった。

表 1 - 1 3

処理結果	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要請	4 (5.0%)	10 (9.1%)	30 (25.6%)	17 (22.4%)	27 (26.2%)
説示	0 (0.0%)	2 (1.8%)	2 (1.7%)	2 (2.6%)	1 (1.0%)
措置猶予	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	1 (1.0%)
侵犯事実不存在	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
侵犯事実不明確	8 (10.0%)	13 (11.8%)	20 (17.1%)	8 (10.5%)	18 (17.5%)
侵犯事実不明確 + 啓発	3 (3.8%)	2 (1.8%)	1 (0.9%)	1 (1.3%)	4 (3.9%)
啓発	24 (30.0%)	24 (21.8%)	13 (11.1%)	3 (3.9%)	2 (1.9%)
打切り	1 (1.3%)	2 (1.8%)	12 (10.3%)	4 (5.3%)	3 (2.9%)
移送	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.6%)	5 (4.9%)
調整	3 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
援助	36 (45.0%)	56 (50.9%)	39 (33.3%)	38 (50.0%)	42 (40.8%)
援助 + 啓発	1 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	80 (100.0%)	110 (100.0%)	117 (100.0%)	76 (100.0%)	103 (100.0%)

全体として見ると、関係機関等を紹介するなどの「援助」が30%から50%を占めて最も高い。次いで平成25年及び平成26年に多かった「啓発」が減少して、平成27年以降は、「要請」の件数が増加し、「援助」と合わせておおむね全体の60%以上を占めている。

一方、人権侵犯の事実の有無を確認することができず、「人権侵犯事実不明確」として処理された部落差別等に関する人権侵犯事件は、調査対象期間中、10%から20%程度（人権侵犯事実不明確に加え、啓発を行った場合を含む。）で推移している。

エ 地域別の経年比較

管区ごとの部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数の経年変化は、表1-14のとおりであった*22。

*22 各管区内の法務局・地方法務局ごとの件数は、別表1-4のとおりである。

表 1-14

管区局内	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
東京法務局	13 (16.3%)	17 (15.5%)	12 (10.3%)	19 (25.0%)	27 (26.2%)
大阪法務局	22 (27.5%)	38 (34.5%)	44 (37.6%)	27 (35.5%)	36 (35.0%)
名古屋法務局	12 (15.0%)	9 (8.2%)	9 (7.7%)	6 (7.9%)	11 (10.7%)
広島法務局	11 (13.8%)	12 (10.9%)	23 (19.7%)	9 (11.8%)	14 (13.6%)
福岡法務局	7 (8.8%)	12 (10.9%)	13 (11.1%)	8 (10.5%)	4 (3.9%)
仙台北法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)
札幌法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高松法務局	15 (18.8%)	22 (20.0%)	16 (13.7%)	7 (9.2%)	10 (9.7%)
合計	80 (100.0%)	110 (100.0%)	117 (100.0%)	76 (100.0%)	103 (100.0%)

いずれの年においても、大阪法務局管内が全体の30%前後を占めている。また、平成25年は東京法務局管内、名古屋法務局管内、広島法務局管内及び高松法務局管内の人権侵犯事件数がさほど変わらず、いずれも全体の15%前後であったのに対し、平成28年、平成29年においては、東京法務局管内が全体の約4分の1を占め、大阪法務局管内と合わせて全体の約60%を占めるに至っている。

一方、仙台北法務局管内及び札幌法務局管内では、部落差別等に関する人権侵犯事件がほとんどない。

オ 実社会とインターネット上の部落差別等

調査対象期間中の部落差別等に関する人権侵犯事件の内訳（実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件と、インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件）は、表1-15のとおりであった。

表 1-15

人権侵犯事件	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
実社会における部落差別等	72 (90.0%)	89 (80.9%)	69 (59.0%)	48 (63.2%)	48 (46.6%)
インターネット上の部落差別等	8 (10.0%)	21 (19.1%)	48 (41.0%)	28 (36.8%)	55 (53.4%)
合計	80 (100.0%)	110 (100.0%)	117 (100.0%)	76 (100.0%)	103 (100.0%)

内訳を見ると、実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件数は減少傾向にあり、部落差別等に関する人権侵犯事件全体に占める割合は、平成25年の90%から、平成29年には46.6%にまで低下している。

逆に、インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件数は、おおむね増加傾向にあり、平成25年の8件から平成29年には55件にまで増加している^{*23}。

以下、実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件、インターネット上の部

*23 部落差別解消推進法律第1条においても、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じている…」と規定されている。

落差別等に関する人権侵犯事件の順に、その傾向等を見ていくこととする。

(2) 実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件

ア 類型別の人権侵犯事件数

実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件の類型別件数は、表 1-16 のとおりであった。

表 1-16

類型別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際に関する差別	10 (13.9%)	17 (19.1%)	11 (15.9%)	11 (22.9%)	8 (16.7%)
雇用差別	3 (4.2%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
正当な理由のない身元（戸籍）調査	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）	28 (38.9%)	33 (37.1%)	18 (26.1%)	7 (14.6%)	10 (20.8%)
特定個人に対する誹謗中傷	20 (27.8%)	21 (23.6%)	24 (34.8%)	17 (35.4%)	20 (41.7%)
その他	11 (15.3%)	18 (20.2%)	15 (21.7%)	12 (25.0%)	10 (20.8%)
合計	72 (100.0%)	89 (100.0%)	69 (100.0%)	48 (100.0%)	48 (100.0%)

実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件は、差別落書き等の表現行為及び特定個人に対する誹謗中傷で全体の60%程度を占める年が多くなっている。実数で見ると、特定個人に対する誹謗中傷は横ばいであるのに対し、差別落書き等の表現行為は減少傾向にあり、平成25年及び平成26年においては、差別落書き等の表現行為が全体の40%近くを占めていたものの、平成27年から平成29年においては減少し、特定個人に対する誹謗中傷の方が多くなっている。

結婚・交際に関する差別は、調査対象期間中、10%から20%程度で推移している。

一方、調査対象期間中、雇用差別はほとんど見られなかった^{*24}。

イ 地域別の経年比較

実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数の管区ごとの経年変化は、表 1-17 のとおりであった^{*25}。

*24 「その他」に分類されるものが一定程度存するが、その内容は、例えば、えせ同和行為による契約の強要などである。

*25 各管区内の法務局・地方法務局ごとの件数は、別表 1-5 のとおりである。

表 1 - 1 7

管区局内	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
東京法務局	12 (16.7%)	14 (15.7%)	8 (11.6%)	13 (27.1%)	3 (6.3%)
大阪法務局	17 (23.6%)	27 (30.3%)	18 (26.1%)	13 (27.1%)	14 (29.2%)
名古屋法務局	10 (13.9%)	6 (6.7%)	7 (10.1%)	6 (12.5%)	7 (14.6%)
広島法務局	11 (15.3%)	11 (12.4%)	9 (13.0%)	9 (18.8%)	12 (25.0%)
福岡法務局	7 (9.7%)	10 (11.2%)	11 (15.9%)	2 (4.2%)	2 (4.2%)
仙台北法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
札幌法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高松法務局	15 (20.8%)	21 (23.6%)	16 (23.2%)	5 (10.4%)	10 (20.8%)
合計	72 (100.0%)	89 (100.0%)	69 (100.0%)	48 (100.0%)	48 (100.0%)

いずれの年においても、大阪法務局管内、広島法務局管内及び高松法務局管内の3つの管区で全体の60%前後を占めている。

一方、仙台北法務局管内及び札幌法務局管内においては、調査対象期間中、実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件は見られなかった。

ウ 被害者と相手方の関係性

実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件について、被害者と相手方の関係性について調査した結果は、表1-18のとおりであった。

表 1 - 1 8

被害者と相手方の関係性	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
本人及び交際（結婚）相手の親族・家族	13 (18.1%)	22 (24.7%)	25 (36.2%)	16 (33.3%)	12 (25.0%)
友人・知人	1 (1.4%)	1 (1.1%)	3 (4.3%)	2 (4.2%)	1 (2.1%)
近隣住民	8 (11.1%)	11 (12.4%)	7 (10.1%)	6 (12.5%)	8 (16.7%)
会社	9 (12.5%)	6 (6.7%)	7 (10.1%)	6 (12.5%)	2 (4.2%)
学校	1 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.2%)	1 (2.1%)
その他	10 (13.9%)	15 (16.9%)	10 (14.5%)	6 (12.5%)	15 (31.3%)
不明	30 (41.7%)	34 (38.2%)	17 (24.6%)	10 (20.8%)	9 (18.8%)
合計	72 (100.0%)	89 (100.0%)	69 (100.0%)	48 (100.0%)	48 (100.0%)

「その他」及び「不明」を除くと、本人及び交際（結婚）相手の親族・家族が最も多く、全体の20%から30%程度で推移しているのに対し、近隣住民や会社関係がそれぞれ10%前後を占めている。

(3) インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件

ア 類型別の人権侵犯事件数

インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件の類型別件数は、表 1-19 のとおりであった。

表 1-19

類型別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際に関する差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)
雇用差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
正当な理由のない身元（戸籍）調査	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）	1 (12.5%)	2 (9.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
特定個人に対する誹謗中傷	0 (0.0%)	3 (14.3%)	4 (8.3%)	4 (14.3%)	8 (14.5%)
識別情報の摘示	5 (62.5%)	16 (76.2%)	44 (91.7%)	24 (85.7%)	45 (81.8%)
その他	2 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)
合計	8 (100.0%)	21 (100.0%)	48 (100.0%)	28 (100.0%)	55 (100.0%)

インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件としては、いずれの年においても識別情報の摘示が大部分を占めており、その増加が、インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件の全体の件数増加にそのままつながっている。

インターネット上の部落差別等については、近時、複数の地方公共団体においていわゆるモニタリング^{*26}が行われるようになってきているところ、識別情報の摘示の人権侵犯事件数の増加は、モニタリングの導入によって地方公共団体が認知する件数が増加したことによる可能性がある。

差別落書き等の表現行為は、ほとんど件数がないが、特定個人に対する誹謗中傷は、平成26年以降は識別情報の摘示に次いで一定程度見られる。

一方、インターネット上においては、結婚・交際に関する差別、雇用差別及び戸籍調査に関する人権侵犯事件は、ほぼ見られない。

イ 識別情報の摘示に関する処理結果等

インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件の大部分を占める識別情報の摘示事案の処理結果は、表 1-20 のとおりであった。

*26 被害申告を待つことなく、地方公共団体が自ら又は事業者に委託するなどして、インターネット上の情報を検索し差別情報を探索する取組

表 1-20

処理結果	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要請	4 (80.0%)	9 (56.3%)	29 (65.9%)	17 (70.8%)	27 (60.0%)
説示	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)
措置猶予	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)
侵犯事実不明確	0 (0.0%)	1 (6.3%)	3 (6.8%)	3 (12.5%)	8 (17.8%)
啓発	0 (0.0%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打切り	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (27.3%)	1 (4.2%)	1 (2.2%)
移送	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	4 (8.9%)
援助	1 (20.0%)	5 (31.3%)	0 (0.0%)	2 (8.3%)	3 (6.7%)
合計	5 (100.0%)	16 (100.0%)	44 (100.0%)	24 (100.0%)	45 (100.0%)

インターネット上の人権侵犯事件の特性として、発信者の特定が困難であることから、人権侵犯性が認められた場合の措置は、プロバイダ等の事業者に対して当該情報の削除を求める「要請」となるのが通常であり、発信者に対して「説示」「勧告」の措置を行うことはほとんどない。また、発信者が特定できた場合であっても、同人に対する説示等の措置に加え、プロバイダ等に対する要請を行うのが通常である。

全体として見ると、識別情報の摘示として立件した人権侵犯事件のうち、人権侵犯性が認められた事件の処理は、プロバイダ等に対して当該情報の削除を「要請」した事案（要請に加え、当該情報の発信者に対して「説示」した場合を含む。）が大部分である。

人権侵犯事件の措置は強制力を有しないため、プロバイダ等が削除要請に応じて削除するか否かは、個々のプロバイダ等の判断に委ねられており、また、要請に応じるか否か等について、プロバイダ等から法務省の人権擁護機関に対して、必ずしも回答がなされるものでもない。

そのため、法務省の人権擁護機関がプロバイダ等に削除要請を行った事案に関し、要請に応じて当該情報が削除されたか否かを網羅的に把握することは困難であるが、今般の調査の時点（令和元年12月時点）で、前記要請に係る情報が削除（当該情報の全部削除のみならず、一部削除も含む。）されているか確認したところ、その結果は表1-21のとおりであった^{*27}。

表 1-21

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要請件数	4	9	29	17	27
削除が確認できた件数	4	8	28	15	20
削除確認率	100.0%	88.9%	96.6%	88.2%	74.1%

*27 前記のとおり、情報を削除するか否かは飽くまでプロバイダ等の判断に委ねられており、削除が確認できた事案においても、法務省の人権擁護機関による削除要請と必ずしも因果関係があるとは限らないことに留意する必要がある。

ウ 地域別の経年比較

インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数の管区ごとの経年変化は、表1-22のとおりである^{*28}。

表1-22

管区局内	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
東京法務局	1 (12.5%)	3 (14.3%)	4 (8.3%)	6 (21.4%)	24 (43.6%)
大阪法務局	5 (62.5%)	11 (52.4%)	26 (54.2%)	14 (50.0%)	22 (40.0%)
名古屋法務局	2 (25.0%)	3 (14.3%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	4 (7.3%)
広島法務局	0 (0.0%)	1 (4.8%)	14 (29.2%)	0 (0.0%)	2 (3.6%)
福岡法務局	0 (0.0%)	2 (9.5%)	2 (4.2%)	6 (21.4%)	2 (3.6%)
仙台北法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)
札幌法務局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高松法務局	0 (0.0%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	0 (0.0%)
合計	8 (100.0%)	21 (100.0%)	48 (100.0%)	28 (100.0%)	55 (100.0%)

インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件は、大阪法務局管内において、全体の50%前後を占めている^{*29}。

一方、調査対象期間中、札幌法務局管内においては、インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件は見られず、仙台北法務局管内及び高松法務局管内においても、ほぼ見られなかった。

第3 調査結果のまとめ

法務省の人権擁護機関が行う人権相談等の救済手続は、国の機関が統一的な基準に基づいて行っているものであることから、相談への対応、事案の分類等についてそれぞれ独自の判断で行っている地方公共団体の統計等と比して、部落差別事例の全国的な傾向を把握するのに資すると考えられる。

前記の分析結果から、法務省の人権擁護機関が把握する限りにおいては、部落差別の現状につき、以下のような評価ができる。

- 部落差別等に関する人権相談件数及び人権侵犯事件の処理件数は前記のとおりであるが、これを法務省の人権擁護機関における人権相談の総数及び人権侵犯事件の処理件数と比較すると、表1-23及び1-24のとおりであった。

*28 各管区内の法務局・地方法務局ごとの件数は、別表1-6のとおりである。

*29 平成29年の東京法務局管内における人権侵犯事件の中には、同一サイトに関するものであるため、他の法務局・地方法務局から東京法務局に移送の上、同局において処理した事案が5件含まれている。

表 1-23

	平成27年	平成28年	平成29年
人権相談総数	236,403	225,073	225,040
部落差別等に関する人権相談の総件数	404	424	402
人権相談総数全体に占める 部落差別等の割合	0.17%	0.19%	0.18%

表 1-24

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人権侵犯事件の処理件数 (うちインターネット上 (A))	22,172 (895)	21,718 (1,224)	21,044 (1,604)	19,553 (1,789)	19,772 (2,285)
部落差別等に関する人権侵犯事件の処理件数 (うちインターネット上 (B))	80 (8)	110 (21)	117 (48)	76 (28)	103 (55)
人権侵犯事件の処理件数全体に占める部落差別等の割合 (インターネット上 (B/A))	0.36% (0.89%)	0.51% (1.72%)	0.56% (2.99%)	0.39% (1.57%)	0.52% (2.41%)

人権相談の総数は、調査対象期間中、年間22～23万件程度で推移しているところ、そのうち部落差別等に関する人権相談の割合は0.2%弱程度であり、ほぼ横ばいである。

また、人権侵犯事件の処理件数の総数は、年間約2万件前後で推移しているところ、そのうち部落差別等に関する人権侵犯事件の割合は0.5%前後で推移しており、これもほぼ横ばいである。

このように、部落差別等に関する人権相談等は、一定数存在するものの、全体としてみれば、その増減に関して顕著な傾向は認められない。

- 部落差別等に関する人権相談等のいずれについても、大阪法務局管内における件数が全体の30%程度を占める一方、札幌法務局管内及び仙台北法務局管内においてはほとんど件数がないなど、地域による差が大きい。
- 部落差別等に関する人権相談における被害者及び相手方の年齢構成を見ると、「年齢不明」が相当数あるものの、年齢が判明している限りでは、被害者については60歳代以上、相手方については50歳代以上が多くなっており、若年層が部落差別の当事者となる事例はさほど多くない。

もっとも、相手方を特定することがそもそも困難なインターネット上の事案では、相手方の年齢も「不明」となることが通常であることから、前記の傾向がインターネット上の事案にも該当するとは限らないことに留意が必要である。

- 人権侵犯事件における差別事案の類型の内訳を見ると、インターネット上の差別事例としては識別情報の摘示が大半を占めている。

これに対し、実社会における差別事例としては、結婚・交際に関する差別、差別落書き等の表現行為及び特定個人に対する誹謗中傷の事例が調査対象期間中のいずれの年においても一定数存在する一方で、雇用差別、正当な理由のない身元（戸籍）調査の事例はほとんど見られない。

また、いずれの類型にも該当しない「その他」に分類される事案も一定数存在するものの、その中で特定の差別事例の類型が突出しているというような状況は見られない。

- インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件は、増加傾向にあるが、人権侵犯事件全体としてもインターネット事件は増加傾向^{*30}にあり、部落差別に関するインターネット上の差別情報が突出して増加しているとまでは認められない。

別表

各管区内の法務局・地方法務局ごとの部落差別等に関する人権相談の総件数及び人権侵犯事件の総件数

*30 平成25年の895件から、平成29年の2,285件にまで増加している。

別表 1 - 1 部落差別等に関する人権相談の総件数

	平成27年	平成28年	平成29年	合計
東京	11	27	12	50
横浜	1	5	5	11
さいたま	11	9	9	29
千葉	2	4	1	7
水戸	3	4	0	7
宇都宮	2	2	7	11
前橋	3	3	5	11
静岡	7	3	1	11
甲府	0	0	1	1
長野	9	26	5	40
新潟	4	0	2	6
東京管区合計	53	83	48	184
大阪	16	20	28	64
京都	25	23	15	63
神戸	11	26	21	58
奈良	69	40	24	133
大津	13	9	16	38
和歌山	9	6	10	25
大阪管区合計	143	124	114	381
名古屋	14	9	10	33
津	14	18	8	40
岐阜	3	10	16	29
福井	0	3	0	3
金沢	0	4	4	8
富山	0	1	0	1
名古屋管区合計	31	45	38	114
広島	16	23	22	61
山口	2	4	4	10
岡山	11	13	25	49
鳥取	9	6	4	19
松江	5	2	2	9
広島管区合計	43	48	57	148
福岡	25	22	31	78
佐賀	0	1	2	3
長崎	1	0	0	1
大分	6	7	1	14
熊本	7	4	1	12
鹿児島	1	4	3	8
宮崎	0	2	0	2
那覇	0	0	0	0
福岡管区合計	40	40	38	118
仙台	0	1	2	3
福島	0	1	1	2
山形	1	0	2	3
盛岡	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0
青森	0	0	1	1
仙台管区合計	1	2	6	9
札幌	0	1	1	2
函館	0	0	0	0
旭川	0	1	0	1
釧路	0	0	1	1
札幌管区合計	0	2	2	4
高松	7	12	18	37
徳島	30	31	47	108
高知	14	14	13	41
松山	42	23	21	86
高松管区合計	93	80	99	272
総合計	404	424	402	1230

別表 1-2 実社会における部落差別等に関する人権相談の総件数

	平成27年	平成28年	平成29年	合計
東京	11	27	10	48
横浜	1	5	5	11
さいたま	11	9	8	28
千葉	2	4	1	7
水戸	3	4	0	7
宇都宮	2	2	7	11
前橋	3	3	5	11
静岡	7	3	0	10
甲府	0	0	1	1
長野	8	25	4	37
新潟	4	0	1	5
東京管区合計	52	82	42	176
大阪	16	19	24	59
京都	22	23	15	60
神戸	10	26	17	53
奈良	69	40	24	133
大津	13	9	15	37
和歌山	8	6	9	23
大阪管区合計	138	123	104	365
名古屋	14	9	10	33
津	14	18	8	40
岐阜	3	10	14	27
福井	0	3	0	3
金沢	0	4	4	8
富山	0	1	0	1
名古屋管区合計	31	45	36	112
広島	16	23	19	58
山口	2	4	4	10
岡山	11	13	25	49
鳥取	9	6	4	19
松江	3	2	2	7
広島管区合計	41	48	54	143
福岡	25	21	31	77
佐賀	0	1	2	3
長崎	1	0	0	1
大分	6	7	1	14
熊本	7	4	0	11
鹿児島	1	3	3	7
宮崎	0	1	0	1
那覇	0	0	0	0
福岡管区合計	40	37	37	114
仙台	0	1	2	3
福島	0	1	1	2
山形	1	0	2	3
盛岡	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0
青森	0	0	1	1
仙台管区合計	1	2	6	9
札幌	0	1	1	2
函館	0	0	0	0
旭川	0	1	0	1
釧路	0	0	1	1
札幌管区合計	0	2	2	4
高松	7	12	17	36
徳島	28	30	46	104
高知	14	13	12	39
松山	41	22	21	84
高松管区合計	90	77	96	263
総合計	393	416	377	1186

別表 1-3 インターネット上の部落差別等に関する人権相談の総件数

	平成27年	平成28年	平成29年	合計
東京	0	0	2	2
横浜	0	0	0	0
さいたま	0	0	1	1
千葉	0	0	0	0
水戸	0	0	0	0
宇都宮	0	0	0	0
前橋	0	0	0	0
静岡	0	0	1	1
甲府	0	0	0	0
長野	1	1	1	3
新潟	0	0	1	1
東京管区合計	1	1	6	8
大阪	0	1	4	5
京都	3	0	0	3
神戸	1	0	4	5
奈良	0	0	0	0
大津	0	0	1	1
和歌山	1	0	1	2
大阪管区合計	5	1	10	16
名古屋	0	0	0	0
津	0	0	0	0
岐阜	0	0	2	2
福井	0	0	0	0
金沢	0	0	0	0
富山	0	0	0	0
名古屋管区合計	0	0	2	2
広島	0	0	3	3
山口	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0
松江	2	0	0	2
広島管区合計	2	0	3	5
福岡	0	1	0	1
佐賀	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0
大分	0	0	0	0
熊本	0	0	1	1
鹿児島	0	1	0	1
宮崎	0	1	0	1
那覇	0	0	0	0
福岡管区合計	0	3	1	4
仙台	0	0	0	0
福島	0	0	0	0
山形	0	0	0	0
盛岡	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0
青森	0	0	0	0
仙台管区合計	0	0	0	0
札幌	0	0	0	0
函館	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0
札幌管区合計	0	0	0	0
高松	0	0	1	1
徳島	2	1	1	4
高知	0	1	1	2
松山	1	1	0	2
高松管区合計	3	3	3	9
総合計	11	8	25	44

別表 1 - 4 部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
東京	2	2	4	9	19	36
横浜	1	1	1	0	1	4
さいたま	0	1	1	0	0	2
千葉	4	2	0	2	1	9
水戸	0	1	0	0	0	1
宇都宮	0	0	1	2	2	5
前橋	2	3	3	2	2	12
静岡	1	0	0	0	0	1
甲府	0	0	0	0	0	0
長野	3	6	2	4	2	17
新潟	0	1	0	0	0	1
東京管区合計	13	17	12	19	27	88
大阪	2	11	3	2	7	25
京都	8	10	20	9	1	48
神戸	8	5	3	5	17	38
奈良	0	7	12	9	4	32
大津	1	4	4	2	5	16
和歌山	3	1	2	0	2	8
大阪管区合計	22	38	44	27	36	167
名古屋	5	1	2	0	2	10
津	4	3	7	4	1	19
岐阜	3	3	0	0	8	14
福井	0	0	0	1	0	1
金沢	0	0	0	1	0	1
富山	0	2	0	0	0	2
名古屋管区合計	12	9	9	6	11	47
広島	8	10	11	4	3	36
山口	2	1	0	3	2	8
岡山	0	0	9	0	5	14
鳥取	1	1	2	1	3	8
松江	0	0	1	1	1	3
広島管区合計	11	12	23	9	14	69
福岡	3	6	9	1	3	22
佐賀	1	1	0	0	0	2
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	1	2	1	0	0	4
熊本	0	2	1	2	0	5
鹿児島	2	0	0	1	1	4
宮崎	0	0	2	4	0	6
那覇	0	1	0	0	0	1
福岡管区合計	7	12	13	8	4	44
仙台	0	0	0	0	1	1
福島	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0
盛岡	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0
仙台管区合計	0	0	0	0	1	1
札幌	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0
札幌管区合計	0	0	0	0	0	0
高松	4	3	0	0	0	7
徳島	6	1	6	6	6	25
高知	1	11	9	1	4	26
松山	4	7	1	0	0	12
高松管区合計	15	22	16	7	10	70
総合計	80	110	117	76	103	486

別表 1-5 実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
東京	2	1	2	5	1	11
横浜	1	1	0	0	0	2
さいたま	0	1	1	0	0	2
千葉	4	1	0	2	0	7
水戸	0	1	0	0	0	1
宇都宮	0	0	1	1	0	2
前橋	2	3	2	2	2	11
静岡	1	0	0	0	0	1
甲府	0	0	0	0	0	0
長野	2	5	2	3	0	12
新潟	0	1	0	0	0	1
東京管区合計	12	14	8	13	3	50
大阪	2	10	3	2	4	21
京都	4	2	4	1	0	11
神戸	8	4	2	4	3	21
奈良	0	6	3	4	1	14
大津	1	4	4	2	5	16
和歌山	2	1	2	0	1	6
大阪管区合計	17	27	18	13	14	89
名古屋	5	0	2	0	2	9
津	2	2	5	4	1	14
岐阜	3	2	0	0	4	9
福井	0	0	0	1	0	1
金沢	0	0	0	1	0	1
富山	0	2	0	0	0	2
名古屋管区合計	10	6	7	6	7	36
広島	8	9	0	4	3	24
山口	2	1	0	3	2	8
岡山	0	0	8	0	5	13
鳥取	1	1	1	1	1	5
松江	0	0	0	1	1	2
広島管区合計	11	11	9	9	12	52
福岡	3	4	9	0	2	18
佐賀	1	1	0	0	0	2
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	1	2	1	0	0	4
熊本	0	2	1	2	0	5
鹿児島	2	0	0	0	0	2
宮崎	0	0	0	0	0	0
那覇	0	1	0	0	0	1
福岡管区合計	7	10	11	2	2	32
仙台	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0
盛岡	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0
仙台管区合計	0	0	0	0	0	0
札幌	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0
札幌管区合計	0	0	0	0	0	0
高松	4	2	0	0	0	6
徳島	6	1	6	4	6	23
高知	1	11	9	1	4	26
松山	4	7	1	0	0	12
高松管区合計	15	21	16	5	10	67
総合計	72	89	69	48	48	326

別表 1-6 インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
東京	0	1	2	4	18	25
横浜	0	0	1	0	1	2
さいたま	0	0	0	0	0	0
千葉	0	1	0	0	1	2
水戸	0	0	0	0	0	0
宇都宮	0	0	0	1	2	3
前橋	0	0	1	0	0	1
静岡	0	0	0	0	0	0
甲府	0	0	0	0	0	0
長野	1	1	0	1	2	5
新潟	0	0	0	0	0	0
東京管区合計	1	3	4	6	24	38
大阪	0	1	0	0	3	4
京都	4	8	16	8	1	37
神戸	0	1	1	1	14	17
奈良	0	1	9	5	3	18
大津	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	0	0	1	2
大阪管区合計	5	11	26	14	22	78
名古屋	0	1	0	0	0	1
津	2	1	2	0	0	5
岐阜	0	1	0	0	4	5
福井	0	0	0	0	0	0
金沢	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0
名古屋管区合計	2	3	2	0	4	11
広島	0	1	11	0	0	12
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	1	0	0	1
鳥取	0	0	1	0	2	3
松江	0	0	1	0	0	1
広島管区合計	0	1	14	0	2	17
福岡	0	2	0	1	1	4
佐賀	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	1	1	2
宮崎	0	0	2	4	0	6
那覇	0	0	0	0	0	0
福岡管区合計	0	2	2	6	2	12
仙台	0	0	0	0	1	1
福島	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0
盛岡	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0
仙台管区合計	0	0	0	0	1	1
札幌	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0
札幌管区合計	0	0	0	0	0	0
高松	0	1	0	0	0	1
徳島	0	0	0	2	0	2
高知	0	0	0	0	0	0
松山	0	0	0	0	0	0
高松管区合計	0	1	0	2	0	3
総合計	8	21	48	28	55	160

第3章 地方公共団体等が把握する差別事例の調査

第1 調査の概要

1 調査の手法

全国全ての地方公共団体（都道府県，市町村及び特別区。調査票を送付した平成31年2月時点で全1,788団体）と，それぞれに置かれた教育委員会に調査票を送付し，これに対する回答を求める手法によることとした。

2 調査内容

(1) 地方公共団体等に回答を求めた内容

地方公共団体等には，別添1（地方公共団体）及び別添2（教育委員会）の調査票を送付し，相談体制，受理した相談の内容，相談への対応等について回答を求めた^{*31}。また，部落差別解消推進法第1条に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と規定されていることを踏まえ，差別表現の類型につき，インターネット上のものとそれ以外のものとを分けて回答を求めるとともに，インターネット上の部落差別の問題に関する地方公共団体等の独自の取組についても回答を求めている。

(2) 本調査における地域ブロックの定義

調査結果の分析に当たっては，法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査との比較対照の便宜等を考慮し，法務局の管轄地域に対応して全国を以下の8つのブロックに分けた上，各地域の傾向をブロックごとに把握することとした。

- ・札幌ブロック 北海道
- ・仙台ブロック 宮城県，福島県，山形県，岩手県，秋田県，青森県
- ・東京ブロック 東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，山梨県，長野県，新潟県
- ・名古屋ブロック 愛知県，三重県，岐阜県，福井県，石川県，富山県
- ・大阪ブロック 大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，滋賀県，和歌山県
- ・広島ブロック 広島県，山口県，岡山県，鳥取県，島根県
- ・高松ブロック 香川県，徳島県，高知県，愛媛県
- ・福岡ブロック 福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，鹿児島県，宮崎県，沖縄県

*31 なお，法務省の人権擁護機関と異なり，地方公共団体等では相談対応等について全国統一的な統計の基準等がないため，必ずしも本調査の質問票に対応した統計を有しているとは限らない。そのため，いかなる情報を本調査の「部落差別に関する相談等」に計上すべきかについては，地方公共団体等の間で判断に差異が生じた可能性があり，本調査の結果を分析するに当たっては，この点に留意する必要がある。

第2 調査結果

1 地方公共団体の相談窓口で受理した相談

(1) 相談体制等

相談体制、相談窓口の形態、時間外対応の有無、専従職員の有無及び相談受付手段については、表2-1ないし2-3のとおりである。

表2-1 専門相談窓口の有無

	専門相談窓口の有無		
	あり	なし	合計
札幌	54 (30.0%)	126 (70.0%)	180 (100.0%)
仙台	89 (38.2%)	144 (61.8%)	233 (100.0%)
東京	264 (53.2%)	232 (46.8%)	496 (100.0%)
名古屋	98 (53.8%)	84 (46.2%)	182 (100.0%)
大阪	148 (72.5%)	56 (27.5%)	204 (100.0%)
広島	69 (61.6%)	43 (38.4%)	112 (100.0%)
高松	71 (71.7%)	28 (28.3%)	99 (100.0%)
福岡	152 (53.9%)	130 (46.1%)	282 (100.0%)
全体	945 (52.9%)	843 (47.1%)	1,788 (100.0%)

表 2-2 相談窓口の形態、時間外対応の有無、専従職員の有無

	常設・特設				時間外対応の有無			専従職員の有無		
	常設のみ	特設のみ	常設及び特設	合計	あり	なし	合計	あり	なし	合計
札幌	7 (13.0%)	47 (87.0%)	0 (0.0%)	54 (100.0%)	5 (9.3%)	49 (90.7%)	54 (100.0%)	4 (7.4%)	50 (92.6%)	54 (100.0%)
仙台	2 (2.2%)	85 (95.5%)	2 (2.2%)	89 (100.0%)	3 (3.4%)	86 (96.6%)	89 (100.0%)	4 (4.7%)	82 (95.3%)	86 (100.0%)
東京	59 (22.3%)	182 (68.9%)	23 (8.7%)	264 (100.0%)	27 (10.2%)	237 (89.8%)	264 (100.0%)	43 (16.7%)	214 (83.3%)	257 (100.0%)
名古屋	21 (21.4%)	69 (70.4%)	8 (8.2%)	98 (100.0%)	11 (11.2%)	87 (88.8%)	98 (100.0%)	9 (9.2%)	89 (90.8%)	98 (100.0%)
大阪	77 (52.0%)	40 (27.0%)	31 (20.9%)	148 (100.0%)	21 (14.2%)	127 (85.8%)	148 (100.0%)	42 (29.0%)	103 (71.0%)	145 (100.0%)
広島	43 (62.3%)	15 (21.7%)	11 (15.9%)	69 (100.0%)	16 (23.2%)	53 (76.8%)	69 (100.0%)	14 (20.6%)	54 (79.4%)	68 (100.0%)
高松	35 (49.3%)	23 (32.4%)	13 (18.3%)	71 (100.0%)	9 (12.7%)	62 (87.3%)	71 (100.0%)	15 (21.4%)	55 (78.6%)	70 (100.0%)
福岡	68 (44.7%)	73 (48.0%)	11 (7.2%)	152 (100.0%)	22 (14.5%)	130 (85.5%)	152 (100.0%)	31 (20.7%)	119 (79.3%)	150 (100.0%)
全体	312 (33.0%)	534 (56.5%)	99 (10.5%)	945 (100.0%)	114 (12.1%)	831 (87.9%)	945 (100.0%)	162 (17.5%)	766 (82.5%)	928 (100.0%)

表 2-3 相談受付手段

	地方公共団体数	面談	電話	手紙	メール	SNS	FAX	その他
札幌	54 (100.0%)	53 (98.1%)	23 (42.6%)	10 (18.5%)	7 (13.0%)	0 (0.0%)	6 (11.1%)	2 (3.7%)
仙台	89 (100.0%)	89 (100.0%)	21 (23.6%)	10 (11.2%)	6 (6.7%)	1 (1.1%)	6 (6.7%)	1 (1.1%)
東京	264 (100.0%)	262 (99.2%)	105 (39.8%)	62 (23.5%)	58 (22.0%)	4 (1.5%)	50 (18.9%)	4 (1.5%)
名古屋	98 (100.0%)	97 (99.0%)	42 (42.9%)	24 (24.5%)	21 (21.4%)	3 (3.1%)	19 (19.4%)	0 (0.0%)
大阪	148 (100.0%)	147 (99.3%)	120 (81.1%)	79 (53.4%)	71 (48.0%)	6 (4.1%)	66 (44.6%)	4 (2.7%)
広島	69 (100.0%)	69 (100.0%)	58 (84.1%)	42 (60.9%)	39 (56.5%)	4 (5.8%)	35 (50.7%)	2 (2.9%)
高松	71 (100.0%)	71 (100.0%)	53 (74.6%)	37 (52.1%)	31 (43.7%)	3 (4.2%)	30 (42.3%)	2 (2.8%)
福岡	152 (100.0%)	150 (98.7%)	96 (63.2%)	60 (39.5%)	47 (30.9%)	5 (3.3%)	43 (28.3%)	4 (2.6%)
全体	945 (100.0%)	938 (99.3%)	518 (54.8%)	324 (34.3%)	280 (29.6%)	26 (2.8%)	255 (27.0%)	19 (2.0%)

人権問題に関する専門相談窓口を設置しているのは全地方公共団体の約半数であるが、都道府県で見ると、31の都道府県が人権問題に関する専門相談窓口を設置しており^{*32}、また、設置していない都道府県においても大半が法務省の人権擁護機関等の人権相談窓口に関する案内をホームページに記載するなどしている。

また、地域別の傾向を見ると、人権問題に関する専門相談窓口の設置、常設窓口の設置、専従職員の配置について、いずれも、大阪、高松、広島、福岡の各ブロックで設置・配置されている地方公共団体の割合が比較的高い。

相談の受付方法については、人権問題に関する専門相談窓口を設けている地方公共団体のほぼ全てが面談による相談を行っているのに対し、電話、手紙、メール、F A

*32 設置していない16都道府県のうち、7都道府県が札幌ブロック及び仙台ブロックの都道府県である。

Xといった面談以外の方法による相談については、前記4ブロックで対応している地方公共団体の割合が比較的高い。

(2) 相談の件数及び類型

ア 相談件数の総数

全国及び地域別の部落差別に関する相談件数の総数は表2-4のとおりである^{*33}。

表2-4 全国及び地域別の相談件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仙台	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.04%)	1 (0.05%)
東京	1,275 (62.5%)	1,239 (59.7%)	1,323 (59.0%)	1,555 (65.7%)	1,474 (66.5%)
名古屋	51 (2.5%)	54 (2.6%)	77 (3.4%)	67 (2.8%)	65 (2.9%)
大阪	271 (13.3%)	298 (14.4%)	334 (14.9%)	282 (11.9%)	281 (12.7%)
広島	267 (13.1%)	309 (14.9%)	336 (15.0%)	302 (12.8%)	280 (12.6%)
高松	69 (3.4%)	58 (2.8%)	63 (2.8%)	47 (2.0%)	42 (1.9%)
福岡	106 (5.2%)	118 (5.7%)	109 (4.9%)	113 (4.8%)	74 (3.3%)
合計	2,039 (100.0%)	2,076 (100.0%)	2,242 (100.0%)	2,367 (100.0%)	2,217 (100.0%)

全国における相談件数の総数は、2,000ないし2,400件^{*34}程度で推移している。

また、地域別の相談件数を見ると、東京ブロックの相談件数が最も多く、次いで大阪、広島の各ブロックがほぼ同水準となっている。一方、札幌及び仙台的各ブロックではほとんど件数がない。

*33 地方公共団体の中には、モニタリングを行っているものがあるところ、モニタリングによる認知は「相談等」に該当しないことから、本調査の対象外としている。以下では、インターネット上の差別表現に係る相談件数として計上されたもののうち、モニタリングにより認知されたと明らかに認められるものについては、これを除外して分析を行っている。モニタリングによる認知件数を除外する前のインターネット上の差別表現に係る相談件数については、別表2-1参照。

*34 いくつかの地方公共団体等においては、記録が残っていない年がある。特に、年間100から200件を計上している東京ブロックの特定の地方公共団体から、平成25年分の相談件数について行政文書の保存期間が経過しているため件数が判明しないとの回答があったことから、上記で計上された平成25年中の件数は実際の相談件数を下回る可能性がある。

イ 相談類型別の件数^{*35}

全国における相談類型別の件数は表 2-5 のとおりである。

表 2-5 全国における類型別相談件数^{*36}

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総数	2,039	2,076	2,242	2,367	2,217
結婚・交際	82 (4.0%)	56 (2.7%)	103 (4.6%)	69 (2.9%)	40 (1.8%)
雇用	23 (1.1%)	46 (2.2%)	44 (2.0%)	13 (0.5%)	16 (0.7%)
商品・サービス提供	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	6 (0.3%)
差別表現	440 (21.6%)	448 (21.6%)	468 (20.9%)	595 (25.1%)	582 (26.3%)
うちネット	154	163	124	236	255
その他	1,391 (68.2%)	1,412 (68.0%)	1,508 (67.3%)	1,571 (66.4%)	1,485 (67.0%)

上記のとおり、調査対象期間を通じて、「その他」類型の相談件数が突出して多くなっている。「その他」類型の相談件数の大半は東京ブロック内の地方公共団体において計上されたものであり^{*37}、また、同ブロック内では「その他」類型の相談件数を毎年 100 から 500 件程度計上している特定の地方公共団体が複数存在している。「その他」類型の具体例としては、「同和地区」の所在の問合せ等のように部落差別との関係が示唆されるものも、子育てに関する相談や経営相談等のように部落差別との関係性が判然としないものも含まれている。

「その他」を除いた相談類型では、差別表現が大部分を占めており、続いて結婚・交際、雇用、商品・サービス提供の順となっている。結婚・交際及び雇用に関するものは毎年一定の件数が計上されているが、商品・サービス提供に関するものの件数はごくわずかにとどまっている。

(詳細は別表 2-2 ないし 2-5 参照)

ウ 差別表現に関する相談の傾向等

上記のとおり、「その他」を除いた相談類型で大部分を占めている差別表現に関する相談につき、その傾向等を見ることとする。

差別表現に関する相談については、さらに、特定人を対象としたものと特定人を対象としないものとの区分するとともに、これらのうちインターネット上のものの内訳についても回答を求めており、その内訳は表 2-6 のとおりである。

*35 相談件数につき、類型別の内訳を回答せず、総数のみを回答している地方公共団体があるため、内訳の合計と総数が一致しない場合がある（以下同じ）。

*36 かつこ内には総数に占める割合を記載している。

*37 東京ブロックでは、平成 25 年から平成 29 年にかけて、「その他」を毎年 1,000 件余り計上している。

表 2-6 全国における差別表現の相談件数内訳

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定人を対象とする差別表現	101	95	158	153	194
うちネット	14 (13.9%)	11 (11.6%)	20 (12.7%)	43 (28.1%)	84 (43.3%)
特定人を対象としない差別表現	304	324	289	398	354
うちネット	140 (46.1%)	152 (46.9%)	104 (36.0%)	193 (48.5%)	171 (48.3%)

特定人を対象としない差別表現に関する相談は、年間300から400件程度の件数を計上しており、その半数近くがインターネット上の差別表現に関するものである。

また、特定人を対象とする差別表現に関する相談は、平成25年の101件、平成26年の95件からおおむね増加傾向にあり、平成29年には194件となっている。インターネット上のものが占める割合も、平成25年には13.9%にとどまっていたものの、平成29年には43.3%に及んでいる。

差別表現に関する相談のブロック別の件数は表2-7及び2-8のとおりである。

表 2-7 ブロック別の差別表現（特定人を対象とするもの）の相談件数^{*38}

	平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年
札幌	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仙台	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
東京	8 (7.9%)	11 (11.6%)	11 (7.0%)	11 (7.2%)	65 (33.5%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (36.4%)	4 (36.4%)	56 (86.2%)
名古屋	12 (11.9%)	15 (15.8%)	23 (14.6%)	23 (15.0%)	21 (10.8%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)
大阪	45 (44.6%)	41 (43.2%)	84 (53.2%)	55 (35.9%)	68 (35.1%)
うちネット	6 (13.3%)	5 (12.2%)	0 (0.0%)	2 (3.6%)	11 (16.2%)
広島	8 (7.9%)	9 (9.5%)	17 (10.8%)	37 (24.2%)	23 (11.9%)
うちネット	0 (0.0%)	2 (22.2%)	11 (64.7%)	27 (73.0%)	13 (56.5%)
高松	18 (17.8%)	7 (7.4%)	9 (5.7%)	9 (5.9%)	8 (4.1%)
うちネット	7 (38.9%)	2 (28.6%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	1 (12.5%)
福岡	10 (9.9%)	12 (12.6%)	14 (8.9%)	18 (11.8%)	9 (4.6%)
うちネット	1 (10.0%)	2 (16.7%)	4 (28.6%)	7 (38.9%)	3 (33.3%)
合計	101 (100.0%)	95 (100.0%)	158 (100.0%)	153 (100.0%)	194 (100.0%)
うちネット	14 (13.9%)	11 (11.6%)	20 (12.7%)	43 (28.1%)	84 (43.3%)

*38 都道府県別の件数は別表 2-6 のとおりである。

表 2-8 ブロック別の差別表現（特定人を対象としないもの）の相談件数^{*39}

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
札幌	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仙台	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
東京	42 (13.8%)	61 (18.8%)	72 (24.9%)	186 (46.7%)	123 (34.7%)
うちネット	4 (9.5%)	15 (24.6%)	7 (9.7%)	90 (48.4%)	73 (59.3%)
名古屋	19 (6.3%)	19 (5.9%)	13 (4.5%)	16 (4.0%)	16 (4.5%)
うちネット	5 (26.3%)	4 (21.1%)	3 (23.1%)	3 (18.8%)	4 (25.0%)
大阪	95 (31.3%)	90 (27.8%)	81 (28.0%)	72 (18.1%)	97 (27.4%)
うちネット	17 (17.9%)	23 (25.6%)	12 (14.8%)	11 (15.3%)	26 (26.8%)
広島	77 (25.3%)	81 (25.0%)	48 (16.6%)	60 (15.1%)	79 (22.3%)
うちネット	64 (83.1%)	62 (76.5%)	26 (54.2%)	50 (83.3%)	61 (77.2%)
高松	22 (7.2%)	28 (8.6%)	24 (8.3%)	16 (4.0%)	12 (3.4%)
うちネット	12 (54.5%)	16 (57.1%)	18 (75.0%)	7 (43.8%)	3 (25.0%)
福岡	49 (16.1%)	45 (13.9%)	51 (17.6%)	48 (12.1%)	27 (7.6%)
うちネット	38 (77.6%)	32 (71.1%)	38 (74.5%)	32 (66.7%)	4 (14.8%)
合計	304 (100.0%)	324 (100.0%)	289 (100.0%)	398 (100.0%)	354 (100.0%)
うちネット	140 (46.1%)	152 (46.9%)	104 (36.0%)	193 (48.5%)	171 (48.3%)

特定人を対象とするものについては平成 29 年に、特定人を対象としないものについては平成 28 年以降に、東京ブロックの件数が大幅に増加している。東京ブロックで増加した相談件数の大部分は、インターネット上の差別表現に関するものとなっている。

*39 都道府県別の件数は別表 2-7 のとおりである。

この点、特定人を対象としないものについては平成28年から、特定人を対象とするものについては平成29年から、従前、インターネット上の差別表現に関する相談がほとんど計上されていなかった複数の地方公共団体において、一斉に数件ずつのインターネット上の差別表現に関する相談が計上されており、その結果として、東京ブロック内の相談件数が急増していることが認められる。

これ以外の地域差及び経年変化を見ると、特定人を対象とする差別表現に関する相談では、大阪ブロックの件数が多く、名古屋及び広島各ブロックがこれに続いているが、大きな経年変化は見られない。また、特定人を対象としない差別表現に関する相談では、東京、大阪の各ブロックに次いで広島及び福岡の各ブロックが相当の件数を占めているが、これも大きな経年変化は見られない。

(3) 相談への対応

相談対応については、表2-9のとおりである*40。

表2-9 全国における相談の対応別件数*41

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
関係機関の案内・紹介、対応依頼	731 (38.2%)	847 (41.6%)	882 (39.3%)	947 (40.7%)	830 (37.7%)
行為者への改善要求等、解決を図った	245 (12.8%)	270 (13.2%)	283 (12.6%)	296 (12.7%)	327 (14.9%)
事後的な対応は特になかった	123 (6.4%)	106 (5.2%)	132 (5.9%)	135 (5.8%)	129 (5.9%)
その他	372 (19.4%)	469 (23.0%)	640 (28.5%)	639 (27.4%)	613 (27.9%)
不明	444 (23.2%)	346 (17.0%)	310 (13.8%)	312 (13.4%)	301 (13.7%)
合計	1,915 (100.0%)	2,038 (100.0%)	2,247 (100.0%)	2,329 (100.0%)	2,200 (100.0%)

「事後的な対応は特になかった」とするものは、いずれの年においても相談対応件数の約5～6%程度にとどまっている。対応が不明とされているものも相当数ある。

相談対応に関する地域差及び経年変化については、特筆すべき傾向は見られなかった（地域別の詳細については、別表2-8参照）。

(4) インターネット上の部落差別への取組

インターネット上の部落差別への取組として、133の地方公共団体がモニタリングを現に実施していると回答し、36の地方公共団体が実施予定又は検討中であると回答している。そのうち、複数の地方公共団体が、プロバイダ等に対して自ら削除依頼を行ったり、法務局にプロバイダ等への削除要請を求めたりしている旨回答している。また、近隣の複数の地方公共団体で連携してモニタリングを実施している例もみ

*40 1つの相談について複数の対応をした場合には、該当するものを全て計上することとしているため、対応類型ごとの件数の合計が前記1(2)アの相談件数の総数を上回っている場合がある。

*41 「その他」には、啓発活動の実施等が含まれている。

られる。

2 教育委員会の相談窓口で受理した相談

(1) 相談体制等

相談体制，時間外対応の有無，専従職員の有無及び相談受付手段については，表 2-10 ないし 2-12 のとおりである。

表 2-10 人権問題に関する相談窓口の有無^{*42*43}

	人権問題に関する相談窓口の有無				
	専門的相談 窓口あり	総合的相談 窓口あり	所管部署に おいて各所 掌に関する 人権相談に 対応	その他	合計
札幌	1	19	128	30	178
	(0.6%)	(10.7%)	(71.9%)	(16.9%)	(100.0%)
仙台	0	38	172	20	230
	(0.0%)	(16.5%)	(74.8%)	(8.7%)	(100.0%)
東京	3	120	330	45	498
	(0.6%)	(24.1%)	(66.3%)	(9.0%)	(100.0%)
名古屋	4	51	109	15	179
	(2.2%)	(28.5%)	(60.9%)	(8.4%)	(100.0%)
大阪	12	60	121	19	212
	(5.7%)	(28.3%)	(57.1%)	(9.0%)	(100.0%)
広島	6	27	72	6	111
	(5.4%)	(24.3%)	(64.9%)	(5.4%)	(100.0%)
高松	6	13	75	3	97
	(6.2%)	(13.4%)	(77.3%)	(3.1%)	(100.0%)
福岡	8	44	206	27	285
	(2.8%)	(15.4%)	(72.3%)	(9.5%)	(100.0%)
全体	40	372	1,213	165	1,790
	(2.2%)	(20.8%)	(67.8%)	(9.2%)	(100.0%)

*42 複数回答をした教育委員会があるため，全体の合計が 1,788 を上回っている。

*43 「総合的相談窓口」とは，人権問題に限らず相談に応じる総合的な窓口を指す。

表 2 - 1 1 時間外対応の有無, 専従職員の有無^{*44}

	時間外対応の有無			専従職員の有無		
	あり	なし	合計	あり	なし	合計
札幌	9 (39.1%)	14 (60.9%)	23 (100.0%)	8 (36.4%)	14 (63.6%)	22 (100.0%)
仙台	7 (18.4%)	31 (81.6%)	38 (100.0%)	19 (48.7%)	20 (51.3%)	39 (100.0%)
東京	29 (21.8%)	104 (78.2%)	133 (100.0%)	66 (49.6%)	67 (50.4%)	133 (100.0%)
名古屋	16 (28.6%)	40 (71.4%)	56 (100.0%)	22 (38.6%)	35 (61.4%)	57 (100.0%)
大阪	10 (14.9%)	57 (85.1%)	67 (100.0%)	27 (39.7%)	41 (60.3%)	68 (100.0%)
広島	10 (26.3%)	28 (73.7%)	38 (100.0%)	14 (37.8%)	23 (62.2%)	37 (100.0%)
高松	2 (10.0%)	18 (90.0%)	20 (100.0%)	6 (30.0%)	14 (70.0%)	20 (100.0%)
福岡	6 (10.9%)	49 (89.1%)	55 (100.0%)	21 (36.8%)	36 (63.2%)	57 (100.0%)
全体	89 (20.7%)	341 (79.3%)	430 (100.0%)	183 (42.3%)	250 (57.7%)	433 (100.0%)

表 2 - 1 2 相談受付手段

	教育委員会数	面談	電話	手紙	メール	SNS	FAX	その他
札幌	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	12 (60.0%)	13 (65.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)	1 (5.0%)
仙台	38 (100.0%)	34 (89.5%)	36 (94.7%)	18 (47.4%)	17 (44.7%)	2 (5.3%)	10 (26.3%)	1 (2.6%)
東京	123 (100.0%)	116 (94.3%)	120 (97.6%)	51 (41.5%)	71 (57.7%)	6 (4.9%)	32 (26.0%)	3 (2.4%)
名古屋	55 (100.0%)	49 (89.1%)	54 (98.2%)	23 (41.8%)	30 (54.5%)	2 (3.6%)	15 (27.3%)	2 (3.6%)
大阪	72 (100.0%)	62 (86.1%)	65 (90.3%)	35 (48.6%)	41 (56.9%)	4 (5.6%)	27 (37.5%)	2 (2.8%)
広島	33 (100.0%)	31 (93.9%)	32 (97.0%)	21 (63.6%)	19 (57.6%)	1 (3.0%)	18 (54.5%)	1 (3.0%)
高松	19 (100.0%)	17 (89.5%)	17 (89.5%)	13 (68.4%)	11 (57.9%)	2 (10.5%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)
福岡	52 (100.0%)	49 (94.2%)	49 (94.2%)	26 (50.0%)	23 (44.2%)	2 (3.8%)	16 (30.8%)	1 (1.9%)
全体	412 (100.0%)	377 (91.5%)	393 (95.4%)	199 (48.3%)	225 (54.6%)	19 (4.6%)	133 (32.3%)	12 (2.9%)

*44 相談窓口ありと回答しなかった一部の教育委員会がこれらの質問に回答した結果、「時間外対応の有無」、「専従職員の有無」のそれぞれの回答の合計が相談窓口ありと回答した教育委員会数の合計である412を上回っている。

67. 8%の教育委員会が各担当部署において各種の人権相談を受け付けている。加えて、人権問題に関する専門相談窓口や、人権問題に限定しない総合的な相談窓口を設けている教育委員会も一定数見られる。

さらに、時間外対応を行ったり、専従職員を置いたりしている教育委員会も一定数見られる。

以上の傾向は全国を通じておおむね同様であり、相談受付手段も含め、地方公共団体のような地域ごとの差異は見られない。

(2) 把握した事案の件数及び類型

ア 把握した事案の件数の総数

全国及び地域別の教育委員会が把握した部落差別に関する事案の総数は表2-13のとおりである。

表2-13 全国及び地域別の教育委員会が把握した事案の件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仙台	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
東京	43 (29.9%)	31 (23.3%)	40 (25.3%)	99 (51.3%)	162 (62.5%)
名古屋	11 (7.6%)	14 (10.5%)	8 (5.1%)	7 (3.6%)	6 (2.3%)
大阪	22 (15.3%)	34 (25.6%)	43 (27.2%)	32 (16.6%)	35 (13.5%)
広島	4 (2.8%)	4 (3.0%)	4 (2.5%)	1 (0.5%)	4 (1.5%)
高松	17 (11.8%)	18 (13.5%)	14 (8.9%)	14 (7.3%)	7 (2.7%)
福岡	47 (32.6%)	32 (24.1%)	49 (31.0%)	40 (20.7%)	45 (17.4%)
合計	144 (100.0%)	133 (100.0%)	158 (100.0%)	193 (100.0%)	259 (100.0%)

平成27年までは東京、大阪及び福岡の3ブロックで全体の7割以上を占めているが、平成28年及び平成29年は、東京ブロックの件数が大幅に増加し、単独で全体の半数以上を占めている。一方、札幌及び仙台ブロックでは相談はなかった。

イ 事案の類型別の件数

教育委員会が把握した事案の類型別の件数は表2-14のとおりである。

表 2-14 全国における類型別の件数^{*45}

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総数	144	133	158	193	259
結婚・交際	4 (2.8%)	2 (1.5%)	12 (7.6%)	3 (1.6%)	2 (0.8%)
友人等の人間関係 (仲間はずれ等)	6 (4.2%)	10 (7.5%)	4 (2.5%)	6 (3.1%)	4 (1.5%)
雇用	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (2.5%)	5 (2.6%)	3 (1.2%)
商品・サービス提供	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別表現	80 (55.6%)	91 (68.4%)	100 (63.3%)	136 (70.5%)	194 (74.9%)
うちネット	22	15	10	69	110
その他	54 (37.5%)	30 (22.6%)	38 (24.1%)	43 (22.3%)	56 (21.6%)

類型別の件数では、いずれの年も差別表現に関するものが全体の半数から 7 割程度を占めており、特に平成 28 年以降に件数が急増している。

差別表現以外の類型では、「その他」の件数が多くなっているところ、具体例としては、「同和地区」の所在の問合せ等が挙げられている。

差別表現及び「その他」以外の類型は、件数がほとんどなく、地域差及び経年変化について特筆すべき傾向は見られなかった。

(詳細は別表 2-9 ないし 2-12 参照)

ウ 差別表現に関する事案の傾向等

上記のとおり全体の半数から 7 割程度を占める差別表現に関する事案について、その傾向等を見ることとする。

差別表現に関する事案については、さらに、特定人を対象としたものと特定人を対象としないものに区分するとともに、これらのうちインターネット上のものの内訳についても回答を求めており、その内訳は表 2-15 のとおりである。

表 2-15 全国における差別表現の件数内訳

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特定人を対象とする 差別表現	26	18	33	25	83
うちネット	1 (3.8%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	45 (54.2%)
特定人を対象としない 差別表現	50	58	45	100	97
うちネット	21 (42.0%)	13 (22.4%)	10 (22.2%)	68 (68.0%)	65 (67.0%)

特定人を対象としない差別表現に関する事案は、平成 27 年までは 50 件前後に

*45 かつこ内には総数に占める割合を記載している。

とどまっていたものの、平成28年以降は100件程度まで急増している。これらのうち、インターネット上のものは平成27年までは10～20件程度であったが、平成28年以降、60件以上に急増している。

特定人を対象とする差別表現に関する事案は、平成28年までは20～30件程度にとどまっていたものの、平成29年には83件と急増している。また、インターネット上で行われたものは平成28年までは1、2件しかなかったものの、平成29年には45件と急増している。

差別表現に関する事案のブロック別の件数は表2-16及び2-17のとおりである。

表 2-16 ブロック別の差別表現（特定人を対象とするもの）の件数^{*46}

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仙台	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
東京	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	47 (56.6%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	45 (95.7%)
名古屋	3 (11.5%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
大阪	4 (15.4%)	4 (22.2%)	8 (24.2%)	3 (12.0%)	7 (8.4%)
うちネット	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
広島	1 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高松	3 (11.5%)	3 (16.7%)	3 (9.1%)	4 (16.0%)	1 (1.2%)
うちネット	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡	15 (57.7%)	8 (44.4%)	22 (66.7%)	16 (64.0%)	27 (32.5%)
うちネット	0 (0.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	26 (100.0%)	18 (100.0%)	33 (100.0%)	25 (100.0%)	83 (100.0%)
うちネット	1 (3.8%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	45 (54.2%)

*46 都道府県別の件数は別表 2-13 のとおりである。

表 2-17 ブロック別の差別表現（特定人を対象としないもの）の件数^{*47}

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
札幌	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仙台	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
東京	4 (8.0%)	13 (22.4%)	1 (2.2%)	58 (58.0%)	63 (64.9%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	57 (98.3%)	60 (95.2%)
名古屋	3 (6.0%)	5 (8.6%)	1 (2.2%)	6 (6.0%)	6 (6.2%)
うちネット	1 (33.3%)	1 (20.0%)	1 (100.0%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)
大阪	9 (18.0%)	10 (17.2%)	13 (28.9%)	11 (11.0%)	11 (11.3%)
うちネット	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)
広島	0 (0.0%)	3 (5.2%)	3 (6.7%)	0 (0.0%)	2 (2.1%)
うちネット	0 (0.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
高松	11 (22.0%)	11 (19.0%)	7 (15.6%)	9 (9.0%)	5 (5.2%)
うちネット	3 (27.3%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	4 (44.4%)	1 (20.0%)
福岡	23 (46.0%)	16 (27.6%)	20 (44.4%)	16 (16.0%)	10 (10.3%)
うちネット	17 (73.9%)	9 (56.3%)	9 (45.0%)	5 (31.3%)	0 (0.0%)
合計	50 (100.0%)	58 (100.0%)	45 (100.0%)	100 (100.0%)	97 (100.0%)
うちネット	21 (42.0%)	13 (22.4%)	10 (22.2%)	68 (68.0%)	65 (67.0%)

特定人を対象とするものは平成 29 年に、特定人を対象としないものは、平成 28 年以降に、東京ブロックの件数が大幅に増加している。また、件数増加の大部分は、インターネット上で行われたものが大部分を占めている。

このような東京ブロックにおける件数増加の傾向については、複数の教育委員会において、平成 28 年以降、一斉に数件ずつのインターネット上の差別表現に関する事

*47 都道府県別の件数は別表 2-14 のとおりである。

案が計上され、東京ブロック内の件数が急増していることが認められる^{*48}。

この点以外に、地域差及び経年変化について特筆すべき傾向は見られなかった。

(3) 学校等の種別ごとの傾向等

学校等の種別ごとの件数は別表 2-15 のとおりであり、特筆すべき傾向等はみられなかった。

(4) 事案把握後の対応

事案把握後の対応については、表 2-18 のとおりである^{*49*50}。

表 2-18 全国における事案の対応件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	53 (31.4%)	53 (31.2%)	52 (26.1%)	53 (22.5%)	52 (17.4%)
関係機関の案内・紹介、対応依頼	21 (12.4%)	32 (18.8%)	42 (21.1%)	61 (25.8%)	65 (21.7%)
行為者への改善要求等、解決を図った	20 (11.8%)	22 (12.9%)	22 (11.1%)	14 (5.9%)	16 (5.4%)
事後的な対応は特になかった	23 (13.6%)	11 (6.5%)	15 (7.5%)	19 (8.1%)	24 (8.0%)
その他	46 (27.2%)	49 (28.8%)	66 (33.2%)	85 (36.0%)	134 (44.8%)
不明	6 (3.6%)	3 (1.8%)	2 (1.0%)	4 (1.7%)	8 (2.7%)
合計	169 (100.0%)	170 (100.0%)	199 (100.0%)	236 (100.0%)	299 (100.0%)

「事後的な対応は特になかった」とするものは、いずれの年においても把握した事案の対応件数の約 10% 前後にとどまっている。

事案対応に関する地域差及び経年変化については、特筆すべき傾向は見られなかった（詳細については別表 2-16 参照）。

(5) インターネット上の部落差別への取組

47 の教育委員会が現にモニタリングを実施していると回答し、3 の教育委員会が実施予定又は検討中である（地方公共団体のいわゆる首長部局との連携も含む。）と回答している。

*48 平成 28 年以降に新たにインターネット上の差別表現に関する事案を計上した複数の教育委員会では、教育委員会が把握した部落差別に関する事案の典型的な事例として、全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイトや、「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイトを挙げている。

*49 1 つの事案について複数の対応をした場合には、該当するものを全て計上することとしているため、対応類型ごとの件数の合計が前記 2(2)ア 把握した事案の件数の総数を上回っている場合がある。

*50 「その他」には、啓発活動の実施等が含まれている。

第3 調査結果のまとめ

地方公共団体等が把握する差別事例の調査結果からは、部落差別の現状について、以下のような評価ができる。

- 地方公共団体では、人権問題に関する専門相談窓口を設けているものが半数以上にのぼっている。都道府県ではその割合が更に高くなっており、人権問題に関する専門相談窓口を設けていない都道府県においても、他機関の相談窓口を紹介するなどしている。また、多くの教育委員会も、人権問題に関する相談に対応できる体制を設けている。
- 地方公共団体の相談窓口で受理した相談は、「その他」を除いたものの大部分を差別表現が占めており、その多くが特定人を対象としないものである。また、特定人を対象としない差別表現の約半数がインターネット上で行われたものとなっている。
もともと、インターネット上の差別表現については、その性質上、同一のウェブサイトが複数の地方公共団体で重複して計上されている可能性もあることから、相談件数が必ずしもインターネット上の差別情報の数を反映しているとは限らない点に留意が必要である。
差別表現以外の類型では、結婚・交際、雇用に関するものが一定数存在するものの、商品・サービス提供に関する相談はほとんどない。
- 教育委員会が把握した事案は、件数自体が少ないため分析は困難であるが、差別表現、特にインターネット上のものが多数を占めることなど、地方公共団体とおおむね同様の傾向がうかがわれる。

別表 2-1 モニタリングによる認知件数除外前のインターネット上の差別表現の相談件数

仙台	0	0	0	0	0
特定人を対象とするもの	0	0	0	0	0
特定人を対象としないもの	0	0	0	0	0
東京	4	15	11	94	129
特定人を対象とするもの	0	0	4	4	56
特定人を対象としないもの	4	15	7	90	73
名古屋	168	189	240	309	370
特定人を対象とするもの	0	0	0	2	0
特定人を対象としないもの	5	4	3	3	4
大阪	28	34	16	17	157
特定人を対象とするもの	9	5	2	2	11
特定人を対象としないもの	19	29	14	15	146
広島	64	64	37	77	74
特定人を対象とするもの	0	2	11	27	13
特定人を対象としないもの	64	62	26	50	61
高松	19	18	19	8	4
特定人を対象とするもの	7	2	1	1	1
特定人を対象としないもの	12	16	18	7	3
福岡	39	304	354	1,869	4,072
特定人を対象とするもの	1	2	4	8	4
特定人を対象としないもの	38	302	350	1,861	4,068
合計	322	624	677	2,374	4,806
特定人を対象とするもの	17	11	22	44	85
特定人を対象としないもの	142	428	418	2,026	4,355

別表 2-2 地方公共団体における地域別の結婚・交際の相談件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌	0	0	0	0	0
仙台	0	0	0	0	0
東京	24	12	29	31	11
名古屋	6	7	31	12	5
大阪	14	14	22	11	14
広島	9	5	6	2	2
高松	16	12	10	9	4
福岡	13	6	5	4	4
合計	82	56	103	69	40

別表 2-3 地方公共団体における地域別の雇用の相談件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌	0	0	0	0	0
仙台	0	0	0	0	0
東京	0	1	3	1	1
名古屋	4	1	0	1	0
大阪	12	29	8	8	4
広島	4	14	30	2	5
高松	3	1	3	1	4
福岡	0	0	0	0	2
合計	23	46	44	13	16

別表 2-4 地方公共団体における地域別の商品・サービス提供の相談件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌	0	0	0	0	0
仙台	0	0	0	0	0
東京	0	0	1	0	4
名古屋	0	0	0	0	0
大阪	0	0	1	2	2
広島	0	0	0	0	0
高松	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	2	6

別表 2-5 地方公共団体における地域別のその他の相談件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌	0	0	0	0	0
仙台	0	0	0	0	0
東京	1,123	1,088	1,149	1,224	1,177
名古屋	10	11	10	15	23
大阪	83	110	114	116	90
広島	149	183	211	191	160
高松	8	8	14	9	14
福岡	18	12	10	16	21
合計	1,391	1,412	1,508	1,571	1,485

別表2-6 地方公共団体における都道府県別の差別表現（特定人を対象とするもの）の相談件数

		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
北海道	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
青森県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
岩手県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
宮城県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
秋田県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山形県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福島県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
茨城県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	1	(1)	0	(0)	2	(2)
栃木県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)
群馬県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(2)
埼玉県	(うちネット)	0	(0)	2	(0)	1	(1)	6	(2)	37	(35)
千葉県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
東京都	(うちネット)	5	(0)	0	(0)	1	(1)	1	(0)	1	(1)
神奈川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	3	(2)	7	(5)
新潟県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	10	(10)
富山県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
石川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福井県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山梨県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
長野県	(うちネット)	1	(0)	4	(0)	4	(0)	1	(0)	4	(0)
岐阜県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	1	(0)	2	(2)	0	(0)
静岡県	(うちネット)	0	(0)	3	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
愛知県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
三重県	(うちネット)	11	(0)	14	(0)	22	(0)	20	(0)	20	(0)
滋賀県	(うちネット)	3	(0)	1	(0)	2	(0)	4	(0)	7	(1)
京都府	(うちネット)	3	(1)	1	(0)	5	(0)	5	(0)	3	(0)
大阪府	(うちネット)	20	(5)	23	(2)	58	(0)	28	(0)	34	(7)
兵庫県	(うちネット)	6	(0)	9	(2)	6	(0)	1	(0)	10	(1)
奈良県	(うちネット)	3	(0)	3	(1)	8	(0)	13	(2)	7	(2)
和歌山県	(うちネット)	10	(0)	4	(0)	5	(0)	4	(0)	7	(0)
鳥取県	(うちネット)	7	(0)	3	(0)	3	(1)	6	(0)	4	(2)
島根県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
岡山県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)
広島県	(うちネット)	0	(0)	5	(2)	13	(10)	30	(27)	16	(11)
山口県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
徳島県	(うちネット)	3	(0)	1	(1)	3	(0)	3	(1)	4	(0)
香川県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)
愛媛県	(うちネット)	5	(0)	5	(1)	2	(1)	1	(0)	0	(0)
高知県	(うちネット)	9	(7)	1	(0)	4	(0)	5	(0)	2	(1)
福岡県	(うちネット)	8	(0)	7	(1)	10	(0)	9	(1)	5	(0)
佐賀県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
長崎県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
熊本県	(うちネット)	1	(0)	1	(0)	1	(1)	1	(0)	0	(0)
大分県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)
宮崎県	(うちネット)	1	(1)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
鹿児島県	(うちネット)	0	(0)	1	(1)	3	(3)	6	(6)	4	(3)
沖縄県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合計	(うちネット)	101	(14)	95	(11)	158	(20)	153	(43)	194	(84)

別表 2-7 地方公共団体における都道府県別の差別表現（特定人を対象としないもの）の相談件数

		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
北海道	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
青森県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
岩手県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
宮城県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
秋田県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山形県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福島県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
茨城県	(うちネット)	0	(0)	4	(1)	2	(2)	2	(0)	2	(0)
栃木県	(うちネット)	1	(1)	0	(0)	1	(1)	2	(2)	1	(0)
群馬県	(うちネット)	4	(0)	9	(7)	2	(1)	7	(5)	3	(1)
埼玉県	(うちネット)	4	(0)	13	(0)	4	(0)	84	(72)	65	(65)
千葉県	(うちネット)	0	(0)	2	(1)	1	(1)	0	(0)	1	(1)
東京都	(うちネット)	31	(2)	25	(1)	60	(1)	82	(7)	40	(1)
神奈川県	(うちネット)	0	(0)	5	(5)	1	(1)	1	(1)	3	(3)
新潟県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(3)	1	(0)
富山県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(1)	1	(1)
石川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福井県	(うちネット)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山梨県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
長野県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)	5	(2)
岐阜県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	3	(3)
静岡県	(うちネット)	1	(1)	3	(0)	1	(0)	2	(0)	2	(0)
愛知県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	2	(0)	0	(0)
三重県	(うちネット)	18	(4)	18	(3)	11	(3)	11	(1)	12	(0)
滋賀県	(うちネット)	4	(0)	5	(0)	5	(0)	4	(0)	3	(0)
京都府	(うちネット)	2	(1)	1	(1)	4	(0)	6	(1)	3	(0)
大阪府	(うちネット)	56	(7)	54	(10)	52	(6)	38	(4)	59	(17)
兵庫県	(うちネット)	20	(6)	10	(6)	11	(5)	12	(5)	15	(5)
奈良県	(うちネット)	6	(0)	9	(4)	3	(0)	3	(0)	2	(0)
和歌山県	(うちネット)	7	(3)	11	(2)	6	(1)	9	(1)	15	(4)
鳥取県	(うちネット)	5	(3)	5	(1)	9	(2)	7	(3)	8	(3)
島根県	(うちネット)	0	(0)	1	(1)	3	(2)	1	(1)	1	(1)
岡山県	(うちネット)	3	(2)	2	(2)	2	(1)	3	(2)	2	(0)
広島県	(うちネット)	68	(59)	70	(57)	34	(21)	48	(43)	68	(57)
山口県	(うちネット)	1	(0)	3	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
徳島県	(うちネット)	4	(1)	2	(0)	3	(0)	5	(4)	4	(1)
香川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)
愛媛県	(うちネット)	1	(0)	3	(0)	3	(1)	4	(0)	2	(0)
高知県	(うちネット)	17	(11)	23	(16)	17	(17)	7	(3)	5	(2)
福岡県	(うちネット)	24	(21)	28	(19)	39	(30)	29	(18)	18	(2)
佐賀県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
長崎県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	2	(0)
熊本県	(うちネット)	3	(0)	2	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)
大分県	(うちネット)	18	(17)	9	(9)	9	(8)	7	(5)	4	(0)
宮崎県	(うちネット)	0	(0)	5	(3)	2	(0)	8	(7)	0	(0)
鹿児島県	(うちネット)	2	(0)	1	(1)	0	(0)	2	(2)	2	(2)
沖縄県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合計	(うちネット)	304	(140)	324	(152)	289	(104)	398	(193)	354	(171)

別表2-8 地方公共団体における地域別の相談対応件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌					
関係機関の案内・紹介、対応依頼	0	0	0	0	0
行為者への改善要求等、解決を図った	0	0	0	0	0
事後対応特になし	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0
仙台					
関係機関の案内・紹介、対応依頼	0	0	0	0	0
行為者への改善要求等、解決を図った	0	0	0	0	0
事後対応特になし	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	1	1
東京					
関係機関の案内・紹介、対応依頼	580	637	634	741	620
行為者への改善要求等、解決を図った	16	17	30	26	32
事後対応特になし	11	12	17	17	39
その他	112	174	287	378	388
不明	392	279	251	271	278
名古屋					
関係機関の案内・紹介、対応依頼	34	36	56	44	43
行為者への改善要求等、解決を図った	40	29	61	50	41
事後対応特になし	0	2	5	5	4
その他	3	5	4	6	8
不明	0	0	1	0	0
大阪					
関係機関の案内・紹介、対応依頼	56	106	120	83	88
行為者への改善要求等、解決を図った	56	94	90	71	96
事後対応特になし	47	52	64	78	52
その他	92	78	92	60	69
不明	15	8	2	4	6
広島					
関係機関の案内・紹介、対応依頼	26	34	40	33	47
行為者への改善要求等、解決を図った	96	79	68	105	104
事後対応特になし	33	23	28	18	22
その他	99	159	181	145	105
不明	19	16	26	9	9
高松					
関係機関の案内・紹介、対応依頼	17	19	14	14	7
行為者への改善要求等、解決を図った	23	30	17	15	23
事後対応特になし	10	5	6	7	9
その他	26	22	32	19	15
不明	0	0	0	0	0
福岡					
関係機関の案内・紹介、対応依頼	18	15	18	32	25
行為者への改善要求等、解決を図った	14	21	17	29	31
事後対応特になし	22	12	12	10	3
その他	40	31	44	31	28
不明	18	43	30	27	7

別表２－９ 教育委員会における地域別の結婚・交際の件数

	平成２５年	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年
札幌	０	０	０	０	０
仙台	０	０	０	０	０
東京	２	０	１１	１	１
名古屋	１	１	０	０	０
大阪	１	０	１	２	１
広島	０	０	０	０	０
高松	０	１	０	０	０
福岡	０	０	０	０	０
合計	４	２	１２	３	２

別表２－１０ 教育委員会における地域別の友人等の人間関係（仲間外れ等）の件数

	平成２５年	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年
札幌	０	０	０	０	０
仙台	０	０	０	０	０
東京	０	０	０	１	０
名古屋	３	３	２	０	０
大阪	０	２	１	２	１
広島	０	０	０	０	０
高松	０	１	０	１	０
福岡	３	４	１	２	３
合計	６	１０	４	６	４

別表２－１１ 教育委員会における地域別の雇用の件数

	平成２５年	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年
札幌	０	０	０	０	０
仙台	０	０	０	０	０
東京	０	０	０	０	０
名古屋	０	０	０	０	０
大阪	０	０	０	０	０
広島	０	０	０	０	０
高松	０	０	０	０	０
福岡	０	０	４	５	３
合計	０	０	４	５	３

別表 2-12 教育委員会における地域別のその他の件数

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
札幌	0	0	0	0	0
仙台	0	0	0	0	0
東京	37	18	28	38	51
名古屋	1	2	3	0	0
大阪	8	6	2	3	3
広島	3	0	1	1	0
高松	1	1	2	0	0
福岡	4	3	2	1	2
合計	54	30	38	43	56

別表2-13 教育委員会における都道府県別の差別表現（特定人を対象とするもの）の件数

		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
北海道	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
青森県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
岩手県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
宮城県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
秋田県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山形県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福島県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
茨城県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
栃木県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
群馬県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
埼玉県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	46	(45)
千葉県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
東京都	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
神奈川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
新潟県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
富山県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
石川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福井県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山梨県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
長野県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
岐阜県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
静岡県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
愛知県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
三重県	(うちネット)	3	(0)	3	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
滋賀県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
京都府	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
大阪府	(うちネット)	4	(1)	3	(0)	4	(0)	2	(0)	2	(0)
兵庫県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)
奈良県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)
和歌山県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	3	(0)
鳥取県	(うちネット)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
島根県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
岡山県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
広島県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山口県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
徳島県	(うちネット)	1	(0)	1	(1)	3	(0)	1	(0)	1	(0)
香川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
愛媛県	(うちネット)	2	(0)	1	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)
高知県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福岡県	(うちネット)	14	(0)	7	(1)	22	(0)	14	(0)	26	(0)
佐賀県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
長崎県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
熊本県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
大分県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
宮崎県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
鹿児島県	(うちネット)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
沖縄県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合計	(うちネット)	26	(1)	18	(2)	33	(0)	25	(1)	83	(45)

別表2-14 教育委員会における都道府県別の差別表現（特定人を対象としないもの）の件数

		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
北海道	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
青森県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
岩手県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
宮城県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
秋田県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山形県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福島県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
茨城県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
栃木県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
群馬県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
埼玉県	(うちネット)	2	(0)	11	(0)	0	(0)	57	(57)	60	(60)
千葉県	(うちネット)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
東京都	(うちネット)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)
神奈川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
新潟県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
富山県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
石川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福井県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山梨県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
長野県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
岐阜県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
静岡県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
愛知県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
三重県	(うちネット)	3	(1)	5	(1)	1	(1)	6	(1)	5	(1)
滋賀県	(うちネット)	0	(0)	2	(0)	5	(0)	2	(0)	1	(0)
京都府	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)
大阪府	(うちネット)	7	(0)	4	(0)	5	(0)	5	(1)	7	(1)
兵庫県	(うちネット)	2	(0)	2	(0)	1	(0)	1	(0)	2	(0)
奈良県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)
和歌山県	(うちネット)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
鳥取県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	2	(1)
島根県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
岡山県	(うちネット)	0	(0)	2	(1)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
広島県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
山口県	(うちネット)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
徳島県	(うちネット)	3	(1)	2	(1)	2	(0)	5	(4)	2	(1)
香川県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
愛媛県	(うちネット)	1	(1)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
高知県	(うちネット)	7	(1)	8	(0)	4	(0)	4	(0)	3	(0)
福岡県	(うちネット)	6	(0)	7	(0)	10	(0)	11	(0)	10	(0)
佐賀県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
長崎県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
熊本県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
大分県	(うちネット)	17	(17)	8	(8)	8	(8)	5	(5)	0	(0)
宮崎県	(うちネット)	0	(0)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
鹿児島県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
沖縄県	(うちネット)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合計	(うちネット)	50	(21)	58	(13)	45	(10)	100	(68)	97	(65)

別表 2-15 学校等の種別ごとの件数

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）	0	0	2	1	0
	(0.0%)	(0.0%)	(1.3%)	(0.5%)	(0.0%)
小学校	16	8	20	17	16
	(11.1%)	(6.1%)	(12.7%)	(8.9%)	(6.2%)
中学校	18	28	34	36	43
	(12.5%)	(21.4%)	(21.7%)	(18.8%)	(16.6%)
義務教育学校	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
高等学校	19	21	11	11	14
	(13.2%)	(16.0%)	(7.0%)	(5.7%)	(5.4%)
中等教育学校	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
特別支援学校	0	0	2	1	0
	(0.0%)	(0.0%)	(1.3%)	(0.5%)	(0.0%)
社会教育施設	19	14	30	24	33
	(13.2%)	(10.7%)	(19.1%)	(12.5%)	(12.7%)
その他	50	46	43	63	87
	(34.7%)	(35.1%)	(27.4%)	(32.8%)	(33.6%)
不明	22	14	15	39	66
	(15.3%)	(10.7%)	(9.6%)	(20.3%)	(25.5%)
合計	144	131	157	192	259
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

別表2-16 教育委員会における地域別の事案対応件数

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
札幌	所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	0	0	0	0	0
	関係機関の案内・紹介、対応依頼	0	0	0	0	0
	行為者への改善要求等、解決を図った	0	0	0	0	0
	事後対応特になし	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0
仙台	所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	0	0	0	0	0
	関係機関の案内・紹介、対応依頼	0	0	0	0	0
	行為者への改善要求等、解決を図った	0	0	0	0	0
	事後対応特になし	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0
東京	所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	2	1	1	5	4
	関係機関の案内・紹介、対応依頼	0	1	0	31	38
	行為者への改善要求等、解決を図った	3	1	0	1	1
	事後対応特になし	0	1	0	2	4
	その他	37	26	37	58	109
	不明	4	2	2	4	8
名古屋	所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	7	8	7	5	3
	関係機関の案内・紹介、対応依頼	1	2	1	1	1
	行為者への改善要求等、解決を図った	5	3	0	0	2
	事後対応特になし	0	0	0	1	0
	その他	0	3	0	0	1
	不明	0	0	0	0	0
大阪	所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	11	14	13	16	19
	関係機関の案内・紹介、対応依頼	2	14	20	14	15
	行為者への改善要求等、解決を図った	2	9	10	5	6
	事後対応特になし	2	1	1	2	1
	その他	4	1	6	3	2
	不明	2	0	0	0	0
広島	所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	2	1	3	1	2
	関係機関の案内・紹介、対応依頼	1	1	0	0	1
	行為者への改善要求等、解決を図った	0	0	1	1	1
	事後対応特になし	0	0	0	0	0
	その他	2	2	1	0	0
	不明	0	0	0	0	0
高松	所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	15	14	9	6	4
	関係機関の案内・紹介、対応依頼	6	3	2	3	2
	行為者への改善要求等、解決を図った	4	2	5	3	0
	事後対応特になし	1	1	0	0	0
	その他	1	0	0	2	1
	不明	0	1	0	0	0
福岡	所轄の学校・社会教育施設等に指導・助言	16	15	19	20	20
	関係機関の案内・紹介、対応依頼	11	11	19	12	8
	行為者への改善要求等、解決を図った	6	7	6	4	6
	事後対応特になし	20	8	14	14	19
	その他	2	17	22	22	21
	不明	0	0	0	0	0

地方公共団体が把握する部落差別の実態に関する調査

平成28年12月16日、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」との認識の下、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的として、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）が公布・施行されました。

部落差別解消推進法6条は「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」と規定しています。本調査は、同条に基づき、都道府県及び市区町村が被害者や関係者等からの各種相談や関係機関からの報告を通じて把握した差別事例を収集することにより、部落差別の実態を把握し、ひいては部落差別の解消に関する施策の実施に資することを目的として実施するものです。

なお、本調査における部落差別とは同和問題に関する差別をいい、同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

御多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おって、御回答いただいた内容については、上記の目的以外に使用することはありません。また、調査結果の公表に際しては、個人等を特定されることのないよう十分な対策を講じます。

【御記入上の注意点】

- ・ 調査票には、地方公共団体（都道府県・市区町村）の御担当者様に回答いただくものと、教育委員会の御担当者様に回答いただくものがあります。それぞれの御担当者様において、該当の調査票を用いて御回答ください。
- ・ 具体的な相談内容等について御回答いただくに当たっては、別添「調査票記入要領」を参照の上、関係者のプライバシーに配慮し、地域・個人の特定につながらないような措置をお願いいたします。

1. 貴庁において、平成25年から平成29年までの間に対応した、部落差別に関する被害者や関係者等からの各種相談や関係機関からの報告（以下「相談等」という。）についてお伺いします。

下表に示す内容種別ごとに、各年（1月～12月）の相談等の件数及びその総計を御記入ください（複数の類型に該当する場合は、最も適切と考えられるものを選択してください。）。

なお、内容種別ごとの件数を把握していない場合は、総数のみ御回答ください。相談等が無い場合には「0」と御記入ください。また、記録が残っていない年は、総計の欄に「-（ハイフン※半角）」を入力してください。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
相談等の件数(総計)					
結婚・交際における差別					
雇用における差別					
商品・サービス等の提供拒否 ※ 例えば入店拒否、宿泊拒否等					
差別表現 ※ 個人や団体を侮辱・中傷する発言、落書き、手紙、インターネット上の書込み等 (うち、インターネット上のもの)					
特定人を対象とするもの (うち、インターネット上のもの)					
特定人を対象としないもの (うち、インターネット上のもの)					
その他					

⇒ この質問について総計欄のすべてが「0」か「-」となった場合は、質問6.にお進みください。

2. 上記1. で「その他」とした相談等がありましたら、そのうちの主要なもの（3件程度）について、内容を教えてください。

※個人の氏名、団体の名称及び地名といった、個人や地域、個別事例の特定につながるおそれのある情報は記載しないよう、特に留意し御回答ください。

--

3. 上記1. で御回答いただいた相談等について、相談等の後に貴庁においてどのような対応をとられたか、その対応別の件数を教えてください（1つの相談等につき、複数の対応をとられた場合は、該当するものを全て計上してください。）。相談等が無い場合には「0」と御記入ください。上記1. で「-（ハイフン※半角）」と回答した年については、当該年の欄全てに「-（ハイフン※半角）」を御記入ください。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
関係機関を案内・紹介した、または関係機関に対応を依頼した					
差別的行為をした者に対して改善を求めるなど、解決を図った					
事後的な対応は特になかった					
その他					
不明					

4. 上記3. で「その他」とした相談等がありましたら、そのうちの主要なもの（3件程度）について、内容を教えてください。

※個人の氏名、団体の名称及び地名といった、個人や地域、個別事例の特定につながるおそれのある情報は記載しないよう、特に留意し御回答ください。

--

5. 貴庁に寄せられた部落差別に関する相談等について、特筆すべき事例がありましたら、その内容や対応等についてお聞かせください。

※個人の氏名、団体の名称及び地名といった、個人や地域、個別事例の特定につながるおそれのある情報は記載しないよう、特に留意し御回答ください。

6. インターネット上の部落差別の問題に関して、貴庁独自の取組があれば教えてください。

7. 部落差別について、貴管内の現況につき（例えば過去との比較において）どのようにお感じになっているか、お聞かせください。

8. 貴庁における相談体制についてお尋ねします。

貴庁では、部落差別を含む人権問題を専門的に取り扱う相談窓口（外部委託によるものも含む。）を設けていますか。

設けている

設けていない

⇒ この質問について、相談窓口を「設けている」と回答した場合のみ次の質問へお進みください。

相談窓口を「設けていない」と回答した場合、質問はここまでです。御協力ありがとうございました。

9. 【上記8. で、相談窓口を「設けている」と答えた方にお聞きします。】

貴庁の相談窓口の形態について、該当するものを全て選んでお答えください（複数回答可）。

常設

特設 ※開設頻度などを下欄に記載願います。

[

]

10. 【上記8. で、相談窓口を「設けている」と答えた方にお聞きします。】

貴庁の相談窓口においては、どのような手段で相談を受け付けていますか。次のうち、対応しているものを全て選んでください（複数回答可）。

面談

電話

手紙

メール

SNS

FAX

その他（具体的に)

11. 【上記8. で、相談窓口を「設けている」と答えた方にお聞きします。】

貴庁の相談窓口においては、土日・祝日や夜間など、開庁時間外に面談や電話による相談に応じていますか。

応じている

※ 具体的な対応状況を下欄に記載願います。

[

]

応じていない

12. 【上記8. で、相談窓口を「設けている」と答えた方にお聞きします。】

貴庁の相談窓口には、相談業務に専従する職員がいますか。

いる

いない

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

教育委員会が把握する部落差別の実態に関する調査

平成28年12月16日、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」との認識の下、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的として、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）が公布・施行されました。

部落差別解消推進法6条は「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」と規定しています。本調査は、同条に基づき、都道府県・市町村教育委員会が関係機関からの報告等を通じて把握した差別事例を収集することにより、部落差別の実態を把握し、ひいては部落差別の解消に関する施策の実施に資することを目的として実施するものです。

なお、本調査における部落差別とは同和問題に関する差別をいい、同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

御多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おって、御回答いただいた内容については、上記の目的以外に使用することはありません。また、調査結果の公表に際しては、個人等を特定されることのないよう十分な対策を講じます。

【御記入上の注意点】

- ・ 本調査票は、教育委員会の御担当者様に御回答いただくものです。
- ・ 本調査は、全国の都道府県・市町村教育委員会に御回答をお願いしています。都道府県教育委員会においては、自らが所管する学校・社会教育施設（社会教育調査の調査対象施設とする）に関する情報に基づき御回答いただき、**域内の市町村教育委員会の所管施設に関する情報は含めない**よう御注意ください。
- ・ 本調査については、自らが所管する学校・社会教育施設からの報告や当該施設の利用者等から教育委員会が設けている相談窓口への相談等を通じて、教育委員会において現時点で把握している情報に基づき御回答いただくようお願いいたします。地域・個人の特定につながり、新たな差別を生じさせるおそれがあるため、**改めて学校や社会教育施設に対して問合せ等を行わない**ようにしてください。
- ・ 具体的な差別事例等について御回答いただくに当たっては、別添「調査票記入要領」を参照の上、関係者のプライバシーに配慮し、**地域・個人の特定につながらないような措置**をお願いいたします。

1. 貴教育委員会において、平成25年から平成29年までの間に把握した部落差別に関する事案についてお伺いします。

下表に示す内容種別ごとに、各年（1月～12月）の事案の件数及びその総計を御記入ください（複数の類型に該当する場合は、最も適切と考えられるものを選択してください。）。

なお、内容種別ごとの件数を把握していない場合は、総数のみ御回答ください。把握した事案が無い場合には「0」と御記入ください。また、記録が残っていない年は、総計の欄に「-（ハイフン※半角）」を入力してください。

※都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会の所管施設に関する情報は含めないよう御注意ください。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
事案の件数(総計)					
結婚・交際における差別					
友人等の人間関係における差別(仲間外れ等)					
雇用における差別					
商品・サービス等の提供拒否 ※ 例えば入店拒否、宿泊拒否等					
差別表現 ※ 個人や団体を侮辱・中傷する発言、落書き、手紙、インターネット上の書込み等 (うち、インターネット上のもの)					
特定人を対象とするもの (うち、インターネット上のもの)					
特定人を対象としないもの (うち、インターネット上のもの)					
その他					

⇒ この質問について総計欄のすべてが「0」か「-」となった場合は、質問7.にお進みください。

2. 上記1. で「その他」とした事案がありましたら、そのうちの主要なもの（3件程度）について内容を教えてください。

※個人の氏名、学校・社会教育施設等の名称及び地名といった、個人や地域、個別事例の特定につながるおそれのある情報は記載しないよう特に留意し御回答ください。

3. 上記1. で御回答いただいた事案について、当該事案に係る学校種・社会教育施設別の各年の件数を教えてください。当該施設を所管していない場合は「- (ハイフン※半角)」を各施設の欄に記入してください。

※事案の件数（総計）は上記1. の同件数欄の記載と一致させてください。

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
事案の件数(総計)						
学校	幼稚園(幼保連携型認定こども園を含む)					
	小学校					
	中学校					
	義務教育学校					
	高等学校					
	中等教育学校					
	特別支援学校					
社会教育施設						
その他(※)						
※具体的な施設の種別等を記入						
不明						

4. 上記1. で御回答いただいた事案について、貴教育委員会においてどのような対応をとられたか、その対応別の件数を教えてください（1つの事案につき、複数の対応をとられた場合は、該当するものを全て計上してください。）。把握した事案が無い場合には「0」と御記入ください。上記1. で「-（ハイフン※半角）」と回答した年については、当該年の欄全てに「-（ハイフン※半角）」を記入ください。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
所管の学校・社会教育施設等に対し、指導・助言を行った					
関係機関を案内・紹介した、または関係機関に対応を依頼した					
差別的行為をした者に対して改善を求めるなど、解決を図った					
事後的な対応は特になかった					
その他					
不明					

5. 上記4. で「その他」とした事案がありましたら、そのうちの主要なもの（3件程度）について、内容を教えてください。

※個人の氏名、学校・社会教育施設等の名称及び地名といった、個人や地域、個別事例の特定につながるおそれのある情報は記載しないよう特に留意し御回答ください。

6. 貴教育委員会において把握した部落差別に関する事案について、典型的な事例の内容を3件程度教えてください。

※個人の氏名、学校・社会教育施設等の名称及び地名といった、個人や地域、個別事例の特定につながるおそれのある情報は記載しないよう特に留意し御回答ください。

- 7 インターネット上の部落差別の問題に関して、貴教育委員会独自の取組があれば教えてください。

8. 部落差別について、貴教育委員会の所管する学校・社会教育施設等の現況につき（例えば過去との比較において）どのようにお感じになっているか、お聞かせください。

9. 貴教育委員会における相談体制についてお尋ねします。

貴教育委員会において、部落差別を含む人権問題に関する相談等に対応する体制はありますか。以下の選択肢の中から該当するものを選んでください。

<input type="checkbox"/> ① 人権に関する相談を専門的に取り扱う窓口（委託によるものを含む）を設けている
<input type="checkbox"/> ② 人権問題に限らず相談に応じる総合的な窓口（委託によるものを含む）を設けている
<input type="checkbox"/> ③ 相談窓口は有していないが、所管部署においてそれぞれの所掌に関する人権相談に応じている
<input type="checkbox"/> ④ その他（下欄に具体的に記載願います。）
[]

⇒ この質問について、相談窓口を「設けている（選択肢①または②）」と回答した場合のみ次の質問へお進みください。

相談窓口を「設けていない」と回答した場合、質問はここまでです。御協力ありがとうございました。

10. 【上記9. で、「相談窓口を設けている（選択肢①または②）」と答えた方にお聞きします。】

貴教育委員会の相談窓口においては、どのような手段で相談を受け付けていますか。次のうち、対応しているものを全て選んでください（複数回答可）。

<input type="checkbox"/> 面談
<input type="checkbox"/> 電話
<input type="checkbox"/> 手紙
<input type="checkbox"/> メール
<input type="checkbox"/> SNS
<input type="checkbox"/> FAX
<input type="checkbox"/> その他（具体的に)

11. 【上記9. で、「相談窓口を設けている（選択肢①または②）」と答えた方にお聞きします。】

貴教育委員会の相談窓口においては、土日・祝日や夜間など、開庁時間外に面談や電話による相談に応じていますか。

応じている

※ 具体的な対応状況を下欄に記載願います。

[

]

応じていない

12. 【上記9. で、「相談窓口を設けている（選択肢①または②）」と答えた方にお聞きします。】

貴教育委員会の相談窓口には、相談業務に専従する職員がいますか。

いる

いない

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

第4章 インターネット上の部落差別の実態に係る調査

第1 調査の概要

インターネット上には、無数の情報が存在し、かつ、日々新たな情報も出現していることから、情報を網羅的に把握することは困難であり、法第6条の目的に資する調査を行うためには、部落差別に関する知見に基づいた調査の設計が必要である。そこで、調査の設計及び実施を人権問題に関する調査研究の実績を有する公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下この章において「センター」という。）に委託することとした。

センターは、有識者会議の調査研究報告書の内容を踏まえ、データの収集を調査会社に委託した上で、以下の手法により調査を行った。

1 部落差別関連ウェブページの抽出・分類

一般に、インターネットの閲覧ソフト（ウェブブラウザ）によって画面に一度に表示されるデータ（文書、画像等）のまとまりをウェブページといい、関連のある一連のウェブページのまとまりをウェブサイトという。すなわち、ウェブサイトはウェブページにより構成される関係にある。

インターネット上に存在するウェブページないしウェブサイトは膨大であり、その全てを把握することは極めて困難であることから、本調査では、一定の基準によりサンプルとして抽出したウェブページを分類し、分析を加えることとされた。なお、必要に応じ、ウェブページの分析に有益と考えられる範囲でウェブサイト全体の調査も行われている。

調査の具体的な手法は以下のとおりである。

(1) キーワードによる検索

インターネット上に無数に存在するウェブページの中から、部落差別に関連するものを抽出するため、以下のとおりキーワードによる検索を実施することとされた。

ア キーワードの組合せによる検索

「部落」又は「同和」を基本的なキーワードとするとともに、これらのキーワードに、一般に部落差別の問題に関連して用いられると考えられる25のキーワードを組み合わせて検索を実施することにより、無関係なウェブページの排除を図ることとされた。なお、検索エンジンごとのアルゴリズムによって検索結果に偏りが出ることとも想定されるため、本調査では、代表的な3つの検索エンジン^{*51}が使用されている。具体的なキーワードは、以下のとおりである^{*52}。

① 検索キーワード1

「部落」又は「同和」^{*53}

*51 Yahoo, Google, Bing

*52 「部落」又は「同和」（検索キーワード1）を含み、かつ、検索キーワード2の一つを含むウェブページが検索されることになる。

*53 「部落」又は「同和」の両方又はいずれか一方を含んでいれば、検索キーワード1に該当するものとされている。

② 検索キーワード2

「住所」、「所在地」、「地区」、「地域」、「地名」、「どこ」、「引越し」、「氏」、「名字」、「姓」、「戸籍」、「本籍」、「出身」、「職業」、「結婚」、「民」、「有名人」、「差別」、「事件」、「治安」、「近親結婚」、「障害」、「えた」、「非人」、「怖い」

イ 検索結果上位のウェブページの抽出

上記アにより検索した結果、複数のウェブページが検索結果として表示される。もともと、その全てを抽出すると、情報量が膨大になり、現実的ではない。一般的に、検索結果の下位に表示されるウェブページは、実際に閲覧される可能性が相対的に低いと考えられることから、本調査では、検索結果の上位20位に含まれていることを区切りとして採用することとされている。

そうすると、合計1,500のウェブページが抽出されることになるが（組合せ25組×上位20位×3検索サイト=1,500ページ）^{*54}、その中には重複するウェブページも含まれ得る。

令和元年6月1日から同月28日までの間に検索を実施し、重複するウェブページを除外した結果、782のウェブページが抽出された。これら782のウェブページ（以下「部落差別関連ウェブページ」という。）が本調査の対象とされている。

(2) 内容類型ごとの分類

抽出された部落差別関連ウェブページの傾向を分析するため、これらの内容を個別に確認し、部落差別の代表的事例を踏まえて設定した以下の4類型に分類（内容の確認及び分類はセンターにおいて行っている。）した上、類型ごとのウェブページの数を集計された（以下ウェブページの数「ページ」を単位として計上することとする。）。

- ① 識別情報の摘示
- ② 特定個人に対する誹謗中傷
- ③ 不特定者に対する誹謗中傷
- ④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの

(3) 掲載類型ごとの分類

部落差別関連ウェブページが掲載されている媒体を確認し、インターネット上の情報の媒体として一般的に多く用いられるものを踏まえて設定した以下の8類型に分類した上、類型ごとのウェブページの数を集計された。

*54 検索結果に表示されれば、ウェブページの内容の如何を問わず抽出対象としている。

「掲示板^{*55}」, 「ブログ^{*56}」, 「Q&Aサイト^{*57}」, 「SNS」, 「Wikiサイト^{*58}」, 「まとめサイト^{*59}」, 「検索サイト」, 「その他」

2 UU (ユニークユーザー) 数調査

特定のウェブページの一定期間における閲覧者数を「UU (ユニークユーザー) 数」という^{*60}。

あるウェブページのUU数は、当該ウェブページが社会において有する影響力を測る指標となり得ると考えられる。そこで、本調査では、調査会社においてウェブページの閲覧履歴を把握可能な者を対象とし、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの1年間における部落差別関連ウェブページのUU数を集計・分析した^{*61}。

3 アンケート調査

インターネット上の部落差別情報が社会において有する影響力を評価するためには、これらの情報を閲覧する者の動機や閲覧しての受け止め等の意識を把握することが有用であると考えられる。そこで、上記UU数調査において、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの1年間に上記部落差別関連ウェブページを閲覧していたことが確認された24,366人のうち、調査会社のアンケートモニターである10,117人に対して、令和元年7月18日から同月20日までの間、別添2の調査票を配信してアンケート調査が実施され、その結果、875人から回答が得られた。

このアンケート調査では、回答者の心理的抵抗感を低減させるため、アンケートモニターが実際に閲覧していた部落差別関連ウェブページを特定して質問するのではなく、過去に閲覧したことのある部落差別又は同和問題に関するウェブサイト自由に想起してもらい、当該ウェブサイトについて閲覧動機等を質問する手法が採られている。その

*55 特定のテーマに関する一連のメッセージを時系列的に掲載したウェブページ（一般に「スレッド」と呼ばれる）の集合体からなるウェブサイトであって、不特定多数の者が、特定のテーマにつきスレッドを作成し、あるいは作成されたスレッドに書き込みをすることができるもの

*56 プロバイダ等の事業者が提供するフォーマットを利用し、日記形式で公開される記事が時系列順に表示されるウェブサイト

*57 ユーザー同士が質問とそれに対する回答ないし意見を書き込むことができるフォーマットが設けられているウェブサイト

*58 検索の便宜のため情報を一定の体系の下に配列したウェブサイトであって、複数ないし不特定多数の者が作成・編集することができる体裁のもの

*59 特定の話題に関する記事や文章を、複数のウェブサイトから収集して一つにまとめた記事を掲載しているウェブサイト

*60 同一の閲覧者が同一のウェブページを複数回閲覧した場合も当該ウェブページのUU数は1人として計上されている。

*61 調査会社の関連企業において配布するウェブブラウザ用検索ツールを利用する者については、同検索ツールによる検索で到達したか否かにかかわらず、同検索ツールがインストールされたウェブブラウザによる全てのウェブページ閲覧履歴が把握可能となる。平成30年6月1日から令和元年5月31日までの1年間における閲覧履歴を把握可能な者は1,732,969人であり、これらの者の性別、年代、居住地域（自己申告によるもの）は別表3-1参照。

ため、アンケートモニターの回答が本調査の対象となった部落差別関連ウェブページと対応しているとは限らない。

第2 調査結果

1 部落差別関連ウェブページの分類結果等の分析

上記第1の1(1)イのとおり、3つの検索エンジンで25組のキーワードによる検索を行い、それぞれの上位20ページから重複するウェブページを除外した結果、782の部落差別関連ウェブページが抽出された。

これらを内容類型別に分類した結果は表3-1のとおりである*62。

表3-1 部落差別関連ウェブページに係る内容類型別のページ数

	① 識別情報の摘示	② 特定個人に対する誹謗中傷	③ 不特定者に対する誹謗中傷	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	合計
ページ数	111	29	113	554	807

(1) 内容類型別のページ数等

識別情報の摘示と不特定者に対する誹謗中傷がそれぞれ111ページ、113ページであるのに対し、特定個人に対する誹謗中傷は29ページと比較的少数にとどまった。

また、識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷又は不特定者に対する誹謗中傷のいずれにも該当するとは認め難いものは554ページであり、国・地方公共団体や民間運動団体のウェブサイト構成するウェブページ、学術論文、部落差別に関する用語等の解説記事、部落差別に関する報道記事等が含まれている。

(2) 内容類型別の傾向

抽出された部落差別関連ウェブページの内容を個別に確認したところ、以下のような傾向が認められた。

ア 識別情報の摘示

識別情報の摘示に該当するウェブページは、特定のウェブサイト集中している傾向が認められる。具体的には、

- ・全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト構成するものが30ページ
- ・「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイト構成するものが16ページ
- ・著名Q&Aサイトを構成するもの（特定の地域が「同和地区」であるか否かについての質問と回答等）が8ページ

となっており、識別情報の摘示に該当する全111のウェブページのうち、5割近くが上記3つのウェブサイトのいずれかを構成するものである。

*62 同一のウェブページが複数の類型に分類される場合があるため、類型ごとのページ数の合計が807ページとなり、部落差別関連ウェブページの総数782ページを上回っている。

イ 不特定者に対する誹謗中傷

不特定者に対する誹謗中傷に該当するウェブページも、特定のウェブサイト集中している傾向が認められる。具体的には、著名Q&Aサイトを構成するもの（特定の地域についての質疑応答において、「同和地区出身者」に対する否定的評価を述べる書き込み等）が47ページであり、全113ページの4割強を占めている。

ウ 特定個人に対する誹謗中傷

特定個人に対する誹謗中傷に該当するウェブページは29ページと数が比較的少なく、また、特定のウェブサイト集中している傾向も認められなかった。

内容は、政治家や芸能人等の特定の著名人が「同和地区出身」であるなどとして、否定的評価を述べる書き込みが9割近くを占めている。

(3) 掲載類型別の傾向

部落差別関連ウェブページの掲載類型別の集計結果は表3-2のとおりである。

表3-2 掲載類型別のページ数

	掲示板	ブログ	Q&A サイト	SNS	Wiki サイト	まとめ サイト	検索 サイト	その他	合計
ページ数	20	88	133	5	89	53	0	394	782

2 部落差別関連ウェブページに係るUU数等^{*63}の分析

抽出された部落差別関連ウェブページの年間UU数の集計結果は表3-3のとおりである^{*64}。

表3-3 部落差別関連ウェブページに係る内容類型別の年間UU数

	① 識別情報の摘示	② 特定個人に対する 誹謗中傷	③ 不特定者に対する 誹謗中傷	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	合計
UU数	12,723	2,124	2,451	31,431	48,729
1ページ当たりUU数	114.6	73.2	21.7	56.7	60.4

(1) 内容類型別の年間のUU数

識別情報の摘示の年間UU数が12,723人と最も多く、特定個人に対する誹謗中傷と不特定者に対する誹謗中傷のそれぞれ約5倍から6倍に及んでいる。また、識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷又は不特定者に対する誹謗中傷のいずれにも該当するとは認め難いものの年間UU数は、31,431人であった。

各類型に該当するウェブページの1ページ当たり年間UU数についてみると、識別情報の摘示が114.6人、特定個人に対する誹謗中傷が73.2人、不特定者に対する誹謗中傷が21.7人、識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷又は不特定者に対する誹謗中傷のいずれにも該当するとは認め難いものが56.7人であり、識別情報の摘示と特定個人に対する誹謗中傷が比較的多くなっている。

*63 部落差別関連ウェブページの閲覧者の属性については、別表3-2参照。

*64 同一人が複数のウェブページを閲覧している場合は、それぞれのウェブページにつきUU数1人として計上され、これらを合計した延べUU数を記載している。

(2) 内容類型別の傾向

ア 識別情報の摘示

識別情報の摘示に該当するウェブページのUU数からは、特定のウェブサイトを構成するものに閲覧者が集中している傾向が認められる。具体的には、

- ・全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイトのUU数が7,740人
- ・「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイトのUU数が925人

であり、これら2つのウェブサイトで、識別情報の摘示に該当するウェブページの年間UU数の7割近くを占めている。

イ 特定個人、及び不特定者に対する誹謗中傷

特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷に該当するウェブページのいずれについても、特定のウェブサイトにUU数が集中している傾向は認め難い。

(3) 掲載類型別の傾向

部落差別関連ウェブページの掲載類型別の年間UU数の集計結果は表3-4のとおりである。

表3-4 掲載類型別の年間UU数

	掲示板	ブログ	Q&A サイト	SNS	Wiki サイト	まとめ サイト	検索 サイト	その他	合計
UU数	152	3,972	1,260	3	17,028	3,961	0	21,012	47,388

(4) UU数の経時変化

部落差別関連ウェブページのうち、年間のUU数が多い方から上位50ページ（以下「上位50ページ」という。）の月別のUU数は表3-5のとおりである。

表3-5 年間UU数上位50ページに係る月別UU数の推移

順位	掲載類型	内容類型	UU 合計	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年 2月	2019年 3月	2019年 4月	2019年 5月
1	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	7608	0	0	0	0	0	0	7,596	8	4	1	5	1
2	Wikiサイト	① 識別情報の提示	1609	69	59	111	79	85	64	846	94	65	106	42	68
3	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	1591	86	139	115	102	103	101	343	104	106	125	128	188
4	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	953	8	15	15	17	14	7	746	27	29	30	24	35
5	Wikiサイト	① 識別情報の提示	888	30	25	47	32	44	24	552	57	37	32	19	41
6	まとめサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	876	46	45	79	43	48	47	48	72	259	90	66	75
7	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	783	40	53	69	65	44	54	149	53	82	49	57	87
8	ブログ	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	747	63	56	73	69	77	30	136	61	52	52	45	49
9	その他	① 識別情報の提示	745	8	6	22	19	22	33	384	53	31	55	66	80
10	まとめサイト	② 特定個人に対する誹謗中傷	711	0	14	32	36	52	56	273	90	66	44	30	37
11	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	627	0	0	0	0	0	0	537	58	3	25	3	4
12	その他	① 識別情報の提示	611	28	38	24	17	19	35	350	34	15	42	12	47
13	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	595	34	35	29	28	104	27	109	44	39	45	68	48
14	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	571	8	12	5	8	4	6	475	7	11	9	9	19
15	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	568	0	0	0	0	0	0	526	5	4	12	9	14
16	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	560	51	37	114	49	41	42	47	44	31	42	37	41
17	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	552	20	80	41	31	46	24	76	31	51	60	51	67
18	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	524	33	45	43	50	36	40	91	36	41	26	39	57
19	ブログ	① 識別情報の提示	517	29	79	53	69	43	28	49	37	33	37	48	32
20	まとめサイト	① 識別情報の提示	503	1	8	25	34	37	31	162	55	74	33	16	36
21	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	476	12	12	12	10	10	12	14	10	335	27	22	14
22	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	469	33	43	47	44	40	38	55	38	37	37	30	38
23	まとめサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	463	15	20	13	11	7	11	293	30	13	28	9	17
24	Wikiサイト	① 識別情報の提示	442	23	25	50	37	30	25	126	41	34	30	31	24
25	その他	① 識別情報の提示	427	0	3	14	16	14	22	244	30	26	18	23	33
26	Wikiサイト	① 識別情報の提示	408	12	18	46	33	28	29	128	49	35	36	28	23
27	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	382
28	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	380	14	29	20	19	6	13	186	16	10	23	18	34
29	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	369	21	48	29	56	32	11	58	22	35	20	19	29
30	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	356	1	5
31	ブログ	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	359	20	32	43	35	36	33	96	19	13	16	11	16
32	Wikiサイト	① 識別情報の提示	358	19	16	37	23	32	23	78	38	24	26	18	41
33	その他	① 識別情報の提示/ ② 特定個人に対する誹謗中傷/ ③ 不特定者に対する誹謗中傷	355	42	49	60	46	24	19	46	22	29	22	7	8
34	Wikiサイト	① 識別情報の提示	336	20	24	21	34	31	20	59	35	29	27	30	33
35	Wikiサイト	① 識別情報の提示	330	12	13	35	27	30	18	103	25	23	26	20	22
36	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	324	53	49	58	37	40	8	18	8	11	17	19	33
37	Wikiサイト	① 識別情報の提示	316	19	21	27	26	34	20	88	41	25	28	13	19
38	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	305	25	27	29	18	28	24	26	28	35	27	17	38
39	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	301	0	0	0	0	0	0	269	3	1	29	2	0
40	まとめサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	298	0	1	11	18	19	23	117	31	26	25	10	20
41	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	293
42	Wikiサイト	① 識別情報の提示	280	13	14	25	15	13	15	97	27	13	19	22	28
43	その他	① 識別情報の提示	276	12	10	8	3	2	4	187	12	8	12	6	17
44	Wikiサイト	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	261	9	154	10	11	13	10	15	6	8	12	14	10
45	その他	③ 不特定者に対する誹謗中傷	254	7	6	12	9	14	13	95	14	23	24	14	29
46	ブログ	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	246	6	5	5	6	8	3	141	9	10	17	18	21
47	その他	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	244	0	0	43	93	32	25	27	10	17	11	5	10
48	Wikiサイト	① 識別情報の提示	236	13	17	24	33	17	15	49	20	22	18	16	19
49	その他	① 識別情報の提示	235	11	10	27	13	10	9	109	24	16	15	1	0
50	Wikiサイト	① 識別情報の提示	235	14	21	21	24	22	24	68	16	19	14	8	17
		合計	32,157	979	1,413	1,624	1,445	1,391	1,116	16,287	1,594	1,910	1,875	1,206	2,299

※最もUU数が多い月に青色を付している。

上位50ページの年間UU数の合計は32,157人であり、部落差別関連ウェブページ全782ページの年間UU数合計47,388人の67.9%を占めている。

また、上位50ページの平成30年12月のUU数合計は16,287人であり、他の月の約7倍から17倍の数値を計上している。このうち、約半数の7,596人が同一のウェブページの閲覧者であり、同ウェブページは年間UU数も最多の7,608人となっている。

同ウェブページの内容は、インターネット番組配信サービスにおける部落差別に関する無料番組の内容を紹介した平成30年12月22日配信のネットニュース記事（同記事では、同年11月24日配信の同番組で、部落差別等について出演者が自ら

の経験等を語った旨が記載されている。) であり、同ウェブページのUU数の大半は記事が配信された12月に計上されたものとなっている。

また、上位50ページの他のウェブページの多くも、内容類型を問わず、同年12月のUU数が他の月に比して著しく多くなっている。

これらの結果からすると、同ニュース記事のウェブページの閲覧者が、部落差別の問題への一般的な関心を喚起され、他の部落差別関連サイトを検索・閲覧した可能性がある。

3 アンケート調査の結果

上記第1の3のとおり、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの1年間に部落差別関連ウェブページを閲覧していたことが確認されたアンケートモニターに対して別添の調査票を配信した結果、875人から回答が得られた。

その集計結果は表3-6のとおりである。

(1) 「部落差別」又は「同和問題」という言葉の認知について

上記875人のうち、「部落差別」又は「同和問題」という言葉を「聞いたことがある」と回答した者は、次の表のとおり、843人であった。

表3-6 「部落差別」又は「同和問題」という言葉の認知

	人 (%)
1. 聞いたことがある	843 (96.3%)
2. 聞いたことがない	32 (3.7%)
全体	875 (100.0%)

(2) 部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを開覧したきっかけについて

「部落差別」又は「同和問題」という言葉を「聞いたことがある」と回答した843人のうち、過去に部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを目にしたことがあると回答した者は、表3-7のとおり351人であった。

表3-7 部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを開覧した記憶の有無

	人 (%)
1. はい	351 (41.6%)
2. いいえ	401 (47.6%)
3. 覚えていない	91 (10.8%)
全体	843 (100.0%)

目にしたことがあると回答した351人に対し、部落差別又は同和問題に関する

ウェブサイトを開覧したきっかけについて尋ねた結果は以下の表3-8のとおりである。

「部落差別の歴史や用語などの一般的な事柄について調べてみようと思った」が213人(60.7%)、「調べたいことがあって見たわけではなく、偶然目にした」が72人(20.5%)であり、差別的な動機とは認め難いものが大半を占めている。

もともと、引っ越し先の地域や関係者の出身地について調べてみようと思った等の差別的意図がうかがわれる理由(選択肢2ないし5)を挙げたものも84人(23.9%)見られた。

表3-8 部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを開覧したきっかけ

	人 (%)
1. 部落差別の歴史や用語などの一般的な事柄について調べてみようと思った	213 (60.7%)
2. 自分や身内の引っ越し先の地域について調べてみようと思った	34 (9.7%)
3. 自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った	23 (6.6%)
4. 近所の人出身地について調べてみようと思った	18 (5.1%)
5. 求人に対する応募者の出身地について調べてみようと思った	9 (2.6%)
6. その他の事柄について調べてみようと思った	78 (22.2%)
7. 調べたいことがあって見たわけではなく、偶然目にした	72 (20.5%)
8. 覚えていない	20 (5.7%)
全体 ^{*65}	351 (100.0%)

(3) インターネットで調べてみようと思った理由について

部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを目にしたことがあると回答した351人のうち、これらのウェブサイトを開覧したきっかけについて「調べたいことがあって見たわけではなく、偶然目にした」又は「覚えていない」と回答した者を除く259人に対し、インターネットで調べてみようと思った理由を尋ねた結果は表3-9のとおりである。

「インターネットで調べるのは他の方法よりも簡単だから」が167人(64.5%)で最多であった。他方、「インターネット上の情報は他の方法で得られる情報よりも信用できるから」は11人(4.2%)にとどまっており、情報の信頼性よりは利便性が重視されていることがうかがわれる。

*65 1～6につき複数回答可であるため、1～8の合計は351人を上回っている。

表3-9 インターネットで調べてみようと思った理由

	人 (%)
1. インターネットで調べれば知りたい情報を見つけられる可能性が高いと思ったから	128 (49.4%)
2. 知りたい情報がまとまって整理されているサイトがあると知っていたから	33 (12.7%)
3. 知りたい情報について幅広く検索することができるから	114 (44.0%)
4. インターネットで調べるのは他の方法よりも簡単だから	167 (64.5%)
5. インターネット上の情報は他の方法で得られる情報よりも信用できるから	11 (4.2%)
6. 他の方法でも調べたが、知りたい情報が得られなかったから	18 (6.9%)
7. インターネット以外の方法を思いつかなかったから	39 (15.1%)
8. その他	7 (2.7%)
9. 特に理由はない	11 (4.2%)
10. 覚えていない	1 (0.4%)
全体*66	259 (100.0%)

(4) 部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを読んだ感想について

部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを目にしたことがあると回答した351人に対し、これを読んだ感想について尋ねた結果は表3-10のとおりであり、「知りたいことが書かれており、役に立った」が101人(28.8%)、「機会があればまた見たいと思った」が95人(27.1%)とほぼ同水準で多く、次いで、「特に何も感じなかった」が68人(19.4%)となっている。

*66 1～8につき複数回答可であるため、1～10の合計は259人を上回っている。

表3-10 部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを読んだ感想

	人 (%)
1. 知りたいことが書かれており、役に立った	101 (28.8%)
2. 知りたいことが書かれておらず、役に立たなかった	27 (7.7%)
3. 内容が信用できると思った	30 (8.5%)
4. 内容が信用できないと思った	29 (8.3%)
5. 内容がよく理解できなかった	31 (8.8%)
6. 機会があればまた見たいと思った	95 (27.1%)
7. もう見たくないと思った	12 (3.4%)
8. その他	33 (9.4%)
9. 特に何も感じなかった	68 (19.4%)
10. 覚えていない	20 (5.7%)
全体*67	351 (100.0%)

第3 調査結果のまとめ

インターネット上の部落差別の実態に係る調査結果からは、部落差別の現状について、以下のような評価ができる。

- 識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれについても一定数のウェブページが見られる。このうち、本調査対象期間中、1ページ当たりのUU数が比較的多かったのは、識別情報の摘示に該当するウェブページと特定個人に対する誹謗中傷に該当するウェブページであった。
- 本調査で抽出された部落差別関連ウェブページ中、識別情報の摘示に該当するウェブページと不特定者に対する誹謗中傷に該当するウェブページは、特定のウェブサイトを構成するものが多数を占め、一部のウェブサイトに集中している傾向が認められた。また、識別情報の摘示に該当するウェブページのUU数も、同様に、特定のウェブサイトに集中している傾向が認められた。
- 部落差別に関するウェブサイトの閲覧の動機として、差別的な意図をもって閲覧しているとうかがわれる者が一定数見られた。

*67 1～8につき複数回答可であるため、1～10の合計は351人を上回っている。

別表3-1 調査会社において閲覧履歴の把握が可能な者の性別、年代、居住地域

性別	年代	UU数	札幌 ブロック	仙台 ブロック	東京 ブロック	名古屋 ブロック	大阪 ブロック	広島 ブロック	高松 ブロック	福岡 ブロック	不明
男性	20歳未満	11,679 (0.7%)	446 (0.6%)	912 (0.9%)	4,663 (0.7%)	1,341 (0.7%)	2,325 (0.7%)	684 (0.7%)	277 (0.6%)	926 (0.6%)	105 (0.4%)
	20代	126,724 (7.3%)	4,633 (6.6%)	7,450 (7.5%)	54,407 (7.7%)	16,133 (7.9%)	23,545 (7.1%)	6,870 (7.3%)	2,986 (6.5%)	10,480 (7.1%)	220 (0.8%)
	30代	208,800 (12.0%)	7,696 (11.0%)	12,412 (12.5%)	89,271 (12.6%)	25,745 (12.6%)	37,727 (11.4%)	11,449 (12.2%)	5,256 (11.4%)	18,720 (12.6%)	524 (1.8%)
	40代	266,417 (15.4%)	10,420 (14.8%)	15,477 (15.6%)	114,035 (16.0%)	32,605 (16.0%)	51,088 (15.4%)	14,483 (15.4%)	6,995 (15.2%)	20,959 (14.1%)	355 (1.2%)
	50代	187,245 (10.8%)	7,593 (10.8%)	10,869 (11.0%)	82,090 (11.5%)	22,822 (11.2%)	35,814 (10.8%)	9,606 (10.2%)	4,872 (10.6%)	13,433 (9.1%)	146 (0.5%)
	60歳以上	91,340 (5.3%)	3,872 (5.5%)	5,044 (5.1%)	38,088 (5.4%)	10,596 (5.2%)	19,148 (5.8%)	5,221 (5.5%)	2,494 (5.4%)	6,773 (4.6%)	104 (0.4%)
	登録なし	1,547 (0.1%)	35 (0.0%)	28 (0.0%)	975 (0.1%)	71 (0.0%)	143 (0.0%)	32 (0.0%)	22 (0.0%)	70 (0.0%)	171 (0.6%)
女性	20歳未満	12,737 (0.7%)	552 (0.8%)	945 (1.0%)	4,833 (0.7%)	1,571 (0.8%)	2,570 (0.8%)	729 (0.8%)	337 (0.7%)	1,101 (0.7%)	99 (0.3%)
	20代	177,087 (10.2%)	7,037 (10.0%)	10,678 (10.8%)	69,902 (9.8%)	22,101 (10.8%)	34,201 (10.3%)	10,357 (11.0%)	4,821 (10.5%)	17,817 (12.0%)	173 (0.6%)
	30代	247,345 (14.3%)	10,629 (15.1%)	14,828 (15.0%)	98,808 (13.9%)	29,004 (14.2%)	46,682 (14.1%)	13,868 (14.7%)	7,011 (15.2%)	25,981 (17.5%)	534 (1.9%)
	40代	207,858 (12.0%)	9,698 (13.8%)	11,565 (11.7%)	84,515 (11.9%)	23,715 (11.6%)	42,051 (12.7%)	11,460 (12.2%)	6,115 (13.3%)	18,339 (12.4%)	400 (1.4%)
	50代	111,849 (6.5%)	5,291 (7.5%)	6,071 (6.1%)	45,572 (6.4%)	12,610 (6.2%)	23,755 (7.2%)	6,033 (6.4%)	3,267 (7.1%)	9,039 (6.1%)	211 (0.7%)
	60歳以上	42,168 (2.4%)	1,839 (2.6%)	2,039 (2.1%)	16,694 (2.3%)	4,525 (2.2%)	9,688 (2.9%)	2,366 (2.5%)	1,353 (2.9%)	3,557 (2.4%)	107 (0.4%)
	登録なし	7,485 (0.4%)	16 (0.0%)	23 (0.0%)	1,173 (0.2%)	48 (0.0%)	102 (0.0%)	38 (0.0%)	7 (0.0%)	39 (0.0%)	6,039 (21.0%)
登録なし	20歳未満	311 (0.0%)	12 (0.0%)	16 (0.0%)	115 (0.0%)	34 (0.0%)	44 (0.0%)	8 (0.0%)	7 (0.0%)	19 (0.0%)	56 (0.2%)
	20代	934 (0.1%)	35 (0.0%)	47 (0.0%)	394 (0.1%)	73 (0.0%)	120 (0.0%)	128 (0.1%)	13 (0.0%)	88 (0.1%)	36 (0.1%)
	30代	1,363 (0.1%)	36 (0.1%)	69 (0.1%)	549 (0.1%)	115 (0.1%)	196 (0.1%)	198 (0.2%)	28 (0.1%)	129 (0.1%)	43 (0.1%)
	40代	1,375 (0.1%)	48 (0.1%)	54 (0.1%)	518 (0.1%)	144 (0.1%)	212 (0.1%)	213 (0.2%)	30 (0.1%)	111 (0.1%)	45 (0.2%)
	50代	581 (0.0%)	26 (0.0%)	29 (0.0%)	253 (0.0%)	68 (0.0%)	94 (0.0%)	35 (0.0%)	13 (0.0%)	42 (0.0%)	21 (0.1%)
	60歳以上	493 (0.0%)	19 (0.0%)	19 (0.0%)	206 (0.0%)	55 (0.0%)	86 (0.0%)	24 (0.0%)	17 (0.0%)	41 (0.0%)	26 (0.1%)
	登録なし	27,631 (1.6%)	266 (0.4%)	403 (0.4%)	3,856 (0.5%)	842 (0.4%)	1,523 (0.5%)	421 (0.4%)	209 (0.5%)	711 (0.5%)	19,400 (67.3%)
合計	—	1,732,969 (100.0%)	70,199 (100.0%)	98,978 (100.0%)	710,917 (100.0%)	204,218 (100.0%)	331,114 (100.0%)	94,223 (100.0%)	46,130 (100.0%)	148,375 (100.0%)	28,815 (100.0%)

別表 3-2 部落差別関連ウェブページの閲覧者の性別、年代、居住地

性別	年代	U数	札幌 ブロック	仙台 ブロック	東京 ブロック	名古屋 ブロック	大阪 ブロック	広島 ブロック	高松 ブロック	福岡 ブロック	不明
男性	20歳未満	29 (0.1%)	2 (0.3%)	1 (0.1%)	12 (0.1%)	2 (0.1%)	7 (0.1%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	1 (3.2%)
	20代	612 (2.5%)	13 (1.7%)	31 (2.7%)	282 (2.9%)	67 (2.5%)	136 (2.3%)	25 (1.8%)	16 (1.8%)	41 (2.3%)	1 (3.2%)
	30代	2,464 (10.1%)	80 (10.2%)	116 (10.3%)	989 (10.2%)	299 (11.2%)	551 (9.3%)	134 (9.4%)	86 (9.9%)	209 (11.5%)	0 (0.0%)
	40代	6,203 (25.5%)	202 (25.7%)	307 (27.2%)	2,501 (25.7%)	678 (25.4%)	1,459 (24.7%)	390 (27.5%)	230 (26.4%)	435 (24.0%)	1 (3.2%)
	50代	5,539 (22.7%)	153 (19.4%)	254 (22.5%)	2,218 (22.8%)	637 (23.8%)	1,392 (23.6%)	325 (22.9%)	193 (22.2%)	365 (20.1%)	2 (6.5%)
	60歳以上	2,519 (10.3%)	89 (11.3%)	124 (11.0%)	947 (9.7%)	270 (10.1%)	649 (11.0%)	147 (10.4%)	113 (13.0%)	180 (9.9%)	0 (0.0%)
	登録なし	7 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
女性	20歳未満	7 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
	20代	250 (1.0%)	5 (0.6%)	16 (1.4%)	96 (1.0%)	23 (0.9%)	55 (0.9%)	17 (1.2%)	7 (0.8%)	31 (1.7%)	0 (0.0%)
	30代	1,231 (5.1%)	34 (4.3%)	63 (5.6%)	483 (5.0%)	132 (4.9%)	285 (4.8%)	71 (5.0%)	52 (6.0%)	110 (6.1%)	1 (3.2%)
	40代	2,552 (10.5%)	79 (10.0%)	95 (8.4%)	1,028 (10.6%)	280 (10.5%)	649 (11.0%)	134 (9.4%)	72 (8.3%)	213 (11.7%)	2 (6.5%)
	50代	2,046 (8.4%)	99 (12.6%)	82 (7.3%)	838 (8.6%)	197 (7.4%)	485 (8.2%)	110 (7.7%)	66 (7.6%)	163 (9.0%)	6 (19.4%)
	60歳以上	835 (3.4%)	27 (3.4%)	37 (3.3%)	320 (3.3%)	80 (3.0%)	216 (3.7%)	61 (4.3%)	33 (3.8%)	60 (3.3%)	1 (3.2%)
	登録なし	6 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
登録なし	20歳未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	20代	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	30代	4 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	40代	4 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
	50代	5 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	60歳以上	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	登録なし	51 (0.2%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	14 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.1%)	3 (0.3%)	4 (0.2%)	16 (51.6%)
合計	—	24,366 (100.0%)	787 (100.0%)	1,129 (100.0%)	9,742 (100.0%)	2,674 (100.0%)	5,896 (100.0%)	1,420 (100.0%)	871 (100.0%)	1,816 (100.0%)	31 (100.0%)

あなたご自身に関するアンケート

モニターの皆様へのお願い

本アンケートには、一般に公開していない情報が含まれる場合があります。
アンケート内で知り得た情報について、決して第三者に口外しないよう、お願いします。

「第三者への口外」に含まれる例

- 口頭、電話、メール等で友人・知人に話す
- SNSやブログ、掲示板等へ書き込む
- その他、手段を問わず、情報を第三者に伝達する行為

注意事項

- 複数のアンケート画面を同時に開くと、正常に回答できません。
アンケートはひとつずつ、回答ください。
- アンケートへの回答は、「動作環境」に記載の環境からお願いします。
- 本アンケートは、回答を中断してから1時間以内は中断した質問から再開可能です。
(システム緊急対応等により再開できない場合もありますので、予めご了承ください。)
- 回答結果は、当社の「個人情報保護方針」に基づいて取り扱います。

上記の内容をご確認いただき、同意してご協力いただける場合のみ、「同意し、アンケート開始」を押してアンケートを開始してください。

同意し、アンケート開始

本調査は、法務省が公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して実施する、インターネット上の人権問題に関する調査です。

今回の調査で得られた結果は、今後の人権擁護施策に活用されることが予定されております。

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理し、法務省や人権教育啓発推進センターが個人を特定できる形で本調査結果を知ることはありません。

本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

次へ

Q1
必須

「部落差別」又は「同和問題」という言葉を聞いたことがありますか。

- 1.聞いたことがある
- 2.聞いたことがない

次へ

Q2
必須

過去に、「部落差別」又は「同和問題」に関するウェブサイト（SNSも含む。以下同じ。）を目にしたことがありますか。

- 1.はい
- 2.いいえ
- 3.覚えていない

次へ

Q3
必須

そのウェブサイトを目にしたきっかけは何ですか（1～6につき複数回答可）。

- 1.部落差別の歴史や用語などの一般的な事柄について調べてみようと思った
- 2.自分や身内の引っ越し先の地域について調べてみようと思った
- 3.自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った
- 4.近所の人出身地について調べてみようと思った
- 5.求人に対する応募者の出身地について調べてみようと思った
- 6.その他の事柄について調べてみようと思った
- 7.調べたいことがあって見たわけではなく、偶然目にした(排他)
- 8.覚えていない(排他)

Q4
必須

なぜインターネットで調べてみようと思ったのですか（1～8につき複数回答可）。

- 1.インターネットで調べれば、知りたい情報を見つけられる可能性が高いと思ったから
- 2.知りたい情報がまとめて整理されているウェブサイトがあると知っていたから
- 3.知りたい情報について幅広く検索することができるから
- 4.インターネットで調べるのは他の方法よりも簡単だから
- 5.インターネット上の情報は他の方法で得られる情報よりも信用できるから
- 6.他の方法でも調べたが、知りたい情報が得られなかったから
- 7.インターネット以外の方法を思いつかなかったから
- 8.その他
- 9.特に理由はない(排他)
- 10.覚えていない(排他)

Q5
必須

そのウェブサイトを目にしてどのように感じましたか。当てはまるものをすべて挙げてください。

- 1.知りたいことが書かれており、役に立った
- 2.知りたいことが書かれておらず、役に立たなかった
- 3.内容が信用できると思った
- 4.内容が信用できないと思った
- 5.内容がよく理解できなかった
- 6.機会があればまた見たいと思った
- 7.もう見たくないと思った
- 8.その他
- 9.特に何も感じなかった(排他)
- 10.覚えていない(排他)

(注) 一般的に、選択肢の最上位に位置する選択肢が選ばれやすい傾向があるとされていることから、本調査では、回答者ごとにランダムに選択肢の提示順を変更することにより、回答の偏りを軽減させる「ランダムイズ」と呼ばれる手法が採用されている。

第5章 一般国民に対する意識調査

[本調査結果を読む際の注意]

- 1 Nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
なお、特に数字を示していない場合はN=6,216人（有効回収数）である。
- 2 標本誤差は回答者数（N）と得られた結果の比率によって異なるが、単純任意抽出法（無作為抽出）を仮定した場合の誤差（95%は信頼できる誤差の範囲）は下表のとおりである。

各回答の 比率 N	10% (又は 90%)	20% (又は 80%)	30% (又は 70%)	40% (又は 60%)	50%
6,216	±0.8	±1.0	±1.2	±1.2	±1.2
5,000	±0.8	±1.1	±1.3	±1.4	±1.4
3,000	±1.1	±1.4	±1.6	±1.8	±1.8
1,000	±1.9	±2.5	±2.8	±3.0	±3.1
500	±2.6	±3.5	±4.0	±4.3	±4.4
100	±5.9	±7.8	±9.0	±9.6	±9.8

なお、本調査のように層化2段抽出法による場合は標本誤差が若干増減することもある。また、誤差には調査員のミスや回答者の誤解などによる計算不能な非標本誤差もある。

- 3 結果数値（%）は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないことがある。
- 4 統計表等に用いた符号は次のとおりである。
0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの
— : 回答者がいないもの
M.T. : Multiple Total の略で、回答数の合計を回答者数（N）で割った比率のこと。
1 回答者が2以上の回答をすることができる質問では、通常その値は100%を超える。
- 5 集計表の一部で選択肢を省略しているものがある。
- 6 分析軸の該当者が50人未満の場合は標本誤差が大きくなるため、原則として分析対象から除いてある。

第1 調査の概要

一般国民に対する意識調査として、一般社団法人新情報センターに委託し、以下のとおりの調査を行った。

1 調査対象者及び回収率等

(1) 母集団：全国の満18歳以上の日本国籍を有する者

標本数：10,000人

地点数：400地点（376市区町村）

調査方法：訪問留置・訪問回収法（調査員が調査票を配布、回収する方法）

※ただし、一部の希望者には、調査員が調査票を配布後、郵送で調査票を返送してもらう郵送回収法、また、オンラインでの回答方式を併用

(2) 有効回収数（率）：6,216人（62.2%）

調査不能数（率）：3,784人（37.8%）

不能内訳：転居→307 長期不在→163 一時不在→1,271

住所不明→149 拒否→1,631 その他（病気等）→263

2 属性別回収結果

(1) 都市規模別

	総数	大都市	中都市 (人口10 万以上の 都市)	小都市 (人口10 万未満の 都市)	町村
標本数	10,000	2,900	4,075	2,150	875
回収数	6,216	1,535	2,583	1,471	627
回収率	62.2	52.9	63.4	68.4	71.7

(2) 地域別^{*68}

	総数	北海道	東北	関東	中部 (小計)	北陸	東山	東海
標本数	10,000	425	675	3,425	1,825	425	400	1,000
回収数	6,216	290	488	1,863	1,277	321	290	666
回収率	62.2	68.2	72.3	54.4	70.0	75.5	72.5	66.6

	近畿	中国	四国	九州 (小計)	北九州	南九州
	1,625	600	325	1,100	650	450
	952	388	201	757	448	309
	58.6	64.7	61.8	68.8	68.9	68.7

*68 地域別の分類については、別添2参照。

(3) 性別

	総数	男性	女性
標本数	10,000	5,003	4,997
回収数	6,210	3,023	3,187
回収率	62.1	60.4	63.8

※本調査においては、住民基本台帳を基に調査対象者を抽出しており、性別が「その他」の標本数を確定することができないため、本表においては、性別を「その他」と回答した者（6名）の回収率を算出していない。

(4) 年齢別

	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
標本数	10,000	201	1,100	1,388	1,805	1,725	1,696	1,504	581
回収数	6,216	113	540	814	1,153	1,127	1,184	987	298
回収率	62.2	56.2	49.1	58.6	63.9	65.3	69.8	65.6	51.3

(5) 性別・年齢別

男 性				女 性			
年 齢	標本数	回収数	回収率	年 齢	標本数	回収数	回収率
	人	人	%		人	人	%
18～19歳	89	53	59.6	18～19歳	112	60	53.6
20～29歳	577	269	46.6	20～29歳	523	267	51.1
30～39歳	725	396	54.6	30～39歳	663	417	62.9
40～49歳	942	564	59.9	40～49歳	863	588	68.1
50～59歳	873	553	63.3	50～59歳	852	574	67.4
60～69歳	849	573	67.5	60～69歳	847	611	72.1
70～79歳	730	493	67.5	70～79歳	774	494	63.8
80歳以上	218	122	56.0	80歳以上	363	176	48.5
	5,003	3,023	60.4		4,997	3,187	63.8

※本調査においては、住民基本台帳を基に調査対象者を抽出しており、性別が「その他」の標本数を確定することができないため、本表においては、性別を「その他」と回答した者（6名）の回収率を算出していない。

3 対象者の属性

(1) 都市規模

	総数	大都市	中都市 (人口10 万以上の 都市)	小都市 (人口10 万未満の 都市)	町村
総数	6,216	1,535	2,583	1,471	627
%	100.0	24.7	41.6	23.7	10.1

(2) 地域

	総数	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
総数	6,216	290	488	1,863	1,277	952	388	201	757
%	100.0	4.7	7.9	30.0	20.5	15.3	6.2	3.2	12.2

(3) 性別

	総数	男性	女性	その他
総数	6,216	3,023	3,187	6
%	100.0	48.6	51.3	0.1

(4) 年齢

	総数	18～29歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
総数	6,216	653	540	814	1,153	1,127	1,184	987	298
%	100.0	10.5	8.7	13.1	18.5	18.1	19.0	15.9	4.8

(5) 性別・年齢

	総数	男性	18～29歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
総数	6,216	3,023	322	269	396	564	553	573	493	122
%	100.0	48.6	5.2	4.3	6.4	9.1	8.9	9.2	7.9	2.0

	女性	18～29歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
	3,187	327	267	417	588	574	611	494	176
	51.3	5.3	4.3	6.7	9.5	9.2	9.8	7.9	2.8

※性別を「その他」と回答した者（6名）は回収数に含めていないが、割合（%）は「その他」を含めた総数（6,216）を基に算出。

(6) 職業

	総数	雇用者	被雇用者	公務員	学生	無職	その他	無回答
総数	6,216	868	2,763	302	199	1,822	251	11
%	100.0	14.0	44.4	4.9	3.2	29.3	4.0	0.2

第2 調査結果

1 調査結果の概要

(1) 人権問題一般（問1ないし問4関係）

一般国民の人権問題一般に対する意識を把握する前提として、人権問題についての受講経験や機会、人権侵害経験の有無等を質問するとともに、相談体制の充実のための施策を検討するため、相談窓口の認知度を質問したところ、下記の結果が得られた。

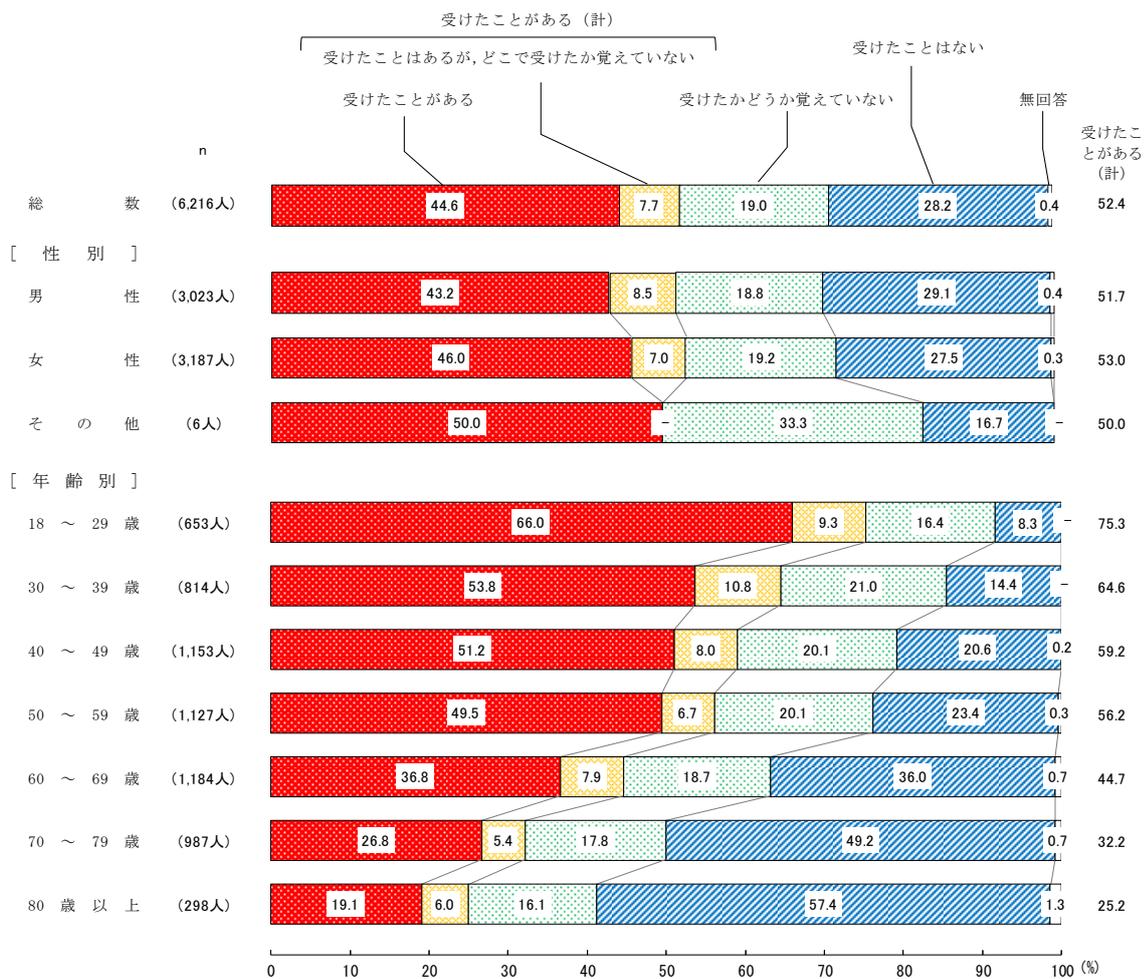
ア 人権問題についての授業等の受講経験及び受講種別（問1及び問1-1）

(ア) これまで、学校、職場及び地域で、人権問題についての授業、講義等を受けたことがあるか（問1）については、「受けたことがある（計）^{*69}」と答えた人の割合は、全体の52.4%であった。

地域別では、「受けたことがある（計）」が近畿、中国、四国、九州ではおおむね60%から70%程度に上るのに対し、北海道、東北、関東、中部ではいずれも50%を下回っており、西日本の方が人権問題についての受講経験を有する人の割合が高くなっている。

また、年齢別では、「受けたことはない」とする人の割合が、年代が上がるにつれて高くなっている（図1、表4-1）。

図1 人権問題についての受講経験



*69 「受けたことがある」 + 「受けたことあるが、どこで受けたかは覚えていない」の合計。

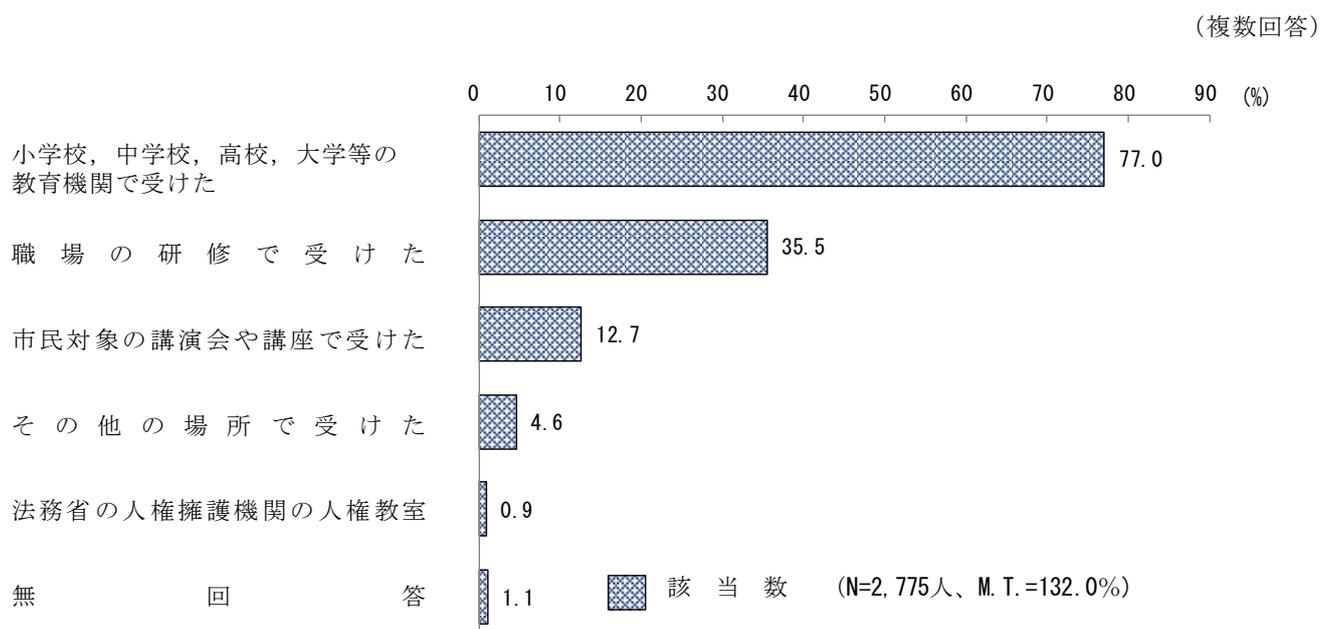
表4-1 人権問題についての授業等の受講経験

(%)

	総数	受けたことがある	受けたことはあるが、どこで受けたか覚えていない	受けたかどうか覚えていない	受けたことはない	無回答	受けたことがある(計)
【総数】	6216	44.6	7.7	19.0	28.2	0.4	52.4
〔都市規模〕							
大都市(小計)	1535	44.6	8.1	17.7	29.4	0.2	52.8
東京都区	314	42.7	9.9	17.8	29.3	0.3	52.5
政令指定都市	1221	45.1	7.7	17.6	29.4	0.2	52.8
中都市(小計)	2583	44.0	7.3	20.2	28.1	0.3	51.3
人口20万以上の市	1481	44.8	7.3	19.4	28.2	0.3	52.1
人口10万以上の市	1102	43.0	7.4	21.3	28.0	0.3	50.4
小都市(人口10万未満の市)	1471	46.4	8.1	18.5	26.4	0.6	54.5
町村	627	43.2	7.5	18.7	30.0	0.6	50.7
〔地域ブロック〕							
北海道	290	27.6	7.9	24.1	40.0	0.3	35.5
東北	488	27.9	7.4	27.9	36.9	-	35.2
関東	1863	40.5	7.6	19.9	31.7	0.3	48.0
中部(小計)	1277	36.9	7.4	24.0	31.3	0.4	44.3
北陸	321	25.5	9.0	24.9	40.5	-	34.6
東山	290	40.7	7.2	23.4	27.9	0.7	47.9
東海	666	40.7	6.8	23.7	28.4	0.5	47.4
近畿	952	59.2	7.8	13.2	19.2	0.5	67.0
中国	388	58.5	7.5	13.4	20.4	0.3	66.0
四国	201	61.7	9.0	8.0	20.9	0.5	70.6
九州(小計)	757	55.4	8.5	13.9	21.7	0.7	63.8
北九州	448	59.2	8.7	12.1	19.0	1.1	67.9
南九州	309	49.8	8.1	16.5	25.6	-	57.9
F1〔性別〕							
男性	3023	43.2	8.5	18.8	29.1	0.4	51.7
女性	3187	46.0	7.0	19.2	27.5	0.3	53.0
その他	6	50.0	-	33.3	16.7	-	50.0
F2〔年齢別(10歳)〕							
18～29歳	653	66.0	9.3	16.4	8.3	-	75.3
20～29歳	540	63.5	10.4	17.2	8.9	-	73.9
30～39歳	814	53.8	10.8	21.0	14.4	-	64.6
40～49歳	1153	51.2	8.0	20.1	20.6	0.2	59.2
50～59歳	1127	49.5	6.7	20.1	23.4	0.3	56.2
60～69歳	1184	36.8	7.9	18.7	36.0	0.7	44.7
70～79歳	987	26.8	5.4	17.8	49.2	0.7	32.2
80歳以上	298	19.1	6.0	16.1	57.4	1.3	25.2
F1・F2〔性別・年齢別(10歳)〕							
男性(小計)	3023	43.2	8.5	18.8	29.1	0.4	51.7
18～29歳	322	63.4	9.3	16.8	10.6	-	72.7
20～29歳	269	61.0	10.4	17.8	10.8	-	71.4
30～39歳	396	49.7	13.9	20.5	15.9	-	63.6
40～49歳	564	47.3	8.2	19.3	25.0	0.2	55.5
50～59歳	553	45.9	7.2	20.3	26.2	0.4	53.2
60～69歳	573	37.3	8.4	19.0	34.4	0.9	45.7
70～79歳	493	28.0	6.1	16.4	48.7	0.8	34.1
80歳以上	122	27.0	5.7	18.0	48.4	0.8	32.8
女性(小計)	3187	46.0	7.0	19.2	27.5	0.3	53.0
18～29歳	327	68.5	9.5	15.9	6.1	-	78.0
20～29歳	267	65.9	10.5	16.5	7.1	-	76.4
30～39歳	417	57.8	7.9	21.6	12.7	-	65.7
40～49歳	588	54.9	7.8	20.7	16.3	0.2	62.8
50～59歳	574	53.0	6.1	20.0	20.7	0.2	59.1
60～69歳	611	36.3	7.4	18.3	37.5	0.5	43.7
70～79歳	494	25.7	4.7	19.2	49.8	0.6	30.4
80歳以上	176	13.6	6.3	14.8	63.6	1.7	19.9
その他	6	50.0	-	33.3	16.7	-	50.0
F3〔職業別〕							
雇用者	868	40.6	7.8	17.7	33.2	0.7	48.4
被雇用者	2763	48.3	9.0	19.9	22.5	0.3	57.3
公務員	302	79.1	7.3	7.9	5.0	0.7	86.4
学生	199	76.4	7.5	11.6	4.5	-	83.9
無職	1822	33.5	6.3	20.7	39.0	0.4	39.8
その他	251	33.1	4.0	21.1	41.4	0.4	37.1
無回答	11	27.3	9.1	18.2	45.5	-	36.4

- (イ) 問1で、人権問題についての授業、講義等を受けたことがあると答えた2,775人の受講種別（問1-1，複数回答）は、「小学校，中学校，高校，大学等の教育機関」（77.0%），「職場の研修」（35.5%），「市民対象の講演会や講座」（12.7%）などの順であり，大部分は教育機関での受講である。
- なお，「法務省の人権擁護機関（法務局，人権擁護委員）による人権教室で受けた」と答えた人は，該当数の0.9%である（図2）。

図2 人権問題についての受講種別

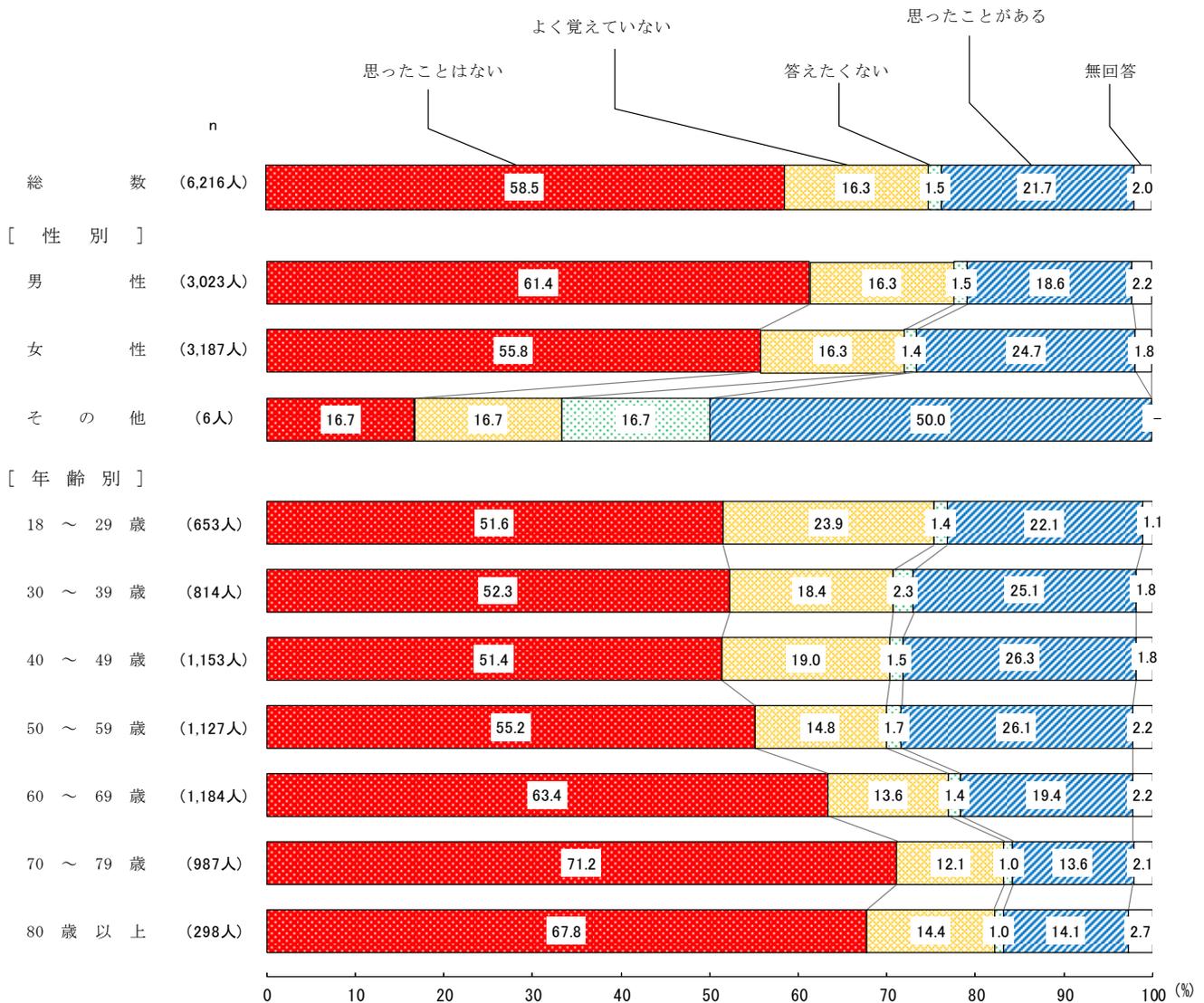


イ 人権侵害の経験及びその内容（問2及び問2-1）

(ア) 自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか（問2）については、「思ったことはない」が半数以上であり（58.5%），一方、「思ったことがある」は21.7%である。

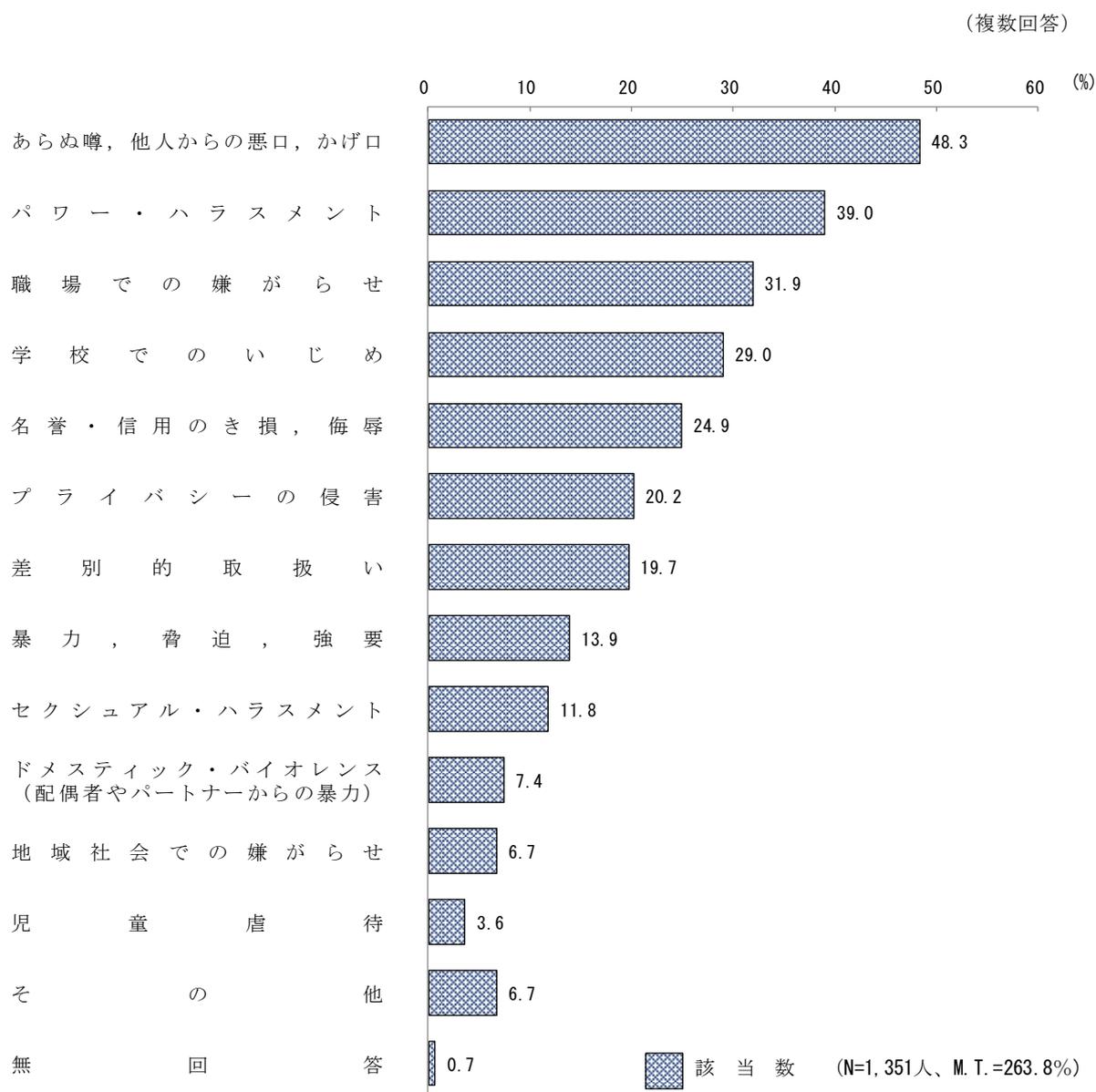
年齢別では、「思ったことはない」と答えた人の割合は60歳代以上で高くなっている（図3）。

図3 人権侵害の経験



(イ) 問2で、自分の人権が侵害されたと思ったことがあると答えた1,351人にどのような場合かを尋ねたところ(問2-1, 複数回答), 「あらぬ噂, 他人からの悪口, かげ口」(48.3%), 「パワー・ハラスメント」(39.0%), 「職場での嫌がらせ」(31.9%), 「学校でのいじめ」(29.0%)などの順となっている(図4)。

図4 人権侵害の内容



ウ 人権問題の相談窓口（問3）

(ア) 人権問題に関する相談窓口として、どのようなものを知っているか（問3，複数回答）については、「市（区）町村の相談窓口」（42.7%），「警察」（35.1%），「弁護士会の相談窓口」（24.2%）などの順となっており，一方，「知らない」の割合が27.5%である。

(イ) 「法務局」の割合は16.0%，「人権擁護委員」の割合は21.0%である。年齢別では，「法務局」，「人権擁護委員」のいずれも，おおむね年齢層が高いほど認知度も高くなる傾向があり，特に人権擁護委員については，60歳代以上では30%以上が知っている（図5，表4-5）。

図5 人権問題の相談窓口

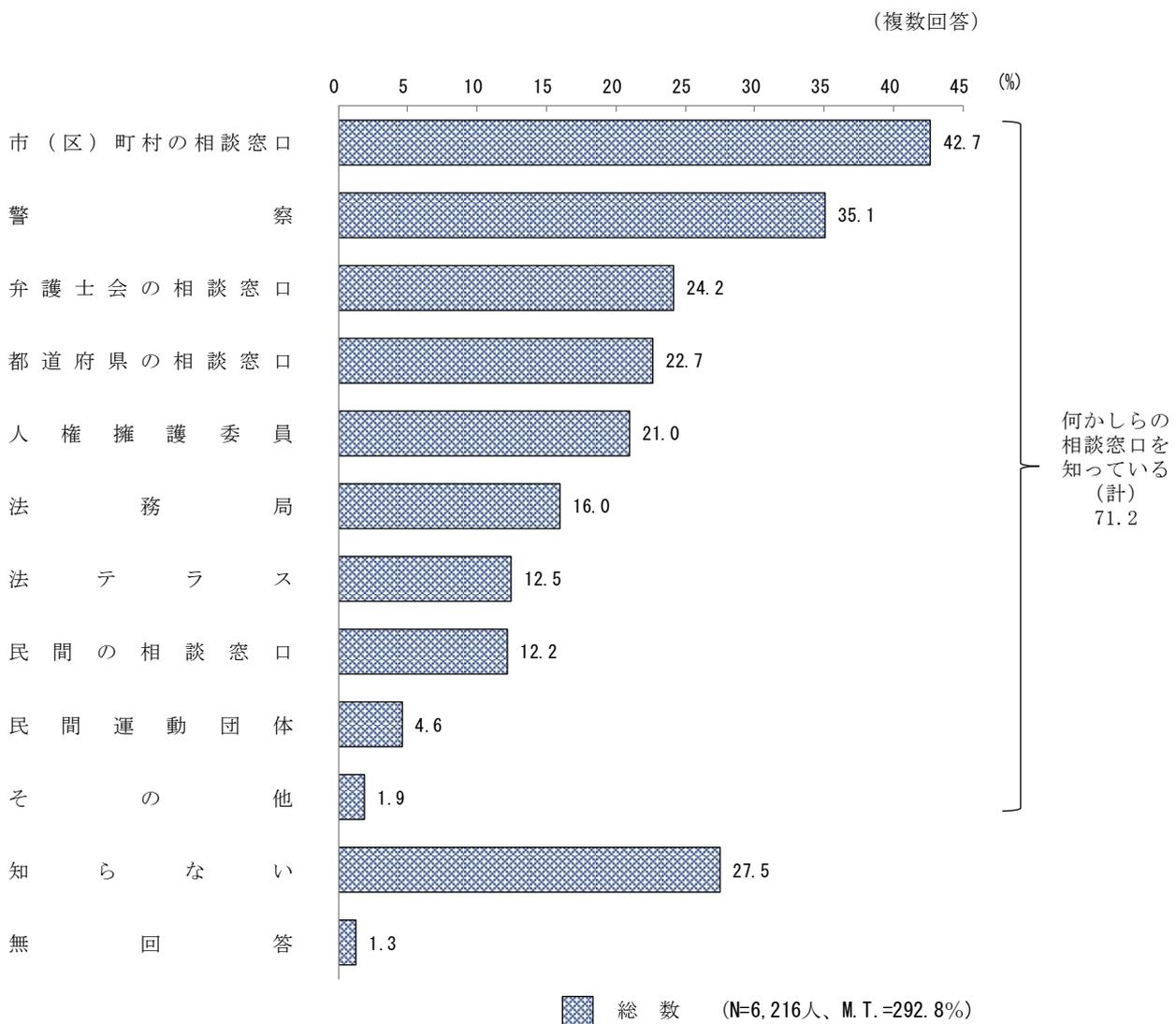


表4-5 人権問題の相談窓口

(%)

	総数	法務局	人権擁護 委員	警察	都道府県 の相談窓 口	市(区) 町村の相 談窓口	弁護士会 の相談窓 口	法テラス	民間運動 団体	民間の相 談窓口	その他	知らない
【総数】	6216	16.0	21.0	35.1	22.7	42.7	24.2	12.5	4.6	12.2	1.9	27.5
〔都市規模〕												
大都市(小計)	1535	16.0	17.5	34.4	22.5	39.3	29.4	14.5	5.3	13.6	2.2	28.3
東京都区	314	18.5	14.3	34.7	28.7	32.8	25.2	14.6	7.3	19.1	3.2	27.7
政令指定都市	1221	15.3	18.3	34.3	20.9	41.0	30.5	14.5	4.8	12.2	2.0	28.4
中都市(小計)	2583	16.6	20.0	36.6	23.5	42.6	24.0	12.6	4.5	12.1	1.8	27.5
人口20万以上の市	1481	16.8	20.1	37.1	24.0	41.8	24.8	13.4	4.7	11.5	2.0	28.0
人口10万以上の市	1102	16.4	19.9	35.8	22.8	43.7	22.9	11.6	4.1	12.8	1.5	26.8
小都市(人口10万未満の市)	1471	14.8	23.7	32.0	22.4	45.2	20.5	10.7	4.5	10.7	1.8	28.3
町村	627	15.8	26.8	37.8	20.9	45.1	21.5	11.0	3.5	12.9	1.9	23.8
〔地域ブロック〕												
北海道	290	17.9	26.6	39.7	18.3	41.0	29.7	14.8	3.8	12.8	2.1	24.1
東北	488	25.8	29.9	42.8	26.0	43.6	27.0	19.5	3.5	12.1	1.8	23.4
関東	1863	15.4	18.0	36.3	25.6	41.0	23.6	13.1	5.2	13.6	2.1	27.4
中部(小計)	1277	13.2	20.8	36.1	20.5	40.6	25.0	10.2	3.7	10.8	1.3	29.3
北陸	321	12.8	21.2	39.6	23.7	36.8	29.9	10.0	2.5	8.4	0.9	29.6
東山	290	15.5	25.9	33.8	24.1	43.8	22.1	10.7	2.8	10.3	1.4	27.2
東海	666	12.3	18.5	35.4	17.4	41.1	23.9	10.1	4.7	12.2	1.5	30.0
近畿	952	14.7	21.2	31.0	22.9	45.5	25.2	9.7	6.0	13.4	1.9	27.7
中国	388	18.8	22.7	31.4	22.4	45.6	21.9	14.2	5.7	11.1	2.6	27.1
四国	201	15.9	25.4	32.8	20.4	45.8	17.9	10.9	6.0	7.0	3.5	24.9
九州(小計)	757	15.1	18.2	31.0	19.6	44.4	22.5	12.5	3.0	11.6	1.6	29.2
北九州	448	13.4	17.6	27.5	19.2	46.0	23.4	13.8	3.3	10.0	1.1	30.1
南九州	309	17.5	19.1	36.2	20.1	42.1	21.0	10.7	2.6	13.9	2.3	27.8
F1〔性別〕												
男性	3023	19.3	22.7	35.3	22.7	39.7	24.8	13.0	4.6	9.7	2.1	27.8
女性	3187	12.8	19.2	34.8	22.7	45.5	23.7	12.0	4.5	14.5	1.7	27.2
その他	6	50.0	66.7	66.7	50.0	50.0	50.0	33.3	33.3	50.0	-	33.3
F2〔年齢別(10歳)〕												
18～29歳	653	6.3	6.0	37.4	17.2	27.3	11.0	10.1	3.8	14.7	1.8	39.5
20～29歳	540	6.9	5.9	35.9	16.1	26.3	11.1	10.0	3.1	13.7	2.0	40.4
30～39歳	814	9.6	7.9	34.2	19.3	33.3	16.6	13.0	2.6	13.3	1.7	38.2
40～49歳	1153	12.1	12.9	31.1	19.8	38.5	24.1	16.6	3.2	13.2	2.0	32.0
50～59歳	1127	16.9	19.5	35.4	26.2	46.4	30.9	16.2	4.2	12.2	2.5	23.7
60～69歳	1184	19.8	32.1	36.6	24.8	50.6	29.0	11.4	5.2	10.0	1.2	19.8
70～79歳	987	24.6	36.2	37.4	27.3	51.4	28.6	8.2	7.8	12.2	2.1	18.9
80歳以上	298	22.1	31.5	32.9	19.1	43.6	16.4	4.7	5.4	9.4	2.0	27.9
F1・F2〔性別・年齢別(10歳)〕												
男性(小計)	3023	19.3	22.7	35.3	22.7	39.7	24.8	13.0	4.6	9.7	2.1	27.8
18～29歳	322	7.8	5.0	34.8	15.8	23.3	10.9	9.3	4.0	13.4	2.2	40.1
20～29歳	269	8.2	4.8	34.9	14.9	23.0	10.8	8.6	3.7	13.0	2.2	39.8
30～39歳	396	9.8	8.1	34.3	19.2	28.5	16.2	13.9	2.8	9.6	2.0	39.9
40～49歳	564	13.5	12.9	30.5	19.1	33.9	24.1	16.3	2.5	10.5	2.3	35.5
50～59歳	553	19.9	22.6	34.5	26.2	42.0	31.5	16.3	4.5	10.3	2.5	26.6
60～69歳	573	25.3	36.0	38.6	25.5	49.2	28.6	12.2	4.4	7.2	1.2	17.3
70～79歳	493	31.2	37.7	38.3	26.6	50.3	30.6	9.5	8.9	9.7	2.0	17.0
80歳以上	122	27.0	39.3	38.5	23.0	48.4	20.5	6.6	5.7	6.6	4.1	19.7
女性(小計)	3187	12.8	19.2	34.8	22.7	45.5	23.7	12.0	4.5	14.5	1.7	27.2
18～29歳	327	4.0	6.1	39.4	18.0	30.9	10.7	10.4	3.1	15.6	1.5	39.1
20～29歳	267	4.5	6.0	36.3	16.9	29.2	10.9	10.9	1.9	13.9	1.9	41.2
30～39歳	417	9.4	7.4	33.8	19.2	37.6	16.8	12.2	2.4	16.5	1.4	36.7
40～49歳	588	10.7	12.9	31.8	20.4	43.0	24.1	16.8	3.9	15.8	1.7	28.6
50～59歳	574	13.9	16.6	36.2	26.1	50.7	30.3	16.2	3.8	14.1	2.4	20.9
60～69歳	611	14.7	28.5	34.7	24.2	51.9	29.3	10.6	6.1	12.6	1.1	22.1
70～79歳	494	18.0	34.6	36.4	27.9	52.4	26.5	6.9	6.7	14.6	2.2	20.9
80歳以上	176	18.8	26.1	29.0	16.5	40.3	13.6	3.4	5.1	11.4	0.6	33.5
その他	6	50.0	66.7	66.7	50.0	50.0	50.0	33.3	33.3	50.0	-	33.3
F3〔職業別〕												
雇用者	868	17.6	22.7	34.8	22.8	38.8	28.3	12.4	4.0	12.3	1.6	27.5
被雇用者	2763	12.4	14.4	33.6	20.3	39.2	21.6	12.2	3.5	12.4	2.1	31.8
公務員	302	31.1	33.4	38.1	33.8	55.0	35.4	31.8	6.3	10.9	3.3	12.6
学生	199	8.0	8.0	46.7	27.6	33.2	12.6	14.6	6.0	18.1	2.0	28.6
無職	1822	18.5	28.0	35.6	24.1	49.1	25.7	9.4	5.9	11.5	1.5	23.9
その他	251	18.7	32.3	36.3	21.9	40.2	23.5	13.5	5.2	12.4	2.4	23.5
無回答	11	18.2	9.1	18.2	9.1	27.3	36.4	-	-	9.1	-	18.2

表4-5 人権問題の相談窓口(続き)

	(%)			
	総数	無回答	相談窓口 を知って いる (計)	回答計
【総数】	6216	1.3	71.2	221.6
〔都市規模〕				
大都市(小計)	1535	0.8	70.9	223.9
東京都	314	-	72.3	226.1
政令指定都市	1221	1.1	70.5	223.3
中都市(小計)	2583	1.2	71.4	222.9
人口20万以上の市	1481	1.4	70.6	225.7
人口10万以上の市	1102	0.9	72.3	219.1
小都市(人口10万未満の市)	1471	1.8	70.0	216.3
町村	627	2.2	74.0	223.3
〔地域ブロック〕				
北海道	290	1.0	74.8	231.7
東北	488	0.6	76.0	256.1
関東	1863	1.1	71.4	222.3
中部(小計)	1277	1.3	69.4	212.8
北陸	321	0.6	69.8	215.9
東山	290	2.4	70.3	220.0
東海	666	1.2	68.8	208.3
近畿	952	1.8	70.5	221.0
中国	388	1.3	71.6	224.7
四国	201	2.5	72.6	212.9
九州(小計)	757	1.6	69.2	210.3
北九州	448	2.0	67.9	207.6
南九州	309	1.0	71.2	214.2
F1〔性別〕				
男性	3023	1.4	70.8	223.1
女性	3187	1.3	71.6	219.8
その他	6	-	66.7	483.3
F2〔年齢別(10歳)〕				
18～29歳	653	0.5	60.0	175.5
20～29歳	540	0.6	59.1	172.0
30～39歳	814	0.9	60.9	190.4
40～49歳	1153	1.0	67.0	206.5
50～59歳	1127	1.2	75.2	235.2
60～69歳	1184	1.4	78.9	241.8
70～79歳	987	2.3	78.7	256.9
80歳以上	298	3.0	69.1	218.1
F1・F2〔性別・年齢別(10歳)〕				
男性(小計)	3023	1.4	70.8	223.1
18～29歳	322	0.3	59.6	166.8
20～29歳	269	0.4	59.9	164.3
30～39歳	396	1.0	59.1	185.4
40～49歳	564	1.1	63.5	202.1
50～59歳	553	1.3	72.2	238.2
60～69歳	573	1.6	81.2	246.9
70～79歳	493	2.6	80.3	264.7
80歳以上	122	2.5	77.9	241.8
女性(小計)	3187	1.3	71.6	219.8
18～29歳	327	0.6	60.2	179.5
20～29歳	267	0.7	58.1	174.2
30～39歳	417	0.7	62.6	194.2
40～49歳	588	1.0	70.4	210.9
50～59歳	574	1.0	78.0	232.4
60～69歳	611	1.1	76.8	237.0
70～79歳	494	2.0	77.1	249.2
80歳以上	176	3.4	63.1	201.7
その他	6	-	66.7	483.3
F3〔職業別〕				
雇用者	868	1.0	71.4	224.1
被雇用者	2763	1.2	67.1	204.7
公務員	302	1.3	86.1	293.0
学生	199	-	71.4	205.5
無職	1822	1.7	74.4	235.0
その他	251	2.0	74.5	231.9
無回答	11	18.2	63.6	163.6

エ 人権課題に対する関心（問4）

(ア) 人権課題について関心があるもの（問4，複数回答）については，「障害者」（52.7%），「インターネット上の人権侵害」（42.7%），「子ども」（39.8%），「女性」（38.0%）などの順となっており，「何かしら関心がある（計）」の割合は90.0%となっている。

(イ) 「部落差別（同和問題）」に関心があると答えた人の割合は21.3%であり，地域別では，近畿，中国，四国でいずれも30%前後，九州でも24.4%となる一方，北海道，東北，関東，中部ではいずれも20%に満たないなど，西日本において関心が高いことがうかがえる。

また，年齢別では，40歳代までと比べて，60歳代以上の関心がやや高くなっている（図6，表4-6）。

図6 人権課題に対する関心

（複数回答）

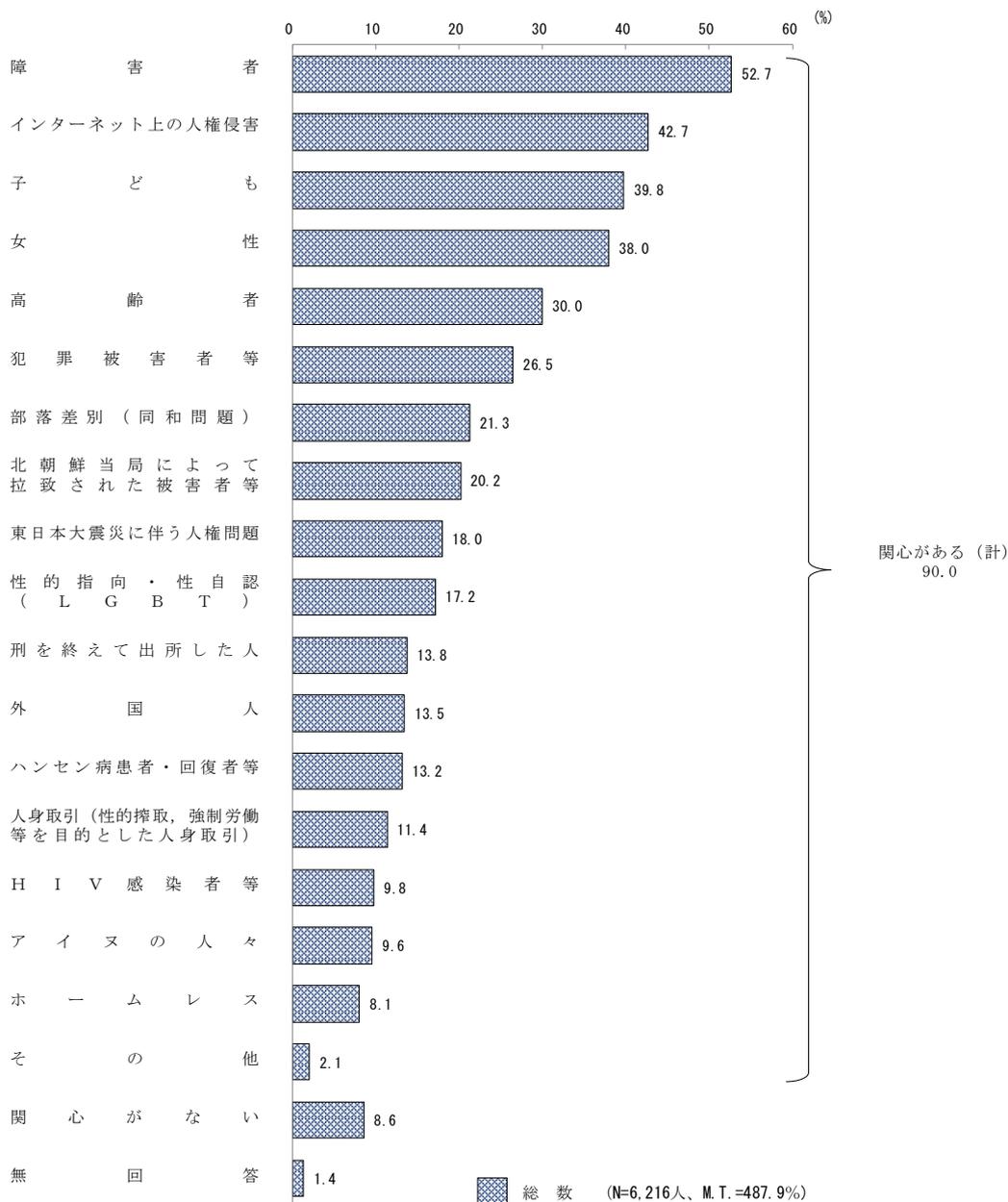


表4-6 人権課題に対する関心(続き)

(%)

	総数	インターネット上の人権侵害	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	ホームレス	性的指向・性自認(LGBT)	人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)	東日本大震災に伴う人権問題	その他	関心が無い	無回答	関心がある(計)	回答計
【総数】	6216	42.7	20.2	8.1	17.2	11.4	18.0	2.1	8.6	1.4	90.0	397.9
〔都市規模〕												
大都市(小計)	1535	46.4	20.8	8.4	21.0	12.4	17.9	1.8	8.1	0.8	91.1	418.6
東京都区	314	48.1	23.2	9.2	28.0	13.7	19.4	1.3	5.7	1.0	93.3	465.3
政令指定都市	1221	46.0	20.2	8.2	19.2	12.1	17.5	1.9	8.7	0.8	90.5	406.6
中都市(小計)	2583	42.2	20.9	8.8	17.2	11.5	18.3	2.4	7.8	1.4	90.8	402.1
人口20万以上の市	1481	41.9	19.8	9.4	17.4	11.3	18.0	2.0	7.8	1.4	90.7	398.9
人口10万以上の市	1102	42.6	22.4	8.1	16.9	11.6	18.8	3.1	7.8	1.3	90.9	406.4
小都市(人口10万未満の市)	1471	39.4	19.2	6.7	13.9	9.9	17.8	2.0	10.3	1.7	88.0	373.2
町村	627	43.4	18.3	8.0	16.3	11.6	16.9	1.8	9.3	1.8	89.0	387.7
〔地域ブロック〕												
北海道	290	46.9	23.1	9.7	22.4	15.5	21.7	2.1	6.9	1.4	91.7	460.7
東北	488	43.2	18.4	7.4	15.0	11.5	25.8	1.8	8.6	0.8	90.6	403.5
関東	1863	44.0	23.2	8.6	20.1	12.7	19.5	2.4	7.3	1.1	91.6	416.3
中部(小計)	1277	42.2	18.4	6.5	15.2	9.8	17.0	2.2	10.1	1.3	88.6	373.5
北陸	321	42.1	20.9	5.3	12.5	10.0	16.5	2.8	10.3	1.9	87.9	346.7
東山	290	37.2	19.0	9.0	13.1	8.6	18.6	1.0	10.3	3.1	86.6	367.6
東海	666	44.4	17.0	6.0	17.4	10.2	16.5	2.4	9.9	0.3	89.8	389.0
近畿	952	41.2	20.5	9.7	14.8	11.2	14.1	2.0	7.9	1.5	90.7	395.8
中国	388	40.7	16.0	7.7	14.2	8.0	13.9	1.8	9.5	1.5	88.9	374.2
四国	201	44.3	14.9	8.5	15.4	11.4	14.4	2.0	9.0	3.0	88.1	363.2
九州(小計)	757	40.8	19.3	7.7	18.4	11.0	17.0	1.7	10.4	1.6	88.0	390.0
北九州	448	38.6	18.1	8.0	17.0	9.6	17.2	1.6	11.4	2.0	86.6	370.1
南九州	309	44.0	21.0	7.1	20.4	12.9	16.8	1.9	9.1	1.0	90.0	418.8
F1〔性別〕												
男性	3023	42.6	19.3	8.5	15.5	11.5	15.8	2.4	10.1	1.2	88.8	375.2
女性	3187	42.8	21.1	7.7	18.7	11.1	19.9	1.7	7.3	1.5	91.2	418.0
その他	6	66.7	50.0	66.7	100.0	33.3	50.0	50.0	-	-	100.0	1116.7
F2〔年齢別(10歳)〕												
18~29歳	653	47.8	8.4	7.8	31.2	9.3	14.2	2.3	9.5	0.8	89.7	385.0
20~29歳	540	49.3	8.9	7.8	31.1	9.4	13.5	2.2	9.6	0.9	89.4	379.6
30~39歳	814	52.8	9.3	8.0	24.3	10.8	15.5	1.8	7.9	0.4	91.8	384.3
40~49歳	1153	50.0	14.7	7.5	19.3	12.1	14.5	2.8	7.8	1.0	91.2	399.3
50~59歳	1127	49.9	19.1	5.8	18.4	10.1	19.2	1.9	7.1	0.6	92.3	415.7
60~69歳	1184	41.6	28.7	9.1	12.9	12.8	20.9	1.9	7.8	1.1	91.1	418.8
70~79歳	987	24.4	33.0	10.1	7.7	12.9	22.4	2.0	9.6	3.0	87.3	396.3
80歳以上	298	13.4	25.5	9.7	3.7	8.4	15.1	2.0	17.8	5.0	77.2	312.8
F1・F2〔性別・年齢別(10歳)〕												
男性(小計)	3023	42.6	19.3	8.5	15.5	11.5	15.8	2.4	10.1	1.2	88.8	375.2
18~29歳	322	43.2	9.0	8.4	24.5	8.1	12.7	2.8	14.0	0.6	85.4	337.3
20~29歳	269	44.6	9.7	8.2	24.2	8.2	12.3	2.2	14.1	0.7	85.1	335.7
30~39歳	396	52.0	8.8	7.8	18.7	12.1	14.1	1.8	11.4	0.5	88.1	332.3
40~49歳	564	49.1	14.4	8.9	17.0	11.0	12.8	3.4	9.9	0.9	89.2	377.1
50~59歳	553	47.9	17.7	4.7	16.5	10.3	16.3	1.8	8.1	0.5	91.3	386.4
60~69歳	573	44.9	27.7	10.3	15.0	12.9	18.0	2.4	8.0	0.9	91.1	415.5
70~79歳	493	24.7	30.2	9.7	7.3	13.4	19.9	2.0	9.7	2.6	87.6	377.7
80歳以上	122	17.2	25.4	12.3	5.7	13.1	15.6	4.1	15.6	4.1	80.3	355.7
女性(小計)	3187	42.8	21.1	7.7	18.7	11.1	19.9	1.7	7.3	1.5	91.2	418.0
18~29歳	327	52.0	7.0	6.4	37.0	10.1	15.0	1.2	5.2	0.9	93.9	419.6
20~29歳	267	53.6	7.1	6.4	37.1	10.1	13.9	1.5	5.2	1.1	93.6	408.6
30~39歳	417	53.5	9.8	7.9	29.5	9.6	16.8	1.9	4.6	0.2	95.2	432.9
40~49歳	588	50.9	15.1	6.3	21.4	13.1	16.2	2.0	5.8	1.0	93.2	420.6
50~59歳	574	51.7	20.4	6.8	20.2	9.9	22.0	1.9	6.1	0.7	93.2	443.9
60~69歳	611	38.6	29.6	8.0	11.0	12.8	23.7	1.3	7.5	1.3	91.2	421.8
70~79歳	494	24.1	35.8	10.5	8.1	12.3	24.9	2.0	9.5	3.4	87.0	414.8
80歳以上	176	10.8	25.6	8.0	2.3	5.1	14.8	0.6	19.3	5.7	75.0	283.0
その他	6	66.7	50.0	66.7	100.0	33.3	50.0	50.0	-	-	100.0	1116.7
F3〔職業別〕												
雇用者	868	44.4	19.6	8.2	15.1	12.2	15.7	1.8	8.2	0.7	91.1	379.8
被雇用者	2763	47.4	17.0	6.8	19.4	11.1	17.3	2.0	8.3	0.8	91.0	391.1
公務員	302	58.3	16.9	7.3	31.8	13.9	14.9	3.0	2.6	1.3	96.0	470.9
学生	199	44.7	10.1	11.6	33.7	12.1	17.6	2.5	6.0	-	94.0	444.2
無職	1822	33.5	27.1	10.2	11.4	11.3	20.1	2.0	10.3	2.3	87.4	404.8
その他	251	31.9	21.1	6.4	12.7	8.0	21.5	4.0	11.2	4.4	84.5	361.0
無回答	11	36.4	-	-	18.2	-	9.1	-	9.1	-	90.9	363.6
問9〔部落差別の経験(親族・知人を含む)〕												
ある	728	48.8	24.7	12.2	25.7	16.3	23.6	2.6	3.8	1.0	95.2	509.1
ない	3390	47.0	22.6	8.0	19.0	11.8	17.7	2.0	5.2	1.4	93.4	420.4
無回答	39	25.6	15.4	5.1	7.7	10.3	15.4	-	10.3	10.3	79.5	320.5

(2) 部落差別に関する知識（問5ないし問8関係）

部落差別に関する今後の教育・啓発施策を検討する前提として、一般国民の部落差別に関する知識（法律のみならず、実質的な内容を含む。）や理解度等を質問したところ、下記の結果が得られた。

ア 部落差別解消推進法の認知度（問5）

部落差別解消推進法を知っているか（問5）については、「知らない」（67.6%）、「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」（22.8%）、「知っている」（8.7%）などの順となっている。

「知っている」の割合は、地域別では近畿、中国、四国、九州など西日本において高く、年齢別では50歳代以上が高くなっている（図7、表4-7）。

図7 部落差別解消推進法の認知度

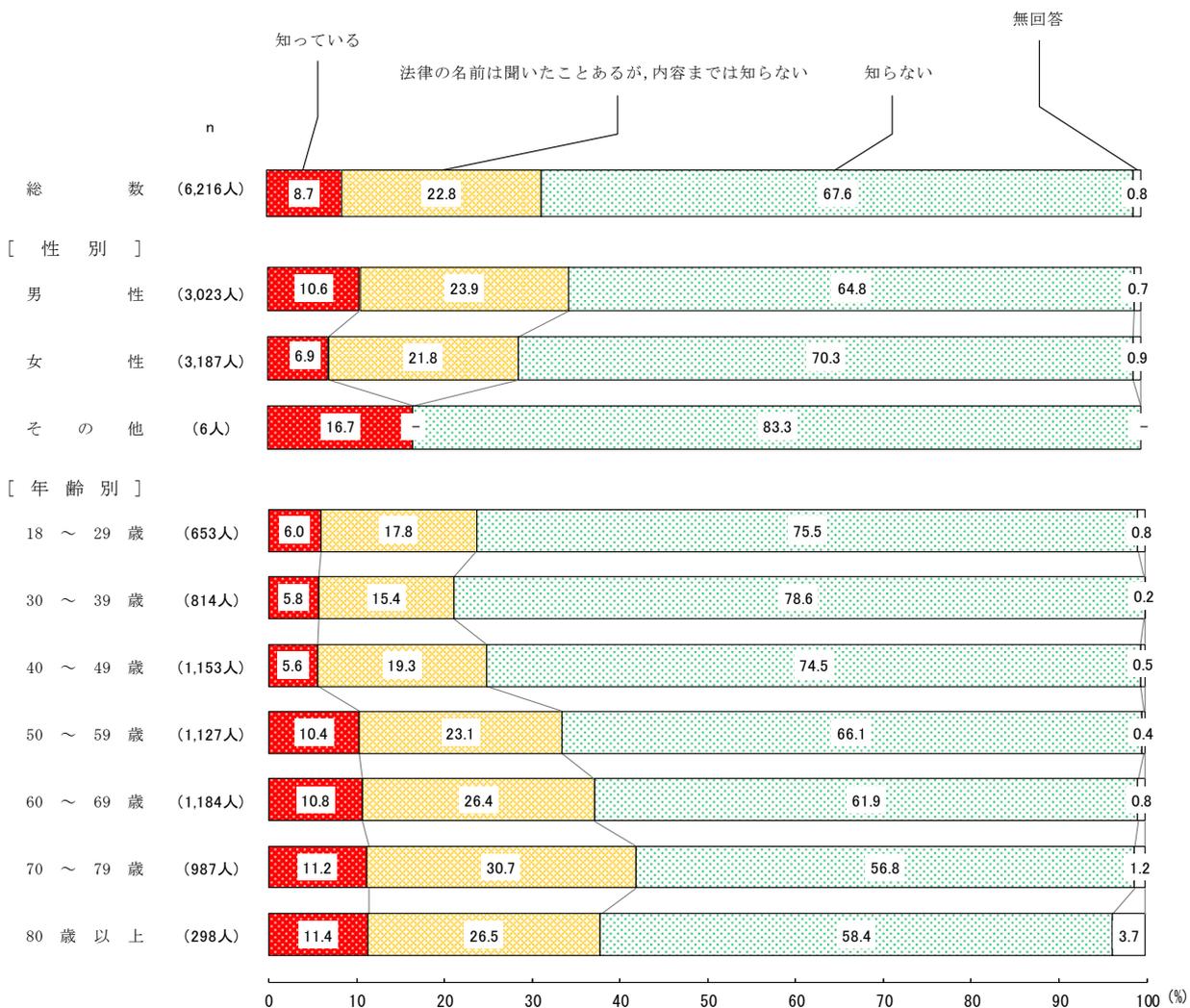


表4-7 部落差別解消推進法の認知度

	総数	知っている	法律の名前は聞いたことはあるが、内容までは知らない	知らない	無回答
(%)					
【総数】	6216	8.7	22.8	67.6	0.8
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1535	7.4	23.2	68.7	0.7
東京都区	314	7.3	22.6	69.4	0.6
政令指定都市	1221	7.5	23.3	68.6	0.7
中都市（小計）	2583	9.1	23.5	66.6	0.8
人口20万以上の市	1481	9.3	23.8	66.1	0.8
人口10万以上の市	1102	8.8	23.0	67.3	0.8
小都市（人口10万未満の市）	1471	8.8	22.7	67.5	1.0
町村	627	10.0	19.5	69.5	1.0
〔地域ブロック〕					
北海道	290	4.5	19.7	74.5	1.4
東北	488	5.3	20.9	73.4	0.4
関東	1863	7.9	22.7	68.7	0.7
中部（小計）	1277	7.3	18.4	73.7	0.6
北陸	321	3.1	20.9	75.4	0.6
東山	290	11.4	17.2	69.7	1.7
東海	666	7.5	17.7	74.6	0.2
近畿	952	10.7	26.5	61.9	0.9
中国	388	12.1	24.2	62.9	0.8
四国	201	13.4	29.9	53.7	3.0
九州（小計）	757	11.2	25.9	62.1	0.8
北九州	448	12.5	25.4	61.6	0.4
南九州	309	9.4	26.5	62.8	1.3
F1〔性別〕					
男性	3023	10.6	23.9	64.8	0.7
女性	3187	6.9	21.8	70.3	0.9
その他	6	16.7	-	83.3	-
F2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	653	6.0	17.8	75.5	0.8
20～29歳	540	5.2	16.1	78.0	0.7
30～39歳	814	5.8	15.4	78.6	0.2
40～49歳	1153	5.6	19.3	74.5	0.5
50～59歳	1127	10.4	23.1	66.1	0.4
60～69歳	1184	10.8	26.4	61.9	0.8
70～79歳	987	11.2	30.7	56.8	1.2
80歳以上	298	11.4	26.5	58.4	3.7
F1・F2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	3023	10.6	23.9	64.8	0.7
18～29歳	322	5.9	17.1	76.1	0.9
20～29歳	269	4.8	15.6	78.4	1.1
30～39歳	396	5.3	13.9	80.6	0.3
40～49歳	564	7.4	19.1	72.9	0.5
50～59歳	553	12.8	23.9	63.1	0.2
60～69歳	573	14.1	29.7	55.3	0.9
70～79歳	493	13.8	33.3	51.7	1.2
80歳以上	122	14.8	32.0	50.8	2.5
女性（小計）	3187	6.9	21.8	70.3	0.9
18～29歳	327	5.8	18.7	74.9	0.6
20～29歳	267	5.2	16.9	77.5	0.4
30～39歳	417	6.2	16.8	76.7	0.2
40～49歳	588	3.9	19.6	76.0	0.5
50～59歳	574	8.0	22.3	69.0	0.7
60～69歳	611	7.7	23.4	68.1	0.8
70～79歳	494	8.7	28.1	61.9	1.2
80歳以上	176	9.1	22.7	63.6	4.5
その他	6	16.7	-	83.3	-
F3〔職業別〕					
雇用者	868	9.1	24.8	65.8	0.3
被雇用者	2763	5.6	19.7	74.2	0.5
公務員	302	28.8	30.8	39.7	0.7
学生	199	10.1	20.6	67.8	1.5
無職	1822	9.4	25.9	63.5	1.2
その他	251	11.6	20.7	65.7	2.0
無回答	11	9.1	18.2	63.6	9.1

イ 部落差別（同和問題）の認知度，認知の時期及び理解度（問6ないし問6-2）

(ア) 「部落差別」又は「同和問題」という言葉を聞いたことがあるか（問6）については、「聞いたことがある」の割合が77.7%である。

「聞いたことがある」と答えた人の割合は，地域別では近畿，中国，四国で90%を超える一方，北海道，東北では60%を下回るなど，西日本において高い傾向があり，年齢別では，50歳代から70歳代でいずれも80%を超えるなど中・高齢層でやや高くなっている（図8，表4-8）。

図8 部落差別（同和問題）の認知度

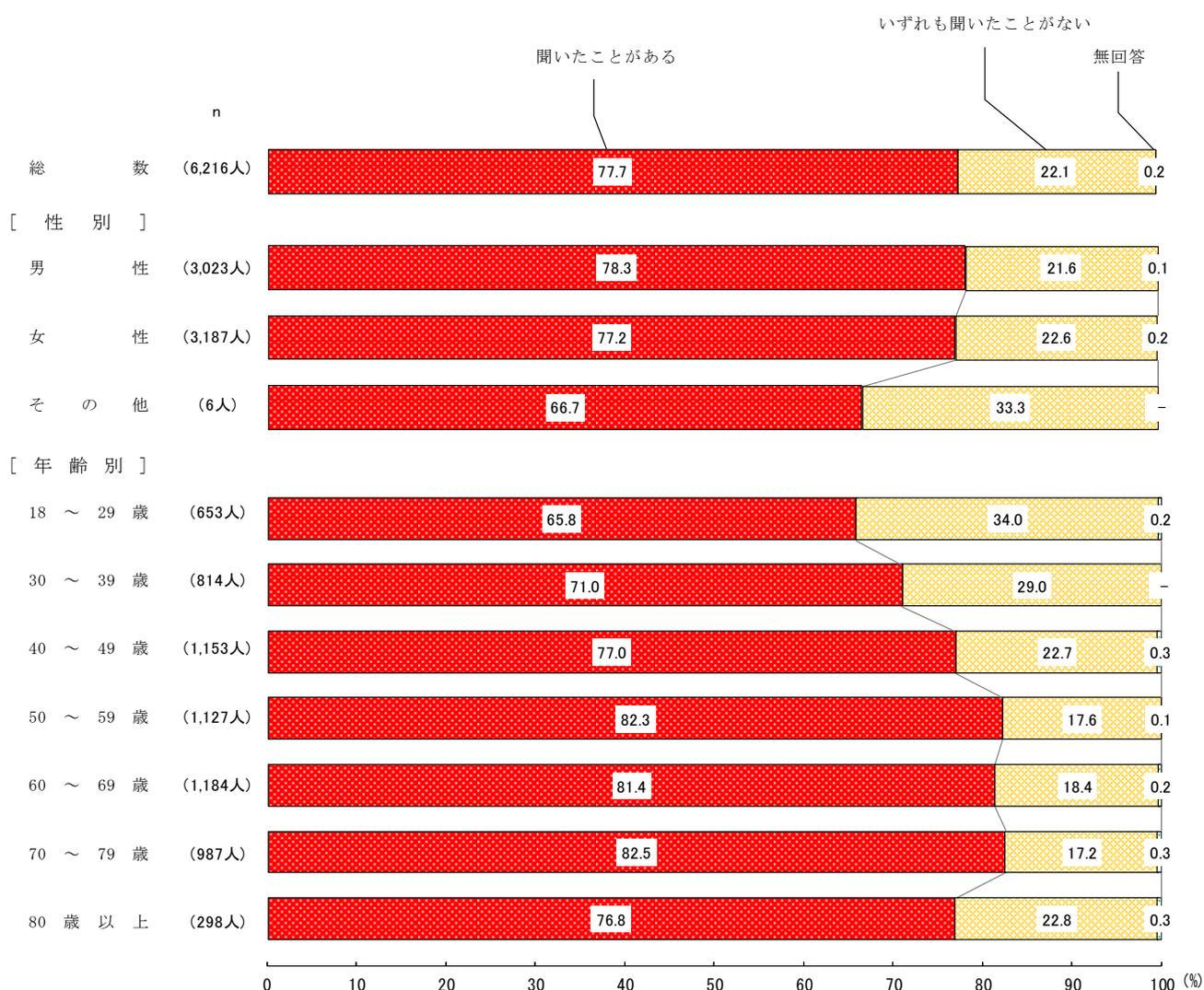
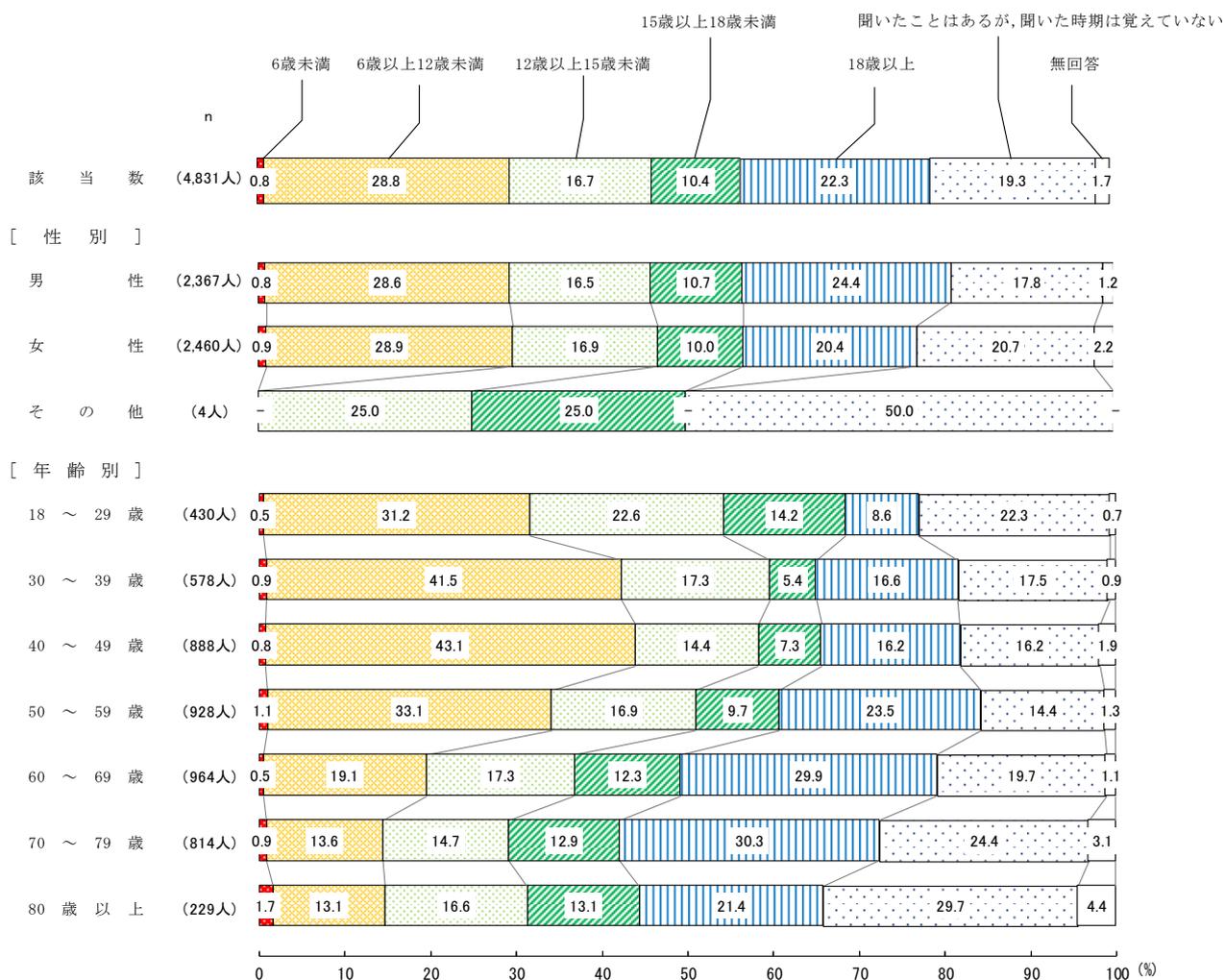


表4-8 部落差別（同和問題）の認知度

	総数	聞いたことがある	いずれも聞いたことがない	無回答
				(%)
【総数】	6216	77.7	22.1	0.2
〔都市規模〕				
大都市（小計）	1535	80.3	19.5	0.2
東京都区	314	80.9	18.8	0.3
政令指定都市	1221	80.2	19.7	0.2
中都市（小計）	2583	77.1	22.8	0.2
人口20万以上の市	1481	77.2	22.5	0.3
人口10万以上の市	1102	76.9	23.1	-
小都市（人口10万未満の市）	1471	77.0	22.9	0.1
町村	627	75.8	23.9	0.3
〔地域ブロック〕				
北海道	290	56.6	42.1	1.4
東北	488	54.1	45.9	-
関東	1863	77.0	22.8	0.3
中部（小計）	1277	69.6	30.3	0.1
北陸	321	61.7	38.0	0.3
東山	290	78.3	21.7	-
東海	666	69.7	30.3	-
近畿	952	93.6	6.3	0.1
中国	388	91.2	8.8	-
四国	201	96.0	4.0	-
九州（小計）	757	84.8	15.2	-
北九州	448	89.3	10.7	-
南九州	309	78.3	21.7	-
F 1〔性別〕				
男性	3023	78.3	21.6	0.1
女性	3187	77.2	22.6	0.2
その他	6	66.7	33.3	-
F 2〔年齢別（10歳）〕				
18～29歳	653	65.8	34.0	0.2
20～29歳	540	64.8	35.0	0.2
30～39歳	814	71.0	29.0	-
40～49歳	1153	77.0	22.7	0.3
50～59歳	1127	82.3	17.6	0.1
60～69歳	1184	81.4	18.4	0.2
70～79歳	987	82.5	17.2	0.3
80歳以上	298	76.8	22.8	0.3
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕				
男性（小計）	3023	78.3	21.6	0.1
18～29歳	322	64.3	35.7	-
20～29歳	269	63.6	36.4	-
30～39歳	396	72.2	27.8	-
40～49歳	564	76.4	23.4	0.2
50～59歳	553	81.2	18.8	-
60～69歳	573	84.6	15.2	0.2
70～79歳	493	84.4	15.4	0.2
80歳以上	122	76.2	23.0	0.8
女性（小計）	3187	77.2	22.6	0.2
18～29歳	327	67.0	32.7	0.3
20～29歳	267	65.5	34.1	0.4
30～39歳	417	70.0	30.0	-
40～49歳	588	77.7	21.9	0.3
50～59歳	574	83.4	16.4	0.2
60～69歳	611	78.4	21.4	0.2
70～79歳	494	80.6	19.0	0.4
80歳以上	176	77.3	22.7	-
その他	6	66.7	33.3	-
F 3〔職業別〕				
雇用者	868	80.3	19.6	0.1
被雇用者	2763	74.6	25.3	0.1
公務員	302	91.7	8.3	-
学生	199	72.4	27.6	-
無職	1822	80.6	19.2	0.3
その他	251	71.3	28.7	-
無回答	11	54.5	36.4	9.1

(イ) 問6で、「部落差別」又は「同和問題」という言葉を聞いたことがあると答えた4,831人が、その言葉を初めて聞いた時期（問6-1）については、「6歳以上12歳未満」（28.8%）,「18歳以上」（22.3%）,「聞いたことはあるが、聞いた時期は覚えていない」（19.3%）などの順となっている（図9）。

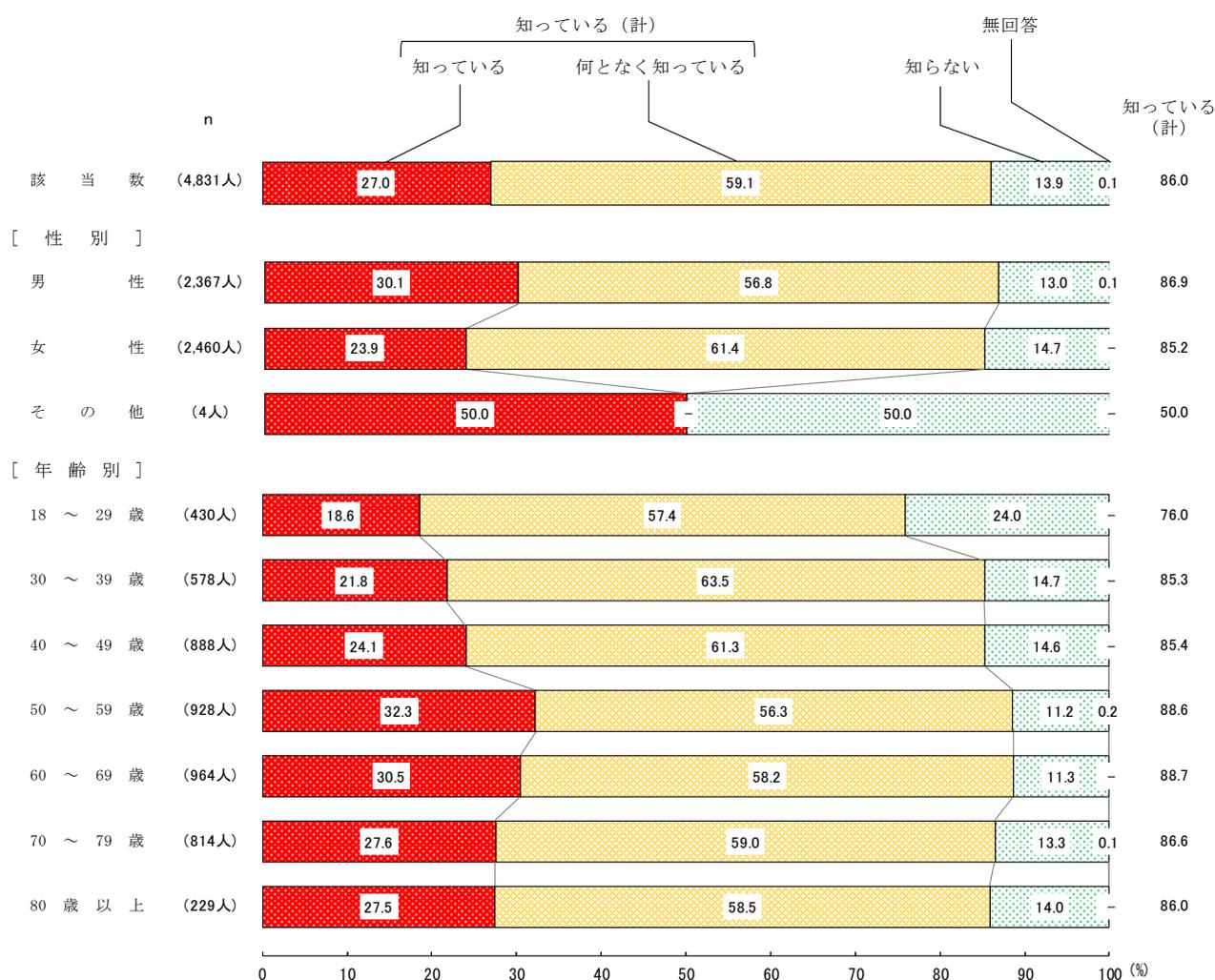
図9 部落差別（同和問題）の認知の時期



(ウ) 問6で、部落差別又は同和問題という言葉を知ったことがあると答えた4,831人が、それがどういう内容のものか知っているか(問6-2)については、「知っている(計)*70」の割合が86.0%であり、「知らない」の割合は、13.9%である。

地域別では、近畿、四国で「知っている(計)」の割合が90%を超えるなど、西日本でやや高くなっているものの、北海道、東北でも「知っている(計)」が80%弱となっている(ただし、本問は、部落差別又は同和問題という言葉を知ったことがある」と答えた人のみを対象としていることに留意が必要である。)(図10, 表4-10)。

図10 部落差別(同和問題)の理解度



*70 「知っている」 + 「何となく知っている」の合計。

表4-10 部落差別（同和問題）の理解度

	該当数	知っている	何となく知っている	知らない	無回答	知っている（計）
（％）						
【 該 当 数 】	4831	27.0	59.1	13.9	0.1	86.0
〔都市規模〕						
大都市（小計）	1233	26.1	58.3	15.6	-	84.4
東京都区	254	25.6	61.0	13.4	-	86.6
政令指定都市	979	26.3	57.6	16.1	-	83.9
中都市（小計）	1991	27.4	59.3	13.3	-	86.7
人口20万以上の市	1144	27.5	59.4	13.0	-	87.0
人口10万以上の市	847	27.3	59.1	13.6	-	86.4
小都市（人口10万未満の市）	1132	27.3	59.5	13.0	0.2	86.8
町村	475	26.3	59.2	14.3	0.2	85.5
〔地域ブロック〕						
北海道	164	10.4	69.5	20.1	-	79.9
東北	264	14.8	64.0	21.2	-	78.8
関東	1434	25.2	60.7	14.1	0.1	85.8
中部（小計）	889	24.0	58.9	17.1	-	82.9
北陸	198	15.2	66.2	18.7	-	81.3
東山	227	31.7	55.1	13.2	-	86.8
東海	464	23.9	57.8	18.3	-	81.7
近畿	891	33.7	56.3	9.9	0.1	90.0
中国	354	34.2	55.1	10.7	-	89.3
四国	193	38.3	55.4	6.2	-	93.8
九州（小計）	642	27.6	58.3	14.0	0.2	85.8
北九州	400	30.3	56.0	13.5	0.3	86.3
南九州	242	23.1	62.0	14.9	-	85.1
F 1〔性別〕						
男性	2367	30.1	56.8	13.0	0.1	86.9
女性	2460	23.9	61.4	14.7	0.0	85.2
その他	4	50.0	-	50.0	-	50.0
F 2〔年齢別（10歳）〕						
18～29歳	430	18.6	57.4	24.0	-	76.0
20～29歳	350	17.4	58.3	24.3	-	75.7
30～39歳	578	21.8	63.5	14.7	-	85.3
40～49歳	888	24.1	61.3	14.6	-	85.4
50～59歳	928	32.3	56.3	11.2	0.2	88.6
60～69歳	964	30.5	58.2	11.3	-	88.7
70～79歳	814	27.6	59.0	13.3	0.1	86.6
80歳以上	229	27.5	58.5	14.0	-	86.0
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕						
男性（小計）	2367	30.1	56.8	13.0	0.1	86.9
18～29歳	207	22.2	55.1	22.7	-	77.3
20～29歳	171	20.5	55.6	24.0	-	76.0
30～39歳	286	21.0	64.0	15.0	-	85.0
40～49歳	431	25.5	60.6	13.9	-	86.1
50～59歳	449	36.7	52.3	10.5	0.4	89.1
60～69歳	485	34.4	55.3	10.3	-	89.7
70～79歳	416	32.7	55.8	11.5	-	88.5
80歳以上	93	31.2	55.9	12.9	-	87.1
女性（小計）	2460	23.9	61.4	14.7	0.0	85.2
18～29歳	219	14.6	60.7	24.7	-	75.3
20～29歳	175	13.7	62.3	24.0	-	76.0
30～39歳	292	22.6	63.0	14.4	-	85.6
40～49歳	457	22.8	61.9	15.3	-	84.7
50～59歳	479	28.2	59.9	11.9	-	88.1
60～69歳	479	26.5	61.2	12.3	-	87.7
70～79歳	398	22.4	62.3	15.1	0.3	84.7
80歳以上	136	25.0	60.3	14.7	-	85.3
その他	4	50.0	-	50.0	-	50.0
F 3〔職業別〕						
雇用者	697	27.1	59.5	13.2	0.1	86.7
被雇用者	2060	23.2	61.6	15.2	0.0	84.7
公務員	277	51.6	44.4	4.0	-	96.0
学生	144	22.2	56.9	20.8	-	79.2
無職	1468	27.3	59.1	13.6	0.1	86.4
その他	179	32.4	53.6	14.0	-	86.0
無回答	6	33.3	66.7	-	-	100.0

表4-10 部落差別（同和問題）の理解度（続き）

	該当数	知っている	何となく知っている	知らない	無回答	知っている（計）
<p style="text-align: center;">**【 該 当 数 】**</p>	4831	27.0	59.1	13.9	0.1	86.0
問15（1）〔部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）〕						
3回以上参加した	365	75.1	24.9	-	-	100.0
1～2回参加した	437	47.4	52.6	-	-	100.0
参加したことはない	3305	24.5	75.5	-	-	100.0
無回答	50	24.0	76.0	-	-	100.0
問15（2）〔部落差別解消のための啓発の経験（広報誌・パンフレット等）〕						
3種類以上読んだり、見たりした	368	72.0	28.0	-	-	100.0
1～2種類読んだり、見たりした	1141	37.4	62.6	-	-	100.0
読んだり、見たりしたことはない	2578	23.0	77.0	-	-	100.0
無回答	70	22.9	77.1	-	-	100.0
問15（3）〔部落差別解消のための啓発の経験（新聞・雑誌・書籍）〕						
3種類以上読んだり、見たりした	390	70.5	29.5	-	-	100.0
1～2種類読んだり、見たりした	1270	36.3	63.7	-	-	100.0
読んだり、見たりしたことはない	2437	22.6	77.4	-	-	100.0
無回答	60	26.7	73.3	-	-	100.0
問15（4）〔部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）〕						
3回以上見た	207	57.0	43.0	-	-	100.0
1～2回見た	383	32.4	67.6	-	-	100.0
見たことはない	3491	29.6	70.4	-	-	100.0
無回答	76	35.5	64.5	-	-	100.0
問15（5）〔部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）〕						
3種類以上、見たり聞いたりした	419	63.5	36.5	-	-	100.0
1～2種類見たり聞いたりした	1483	33.2	66.8	-	-	100.0
見たり聞いたりしたことはない	2194	24.0	76.0	-	-	100.0
無回答	61	26.2	73.8	-	-	100.0

以下、問7ないし問17は、部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか（問6-2）「知っている」又は「何となく知っている」と答えた4,157人に対する質問である。

ウ 部落差別（同和問題）の捉え方（問7）

部落差別が不当な差別であるのを知っているか（問7）については、「知っている」（85.8%）、「知らない」（10.8%）、「部落差別は不当な差別ではない」（2.2%）などの順となっている。

年齢別では、20歳代以下で「知っている」の割合が90%を超えている一方、70歳代以上では「知らない」の割合が他の年代よりも高くなっている（図11、表4-11）。

図11 部落差別（同和問題）の捉え方

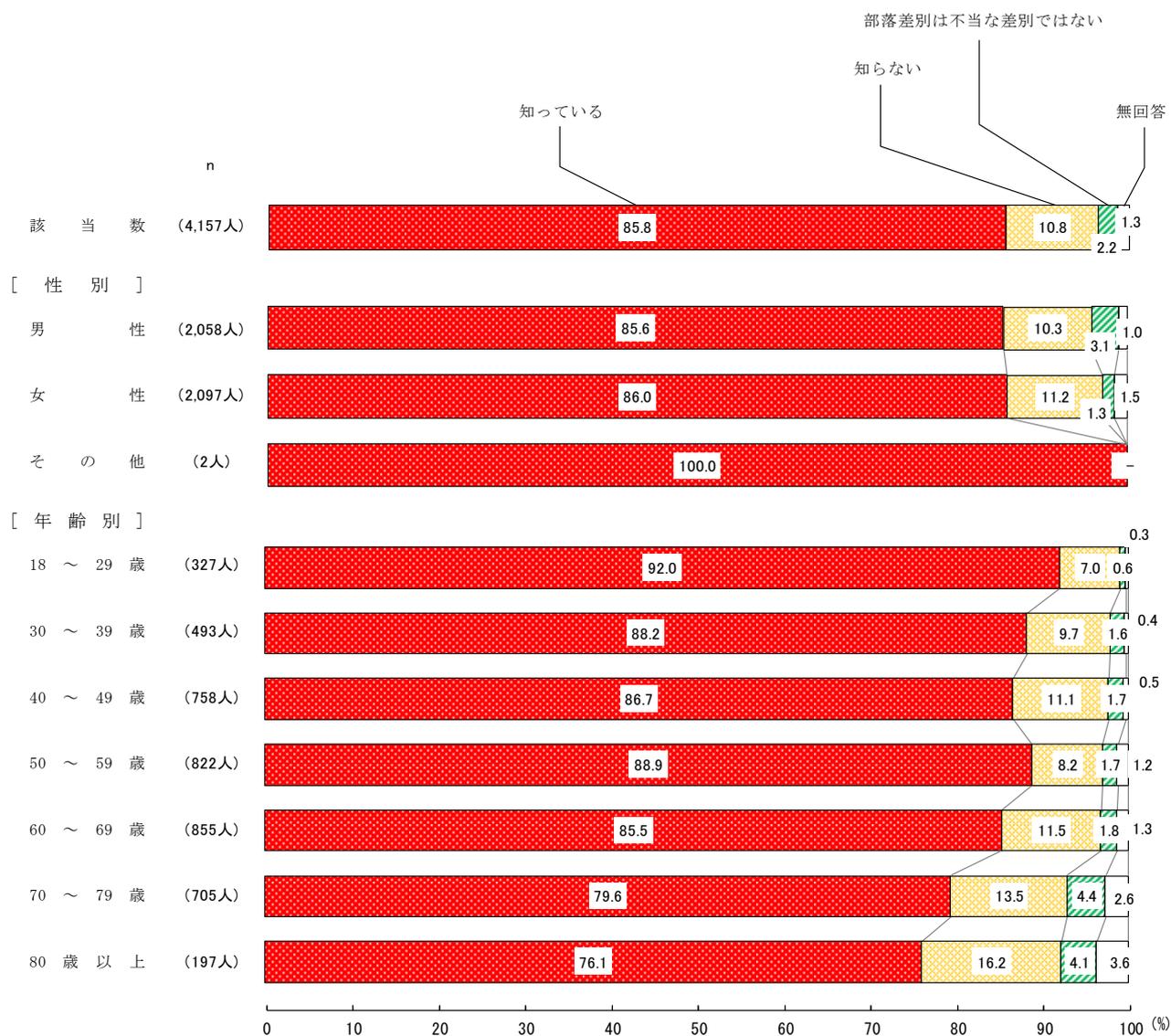


表4-11 部落差別（同和問題）の捉え方

	該当数	知っている	知らない	部落差別は不当な差別ではない	無回答
（％）					
【該当数】	4157	85.8	10.8	2.2	1.3
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	86.1	10.1	2.5	1.3
東京都	220	89.1	9.1	0.5	1.4
政令指定都市	821	85.3	10.4	3.0	1.3
中都市（小計）	1727	86.9	10.2	1.7	1.2
人口20万以上の市	995	85.4	11.8	1.4	1.4
人口10万以上の市	732	88.9	8.2	2.0	0.8
小都市（人口10万未満の市）	983	84.5	11.1	3.0	1.4
町村	406	83.3	13.8	1.7	1.2
〔地域ブロック〕					
北海道	131	87.8	9.9	-	2.3
東北	208	83.7	14.4	1.9	-
関東	1231	87.6	9.1	1.9	1.5
中部（小計）	737	87.0	9.8	2.4	0.8
北陸	161	87.6	9.3	3.1	-
東山	197	89.3	7.6	2.0	1.0
東海	379	85.5	11.1	2.4	1.1
近畿	802	81.9	13.2	2.9	2.0
中国	316	88.0	7.6	3.2	1.3
四国	181	87.3	9.9	2.2	0.6
九州（小計）	551	84.4	13.1	1.6	0.9
北九州	345	83.2	13.6	1.7	1.4
南九州	206	86.4	12.1	1.5	-
F1〔性別〕					
男性	2058	85.6	10.3	3.1	1.0
女性	2097	86.0	11.2	1.3	1.5
その他	2	100.0	-	-	-
F2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	92.0	7.0	0.6	0.3
20～29歳	265	91.3	7.5	0.8	0.4
30～39歳	493	88.2	9.7	1.6	0.4
40～49歳	758	86.7	11.1	1.7	0.5
50～59歳	822	88.9	8.2	1.7	1.2
60～69歳	855	85.5	11.5	1.8	1.3
70～79歳	705	79.6	13.5	4.4	2.6
80歳以上	197	76.1	16.2	4.1	3.6
F1・F2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	85.6	10.3	3.1	1.0
18～29歳	160	91.3	6.9	1.3	0.6
20～29歳	130	90.8	6.9	1.5	0.8
30～39歳	243	85.6	11.5	2.9	-
40～49歳	371	86.0	11.3	2.2	0.5
50～59歳	400	87.5	8.5	3.0	1.0
60～69歳	435	86.2	9.9	2.5	1.4
70～79歳	368	81.3	12.5	4.6	1.6
80歳以上	81	79.0	11.1	7.4	2.5
女性（小計）	2097	86.0	11.2	1.3	1.5
18～29歳	165	92.7	7.3	-	-
20～29歳	133	91.7	8.3	-	-
30～39歳	250	90.8	8.0	0.4	0.8
40～49歳	387	87.3	10.9	1.3	0.5
50～59歳	422	90.3	7.8	0.5	1.4
60～69歳	420	84.8	13.1	1.0	1.2
70～79歳	337	77.7	14.5	4.2	3.6
80歳以上	116	74.1	19.8	1.7	4.3
その他	2	100.0	-	-	-
F3〔職業別〕					
雇用者	604	84.6	10.6	3.8	1.0
被雇用者	1745	86.4	11.0	1.9	0.7
公務員	266	94.7	4.5	0.8	-
学生	114	96.5	3.5	-	-
無職	1268	83.4	11.9	2.1	2.5
その他	154	79.2	15.6	3.9	1.3
無回答	6	83.3	-	-	16.7

表4-11 部落差別（同和問題）の捉え方（続き）

	該当数	知っている	知らない	部落差別は不当な差別ではない	無回答
％					
【 該 当 数 】	4157	85.8	10.8	2.2	1.3
問1〔人権問題についての受講経験〕					
受けたことがある	2307	90.2	6.8	2.0	0.9
受けたことあるが場所覚えていない	344	86.0	10.5	2.9	0.6
受けたかどうか覚えていない	634	82.2	15.1	1.3	1.4
受けたことはない	853	76.6	18.2	3.0	2.2
無回答	19	73.7	10.5	-	15.8
受けたことがある（計）	2651	89.7	7.3	2.2	0.8
問15（1）〔部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）〕					
3回以上参加した	365	94.2	3.8	1.6	0.3
1～2回参加した	437	91.8	5.0	1.8	1.4
参加したことはない	3305	84.3	12.3	2.3	1.2
無回答	50	70.0	12.0	4.0	14.0
問15（2）〔部落差別解消のための啓発の経験（広報誌・パンフレット等）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	368	95.1	2.7	2.2	-
1～2種類読んだり、見たりした	1141	90.5	6.8	1.7	1.0
読んだり、見たりしたことはない	2578	82.8	13.5	2.4	1.4
無回答	70	70.0	17.1	4.3	8.6
問15（3）〔部落差別解消のための啓発の経験（新聞・雑誌・書籍）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	390	94.6	2.8	2.6	-
1～2種類読んだり、見たりした	1270	91.3	5.6	1.7	1.4
読んだり、見たりしたことはない	2437	81.8	14.6	2.3	1.2
無回答	60	73.3	13.3	3.3	10.0
問15（4）〔部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）〕					
3回以上見た	207	93.2	2.9	3.9	-
1～2回見た	383	91.6	5.7	1.3	1.3
見たことはない	3491	85.0	11.7	2.1	1.2
無回答	76	73.7	13.2	3.9	9.2
問15（5）〔部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）〕					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	93.6	3.8	2.1	0.5
1～2種類見たり聞いたりした	1483	90.2	6.7	1.8	1.3
見たり聞いたりしたことはない	2194	81.9	14.6	2.4	1.0
無回答	61	65.6	16.4	3.3	14.8

エ 部落差別（同和問題）を知ったきっかけ（問8）

部落差別（同和問題）を知ったきっかけ（問8，複数回答）については，「学校の授業で教わった」（44.4%），「家族（祖父母，父母，兄弟等）から聞いた」（34.9%），「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」（28.0%）などの順となっている（図12，表4-12）。

図12 部落差別（同和問題）を知ったきっかけ

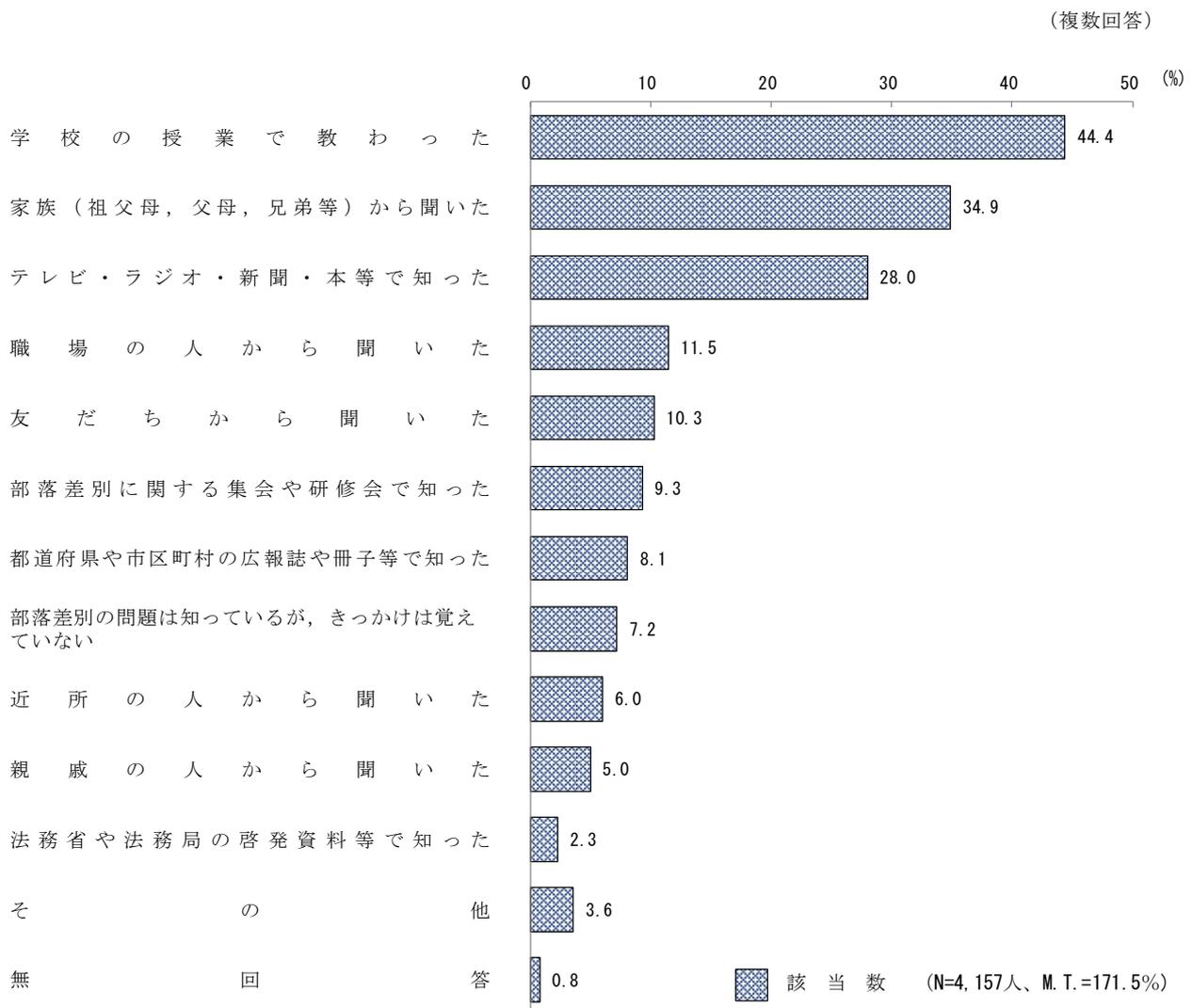


表4-12 部落差別（同和問題）を知ったきっかけ

	該当数	家族（祖父母、兄弟等）から聞いた	親戚の人から聞いた	近所の人から聞いた	職場の人から聞いた	友だちから聞いた	学校の授業で教わった	テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	部落差別に関する集会や研修会で知った	都道府県や市区町村の広報誌や冊子等で知った	法務省や法務局の啓発資料等で知った	部落差別の問題は知っているが、きっかけは覚えていない
【 該 当 数 】	4157	34.9	5.0	6.0	11.5	10.3	44.4	28.0	9.3	8.1	2.3	7.2
〔都市規模〕												
大都市（小計）	1041	30.9	3.7	5.1	11.8	9.3	43.9	31.2	6.1	6.1	1.8	6.9
東京都	220	29.5	1.8	1.4	10.5	7.3	37.7	32.3	9.5	6.8	1.8	7.3
政令指定都市	821	31.3	4.1	6.1	12.2	9.9	45.6	30.9	5.1	5.8	1.8	6.8
中都市（小計）	1727	36.1	4.9	5.3	11.2	9.7	44.3	27.3	9.2	7.8	2.1	7.4
人口20万以上の市	995	34.9	4.1	4.2	10.7	10.3	45.1	27.2	9.9	8.0	2.3	7.4
人口10万以上の市	732	37.7	5.9	6.7	12.0	9.0	43.2	27.5	8.2	7.4	1.8	7.2
小都市（人口10万未満の市）	983	37.4	6.6	8.3	11.5	11.8	44.2	25.1	12.1	11.2	3.3	7.5
町村	406	33.5	5.2	5.9	12.3	11.8	47.0	29.6	11.1	7.6	2.2	6.7
〔地域ブロック〕												
北海道	131	22.1	2.3	3.8	14.5	9.9	29.8	55.0	3.8	3.1	1.5	6.1
東北	208	15.9	4.8	4.3	9.6	5.8	34.1	46.6	1.9	3.4	3.4	9.1
関東	1231	31.0	3.9	3.6	11.2	7.9	37.9	33.0	7.5	6.9	1.9	7.9
中部（小計）	737	34.9	5.0	6.1	11.4	12.9	38.9	28.9	7.5	7.5	3.0	8.0
北陸	161	20.5	1.9	3.7	11.8	8.1	28.0	32.3	6.2	3.1	3.1	9.3
東山	197	38.6	7.6	5.6	9.6	9.6	49.2	24.9	9.6	9.6	3.6	8.1
東海	379	39.1	5.0	7.4	12.1	16.6	38.3	29.6	6.9	8.2	2.6	7.4
近畿	802	44.8	5.7	8.0	12.0	12.8	54.6	23.1	10.5	8.0	1.7	5.6
中国	316	47.2	7.6	10.1	12.7	11.1	50.9	14.9	12.7	8.2	2.5	7.0
四国	181	47.5	7.2	8.8	10.5	17.1	56.4	13.8	17.7	12.2	2.8	5.5
九州（小計）	551	28.1	4.9	6.4	11.6	7.8	51.2	21.6	13.4	13.6	2.5	7.3
北九州	345	27.5	5.2	6.7	11.3	7.8	54.8	17.1	15.1	15.9	2.9	7.0
南九州	206	29.1	4.4	5.8	12.1	7.8	45.1	29.1	10.7	9.7	1.9	7.8
F 1〔性別〕												
男性	2058	32.3	5.3	6.3	14.7	11.5	40.1	29.1	10.1	8.0	3.0	7.2
女性	2097	37.4	4.7	5.7	8.4	9.2	48.6	26.9	8.5	8.2	1.6	7.2
その他	2	-	-	-	-	-	100.0	50.0	-	50.0	50.0	-
F 2〔年齢別（10歳）〕												
18～29歳	327	25.7	1.2	1.2	2.4	2.8	76.1	20.2	2.8	2.1	0.9	3.4
20～29歳	265	28.3	1.5	1.5	3.0	2.6	73.2	20.8	3.4	2.6	1.1	3.4
30～39歳	493	29.8	1.8	0.6	6.1	5.5	67.7	17.8	3.7	2.2	0.6	5.9
40～49歳	758	32.5	3.0	2.5	9.8	7.0	61.7	19.4	5.8	4.5	1.1	5.4
50～59歳	822	36.3	4.3	3.8	12.2	11.3	51.0	26.6	9.6	5.8	2.2	6.1
60～69歳	855	38.9	6.1	7.1	15.2	13.1	26.8	34.2	14.0	11.5	3.5	8.8
70～79歳	705	38.3	9.5	14.3	16.3	14.5	17.2	41.4	14.2	16.6	3.4	9.8
80歳以上	197	36.0	9.1	15.7	11.7	16.8	13.7	30.5	8.1	11.7	5.1	12.7
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕												
男性（小計）	2058	32.3	5.3	6.3	14.7	11.5	40.1	29.1	10.1	8.0	3.0	7.2
18～29歳	160	27.5	0.6	0.6	2.5	3.1	71.3	21.3	1.9	1.9	0.6	5.0
20～29歳	130	30.0	0.8	0.8	3.1	3.1	69.2	21.5	2.3	2.3	0.8	4.6
30～39歳	243	23.0	2.1	0.4	5.3	5.3	63.8	19.3	2.1	2.1	0.4	6.6
40～49歳	371	33.2	3.5	3.8	13.2	8.6	55.8	20.5	5.1	5.1	1.3	5.9
50～59歳	400	33.5	5.0	3.8	15.8	12.5	46.8	26.5	10.8	5.5	3.0	5.0
60～69歳	435	36.3	6.2	7.8	20.2	15.2	22.5	33.1	15.9	9.9	4.6	8.3
70～79歳	368	32.9	9.5	14.1	19.8	16.3	13.3	42.4	16.3	16.0	4.1	10.6
80歳以上	81	35.8	9.9	16.0	16.0	12.3	19.8	44.4	9.9	16.0	9.9	8.6
女性（小計）	2097	37.4	4.7	5.7	8.4	9.2	48.6	26.9	8.5	8.2	1.6	7.2
18～29歳	165	24.2	1.8	1.8	2.4	2.4	80.6	18.8	3.6	1.8	0.6	1.8
20～29歳	133	27.1	2.3	2.3	3.0	2.3	76.7	19.5	4.5	2.3	0.8	2.3
30～39歳	250	36.4	1.6	0.8	6.8	5.6	71.6	16.4	5.2	2.4	0.8	5.2
40～49歳	387	31.8	2.6	1.3	6.5	5.4	67.4	18.3	6.5	3.9	0.8	4.9
50～59歳	422	38.9	3.6	3.8	8.8	10.2	55.0	26.8	8.5	6.2	1.4	7.1
60～69歳	420	41.7	6.0	6.4	10.0	11.0	31.2	35.2	12.1	13.1	2.4	9.3
70～79歳	337	44.2	9.5	14.5	12.5	12.5	21.4	40.4	11.9	17.2	2.7	8.9
80歳以上	116	36.2	8.6	15.5	8.6	19.8	9.5	20.7	6.9	8.6	1.7	15.5
その他	2	-	-	-	-	-	100.0	50.0	-	50.0	50.0	-
F 3〔職業別〕												
雇用者	604	36.3	6.5	6.5	10.6	11.9	39.7	27.5	6.3	6.8	2.0	8.1
被雇用者	1745	33.7	3.6	4.3	10.3	9.0	54.0	24.2	6.3	5.5	1.7	6.4
公務員	266	30.8	2.6	1.9	16.5	5.6	61.3	21.1	21.8	8.3	3.4	2.3
学生	114	20.2	-	-	-	2.6	80.7	20.2	1.8	-	-	6.1
無職	1268	37.7	6.9	8.8	13.8	12.3	28.2	34.9	11.9	12.5	3.2	8.8
その他	154	37.7	7.8	13.0	11.0	15.6	31.8	34.4	17.5	13.6	3.9	10.4
無回答	6	16.7	-	-	16.7	33.3	50.0	16.7	-	-	-	-
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕												
知っている	3566	35.5	4.8	5.4	11.3	10.1	47.5	29.4	10.2	8.5	2.5	6.3
知らない	447	30.2	5.4	9.2	13.2	11.4	24.6	19.7	3.4	5.4	1.1	14.3
部落差別は不当な差別ではない	91	40.7	11.0	14.3	15.4	16.5	31.9	24.2	4.4	11.0	3.3	11.0
無回答	53	20.8	5.7	9.4	5.7	7.5	24.5	13.2	3.8	3.8	-	5.7

表4-12 部落差別（同和問題）を知ったきっかけ（続き）

	(%)			
	該当数	その他	無回答	回答計
【 該 当 数 】	4157	3.6	0.8	171.5
〔都市規模〕				
大都市（小計）	1041	4.0	1.0	161.8
東京都区	220	6.4	0.5	152.7
政令指定都市	821	3.4	1.1	164.2
中都市（小計）	1727	3.4	0.9	169.5
人口20万以上の市	995	3.9	1.0	169.1
人口10万以上の市	732	2.7	0.7	169.9
小都市（人口10万未満の市）	983	3.6	0.5	183.1
町村	406	3.4	0.7	177.1
〔地域ブロック〕				
北海道	131	2.3	0.8	155.0
東北	208	9.6	0.5	149.0
関東	1231	4.4	1.0	158.0
中部（小計）	737	4.1	0.8	168.9
北陸	161	5.0	0.6	133.5
東山	197	3.6	1.0	180.7
東海	379	4.0	0.8	177.8
近畿	802	2.0	0.5	189.3
中国	316	1.6	0.9	187.3
四国	181	3.3	-	202.8
九州（小計）	551	2.9	1.1	172.4
北九州	345	2.9	1.2	175.4
南九州	206	2.9	1.0	167.5
F 1〔性別〕				
男性	2058	3.8	0.8	172.2
女性	2097	3.4	0.8	170.7
その他	2	50.0	-	300.0
F 2〔年齢別（10歳）〕				
18～29歳	327	3.1	-	141.9
20～29歳	265	3.0	-	144.5
30～39歳	493	4.3	0.6	146.7
40～49歳	758	3.2	0.3	156.1
50～59歳	822	3.4	0.5	173.0
60～69歳	855	4.1	0.8	184.1
70～79歳	705	3.5	1.4	200.4
80歳以上	197	3.6	3.6	178.2
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕				
男性（小計）	2058	3.8	0.8	172.2
18～29歳	160	3.8	-	140.0
20～29歳	130	3.1	-	141.5
30～39歳	243	4.9	0.8	136.2
40～49歳	371	3.2	0.5	159.8
50～59歳	400	4.0	0.5	172.5
60～69歳	435	4.1	0.7	184.8
70～79歳	368	3.0	1.6	200.0
80歳以上	81	3.7	2.5	204.9
女性（小計）	2097	3.4	0.8	170.7
18～29歳	165	1.8	-	141.8
20～29歳	133	2.3	-	145.1
30～39歳	250	3.6	0.4	156.8
40～49歳	387	3.1	-	152.5
50～59歳	422	2.8	0.5	173.5
60～69歳	420	4.0	1.0	183.3
70～79歳	337	4.2	1.2	200.9
80歳以上	116	3.4	4.3	159.5
その他	2	50.0	-	300.0
F 3〔職業別〕				
雇用者	604	3.1	0.3	165.6
被雇用者	1745	3.2	0.5	162.5
公務員	266	4.1	-	179.7
学生	114	0.9	-	132.5
無職	1268	4.3	1.6	184.7
その他	154	5.8	1.9	204.5
無回答	6	-	-	133.3
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕				
知っている	3566	3.4	0.1	174.9
知らない	447	4.9	2.5	145.2
部落差別は不当な差別ではない	91	4.4	-	187.9
無回答	53	1.9	37.7	139.6

(3) 部落差別に関する経験（問9ないし問10関係）

自身又はその周囲の者が実社会及びインターネット上で部落差別の被害又は加害経験や部落差別事象に接した経験の有無が問題意識の内容や程度に差異が出るか確認することにより、今後の教育・啓発施策を検討するため、部落差別に関する経験を質問したところ、下記の結果が得られた。

ア 部落差別の経験（親族・知人を含む）及びその内容（問9及び問9-1）

(ア) 部落差別の被害又は加害経験（親族・知人を含む。）（問9）については、「ない」の割合が81.5%であり、「ある」の割合が17.5%である。

地域別では、「ある」の割合は近畿，中国，四国でいずれも25%超と高くなっており、逆に、北海道，東北では「ない」が90%を超えるなど、被害又は加害経験が「ある」と答えた人の割合は西日本で高い傾向がある。

また、年齢別では、部落差別の被害又は加害経験が「ない」とする割合が、40歳代までは85%を超えているのに対し、50歳代以上ではおおむね80%を下回るなど、中・高齢層の方が部落差別の被害又は加害を経験した人がやや多いことがうかがわれる（図13，表4-13）。

前記第2の1(1)イ(ア)のとおり、問2で、自分の人権が侵害されたと「思ったことはない」と答えた人の割合は60歳代以上で高くなっていたことと対照的である。

図13 部落差別の経験（親族・知人を含む）

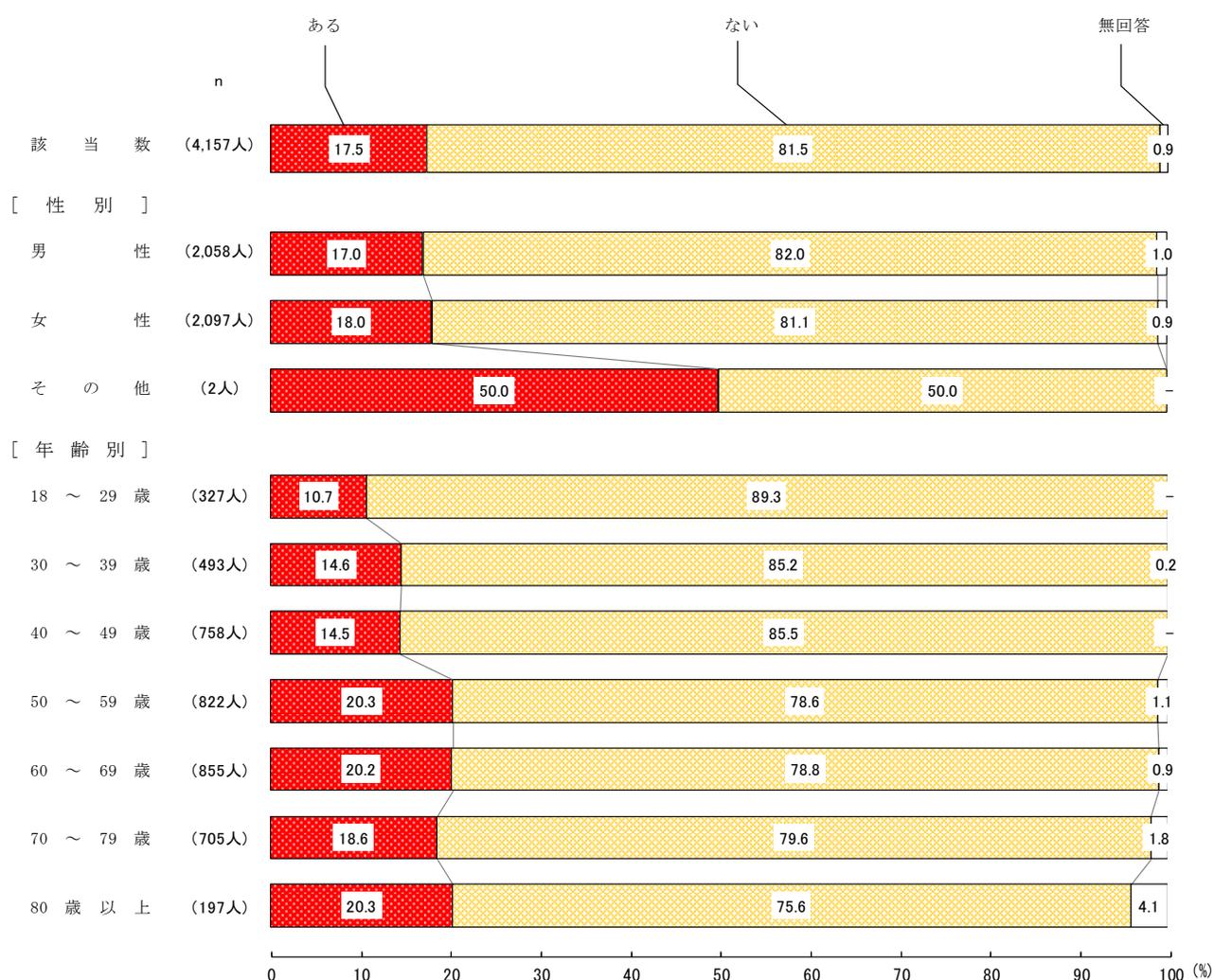


表4-13 部落差別の経験（親族・知人を含む）

	該当数	ある	ない	無回答
				(%)
【 該 当 数 】	4157	17.5	81.5	0.9
〔都市規模〕				
大都市（小計）	1041	15.9	83.0	1.1
東京都区	220	12.3	86.4	1.4
政令指定都市	821	16.9	82.1	1.0
中都市（小計）	1727	17.7	81.5	0.8
人口20万以上の市	995	16.6	82.5	0.9
人口10万以上の市	732	19.1	80.2	0.7
小都市（人口10万未満の市）	983	18.3	81.2	0.5
町村	406	19.0	78.8	2.2
〔地域ブロック〕				
北海道	131	6.1	92.4	1.5
東北	208	8.2	91.8	-
関東	1231	13.2	85.6	1.2
中部（小計）	737	16.1	82.9	0.9
北陸	161	5.6	94.4	-
東山	197	18.8	79.7	1.5
東海	379	19.3	79.7	1.1
近畿	802	25.8	73.3	0.9
中国	316	25.9	73.7	0.3
四国	181	25.4	72.9	1.7
九州（小計）	551	15.8	83.5	0.7
北九州	345	18.3	80.9	0.9
南九州	206	11.7	87.9	0.5
F 1〔性別〕				
男性	2058	17.0	82.0	1.0
女性	2097	18.0	81.1	0.9
その他	2	50.0	50.0	-
F 2〔年齢別（10歳）〕				
18～29歳	327	10.7	89.3	-
20～29歳	265	12.1	87.9	-
30～39歳	493	14.6	85.2	0.2
40～49歳	758	14.5	85.5	-
50～59歳	822	20.3	78.6	1.1
60～69歳	855	20.2	78.8	0.9
70～79歳	705	18.6	79.6	1.8
80歳以上	197	20.3	75.6	4.1
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕				
男性（小計）	2058	17.0	82.0	1.0
18～29歳	160	7.5	92.5	-
20～29歳	130	7.7	92.3	-
30～39歳	243	10.3	89.7	-
40～49歳	371	14.6	85.4	-
50～59歳	400	19.0	79.5	1.5
60～69歳	435	19.5	79.5	0.9
70～79歳	368	21.5	76.4	2.2
80歳以上	81	22.2	74.1	3.7
女性（小計）	2097	18.0	81.1	0.9
18～29歳	165	13.3	86.7	-
20～29歳	133	15.8	84.2	-
30～39歳	250	18.8	80.8	0.4
40～49歳	387	14.5	85.5	-
50～59歳	422	21.6	77.7	0.7
60～69歳	420	21.0	78.1	1.0
70～79歳	337	15.4	83.1	1.5
80歳以上	116	19.0	76.7	4.3
その他	2	50.0	50.0	-
F 3〔職業別〕				
雇用者	604	18.5	80.8	0.7
被雇用者	1745	15.9	83.6	0.5
公務員	266	23.3	76.3	0.4
学生	114	3.5	96.5	-
無職	1268	18.8	79.7	1.6
その他	154	21.4	76.0	2.6
無回答	6	16.7	66.7	16.7
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕				
知っている	3566	18.5	81.0	0.4
知らない	447	8.9	89.9	1.1
部落差別は不当な差別ではない	91	19.8	79.1	1.1
無回答	53	17.0	49.1	34.0
問11〔部落差別の現状〕				
部落差別はいまだにある	3050	19.8	79.4	0.8
部落差別はもはや存在しない	1008	11.1	88.4	0.5
無回答	99	11.1	77.8	11.1

(イ) 問9で、部落差別の被害又は加害経験（親族・知人を含む。）があると答えた728人が経験した、その部落差別の内容（問9-1、複数回答）については、「結婚や交際」（58.0%）、「悪口」（34.2%）、「就職や職場」（26.8%）などの順となっている。

都市規模別では、「結婚や交際」の割合は小都市や町村で高くなっている（図14、表4-14）。

図14 部落差別の内容

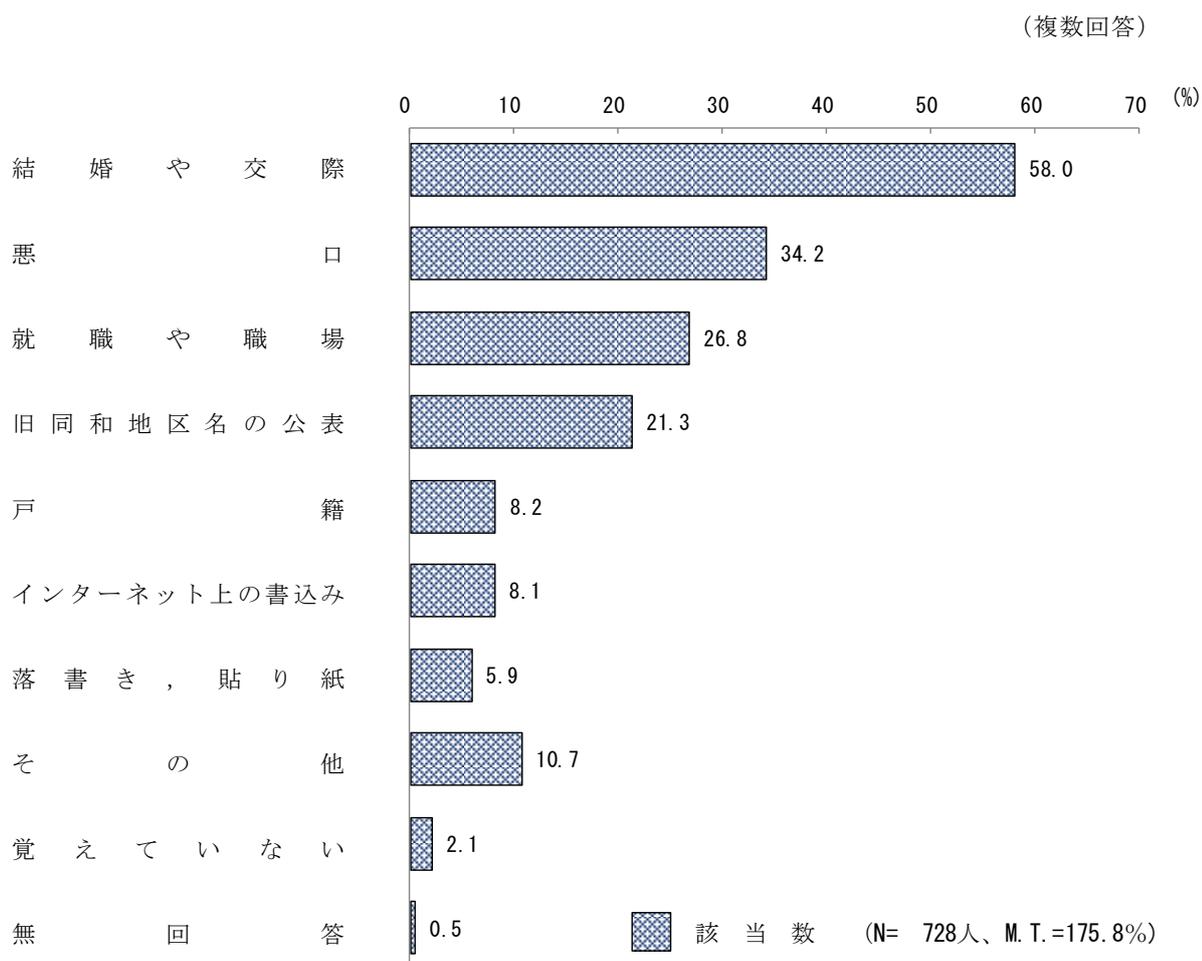


表4-14 部落差別の内容

(%)

	該当数	結婚や交際	就職や職場	戸籍	落書き、貼り紙	悪口	インターネット上の書き込み	旧同和地区名の公表	その他	覚えていない	無回答	回答計
※※【該当数】※※	728	58.0	26.8	8.2	5.9	34.2	8.1	21.3	10.7	2.1	0.5	175.8
〔都市規模〕												
大都市（小計）	166	50.0	27.7	5.4	4.8	34.9	10.8	16.3	10.8	1.8	0.6	163.3
東京都区	27	59.3	22.2	3.7	7.4	29.6	7.4	7.4	14.8	3.7	-	155.6
政令指定都市	139	48.2	28.8	5.8	4.3	36.0	11.5	18.0	10.1	1.4	0.7	164.7
中都市（小計）	305	53.4	24.9	9.5	5.6	36.4	8.9	21.3	10.5	3.3	1.0	174.8
人口20万以上の市	165	56.4	21.8	11.5	8.5	34.5	9.1	19.4	13.9	3.6	0.6	179.4
人口10万以上の市	140	50.0	28.6	7.1	2.1	38.6	8.6	23.6	6.4	2.9	1.4	169.3
小都市（人口10万未満の市）	180	69.4	28.9	5.6	6.1	30.0	4.4	24.4	8.9	1.1	-	178.9
町村	77	66.2	27.3	15.6	9.1	33.8	7.8	24.7	15.6	-	-	200.0
〔地域ブロック〕												
北海道	8	-	25.0	-	-	62.5	25.0	-	25.0	-	-	137.5
東北	17	41.2	35.3	17.6	-	35.3	11.8	11.8	5.9	5.9	-	164.7
関東	162	54.9	25.9	6.2	3.7	32.1	8.0	13.0	10.5	2.5	1.2	158.0
中部（小計）	119	57.1	30.3	10.9	8.4	30.3	5.0	21.0	7.6	2.5	-	173.1
北陸	9	44.4	-	-	-	22.2	22.2	22.2	-	-	-	111.1
東山	37	62.2	35.1	8.1	5.4	24.3	-	29.7	5.4	-	-	170.3
東海	73	56.2	31.5	13.7	11.0	34.2	5.5	16.4	9.6	4.1	-	182.2
近畿	207	60.9	23.2	10.6	10.1	34.8	8.7	26.6	12.1	1.4	0.5	188.9
中国	82	63.4	30.5	3.7	1.2	41.5	4.9	20.7	9.8	1.2	-	176.8
四国	46	76.1	19.6	8.7	-	32.6	6.5	32.6	8.7	4.3	2.2	191.3
九州（小計）	87	51.7	31.0	5.7	5.7	33.3	12.6	23.0	13.8	1.1	-	178.2
北九州	63	50.8	27.0	6.3	3.2	31.7	12.7	25.4	14.3	1.6	-	173.0
南九州	24	54.2	41.7	4.2	12.5	37.5	12.5	16.7	12.5	-	-	191.7
F1〔性別〕												
男性	349	59.0	29.8	9.2	8.0	35.2	8.3	24.9	10.0	1.7	0.6	186.8
女性	378	57.1	23.8	7.1	4.0	33.1	7.7	18.0	11.4	2.4	0.5	165.1
その他	1	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	400.0
F2〔年齢別（10歳）〕												
18～29歳	35	31.4	20.0	2.9	5.7	48.6	28.6	14.3	14.3	5.7	-	171.4
20～29歳	32	34.4	21.9	3.1	6.3	43.8	28.1	15.6	12.5	6.3	-	171.9
30～39歳	72	47.2	13.9	1.4	1.4	22.2	18.1	13.9	13.9	2.8	-	134.7
40～49歳	110	47.3	23.6	6.4	5.5	44.5	10.9	16.4	14.5	-	-	169.1
50～59歳	167	55.1	27.5	5.4	6.0	34.1	10.2	21.6	9.0	2.4	-	171.3
60～69歳	173	71.7	27.2	11.0	4.6	31.8	1.2	20.8	8.1	1.2	0.6	178.0
70～79歳	131	64.1	35.1	11.5	9.2	32.8	3.8	31.3	10.7	1.5	1.5	201.5
80歳以上	40	62.5	32.5	20.0	10.0	30.0	-	22.5	10.0	7.5	2.5	197.5
F1・F2〔性別・年齢別（10歳）〕												
男性（小計）	349	59.0	29.8	9.2	8.0	35.2	8.3	24.9	10.0	1.7	0.6	186.8
18～29歳	12	-	8.3	-	16.7	66.7	25.0	-	25.0	8.3	-	150.0
20～29歳	10	-	10.0	-	20.0	60.0	30.0	-	20.0	10.0	-	150.0
30～39歳	25	52.0	28.0	4.0	-	24.0	20.0	12.0	12.0	4.0	-	156.0
40～49歳	54	50.0	20.4	5.6	5.6	38.9	11.1	16.7	16.7	-	-	164.8
50～59歳	76	55.3	31.6	5.3	7.9	28.9	13.2	25.0	7.9	1.3	-	176.3
60～69歳	85	75.3	29.4	11.8	3.5	30.6	1.2	27.1	3.5	2.4	-	184.7
70～79歳	79	62.0	39.2	12.7	13.9	41.8	5.1	36.7	10.1	-	1.3	222.8
80歳以上	18	61.1	27.8	22.2	16.7	38.9	-	22.2	16.7	5.6	5.6	216.7
女性（小計）	378	57.1	23.8	7.1	4.0	33.1	7.7	18.0	11.4	2.4	0.5	165.1
18～29歳	22	50.0	22.7	-	-	36.4	27.3	22.7	9.1	4.5	-	172.7
20～29歳	21	52.4	23.8	-	-	33.3	23.8	23.8	9.5	4.8	-	171.4
30～39歳	47	44.7	6.4	-	2.1	21.3	17.0	14.9	14.9	2.1	-	123.4
40～49歳	56	44.6	26.8	7.1	5.4	50.0	10.7	16.1	12.5	-	-	173.2
50～59歳	91	54.9	24.2	5.5	4.4	38.5	7.7	18.7	9.9	3.3	-	167.0
60～69歳	88	68.2	25.0	10.2	5.7	33.0	1.1	14.8	12.5	-	1.1	171.6
70～79歳	52	67.3	28.8	9.6	1.9	19.2	1.9	23.1	11.5	3.8	1.9	169.2
80歳以上	22	63.6	36.4	18.2	4.5	22.7	-	22.7	4.5	9.1	-	181.8
その他	1	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	400.0
F3〔職業別〕												
雇用者	112	60.7	24.1	8.9	3.6	30.4	5.4	20.5	13.4	1.8	-	168.8
被雇用者	278	55.0	23.4	6.8	4.7	36.0	8.6	18.7	10.8	2.9	-	166.9
公務員	62	59.7	40.3	3.2	8.1	29.0	21.0	25.8	6.5	-	-	193.5
学生	4	-	-	-	-	75.0	50.0	-	25.0	-	-	150.0
無職	238	60.9	29.0	9.7	7.1	33.6	4.6	24.4	10.1	1.3	1.3	181.9
その他	33	57.6	27.3	18.2	12.1	42.4	6.1	18.2	12.1	6.1	3.0	203.0
無回答	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0

イ インターネット上での人権侵害事例及びその内容（問10及び問10-1）

(ア) 部落差別の問題に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがあるか（問10）については、「見たことがある」は10.8%にとどまり、「インターネットを利用しているが、見たことがない」の割合が64.2%に上っている。

年齢別では、「見たことがある」の割合は30歳代以下で20%近くに上る。一方、60歳代以上は、「インターネットを利用したことがない」の割合が高くなっており、「見たことがある」の割合が10%を下回っている（図15、表4-15）。

図15 インターネット上での人権侵害事例の経験

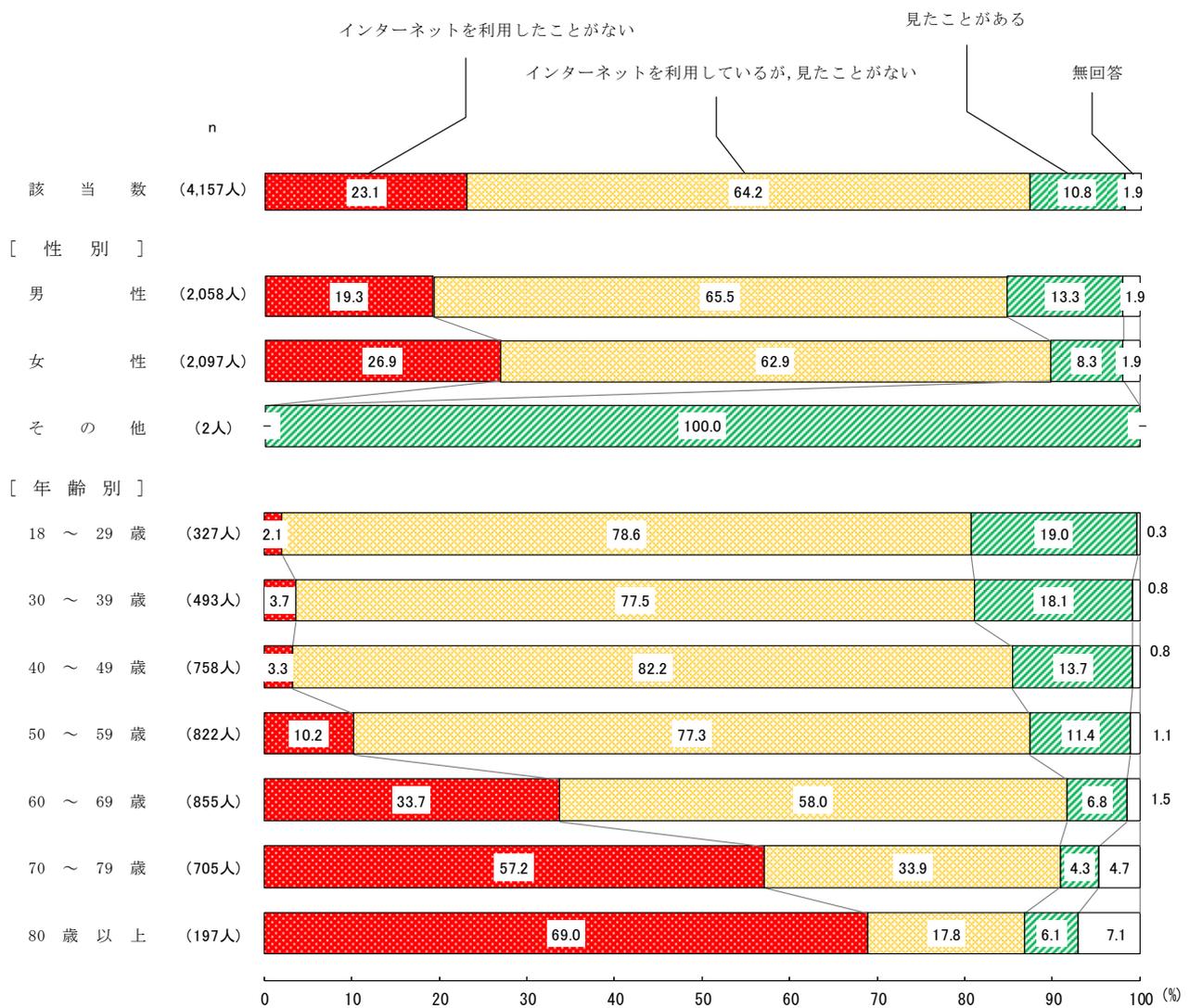


表4-15 インターネット上での人権侵害事例の経験

(%)

	該当数	インター ネットを 利用した ことがな い	インター ネットを 利用して いるが、 見たこと がない	見たこと がある	無回答
【 該 当 数 】	4157	23.1	64.2	10.8	1.9
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	16.9	68.2	12.5	2.4
東京都区	220	11.4	72.3	13.2	3.2
政令指定都市	821	18.4	67.1	12.3	2.2
中都市（小計）	1727	23.6	62.8	11.6	2.0
人口20万以上の市	995	24.3	61.8	11.6	2.3
人口10万以上の市	732	22.5	64.1	11.7	1.6
小都市（人口10万未満の市）	983	27.6	62.6	8.4	1.4
町村	406	26.4	63.5	8.6	1.5
〔地域ブロック〕					
北海道	131	16.8	65.6	13.7	3.8
東北	208	29.3	57.2	13.0	0.5
関東	1231	17.8	68.5	11.5	2.2
中部（小計）	737	22.3	67.0	9.1	1.6
北陸	161	17.4	69.6	9.3	3.7
東山	197	29.4	60.9	8.1	1.5
東海	379	20.6	69.1	9.5	0.8
近畿	802	26.9	58.9	11.5	2.7
中国	316	27.2	61.1	10.8	0.9
四国	181	34.3	55.2	8.8	1.7
九州（小計）	551	23.8	65.3	9.6	1.3
北九州	345	24.1	65.5	9.0	1.4
南九州	206	23.3	65.0	10.7	1.0
F 1〔性別〕					
男性	2058	19.3	65.5	13.3	1.9
女性	2097	26.9	62.9	8.3	1.9
その他	2	-	-	100.0	-
F 2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	2.1	78.6	19.0	0.3
20～29歳	265	2.3	78.9	18.5	0.4
30～39歳	493	3.7	77.5	18.1	0.8
40～49歳	758	3.3	82.2	13.7	0.8
50～59歳	822	10.2	77.3	11.4	1.1
60～69歳	855	33.7	58.0	6.8	1.5
70～79歳	705	57.2	33.9	4.3	4.7
80歳以上	197	69.0	17.8	6.1	7.1
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	19.3	65.5	13.3	1.9
18～29歳	160	1.9	78.1	20.0	-
20～29歳	130	2.3	79.2	18.5	-
30～39歳	243	3.3	77.0	18.9	0.8
40～49歳	371	4.6	77.4	17.5	0.5
50～59歳	400	8.8	73.5	16.3	1.5
60～69歳	435	24.4	65.1	9.4	1.1
70～79歳	368	48.1	41.3	4.6	6.0
80歳以上	81	63.0	24.7	8.6	3.7
女性（小計）	2097	26.9	62.9	8.3	1.9
18～29歳	165	2.4	80.0	17.0	0.6
20～29歳	133	2.3	79.7	17.3	0.8
30～39歳	250	4.0	78.0	17.2	0.8
40～49歳	387	2.1	86.8	10.1	1.0
50～59歳	422	11.6	80.8	6.9	0.7
60～69歳	420	43.3	50.7	4.0	1.9
70～79歳	337	67.1	25.8	3.9	3.3
80歳以上	116	73.3	12.9	4.3	9.5
その他	2	-	-	100.0	-
F 3〔職業別〕					
雇用者	604	20.0	65.4	12.1	2.5
被雇用者	1745	12.0	74.4	12.5	1.1
公務員	266	3.8	77.8	18.0	0.4
学生	114	1.8	79.8	18.4	-
無職	1268	44.5	47.1	5.4	3.1
その他	154	35.1	48.7	13.0	3.2
無回答	6	16.7	50.0	16.7	16.7

表4-15 インターネット上での人権侵害事例の経験（続き）

(%)

	該当数	インター ネットを 利用した ことがな い	インター ネットを 利用して いるが、 見たこと がない	見たこと がある	無回答
【 該 当 数 】	4157	23.1	64.2	10.8	1.9
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	20.9	66.3	11.2	1.5
知らない	447	35.1	55.7	6.7	2.5
部落差別は不当な差別ではない	91	46.2	38.5	15.4	-
無回答	53	30.2	34.0	9.4	26.4
問11〔部落差別の現状〕					
部落差別はいまだにある	3050	19.6	67.3	12.2	1.0
部落差別はもはや存在しない	1008	35.1	59.1	4.5	1.3
無回答	99	10.1	19.2	33.3	37.4

(イ) 問10で、部落差別の問題に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがあると答えた449人が見た内容（問10-1，複数回答）については、「個人を名指ししない，集団に対する悪口」（45.2%），「旧同和地区名の公表」（41.4%），「個人を名指しした悪口」（27.4%），「差別の呼びかけ」（19.6%）などの順となっている。
都市規模別，地域別では，大きな差は見られない（図16，表4-16）。

図16 インターネット上での人権侵害事例の内容

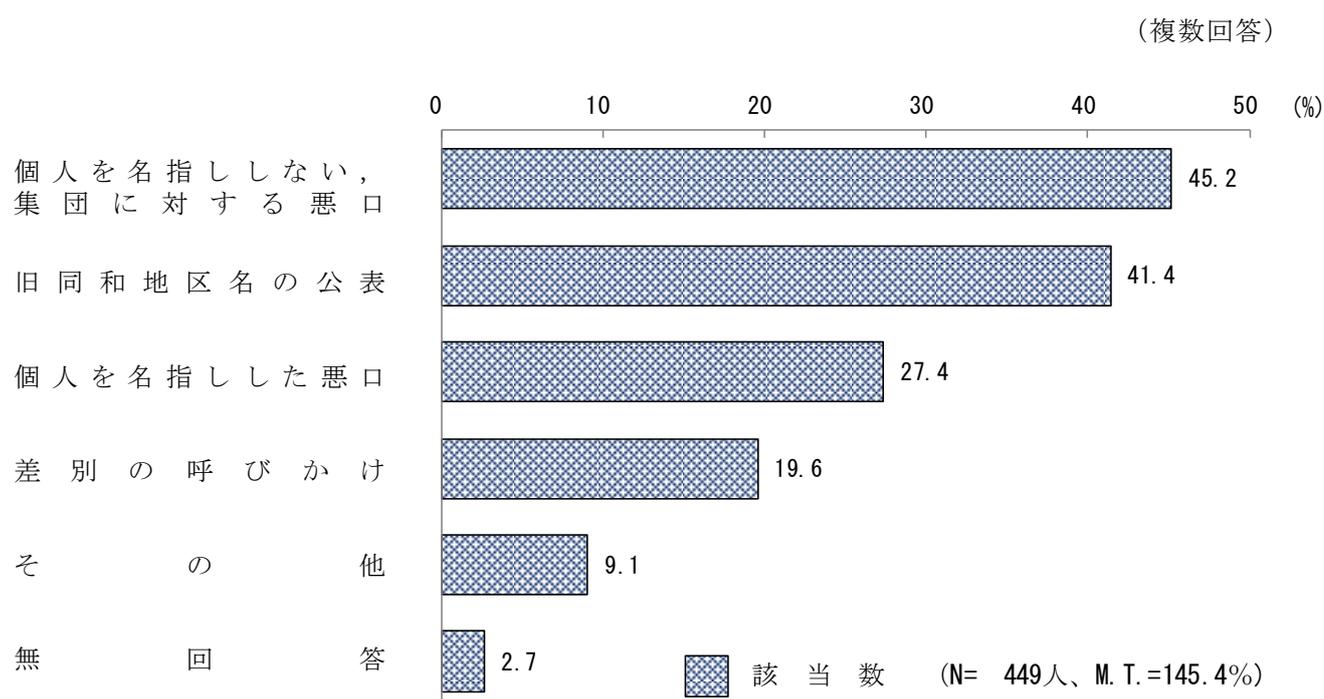


表4-16 インターネット上での人権侵害事例の内容

(%)

	該当数	個人を名指しした悪口	個人を名指ししない、集団に対する悪口	旧同和地区名の公表	差別の呼びかけ	その他	無回答	回答計
【該当数】	449	27.4	45.2	41.4	19.6	9.1	2.7	145.4
〔都市規模〕								
大都市（小計）	130	26.9	49.2	44.6	19.2	9.2	1.5	150.8
東京都区	29	13.8	37.9	51.7	17.2	17.2	-	137.9
政令指定都市	101	30.7	52.5	42.6	19.8	6.9	2.0	154.5
中都市（小計）	201	28.9	43.8	39.3	21.9	9.5	3.0	146.3
人口20万以上の市	115	27.8	40.0	40.0	18.3	10.4	3.5	140.0
人口10万以上の市	86	30.2	48.8	38.4	26.7	8.1	2.3	154.7
小都市（人口10万未満の市）	83	21.7	44.6	47.0	13.3	8.4	2.4	137.3
町村	35	34.3	40.0	28.6	22.9	8.6	5.7	140.0
〔地域ブロック〕								
北海道	18	22.2	50.0	38.9	16.7	16.7	5.6	150.0
東北	27	25.9	48.1	44.4	18.5	11.1	3.7	151.9
関東	142	25.4	45.1	40.1	20.4	12.0	2.8	145.8
中部（小計）	67	19.4	44.8	43.3	19.4	10.4	4.5	141.8
北陸	15	26.7	46.7	53.3	13.3	6.7	-	146.7
東山	16	18.8	37.5	37.5	18.8	12.5	6.3	131.3
東海	36	16.7	47.2	41.7	22.2	11.1	5.6	144.4
近畿	92	26.1	43.5	44.6	18.5	6.5	3.3	142.4
中国	34	35.3	41.2	47.1	14.7	2.9	-	141.2
四国	16	43.8	31.3	37.5	18.8	6.3	-	137.5
九州（小計）	53	37.7	52.8	34.0	24.5	5.7	-	154.7
北九州	31	38.7	64.5	32.3	25.8	-	-	161.3
南九州	22	36.4	36.4	36.4	22.7	13.6	-	145.5
F1〔性別〕								
男性	273	27.5	48.0	42.5	20.5	7.3	2.6	148.4
女性	174	27.0	40.2	39.1	17.8	11.5	2.9	138.5
その他	2	50.0	100.0	100.0	50.0	50.0	-	350.0
F2〔年齢別（10歳）〕								
18～29歳	62	32.3	58.1	30.6	27.4	12.9	-	161.3
20～29歳	49	28.6	59.2	36.7	22.4	16.3	-	163.3
30～39歳	89	14.6	60.7	44.9	7.9	4.5	1.1	133.7
40～49歳	104	32.7	43.3	40.4	22.1	10.6	1.9	151.0
50～59歳	94	28.7	38.3	45.7	12.8	8.5	-	134.0
60～69歳	58	29.3	43.1	43.1	29.3	6.9	3.4	155.2
70～79歳	30	30.0	16.7	43.3	30.0	13.3	16.7	150.0
80歳以上	12	25.0	16.7	33.3	25.0	16.7	16.7	133.3
F1・F2〔性別・年齢別（10歳）〕								
男性（小計）	273	27.5	48.0	42.5	20.5	7.3	2.6	148.4
18～29歳	32	37.5	62.5	37.5	21.9	6.3	-	165.6
20～29歳	24	33.3	66.7	45.8	12.5	8.3	-	166.7
30～39歳	46	15.2	63.0	34.8	10.9	6.5	2.2	132.6
40～49歳	65	29.2	46.2	40.0	23.1	12.3	1.5	152.3
50～59歳	65	24.6	40.0	52.3	12.3	4.6	-	133.8
60～69歳	41	36.6	51.2	43.9	31.7	4.9	2.4	170.7
70～79歳	17	23.5	17.6	47.1	35.3	5.9	17.6	147.1
80歳以上	7	28.6	28.6	28.6	28.6	14.3	14.3	142.9
女性（小計）	174	27.0	40.2	39.1	17.8	11.5	2.9	138.5
18～29歳	28	25.0	50.0	17.9	32.1	17.9	-	142.9
20～29歳	23	21.7	47.8	21.7	30.4	21.7	-	143.5
30～39歳	43	14.0	58.1	55.8	4.7	2.3	-	134.9
40～49歳	39	38.5	38.5	41.0	20.5	7.7	2.6	148.7
50～59歳	29	37.9	34.5	31.0	13.8	17.2	-	134.5
60～69歳	17	11.8	23.5	41.2	23.5	11.8	5.9	117.6
70～79歳	13	38.5	15.4	38.5	23.1	23.1	15.4	153.8
80歳以上	5	20.0	-	40.0	20.0	20.0	20.0	120.0
その他	2	50.0	100.0	100.0	50.0	50.0	-	350.0
F3〔職業別〕								
雇用者	73	32.9	45.2	37.0	20.5	9.6	4.1	149.3
被雇用者	218	27.1	44.0	42.7	17.4	8.7	0.9	140.8
公務員	48	16.7	52.1	45.8	16.7	4.2	-	135.4
学生	21	33.3	57.1	28.6	23.8	4.8	-	147.6
無職	68	29.4	39.7	45.6	25.0	11.8	5.9	157.4
その他	20	25.0	45.0	35.0	25.0	20.0	15.0	165.0
無回答	1	-	100.0	-	-	-	-	100.0

(4) 部落差別に関する意識（問 1 1 ないし問 1 4 関係）

一般国民の部落差別に対する問題意識を把握し、今後の教育・啓発施策を検討するため、部落差別の現状認識や原因、旧同和地区出身者に関する意識を質問したところ、下記の結果が得られた。

ア 部落差別の現状及び原因（問 1 1 及び問 1 1 - 1）

(ア) 現在でも部落差別があると思うか（問 1 1）については、「部落差別はいまだにある」の割合が 73.4%、「部落差別はもはや存在しない」の割合が 24.2%となっている。

地域別では大きな差は見られないが、年齢別では、「部落差別はいまだにある」の割合は 60 歳代以下で、「部落差別はもはや存在しない」の割合は 70 歳代以上で、それぞれ高くなっている（図 1 7，表 4 - 1 7）。

図 1 7 部落差別の現状

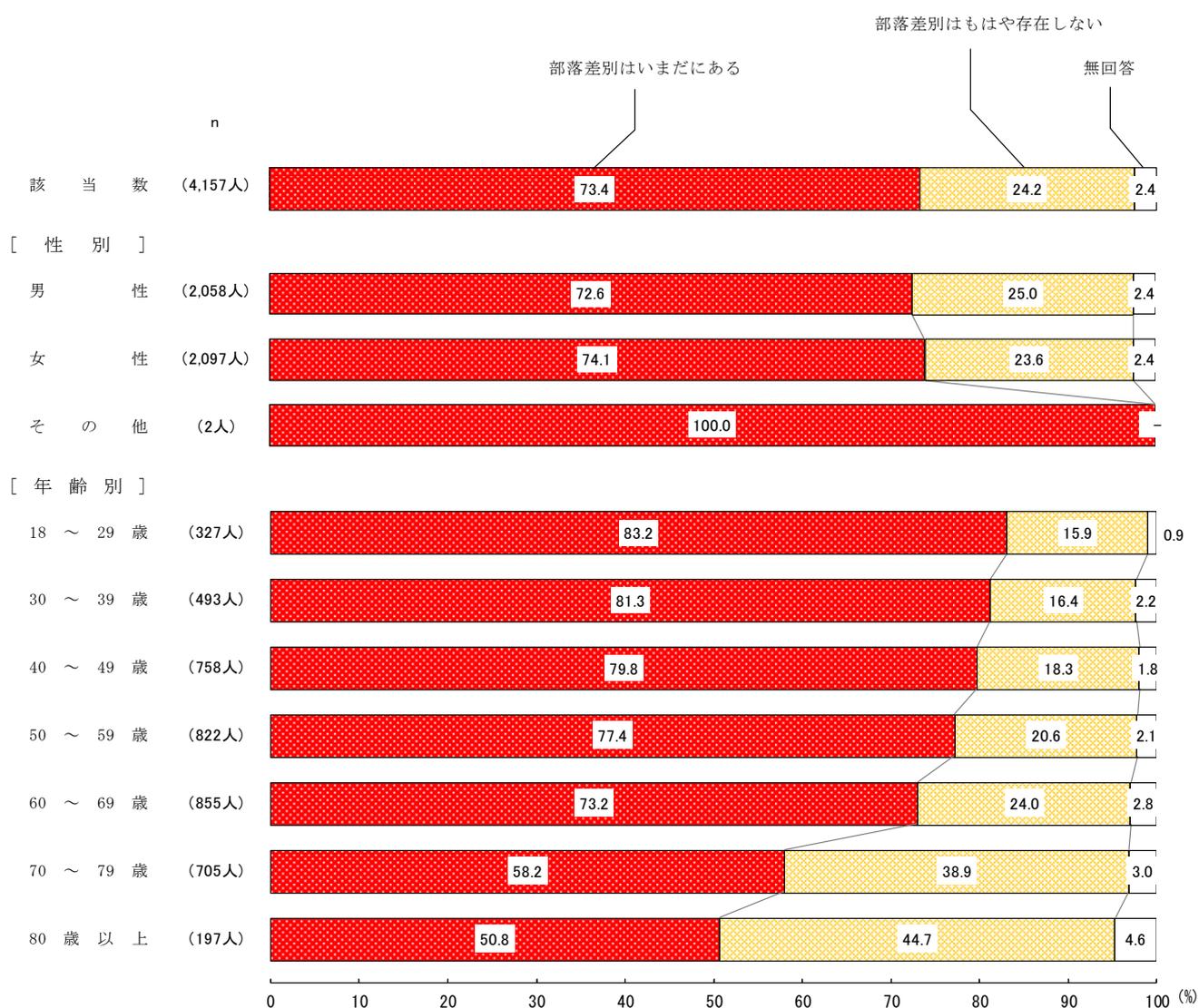


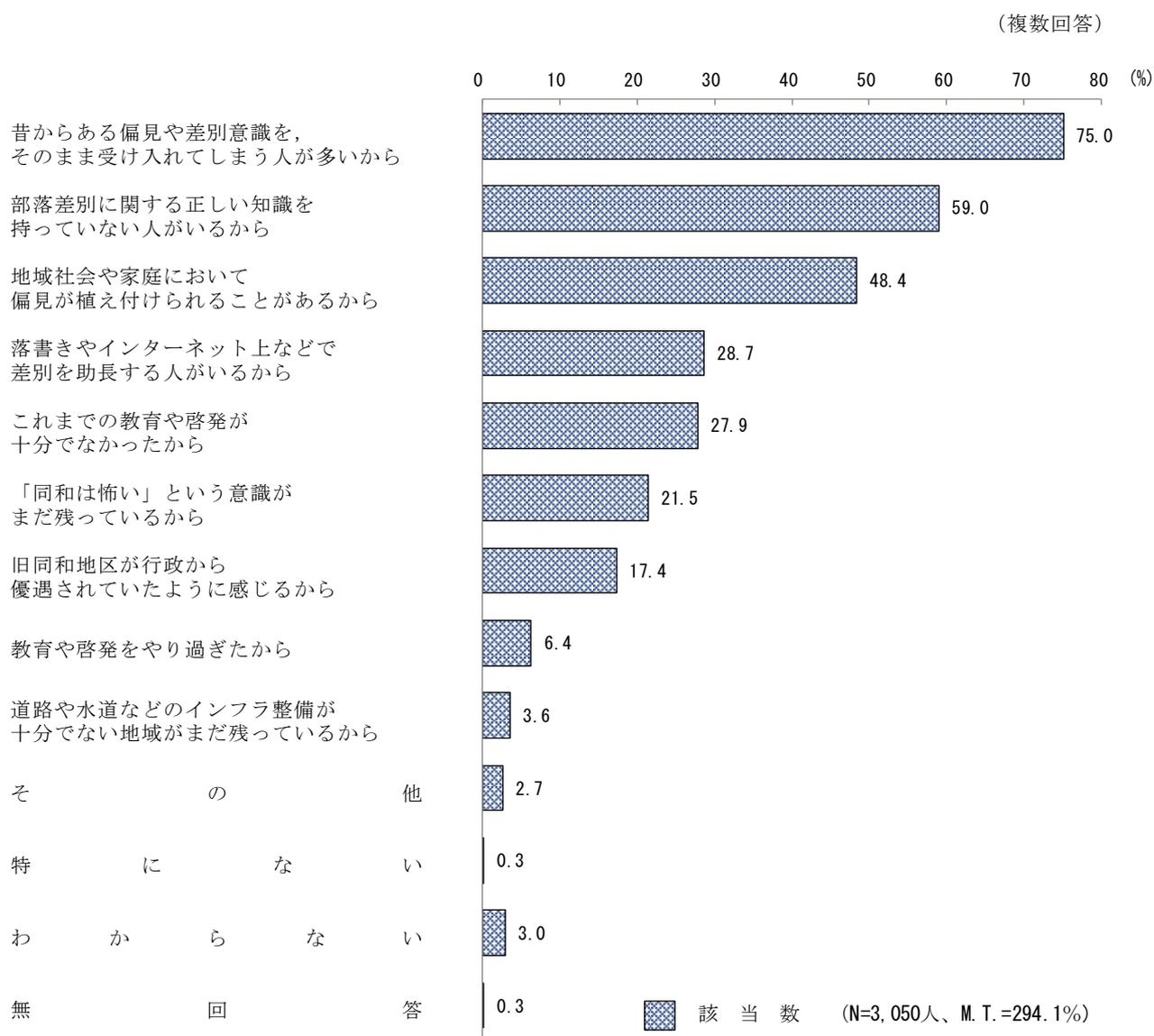
表 4 - 1 7 部落差別の現状

(%)

	該当数	部落差別 はいまだ にある	部落差別 はもはや 存在しな い	無回答
【 該 当 数 】	4157	73.4	24.2	2.4
〔都市規模〕				
大都市（小計）	1041	75.7	21.4	2.9
東京都区	220	80.5	17.3	2.3
政令指定都市	821	74.4	22.5	3.0
中都市（小計）	1727	74.5	23.3	2.3
人口20万以上の市	995	73.4	24.2	2.4
人口10万以上の市	732	76.0	22.0	2.0
小都市（人口10万未満の市）	983	70.0	27.7	2.3
町村	406	70.9	27.3	1.7
〔地域ブロック〕				
北海道	131	75.6	19.1	5.3
東北	208	71.2	26.9	1.9
関東	1231	74.2	23.2	2.7
中部（小計）	737	71.9	25.5	2.6
北陸	161	69.6	26.1	4.3
東山	197	69.5	28.9	1.5
東海	379	74.1	23.5	2.4
近畿	802	73.2	24.3	2.5
中国	316	74.4	24.1	1.6
四国	181	77.9	19.9	2.2
九州（小計）	551	72.1	26.7	1.3
北九州	345	72.2	26.1	1.7
南九州	206	71.8	27.7	0.5
F 1〔性別〕				
男性	2058	72.6	25.0	2.4
女性	2097	74.1	23.6	2.4
その他	2	100.0	-	-
F 2〔年齢別（10歳）〕				
18～29歳	327	83.2	15.9	0.9
20～29歳	265	84.5	14.7	0.8
30～39歳	493	81.3	16.4	2.2
40～49歳	758	79.8	18.3	1.8
50～59歳	822	77.4	20.6	2.1
60～69歳	855	73.2	24.0	2.8
70～79歳	705	58.2	38.9	3.0
80歳以上	197	50.8	44.7	4.6
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕				
男性（小計）	2058	72.6	25.0	2.4
18～29歳	160	80.0	19.4	0.6
20～29歳	130	82.3	16.9	0.8
30～39歳	243	82.3	14.4	3.3
40～49歳	371	76.8	20.8	2.4
50～59歳	400	77.0	20.8	2.3
60～69歳	435	72.4	24.8	2.8
70～79歳	368	58.2	39.4	2.4
80歳以上	81	55.6	43.2	1.2
女性（小計）	2097	74.1	23.6	2.4
18～29歳	165	86.1	12.7	1.2
20～29歳	133	86.5	12.8	0.8
30～39歳	250	80.4	18.4	1.2
40～49歳	387	82.7	16.0	1.3
50～59歳	422	77.7	20.4	1.9
60～69歳	420	74.0	23.1	2.9
70～79歳	337	58.2	38.3	3.6
80歳以上	116	47.4	45.7	6.9
その他	2	100.0	-	-
F 3〔職業別〕				
雇用者	604	69.5	27.5	3.0
被雇用者	1745	77.0	20.9	2.2
公務員	266	86.5	12.4	1.1
学生	114	80.7	19.3	-
無職	1268	67.8	29.4	2.8
その他	154	66.2	31.2	2.6
無回答	6	50.0	33.3	16.7

(イ) 問11で、部落差別はいまだにあると答えた3,050人が思うその原因(問11-1, 複数回答)については、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」(75.0%)、「部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから」(59.0%)、「地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから」(48.4%)などの順となっている(図18)。

図18 部落差別の原因



イ 旧同和地区出身者に関する意識（問12ないし問14）

問12ないし問14は、近隣住民、交際相手や結婚相手、あるいは、求人に対する応募者や職場の同僚が旧同和地区出身者であるか否か気になるか、その意識に関する質問である。

(ア) 近隣住民（問12）については、「気にならない」（79.8%）、「わからない」（14.5%）、「気になる」（4.5%）などの順となっている。

「気になる」の割合は、絶対数として少ないため、地域別や年齢別で顕著な差異があるとまでは言い難いところであるが、地域別では四国で8.8%であり、年齢別では70歳代が6.7%、80歳以上が8.1%であるなど、平均値よりやや高くなっている（図19、表4-19）。

図19 旧同和地区出身を気にするかどうか（近隣住民）

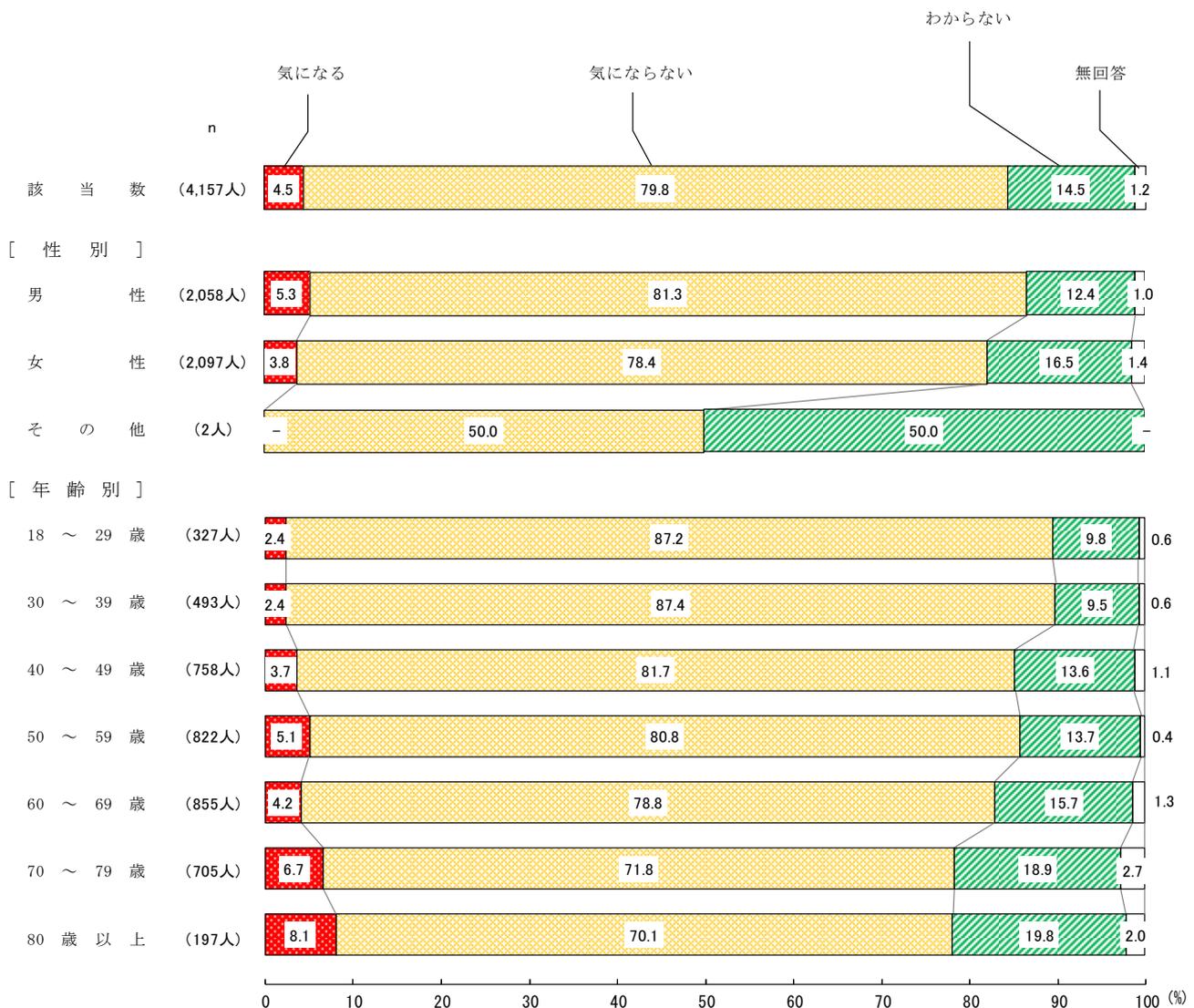


表4-19 旧同和地区出身を気にするかどうか（近隣住民）

(%)

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
【該当数】	4157	4.5	79.8	14.5	1.2
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	3.6	81.2	14.0	1.2
東京都区	220	2.7	82.7	13.2	1.4
政令指定都市	821	3.8	80.8	14.3	1.2
中都市（小計）	1727	4.5	78.5	15.7	1.3
人口20万以上の市	995	4.8	77.7	16.2	1.3
人口10万以上の市	732	4.1	79.6	15.0	1.2
小都市（人口10万未満の市）	983	5.2	80.9	12.7	1.2
町村	406	5.7	79.1	14.5	0.7
〔地域ブロック〕					
北海道	131	2.3	82.4	10.7	4.6
東北	208	1.0	82.2	16.3	0.5
関東	1231	3.7	81.2	13.8	1.2
中部（小計）	737	4.1	80.1	14.5	1.4
北陸	161	2.5	78.9	15.5	3.1
東山	197	4.1	80.7	13.7	1.5
東海	379	4.7	80.2	14.5	0.5
近畿	802	6.6	76.6	15.5	1.4
中国	316	7.0	78.8	13.9	0.3
四国	181	8.8	69.6	20.4	1.1
九州（小計）	551	3.1	83.3	12.9	0.7
北九州	345	3.2	80.9	14.8	1.2
南九州	206	2.9	87.4	9.7	-
F1〔性別〕					
男性	2058	5.3	81.3	12.4	1.0
女性	2097	3.8	78.4	16.5	1.4
その他	2	-	50.0	50.0	-
F2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	2.4	87.2	9.8	0.6
20～29歳	265	3.0	86.0	10.2	0.8
30～39歳	493	2.4	87.4	9.5	0.6
40～49歳	758	3.7	81.7	13.6	1.1
50～59歳	822	5.1	80.8	13.7	0.4
60～69歳	855	4.2	78.8	15.7	1.3
70～79歳	705	6.7	71.8	18.9	2.7
80歳以上	197	8.1	70.1	19.8	2.0
F1・F2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	5.3	81.3	12.4	1.0
18～29歳	160	3.1	87.5	8.8	0.6
20～29歳	130	3.8	85.4	10.0	0.8
30～39歳	243	2.9	89.3	7.4	0.4
40～49歳	371	4.6	82.7	11.3	1.3
50～59歳	400	5.3	79.8	14.8	0.3
60～69歳	435	5.1	80.2	14.3	0.5
70～79歳	368	8.4	75.5	13.0	3.0
80歳以上	81	7.4	77.8	14.8	-
女性（小計）	2097	3.8	78.4	16.5	1.4
18～29歳	165	1.8	87.3	10.3	0.6
20～29歳	133	2.3	87.2	9.8	0.8
30～39歳	250	2.0	85.6	11.6	0.8
40～49歳	387	2.8	80.6	15.8	0.8
50～59歳	422	5.0	81.8	12.8	0.5
60～69歳	420	3.3	77.4	17.1	2.1
70～79歳	337	4.7	67.7	25.2	2.4
80歳以上	116	8.6	64.7	23.3	3.4
その他	2	-	50.0	50.0	-
F3〔職業別〕					
雇用者	604	6.1	77.8	14.6	1.5
被雇用者	1745	3.5	82.8	12.7	1.0
公務員	266	4.9	84.6	10.2	0.4
学生	114	2.6	92.1	5.3	-
無職	1268	5.3	75.5	17.6	1.7
その他	154	5.2	71.4	22.1	1.3
無回答	6	-	83.3	16.7	-

表4-19 旧同和地区出身を気にするかどうか（近隣住民）（続き）

（%）

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
【 該 当 数 】	4157	4.5	79.8	14.5	1.2
問1〔人権問題についての受講経験〕					
受けたことがある	2307	4.4	83.1	11.9	0.6
受けたことあるが場所覚えていない	344	3.8	80.8	13.7	1.7
受けたかどうか覚えていない	634	3.5	77.4	17.8	1.3
受けたことはない	853	6.0	72.5	19.0	2.6
無回答	19	5.3	68.4	26.3	-
受けたことがある（計）	2651	4.3	82.8	12.1	0.8
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	4.3	82.1	12.6	1.0
知らない	447	5.6	65.8	27.3	1.3
部落差別は不当な差別ではない	91	11.0	65.9	20.9	2.2
無回答	53	3.8	64.2	22.6	9.4
問15（1）〔部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）〕					
3回以上参加した	365	6.0	85.5	7.9	0.5
1～2回参加した	437	4.6	84.9	10.3	0.2
参加したことはない	3305	4.4	79.3	15.8	0.5
無回答	50	2.0	28.0	8.0	62.0
問15（2）〔部落差別解消のための啓発の経験（広報誌・パンフレット等）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	368	5.2	88.0	6.5	0.3
1～2種類読んだり、見たりした	1141	5.9	79.1	14.5	0.4
読んだり、見たりしたことはない	2578	3.9	80.3	15.4	0.4
無回答	70	2.9	30.0	20.0	47.1
問15（3）〔部落差別解消のための啓発の経験（新聞・雑誌・書籍）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	390	6.2	87.9	5.6	0.3
1～2種類読んだり、見たりした	1270	4.9	79.3	15.2	0.6
読んだり、見たりしたことはない	2437	4.1	80.1	15.6	0.3
無回答	60	6.7	26.7	11.7	55.0
問15（4）〔部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）〕					
3回以上見た	207	8.2	82.1	9.7	-
1～2回見た	383	5.5	84.3	9.9	0.3
見たことはない	3491	4.2	80.1	15.3	0.4
無回答	76	6.6	38.2	10.5	44.7
問15（5）〔部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）〕					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	5.0	85.4	8.6	1.0
1～2種類見たり聞いたりした	1483	4.2	80.8	14.4	0.5
見たり聞いたりしたことはない	2194	4.7	79.5	15.5	0.2
無回答	61	1.6	24.6	19.7	54.1

(イ) 交際相手や結婚相手（問13）については、「気にならない」（57.7%）、「わからない」（25.4%）、「気になる」（15.8%）などの順となっており、近隣住民（問12）や後述の求人に対する応募者、職場の同僚（問14）についての質問と比較して「気になる」と答えた人の割合が高くなっている。

「気になる」の割合は近畿，中国，四国で20%を超えるなど高くなっている一方，北海道，東北では10%を下回っている。

また，年齢別では，30歳代以下では「気にならない」の割合が70%以上であるのに対し，60歳代以上ではその割合が40%から50%程度にとどまるなど，年代によって認識に相当の差異が見られる（図20，表4-20）。

図20 旧同和地区出身を気にするかどうか（交際相手・結婚相手）

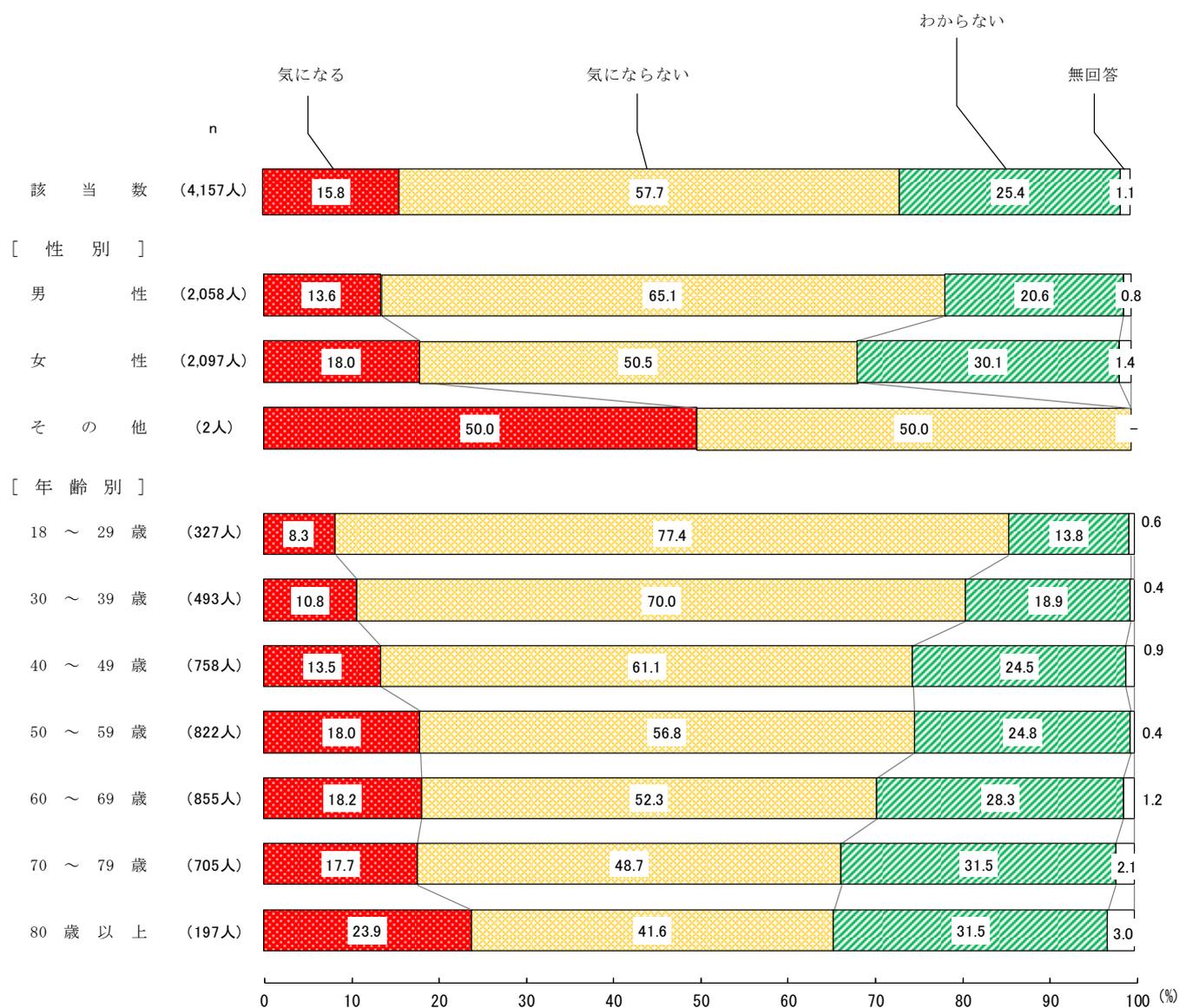


表4-20 旧同和地区出身を気にするかどうか（交際相手・結婚相手）

（%）

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
【 該 当 数 】	4157	15.8	57.7	25.4	1.1
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	14.7	57.5	26.7	1.1
東京都区	220	12.7	62.3	24.1	0.9
政令指定都市	821	15.2	56.3	27.4	1.1
中都市（小計）	1727	17.4	55.8	25.6	1.2
人口20万以上の市	995	18.0	56.3	24.5	1.2
人口10万以上の市	732	16.7	55.1	27.0	1.2
小都市（人口10万未満の市）	983	15.0	60.4	23.8	0.8
町村	406	14.0	60.1	24.6	1.2
〔地域ブロック〕					
北海道	131	6.9	67.9	20.6	4.6
東北	208	8.2	62.5	28.8	0.5
関東	1231	13.5	61.4	23.9	1.2
中部（小計）	737	16.0	54.8	28.2	0.9
北陸	161	12.4	61.5	23.6	2.5
東山	197	14.7	54.8	29.9	0.5
東海	379	18.2	52.0	29.3	0.5
近畿	802	22.1	48.5	28.2	1.2
中国	316	20.9	55.1	23.4	0.6
四国	181	25.4	47.0	27.1	0.6
九州（小計）	551	10.7	67.7	21.1	0.5
北九州	345	13.3	64.9	20.9	0.9
南九州	206	6.3	72.3	21.4	-
F 1〔性別〕					
男性	2058	13.6	65.1	20.6	0.8
女性	2097	18.0	50.5	30.1	1.4
その他	2	50.0	50.0	-	-
F 2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	8.3	77.4	13.8	0.6
20～29歳	265	9.8	74.0	15.5	0.8
30～39歳	493	10.8	70.0	18.9	0.4
40～49歳	758	13.5	61.1	24.5	0.9
50～59歳	822	18.0	56.8	24.8	0.4
60～69歳	855	18.2	52.3	28.3	1.2
70～79歳	705	17.7	48.7	31.5	2.1
80歳以上	197	23.9	41.6	31.5	3.0
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	13.6	65.1	20.6	0.8
18～29歳	160	6.9	78.1	14.4	0.6
20～29歳	130	8.5	74.6	16.2	0.8
30～39歳	243	5.8	81.5	12.3	0.4
40～49歳	371	9.7	70.4	18.9	1.1
50～59歳	400	15.8	63.0	21.0	0.3
60～69歳	435	18.2	57.7	23.9	0.2
70～79歳	368	16.8	56.5	24.5	2.2
80歳以上	81	18.5	54.3	27.2	-
女性（小計）	2097	18.0	50.5	30.1	1.4
18～29歳	165	9.1	77.0	13.3	0.6
20～29歳	133	10.5	73.7	15.0	0.8
30～39歳	250	15.6	58.8	25.2	0.4
40～49歳	387	17.1	52.2	30.0	0.8
50～59歳	422	20.1	50.9	28.4	0.5
60～69歳	420	18.3	46.7	32.9	2.1
70～79歳	337	18.7	40.1	39.2	2.1
80歳以上	116	27.6	32.8	34.5	5.2
その他	2	50.0	50.0	-	-
F 3〔職業別〕					
雇用者	604	16.7	59.6	22.8	0.8
被雇用者	1745	15.2	59.9	24.0	0.9
公務員	266	14.7	67.7	17.3	0.4
学生	114	4.4	86.8	8.8	-
無職	1268	17.7	49.5	31.2	1.7
その他	154	14.9	53.9	29.9	1.3
無回答	6	-	83.3	16.7	-

表4-20 旧同和地区出身を気にするかどうか（交際相手・結婚相手）（続き）

(%)

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
【 該 当 数 】	4157	15.8	57.7	25.4	1.1
問1〔人権問題についての受講経験〕					
受けたことがある	2307	15.9	61.4	22.2	0.5
受けたことあるが場所覚えていない	344	13.7	59.3	26.2	0.9
受けたかどうか覚えていない	634	14.2	54.4	30.3	1.1
受けたことはない	853	17.2	50.1	30.0	2.7
無回答	19	36.8	36.8	21.1	5.3
受けたことがある（計）	2651	15.6	61.1	22.7	0.5
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	15.7	59.6	23.8	0.9
知らない	447	16.8	46.3	35.6	1.3
部落差別は不当な差別ではない	91	22.0	45.1	31.9	1.1
無回答	53	7.5	50.9	30.2	11.3
問15（1）〔部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）〕					
3回以上参加した	365	17.0	65.2	17.5	0.3
1～2回参加した	437	15.3	60.0	24.7	-
参加したことはない	3305	16.0	57.1	26.5	0.4
無回答	50	2.0	24.0	12.0	62.0
問15（2）〔部落差別解消のための啓発の経験（広報誌・パンフレット等）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	368	16.6	68.2	15.2	-
1～2種類読んだり、見たりした	1141	18.9	54.5	26.3	0.3
読んだり、見たりしたことはない	2578	14.6	58.7	26.3	0.3
無回答	70	7.1	18.6	27.1	47.1
問15（3）〔部落差別解消のための啓発の経験（新聞・雑誌・書籍）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	390	15.4	69.0	15.6	-
1～2種類読んだり、見たりした	1270	17.2	56.1	26.2	0.5
読んだり、見たりしたことはない	2437	15.4	57.7	26.7	0.2
無回答	60	6.7	21.7	16.7	55.0
問15（4）〔部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）〕					
3回以上見た	207	18.4	69.1	12.6	-
1～2回見た	383	15.1	65.0	19.8	-
見たことはない	3491	15.9	56.9	26.9	0.3
無回答	76	9.2	28.9	17.1	44.7
問15（5）〔部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）〕					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	15.0	67.8	16.9	0.2
1～2種類見たり聞いたりした	1483	18.0	56.2	25.4	0.4
見たり聞いたりしたことはない	2194	14.9	57.9	27.1	0.2
無回答	61	3.3	21.3	19.7	55.7

(ウ) 求人に対する応募者や職場の同僚(問14)については、「気にならない」(81.0%)、「わからない」(13.2%)、「気になる」(4.7%)などの順となっている。

「気になる」の割合は、絶対数として少ないため、地域別や年齢別で顕著な差異があるとまでは言い難いところであるが、地域別では近畿で6.6%であり、年齢別では80歳以上が8.1%であるなど、平均値よりやや高くなっている(図21, 表4-21)。

図21 旧同和地区出身を気にするかどうか(求人に応募者・職場の同僚)

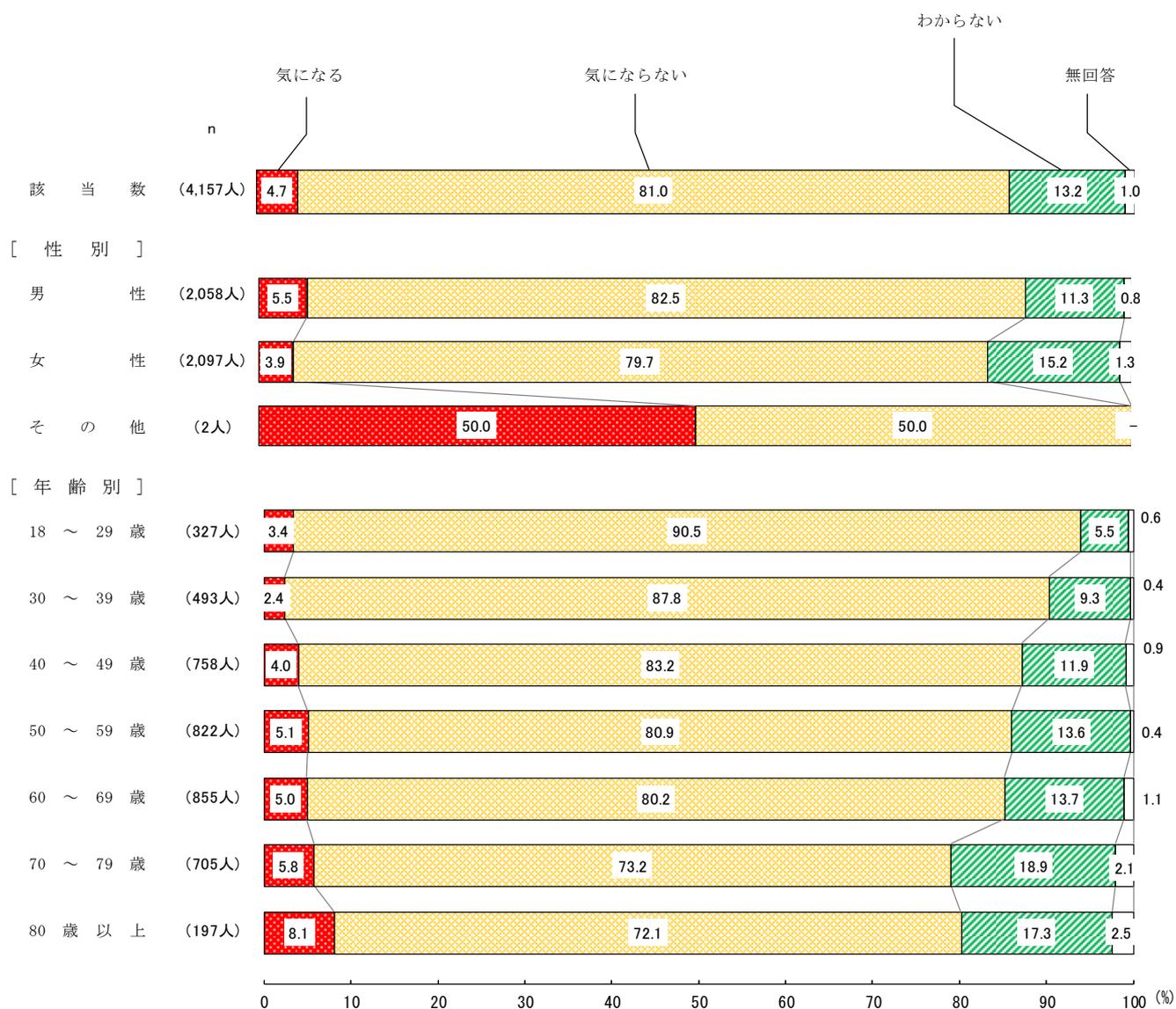


表4-21 旧同和地区出身を気にするかどうか（求人応募者・職場の同僚）

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
					(%)
【 該 当 数 】	4157	4.7	81.0	13.2	1.0
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	4.4	81.7	12.8	1.1
東京都	220	5.0	82.3	11.8	0.9
政令指定都市	821	4.3	81.6	13.0	1.1
中都市（小計）	1727	4.9	80.4	13.6	1.1
人口20万以上の市	995	4.9	79.9	14.2	1.0
人口10万以上の市	732	4.9	81.0	12.8	1.2
小都市（人口10万未満の市）	983	4.5	81.1	13.5	0.9
町村	406	4.9	82.0	12.1	1.0
〔地域ブロック〕					
北海道	131	0.8	83.2	11.5	4.6
東北	208	4.3	78.4	16.8	0.5
関東	1231	4.3	82.5	12.0	1.2
中部（小計）	737	5.2	79.5	14.4	0.9
北陸	161	3.7	78.3	15.5	2.5
東山	197	4.1	80.7	14.7	0.5
東海	379	6.3	79.4	13.7	0.5
近畿	802	6.6	78.2	14.1	1.1
中国	316	5.1	82.0	12.7	0.3
四国	181	6.1	74.6	18.8	0.6
九州（小計）	551	2.5	86.2	10.7	0.5
北九州	345	3.2	84.3	11.6	0.9
南九州	206	1.5	89.3	9.2	-
F 1〔性別〕					
男性	2058	5.5	82.5	11.3	0.8
女性	2097	3.9	79.7	15.2	1.3
その他	2	50.0	50.0	-	-
F 2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	3.4	90.5	5.5	0.6
20～29歳	265	3.8	89.8	5.7	0.8
30～39歳	493	2.4	87.8	9.3	0.4
40～49歳	758	4.0	83.2	11.9	0.9
50～59歳	822	5.1	80.9	13.6	0.4
60～69歳	855	5.0	80.2	13.7	1.1
70～79歳	705	5.8	73.2	18.9	2.1
80歳以上	197	8.1	72.1	17.3	2.5
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	5.5	82.5	11.3	0.8
18～29歳	160	3.1	90.0	6.3	0.6
20～29歳	130	3.8	88.5	6.9	0.8
30～39歳	243	2.5	90.5	6.6	0.4
40～49歳	371	4.3	84.4	10.2	1.1
50～59歳	400	6.3	79.5	14.0	0.3
60～69歳	435	6.4	80.7	12.6	0.2
70～79歳	368	7.9	77.4	12.5	2.2
80歳以上	81	4.9	81.5	13.6	-
女性（小計）	2097	3.9	79.7	15.2	1.3
18～29歳	165	3.0	91.5	4.8	0.6
20～29歳	133	3.0	91.7	4.5	0.8
30～39歳	250	2.4	85.2	12.0	0.4
40～49歳	387	3.6	82.2	13.4	0.8
50～59歳	422	4.0	82.2	13.3	0.5
60～69歳	420	3.6	79.8	14.8	1.9
70～79歳	337	3.6	68.5	25.8	2.1
80歳以上	116	10.3	65.5	19.8	4.3
その他	2	50.0	50.0	-	-
F 3〔職業別〕					
雇用者	604	6.8	80.0	12.4	0.8
被雇用者	1745	4.0	83.4	11.8	0.9
公務員	266	4.9	86.8	7.9	0.4
学生	114	4.4	92.1	3.5	-
無職	1268	4.7	76.9	16.9	1.6
その他	154	5.2	74.7	18.8	1.3
無回答	6	-	83.3	16.7	-

表4-21 旧同和地区出身を気にするかどうか（求人の応募者・職場の同僚）（続き）

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
					(%)
【該当数】	4157	4.7	81.0	13.2	1.0
問1〔人権問題についての受講経験〕					
受けたことがある	2307	4.1	85.4	10.0	0.5
受けたことあるが場所覚えていない	344	4.9	80.2	14.0	0.9
受けたかどうか覚えていない	634	3.8	77.1	18.0	1.1
受けたことはない	853	6.9	72.5	18.2	2.5
無回答	19	5.3	78.9	10.5	5.3
受けたことがある（計）	2651	4.2	84.8	10.5	0.5
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	4.4	83.4	11.3	0.9
知らない	447	5.4	67.6	25.7	1.3
部落差別は不当な差別ではない	91	13.2	63.7	22.0	1.1
無回答	53	5.7	64.2	20.8	9.4
問15（1）〔部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）〕					
3回以上参加した	365	2.7	88.8	8.2	0.3
1～2回参加した	437	4.1	85.4	10.5	-
参加したことはない	3305	5.0	80.5	14.1	0.3
無回答	50	2.0	22.0	14.0	62.0
問15（2）〔部落差別解消のための啓発の経験（広報誌・パンフレット等）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	368	4.1	90.2	5.7	-
1～2種類読んだり、見たりした	1141	6.1	79.3	14.3	0.3
読んだり、見たりしたことはない	2578	4.2	81.8	13.7	0.3
無回答	70	2.9	31.4	18.6	47.1
問15（3）〔部落差別解消のための啓発の経験（新聞・雑誌・書籍）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	390	4.6	90.3	5.1	-
1～2種類読んだり、見たりした	1270	5.4	80.4	13.8	0.5
読んだり、見たりしたことはない	2437	4.3	81.2	14.3	0.2
無回答	60	5.0	28.3	11.7	55.0
問15（4）〔部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）〕					
3回以上見た	207	8.7	85.5	5.8	-
1～2回見た	383	5.7	84.6	9.7	-
見たことはない	3491	4.3	81.3	14.1	0.3
無回答	76	6.6	38.2	10.5	44.7
問15（5）〔部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）〕					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	4.3	89.0	6.4	0.2
1～2種類見たり聞いたりした	1483	4.7	81.5	13.6	0.3
見たり聞いたりしたことはない	2194	4.8	80.8	14.2	0.2
無回答	61	3.3	24.6	16.4	55.7

(5) 部落差別に関する啓発の経験等（問15ないし問17関係）

今後の教育・啓発施策を検討する前提として、これまで受けた人権啓発の機会の程度や受け止め等を質問したところ、下記の結果が得られた。

ア 部落差別解消のための啓発の経験（問15）

(ア) 講演会や研修会、地域懇談会、人権フェスティバルなどのイベント（問15(1)）については、「参加したことはない」（79.5%）、「1～2回参加した」（10.5%）、「3回以上参加した」（8.8%）などの順となっている（図22、表4-22）。

図22 部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）

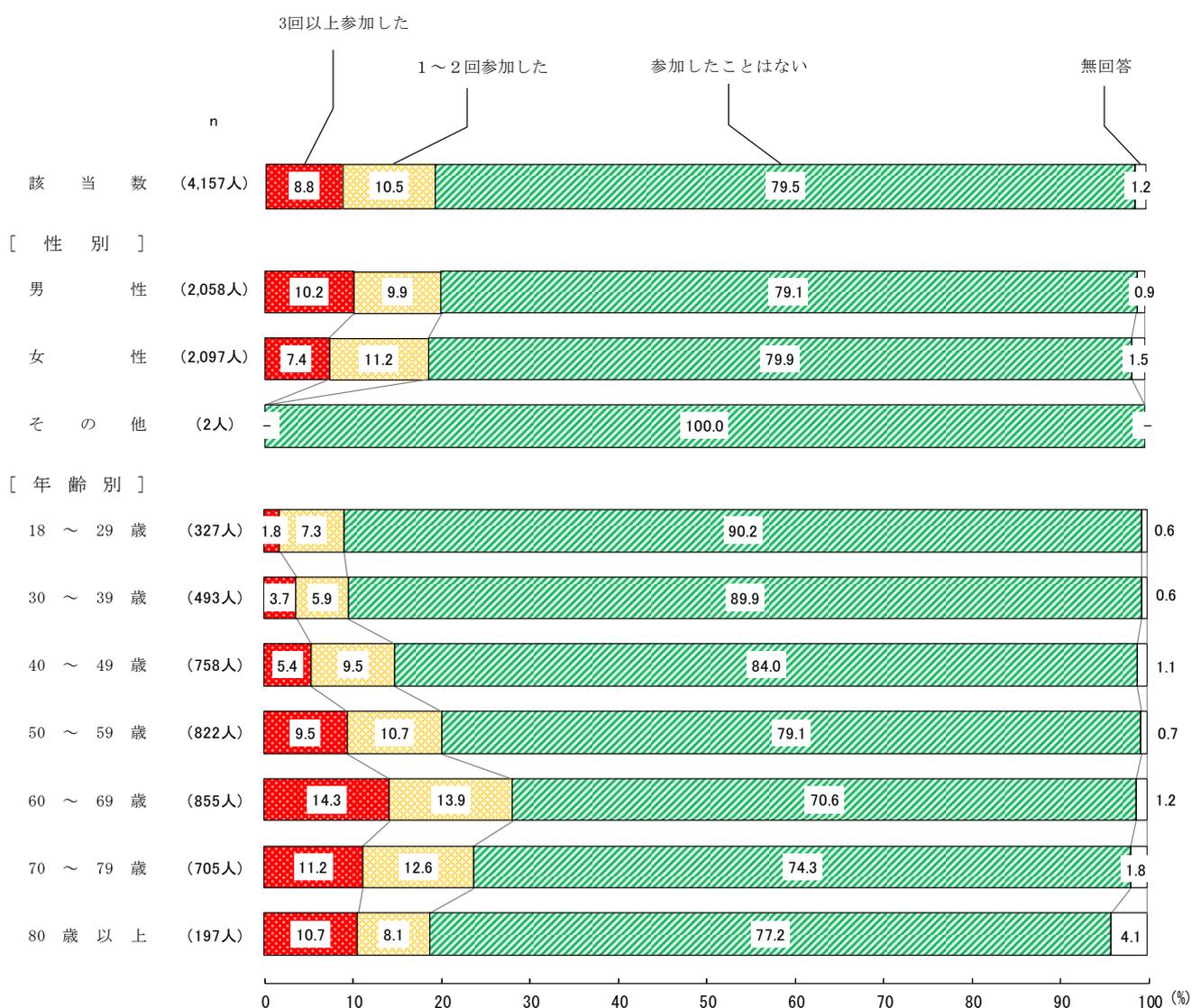


表4-22 部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）

(%)

	該当数	3回以上 参加した	1～2回 参加した	参加した ことはない	無回答
【 該 当 数 】	4157	8.8	10.5	79.5	1.2
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	5.6	8.4	84.6	1.4
東京都区	220	5.9	6.4	86.8	0.9
政令指定都市	821	5.5	8.9	84.0	1.6
中都市（小計）	1727	7.8	10.3	80.8	1.0
人口20万以上の市	995	7.6	10.3	80.9	1.2
人口10万以上の市	732	8.1	10.4	80.7	0.8
小都市（人口10万未満の市）	983	12.6	13.0	73.1	1.2
町村	406	11.8	10.8	76.1	1.2
〔地域ブロック〕					
北海道	131	2.3	6.1	87.8	3.8
東北	208	1.9	3.8	93.3	1.0
関東	1231	4.5	8.4	86.0	1.1
中部（小計）	737	7.1	9.6	81.8	1.5
北陸	161	5.0	4.3	88.2	2.5
東山	197	7.1	13.2	78.7	1.0
東海	379	7.9	10.0	80.7	1.3
近畿	802	11.8	14.1	72.6	1.5
中国	316	12.7	14.6	71.8	0.9
四国	181	17.1	13.8	68.5	0.6
九州（小計）	551	15.2	11.4	72.8	0.5
北九州	345	19.1	11.3	68.7	0.9
南九州	206	8.7	11.7	79.6	-
F1〔性別〕					
男性	2058	10.2	9.9	79.1	0.9
女性	2097	7.4	11.2	79.9	1.5
その他	2	-	-	100.0	-
F2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	1.8	7.3	90.2	0.6
20～29歳	265	1.9	7.2	90.2	0.8
30～39歳	493	3.7	5.9	89.9	0.6
40～49歳	758	5.4	9.5	84.0	1.1
50～59歳	822	9.5	10.7	79.1	0.7
60～69歳	855	14.3	13.9	70.6	1.2
70～79歳	705	11.2	12.6	74.3	1.8
80歳以上	197	10.7	8.1	77.2	4.1
F1・F2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	10.2	9.9	79.1	0.9
18～29歳	160	1.3	5.6	92.5	0.6
20～29歳	130	1.5	5.4	92.3	0.8
30～39歳	243	2.9	5.3	91.4	0.4
40～49歳	371	5.9	8.1	84.6	1.3
50～59歳	400	9.3	10.3	80.3	0.3
60～69歳	435	17.9	12.6	69.0	0.5
70～79歳	368	13.0	14.4	70.7	1.9
80歳以上	81	18.5	2.5	76.5	2.5
女性（小計）	2097	7.4	11.2	79.9	1.5
18～29歳	165	2.4	9.1	87.9	0.6
20～29歳	133	2.3	9.0	88.0	0.8
30～39歳	250	4.4	6.4	88.4	0.8
40～49歳	387	4.9	10.9	83.5	0.8
50～59歳	422	9.7	11.1	78.0	1.2
60～69歳	420	10.5	15.2	72.4	1.9
70～79歳	337	9.2	10.7	78.3	1.8
80歳以上	116	5.2	12.1	77.6	5.2
その他	2	-	-	100.0	-
F3〔職業別〕					
雇用者	604	6.3	7.0	85.1	1.7
被雇用者	1745	5.1	9.2	84.9	0.8
公務員	266	25.6	21.8	52.3	0.4
学生	114	1.8	6.1	92.1	-
無職	1268	11.1	11.9	75.5	1.5
その他	154	16.9	11.0	68.2	3.9
無回答	6	16.7	16.7	66.7	-
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	9.6	11.2	78.1	1.0
知らない	447	3.1	4.9	90.6	1.3
部落差別は不当な差別ではない	91	6.6	8.8	82.4	2.2
無回答	53	1.9	11.3	73.6	13.2

(イ) 市町村等の広報誌，パンフレット，掲示物（ポスター，看板等）（問15(2)）については，「読んだり，見たりしたことはない」（62.0%），「1～2種類読んだり，見たりした」（27.4%），「3種類以上読んだり，見たりした」（8.9%）などの順となっている（図23，表4-23）。

図23 部落差別解消のための啓発の経験（広報誌・パンフレット等）

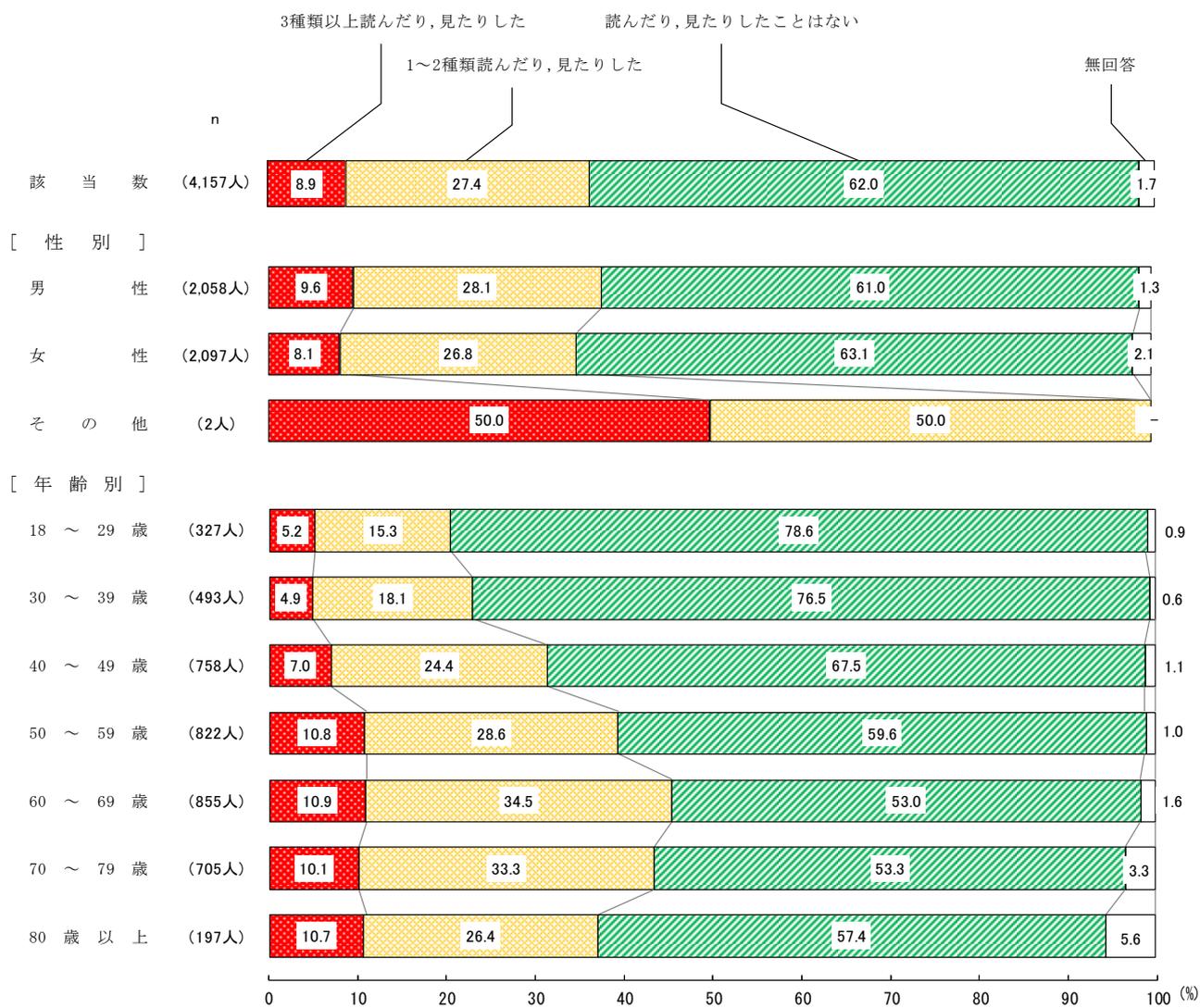


表4-23 部落差別解消のための啓発の経験（広報誌・パンフレット等）

(%)

	該当数	3種類以上読んだり、見たりした	1～2種類読んだり、見たりした	読んだり、見たりしたことはない	無回答
【 該 当 数 】	4157	8.9	27.4	62.0	1.7
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	6.6	24.0	67.7	1.6
東京都	220	6.4	16.4	75.5	1.8
政令指定都市	821	6.7	26.1	65.7	1.6
中都市（小計）	1727	8.5	27.6	62.1	1.8
人口20万以上の市	995	8.1	27.5	62.7	1.6
人口10万以上の市	732	9.0	27.7	61.2	2.0
小都市（人口10万未満の市）	983	10.9	30.3	57.4	1.4
町村	406	11.1	28.6	58.4	2.0
〔地域ブロック〕					
北海道	131	0.8	21.4	73.3	4.6
東北	208	1.9	20.7	76.4	1.0
関東	1231	5.2	24.3	69.0	1.5
中部（小計）	737	7.2	24.7	66.1	2.0
北陸	161	2.5	16.1	78.3	3.1
東山	197	7.6	30.5	59.9	2.0
東海	379	9.0	25.3	64.1	1.6
近畿	802	13.2	30.5	53.9	2.4
中国	316	12.3	29.1	57.0	1.6
四国	181	14.4	38.7	46.4	0.6
九州（小計）	551	13.6	33.0	52.8	0.5
北九州	345	16.5	35.7	47.2	0.6
南九州	206	8.7	28.6	62.1	0.5
F 1〔性別〕					
男性	2058	9.6	28.1	61.0	1.3
女性	2097	8.1	26.8	63.1	2.1
その他	2	50.0	50.0	-	-
F 2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	5.2	15.3	78.6	0.9
20～29歳	265	5.7	15.5	77.7	1.1
30～39歳	493	4.9	18.1	76.5	0.6
40～49歳	758	7.0	24.4	67.5	1.1
50～59歳	822	10.8	28.6	59.6	1.0
60～69歳	855	10.9	34.5	53.0	1.6
70～79歳	705	10.1	33.3	53.3	3.3
80歳以上	197	10.7	26.4	57.4	5.6
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	9.6	28.1	61.0	1.3
18～29歳	160	5.6	15.6	78.1	0.6
20～29歳	130	6.2	16.2	76.9	0.8
30～39歳	243	3.7	16.9	79.0	0.4
40～49歳	371	8.6	22.9	67.7	0.8
50～59歳	400	11.3	28.5	59.5	0.8
60～69歳	435	12.0	36.6	50.8	0.7
70～79歳	368	10.9	35.3	50.8	3.0
80歳以上	81	13.6	30.9	50.6	4.9
女性（小計）	2097	8.1	26.8	63.1	2.1
18～29歳	165	4.2	14.5	80.0	1.2
20～29歳	133	4.5	14.3	79.7	1.5
30～39歳	250	6.0	19.2	74.0	0.8
40～49歳	387	5.4	25.8	67.4	1.3
50～59歳	422	10.4	28.7	59.7	1.2
60～69歳	420	9.8	32.4	55.2	2.6
70～79歳	337	9.2	31.2	56.1	3.6
80歳以上	116	8.6	23.3	62.1	6.0
その他	2	50.0	50.0	-	-
F 3〔職業別〕					
雇用者	604	7.8	27.3	63.4	1.5
被雇用者	1745	6.1	24.5	68.1	1.2
公務員	266	25.6	31.6	42.1	0.8
学生	114	4.4	12.3	83.3	-
無職	1268	9.7	31.6	56.4	2.3
その他	154	11.0	31.8	51.3	5.8
無回答	6	16.7	-	83.3	-
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	9.8	29.0	59.8	1.4
知らない	447	2.2	17.4	77.6	2.7
部落差別は不当な差別ではない	91	8.8	20.9	67.0	3.3
無回答	53	-	20.8	67.9	11.3

(ウ) 新聞、書籍、雑誌（問15(3)）については、「読んだり、見たりしたことはない」（58.6%）、「1～2種類読んだり、見たりした」（30.6%）、「3種類以上読んだり、見たりした」（9.4%）などの順となっている（図24、表4-24）。

図24 部落差別解消のための啓発の経験（新聞・書籍・雑誌）

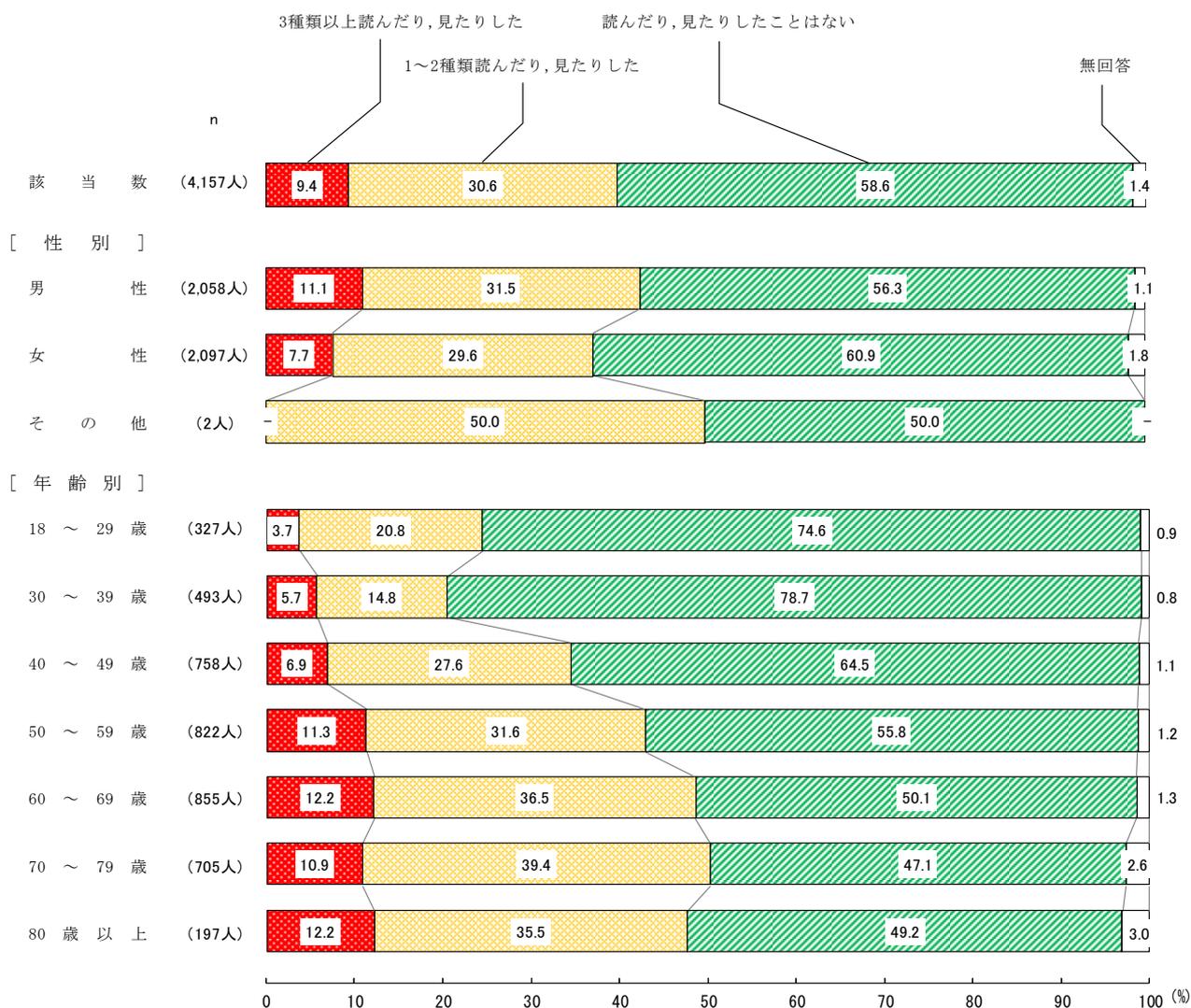


表 4-24 部落差別解消のための啓発の経験（新聞・書籍・雑誌）

(%)

	該当数	3種類以上読んだり、見たりした	1～2種類読んだり、見たりした	読んだり、見たりしたことはない	無回答
【該当数】	4157	9.4	30.6	58.6	1.4
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	9.4	28.9	60.3	1.3
東京都区	220	9.5	26.4	63.2	0.9
政令指定都市	821	9.4	29.6	59.6	1.5
中都市（小計）	1727	8.6	30.8	59.2	1.4
人口20万以上の市	995	8.3	31.7	58.9	1.1
人口10万以上の市	732	8.9	29.6	59.7	1.8
小都市（人口10万未満の市）	983	10.0	31.3	57.2	1.5
町村	406	11.3	31.8	55.2	1.7
〔地域ブロック〕					
北海道	131	4.6	38.9	52.7	3.8
東北	208	3.4	33.2	62.5	1.0
関東	1231	7.9	29.5	61.3	1.4
中部（小計）	737	7.6	32.2	58.6	1.6
北陸	161	1.2	36.0	60.2	2.5
東山	197	7.6	36.0	54.3	2.0
東海	379	10.3	28.5	60.2	1.1
近畿	802	13.8	29.2	55.4	1.6
中国	316	11.1	26.3	61.4	1.3
四国	181	8.8	36.5	54.1	0.6
九州（小計）	551	11.3	30.3	57.4	1.1
北九州	345	12.2	31.3	55.1	1.4
南九州	206	9.7	28.6	61.2	0.5
F1〔性別〕					
男性	2058	11.1	31.5	56.3	1.1
女性	2097	7.7	29.6	60.9	1.8
その他	2	-	50.0	50.0	-
F2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	3.7	20.8	74.6	0.9
20～29歳	265	2.6	20.0	76.2	1.1
30～39歳	493	5.7	14.8	78.7	0.8
40～49歳	758	6.9	27.6	64.5	1.1
50～59歳	822	11.3	31.6	55.8	1.2
60～69歳	855	12.2	36.5	50.1	1.3
70～79歳	705	10.9	39.4	47.1	2.6
80歳以上	197	12.2	35.5	49.2	3.0
F1・F2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	11.1	31.5	56.3	1.1
18～29歳	160	4.4	18.8	75.6	1.3
20～29歳	130	2.3	19.2	76.9	1.5
30～39歳	243	6.2	15.2	78.2	0.4
40～49歳	371	8.6	25.3	65.2	0.8
50～59歳	400	13.3	30.5	55.0	1.3
60～69歳	435	14.3	38.2	47.1	0.5
70～79歳	368	12.0	45.4	40.2	2.4
80歳以上	81	19.8	40.7	39.5	-
女性（小計）	2097	7.7	29.6	60.9	1.8
18～29歳	165	3.0	22.4	73.9	0.6
20～29歳	133	3.0	20.3	75.9	0.8
30～39歳	250	5.2	14.4	79.2	1.2
40～49歳	387	5.2	29.7	63.8	1.3
50～59歳	422	9.5	32.7	56.6	1.2
60～69歳	420	10.0	34.8	53.1	2.1
70～79歳	337	9.8	32.9	54.6	2.7
80歳以上	116	6.9	31.9	56.0	5.2
その他	2	-	50.0	50.0	-
F3〔職業別〕					
雇用者	604	9.3	30.3	58.9	1.5
被雇用者	1745	6.8	26.7	65.3	1.2
公務員	266	19.5	35.7	44.0	0.8
学生	114	3.5	21.9	73.7	0.9
無職	1268	10.5	35.3	52.5	1.7
その他	154	16.9	33.8	45.5	3.9
無回答	6	16.7	16.7	66.7	-
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	10.3	32.5	55.9	1.2
知らない	447	2.5	15.9	79.9	1.8
部落差別は不当な差別ではない	91	11.0	24.2	62.6	2.2
無回答	53	-	34.0	54.7	11.3

(エ) インターネット（問15(4)）については、「見たことはない」（84.0%）、「1～2回見た」（9.2%）、「3回以上見た」（5.0%）などの順となっている（図25，表4-25）。

図25 部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）

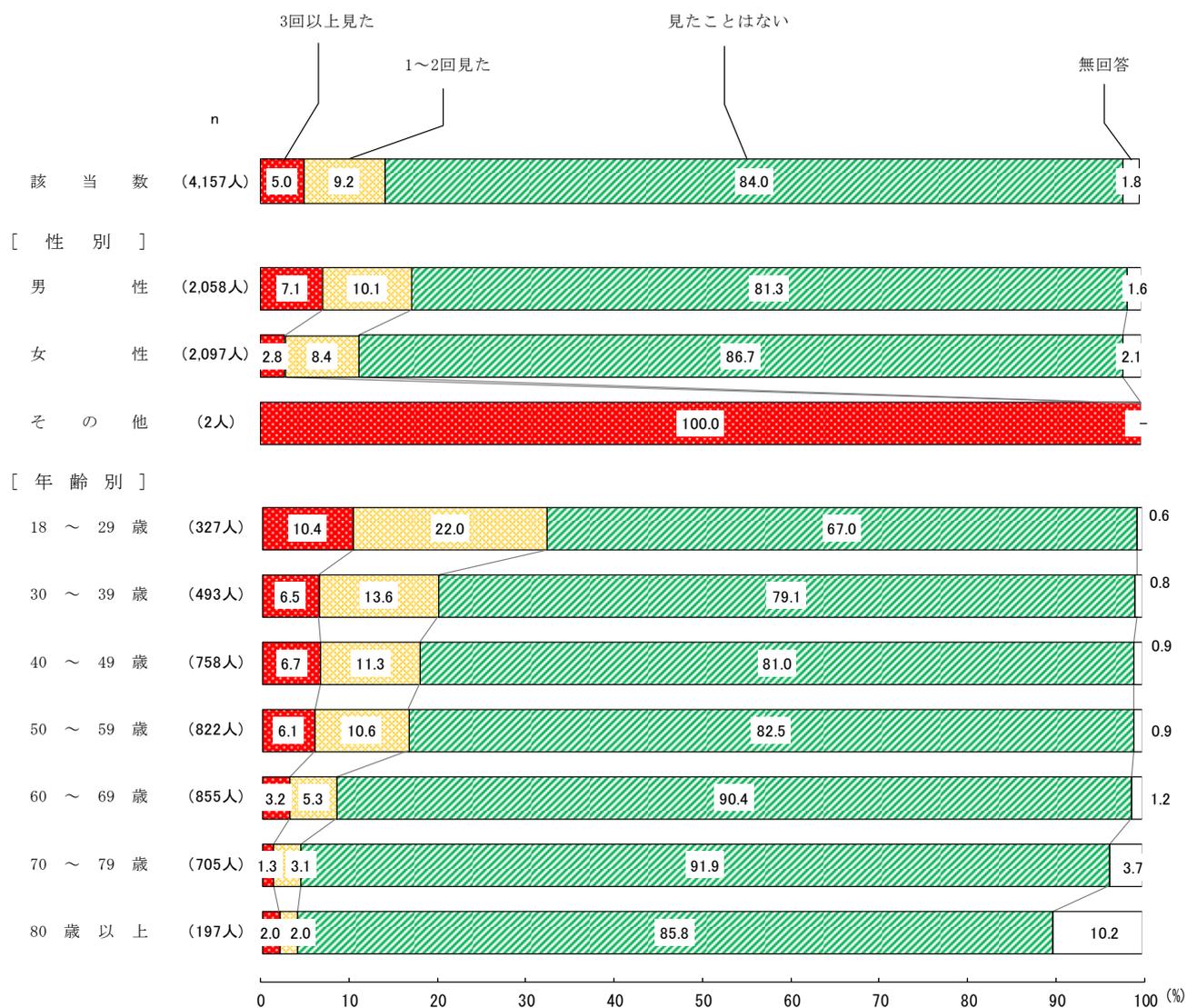


表4-25 部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）

（%）

	該当数	3回以上 見た	1～2回 見た	見たこと はない	無回答
【 該 当 数 】	4157	5.0	9.2	84.0	1.8
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	5.2	10.4	82.7	1.7
東京都区	220	5.0	10.9	82.7	1.4
政令指定都市	821	5.2	10.2	82.7	1.8
中都市（小計）	1727	5.3	9.8	83.0	1.9
人口20万以上の市	995	5.4	9.2	83.2	2.1
人口10万以上の市	732	5.1	10.5	82.8	1.6
小都市（人口10万未満の市）	983	4.2	6.8	87.2	1.8
町村	406	5.2	9.6	83.5	1.7
〔地域ブロック〕					
北海道	131	4.6	13.0	78.6	3.8
東北	208	3.8	11.5	82.7	1.9
関東	1231	5.1	10.5	82.5	1.9
中部（小計）	737	4.1	10.0	83.4	2.4
北陸	161	3.1	10.6	83.2	3.1
東山	197	3.0	6.1	87.8	3.0
東海	379	5.0	11.9	81.3	1.8
近畿	802	5.1	7.6	85.4	1.9
中国	316	7.0	6.6	84.5	1.9
四国	181	3.3	7.2	89.0	0.6
九州（小計）	551	5.6	8.0	85.8	0.5
北九州	345	4.9	7.0	87.5	0.6
南九州	206	6.8	9.7	83.0	0.5
F 1〔性別〕					
男性	2058	7.1	10.1	81.3	1.6
女性	2097	2.8	8.4	86.7	2.1
その他	2	100.0	-	-	-
F 2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	10.4	22.0	67.0	0.6
20～29歳	265	9.8	21.1	68.3	0.8
30～39歳	493	6.5	13.6	79.1	0.8
40～49歳	758	6.7	11.3	81.0	0.9
50～59歳	822	6.1	10.6	82.5	0.9
60～69歳	855	3.2	5.3	90.4	1.2
70～79歳	705	1.3	3.1	91.9	3.7
80歳以上	197	2.0	2.0	85.8	10.2
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	7.1	10.1	81.3	1.6
18～29歳	160	11.3	21.3	66.9	0.6
20～29歳	130	10.8	19.2	69.2	0.8
30～39歳	243	7.4	14.4	77.8	0.4
40～49歳	371	10.8	11.6	76.8	0.8
50～59歳	400	9.3	12.3	77.8	0.8
60～69歳	435	5.1	7.1	87.1	0.7
70～79歳	368	1.9	3.8	90.5	3.8
80歳以上	81	4.9	1.2	85.2	8.6
女性（小計）	2097	2.8	8.4	86.7	2.1
18～29歳	165	8.5	23.0	67.9	0.6
20～29歳	133	7.5	23.3	68.4	0.8
30～39歳	250	5.6	12.8	80.4	1.2
40～49歳	387	2.8	11.1	85.0	1.0
50～59歳	422	3.1	9.0	87.0	0.9
60～69歳	420	1.2	3.3	93.8	1.7
70～79歳	337	0.6	2.4	93.5	3.6
80歳以上	116	-	2.6	86.2	11.2
その他	2	100.0	-	-	-
F 3〔職業別〕					
雇用者	604	7.1	9.3	82.1	1.5
被雇用者	1745	5.2	10.4	83.4	0.9
公務員	266	10.5	15.8	72.9	0.8
学生	114	10.5	25.4	64.0	-
無職	1268	2.1	5.0	89.7	3.2
その他	154	3.9	5.8	84.4	5.8
無回答	6	-	33.3	66.7	-
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	5.4	9.8	83.2	1.6
知らない	447	1.3	4.9	91.5	2.2
部落差別は不当な差別ではない	91	8.8	5.5	82.4	3.3
無回答	53	-	9.4	77.4	13.2

(オ) テレビ、ラジオ、映画、ビデオ（問15(5)）については、「見たり聞いたりしたことはない」（52.8%）、「1～2種類見たり聞いたりした」（35.7%）、「3種類以上、見たり聞いたりした」（10.1%）などの順となっている（図26、表4-26）。

図26 部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）

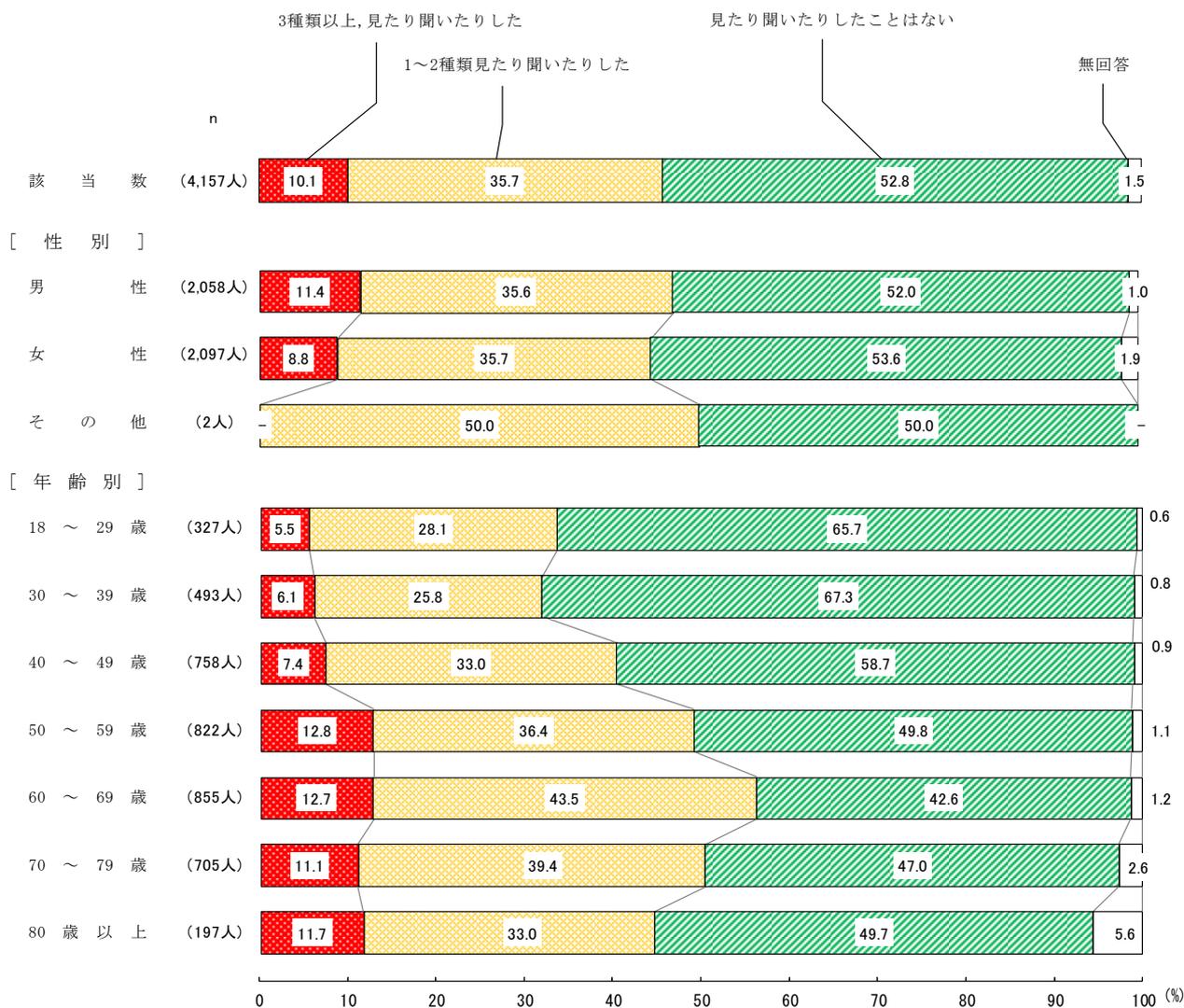


表 4-26 部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）

(%)

	該当数	3種類以上、見たり聞いたりした	1～2種類見たり聞いたりした	見たり聞いたりしたことはない	無回答
【 該 当 数 】	4157	10.1	35.7	52.8	1.5
〔都市規模〕					
大都市（小計）	1041	11.1	34.1	53.6	1.2
東京都区	220	10.5	27.3	61.4	0.9
政令指定都市	821	11.3	35.9	51.5	1.2
中都市（小計）	1727	9.1	35.5	53.8	1.6
人口20万以上の市	995	9.9	35.6	53.0	1.5
人口10万以上の市	732	7.9	35.4	54.9	1.8
小都市（人口10万未満の市）	983	9.9	37.7	50.9	1.5
町村	406	12.1	35.5	51.0	1.5
〔地域ブロック〕					
北海道	131	6.9	45.8	43.5	3.8
東北	208	4.3	44.2	50.5	1.0
関東	1231	7.9	32.7	57.8	1.5
中部（小計）	737	7.5	33.4	57.4	1.8
北陸	161	1.9	34.8	60.2	3.1
東山	197	8.6	29.9	59.4	2.0
東海	379	9.2	34.6	55.1	1.1
近畿	802	14.0	37.2	47.4	1.5
中国	316	13.6	32.9	52.2	1.3
四国	181	13.3	38.1	47.0	1.7
九州（小計）	551	12.7	38.3	48.5	0.5
北九州	345	11.9	40.3	47.0	0.9
南九州	206	14.1	35.0	51.0	-
F 1〔性別〕					
男性	2058	11.4	35.6	52.0	1.0
女性	2097	8.8	35.7	53.6	1.9
その他	2	-	50.0	50.0	-
F 2〔年齢別（10歳）〕					
18～29歳	327	5.5	28.1	65.7	0.6
20～29歳	265	4.2	27.9	67.2	0.8
30～39歳	493	6.1	25.8	67.3	0.8
40～49歳	758	7.4	33.0	58.7	0.9
50～59歳	822	12.8	36.4	49.8	1.1
60～69歳	855	12.7	43.5	42.6	1.2
70～79歳	705	11.1	39.4	47.0	2.6
80歳以上	197	11.7	33.0	49.7	5.6
F 1・F 2〔性別・年齢別（10歳）〕					
男性（小計）	2058	11.4	35.6	52.0	1.0
18～29歳	160	6.9	29.4	63.1	0.6
20～29歳	130	4.6	30.8	63.8	0.8
30～39歳	243	5.8	25.9	67.9	0.4
40～49歳	371	8.6	31.5	59.0	0.8
50～59歳	400	13.3	35.5	50.5	0.8
60～69歳	435	14.0	43.4	41.8	0.7
70～79歳	368	12.8	39.4	45.7	2.2
80歳以上	81	19.8	37.0	40.7	2.5
女性（小計）	2097	8.8	35.7	53.6	1.9
18～29歳	165	4.2	26.7	68.5	0.6
20～29歳	133	3.8	24.8	70.7	0.8
30～39歳	250	6.4	25.6	66.8	1.2
40～49歳	387	6.2	34.4	58.4	1.0
50～59歳	422	12.3	37.2	49.1	1.4
60～69歳	420	11.4	43.6	43.3	1.7
70～79歳	337	9.2	39.5	48.4	3.0
80歳以上	116	6.0	30.2	56.0	7.8
その他	2	-	50.0	50.0	-
F 3〔職業別〕					
雇用者	604	8.8	35.6	54.1	1.5
被雇用者	1745	8.4	33.7	57.0	0.9
公務員	266	18.8	35.7	44.7	0.8
学生	114	6.1	31.6	62.3	-
無職	1268	11.0	38.7	48.1	2.1
その他	154	13.6	35.7	46.8	3.9
無回答	6	16.7	50.0	16.7	16.7
問 7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	11.0	37.5	50.4	1.1
知らない	447	3.6	22.4	71.8	2.2
部落差別は不当な差別ではない	91	9.9	29.7	58.2	2.2
無回答	53	3.8	35.8	43.4	17.0

(カ) いずれの啓発についても、それぞれ接した経験がないと答えた人の割合が半数以上を占めている。

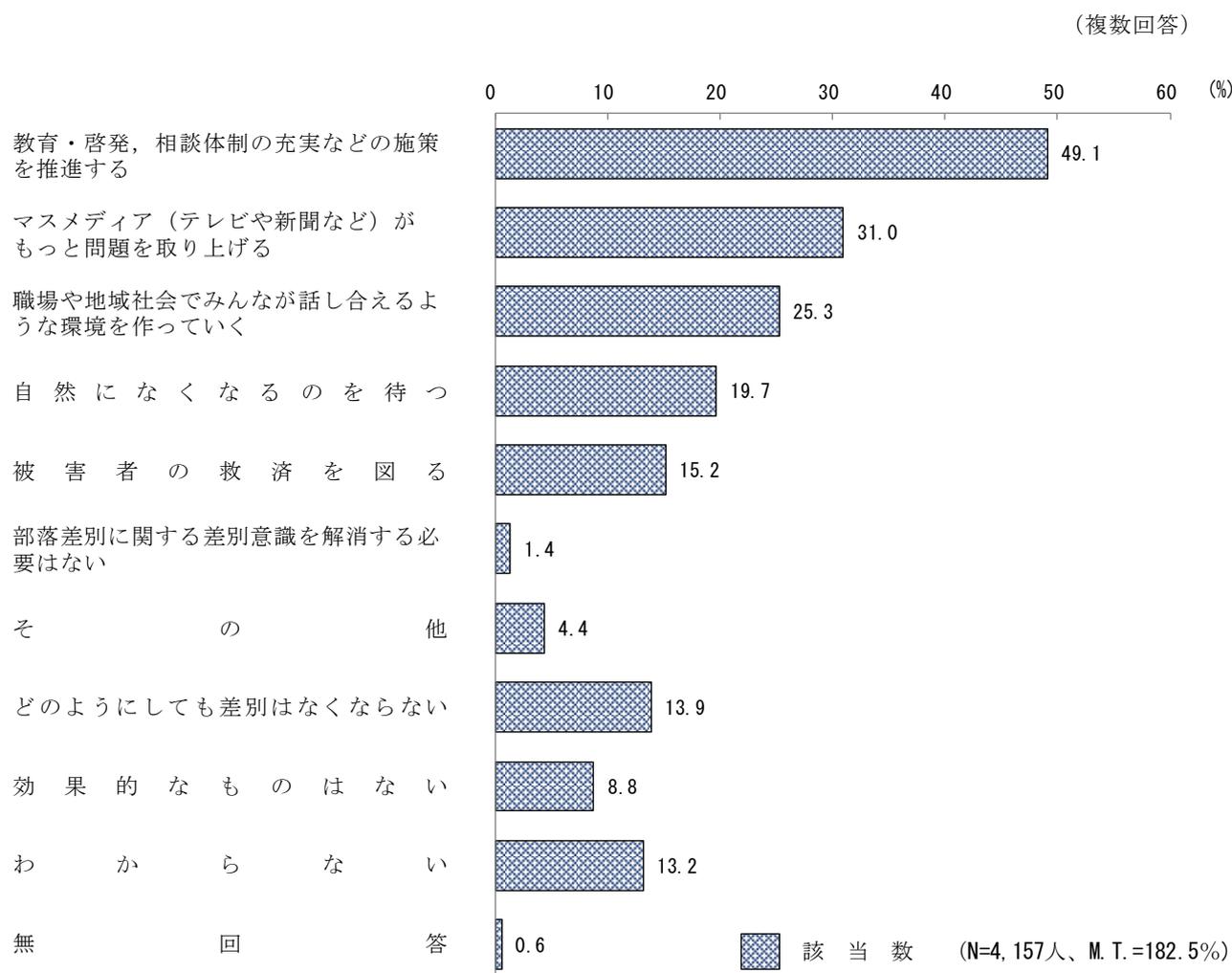
啓発を受けた経験があると答えた人の割合は、イベント等や広報誌・パンフレット等及びテレビ・ラジオ等ではおおむね近畿，中国，四国，九州の西日本の方が他の地域よりも高い傾向があるが，新聞・書籍・雑誌とインターネットについてはそのような地域差は見られない。

また，年齢別では，おおむね50歳代以上の方が若年層よりも経験があると答えた人の割合が高い傾向がある（ただし，インターネットについては，30歳代以下の方が，60歳代以上よりも経験があると答えた人の割合が高い。）。

イ 部落差別解消のための効果的な対策（問16）

部落差別に関する問題を解消するために効果的と思われること（問16，複数回答）については，「教育・啓発，相談体制の充実などの施策を推進する」（49.1%），「マスメディア（テレビや新聞など）がもっと問題を取り上げる」（31.0%），「職場や地域社会でみんなが話し合えるような環境を作っていく」（25.3%）などの順となっている（図27）。

図27 部落差別解消のための効果的な対策



ウ 部落差別解消のための教育・啓発に関する認識（問17）

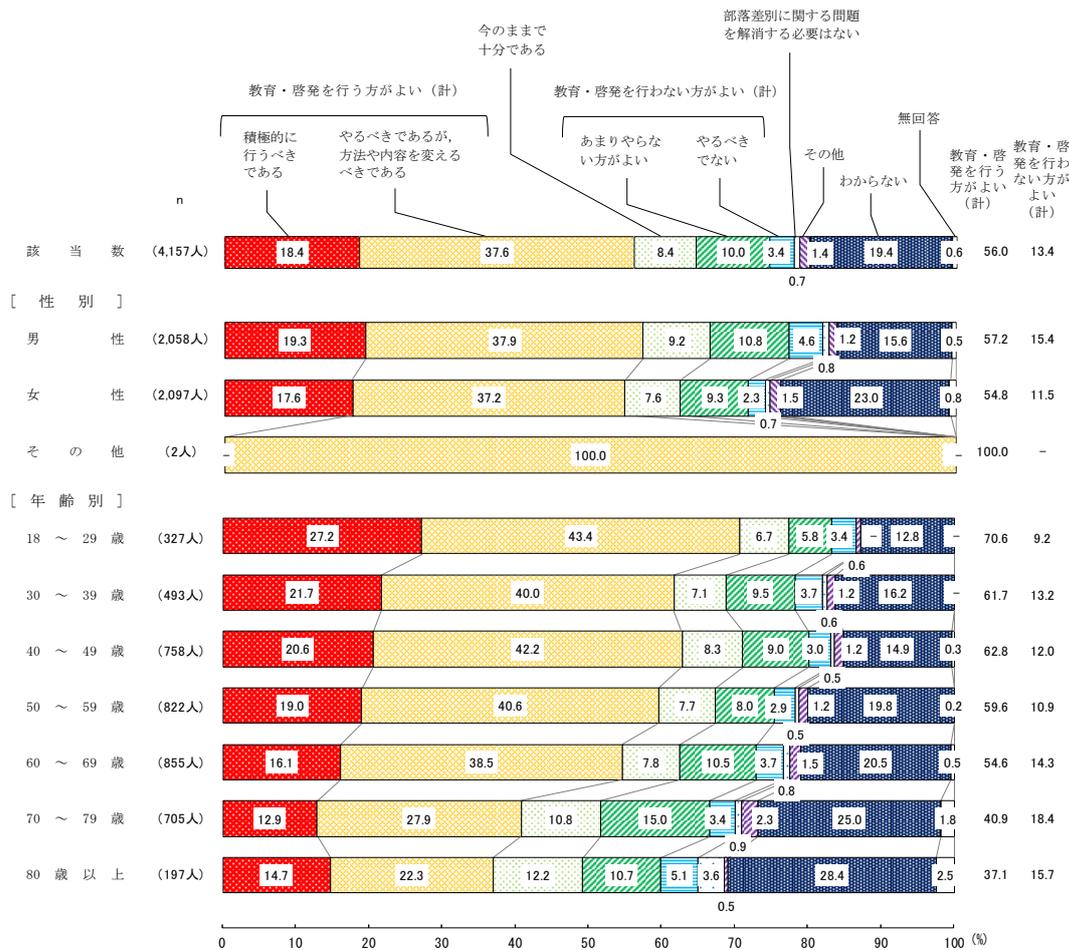
部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発（講演会、研修会、広報等）を今後どのようにすればよいと思うか（問17）については、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」（37.6%）、「わからない」（19.4%）、「積極的に行うべきである」（18.4%）などの順となっている。

なお、「何かしら教育・啓発を行う方がよい（計）^{*71}」と答えた人の割合は56.0%であり、一方、「教育・啓発は行わない方がよい（計）^{*72}」と答えた人の割合は13.4%である。

地域別では、「何かしら教育・啓発を行う方がよい（計）」の割合は北海道、東北、関東でいずれも60%を超えているのに対し、近畿、中国、四国では50%以下となっている。

年齢別では、「何かしら教育・啓発を行う方がよい（計）」の割合は50歳代以下で60%から70%程度となっているのに対し、70歳代以上では40%前後となっている（図28、表4-28）。

図28 部落差別解消のための教育・啓発に関する認識



*71 「積極的に行うべきである」 + 「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」の合計。

*72 「あまりやらない方がよい」 + 「やるべきでない」の合計。

表4-28 部落差別解消のための教育・啓発に関する認識

	該当数	積極的に 行うべき である	やるべき であるが、方法 や内容を 変えるべ きである	今のまま で十分で ある	あまりや らない方 がよい	やるべき でない	部落差別 に関する 問題を解 消する必 要はない	その他	わから ない	無回答	教育・啓 発を行う 方がよい (計)	教育・啓 発を行わ ない方が よい (計)
【 該当数 】	4157	18.4	37.6	8.4	10.0	3.4	0.7	1.4	19.4	0.6	56.0	13.4
〔都市規模〕												
大都市（小計）	1041	20.3	38.4	7.7	9.1	2.9	1.0	1.5	18.3	0.8	58.7	12.0
東京都区	220	20.5	42.7	6.4	6.8	1.8	0.5	0.9	19.5	0.9	63.2	8.6
政令指定都市	821	20.2	37.3	8.0	9.7	3.2	1.1	1.7	18.0	0.7	57.5	12.9
中都市（小計）	1727	18.5	38.4	7.8	9.4	3.1	0.9	1.4	20.0	0.6	56.9	12.5
人口20万以上の市	995	17.5	38.6	8.5	9.4	3.0	0.6	1.1	20.5	0.7	56.1	12.5
人口10万以上の市	732	19.8	38.1	6.7	9.3	3.3	1.2	1.8	19.3	0.5	57.9	12.6
小都市（人口10万未満の市）	983	17.3	35.0	10.4	12.0	3.9	0.4	1.2	19.3	0.5	52.3	15.9
町村	406	16.3	38.4	8.4	10.3	4.9	0.5	1.2	19.5	0.5	54.7	15.3
〔地域ブロック〕												
北海道	131	26.7	41.2	3.8	3.8	-	-	2.3	20.6	1.5	67.9	3.8
東北	208	22.6	45.2	5.8	3.8	1.4	0.5	2.4	17.8	0.5	67.8	5.3
関東	1231	22.0	39.2	6.7	8.0	3.2	0.9	1.1	18.1	0.7	61.2	11.2
中部（小計）	737	17.4	37.4	8.5	11.3	3.8	0.4	1.1	19.9	0.1	54.8	15.1
北陸	161	20.5	37.9	6.8	8.1	1.9	-	0.6	23.6	0.6	58.4	9.9
東山	197	16.8	36.5	8.6	14.7	6.6	-	1.0	15.7	-	53.3	21.3
東海	379	16.4	37.7	9.2	10.8	3.2	0.8	1.3	20.6	-	54.1	14.0
近畿	802	12.0	37.2	10.3	13.6	3.4	1.4	0.9	20.6	0.7	49.1	17.0
中国	316	16.8	31.6	8.5	16.8	4.1	0.3	2.2	18.7	0.9	48.4	20.9
四国	181	11.6	32.6	13.3	11.0	5.5	0.6	2.2	21.0	2.2	44.2	16.6
九州（小計）	551	20.9	36.3	9.6	7.3	4.0	0.5	1.6	19.8	-	57.2	11.3
北九州	345	18.3	37.4	9.9	7.8	5.2	0.6	1.7	19.1	-	55.7	13.0
南九州	206	25.2	34.5	9.2	6.3	1.9	0.5	1.5	20.9	-	59.7	8.3
F1〔性別〕												
男性	2058	19.3	37.9	9.2	10.8	4.6	0.8	1.2	15.6	0.5	57.2	15.4
女性	2097	17.6	37.2	7.6	9.3	2.3	0.7	1.5	23.0	0.8	54.8	11.5
その他	2	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
F2〔年齢別（10歳）〕												
18～29歳	327	27.2	43.4	6.7	5.8	3.4	-	0.6	12.8	-	70.6	9.2
20～29歳	265	22.6	47.5	7.2	6.0	3.4	-	0.8	12.5	-	70.2	9.4
30～39歳	493	21.7	40.0	7.1	9.5	3.7	0.6	1.2	16.2	-	61.7	13.2
40～49歳	758	20.6	42.2	8.3	9.0	3.0	0.5	1.2	14.9	0.3	62.8	12.0
50～59歳	822	19.0	40.6	7.7	8.0	2.9	0.5	1.2	19.8	0.2	59.6	10.9
60～69歳	855	16.1	38.5	7.8	10.5	3.7	0.8	1.5	20.5	0.5	54.6	14.3
70～79歳	705	12.9	27.9	10.8	15.0	3.4	0.9	2.3	25.0	1.8	40.9	18.4
80歳以上	197	14.7	22.3	12.2	10.7	5.1	3.6	0.5	28.4	2.5	37.1	15.7
F1・F2〔性別・年齢別（10歳）〕												
男性（小計）	2058	19.3	37.9	9.2	10.8	4.6	0.8	1.2	15.6	0.5	57.2	15.4
18～29歳	160	25.0	40.0	9.4	6.3	6.3	-	1.3	11.9	-	65.0	12.5
20～29歳	130	21.5	43.8	10.0	7.7	6.2	-	1.5	9.2	-	65.4	13.8
30～39歳	243	22.2	37.4	6.6	11.1	6.2	0.8	1.2	14.4	-	59.7	17.3
40～49歳	371	21.8	42.9	7.3	9.2	3.8	0.8	0.5	13.2	0.5	64.7	12.9
50～59歳	400	20.5	41.3	8.5	8.8	4.3	0.5	1.0	15.3	-	61.8	13.0
60～69歳	435	17.2	40.5	9.9	10.3	4.8	0.9	1.4	14.3	0.7	57.7	15.2
70～79歳	368	12.8	28.5	11.7	17.4	3.8	1.4	2.2	21.2	1.1	41.3	21.2
80歳以上	81	22.2	25.9	14.8	9.9	3.7	-	-	22.2	1.2	48.1	13.6
女性（小計）	2097	17.6	37.2	7.6	9.3	2.3	0.7	1.5	23.0	0.8	54.8	11.5
18～29歳	165	29.7	46.1	4.2	5.5	0.6	-	-	13.9	-	75.8	6.1
20～29歳	133	24.1	50.4	4.5	4.5	0.8	-	-	15.8	-	74.4	5.3
30～39歳	250	21.2	42.4	7.6	8.0	1.2	0.4	1.2	18.0	-	63.6	9.2
40～49歳	387	19.4	41.6	9.3	8.8	2.3	0.3	1.8	16.5	-	61.0	11.1
50～59歳	422	17.5	40.0	6.9	7.3	1.7	0.5	1.4	24.2	0.5	57.6	9.0
60～69歳	420	15.0	36.4	5.7	10.7	2.6	0.7	1.7	26.9	0.2	51.4	13.3
70～79歳	337	13.1	27.3	9.8	12.5	3.0	0.3	2.4	29.1	2.7	40.4	15.4
80歳以上	116	9.5	19.8	10.3	11.2	6.0	6.0	0.9	32.8	3.4	29.3	17.2
その他	2	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
F3〔職業別〕												
雇用者	604	19.5	38.9	7.9	10.8	5.3	1.3	0.7	15.6	-	58.4	16.1
被雇用者	1745	17.9	41.3	7.4	9.2	3.4	0.5	1.0	18.9	0.3	59.2	12.6
公務員	266	28.9	41.4	10.9	7.1	0.8	0.8	0.8	9.4	-	70.3	7.9
学生	114	36.8	42.1	5.3	4.4	1.8	-	0.9	8.8	-	78.9	6.1
無職	1268	14.7	31.9	9.5	11.5	3.4	0.8	2.1	24.8	1.3	46.5	14.9
その他	154	18.8	28.6	11.0	13.6	2.6	1.3	3.2	20.1	0.6	47.4	16.2
無回答	6	16.7	33.3	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-

2 他の意識調査との比較

国民の人権に関する意識調査としては、直近のものとして、平成29年10月に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」（全国3,000人対象、回収率58.6%）（以下「平成29年調査」という。）がある。また、人権及び同和問題に対する意識調査としては、平成15年3月に財団法人人権教育啓発推進センターが法務省の委託を受けて実施した「同和問題に関する意識調査」（全国3,000人対象、回収率70.8%）（以下「平成15年調査」という。）がある。

本調査は、全国10,000人対象、回収率62.2%であり、前記各調査とその規模や内容等において相違するが、類似する質問も含まれているため、参考として付記しておく。

(1) 相談窓口

人権問題に関する相談窓口として知っているもの（問3、複数回答）について、本調査では、「市（区）町村の相談窓口」（42.7%）、「警察」（35.1%）、「弁護士会の相談窓口」（24.2%）などの順となっており、「人権擁護委員」は、21.0%、「法務局」は、16.0%である（図5）。

なお、平成15年調査では、人権擁護機関として知っているもの（問8、複数回答）について、「警察」（60.6%）、「弁護士」（60.3%）、「法務局」（46.2%）、「市（区）町村」（42.9%）、「人権擁護委員」（37.5%）などの順となっている。

(2) 人権問題に関する関心

人権課題について関心があるもの（問4、複数回答）について、本調査では、「障害者」（52.7%）、「インターネット上の人権侵害」（42.7%）、「子ども」（39.8%）、「女性」（38.0%）などの順となっている（図6）のに対し、平成29年調査（Q5、複数回答）では、「障害者」（51.1%）、「インターネットによる人権侵害」（43.2%）、「高齢者」（36.7%）、「子ども」（33.7%）などの順となっている。

なお、部落差別（同和問題）に関しては、本調査では21.3%であるところ、平成29年調査では14.0%である。

(3) 部落差別（同和問題）の認知度

「部落差別」又は「同和問題」という言葉を聞いたことがあるか（問6）について、本調査では、「聞いたことがある」が77.7%（図8）である。

なお、平成15年調査では、日本の社会に「同和問題」、「部落問題」、「部落差別」などといわれる問題があることを知っているか（問9）についてであるが、「知っている」が78.9%である。

(4) 部落差別の原因

現在でも部落差別が残っているとすれば、その原因（問11-1、複数回答）について、本調査では、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」（75.0%）、「部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから」（59.0%）、「地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから」（48.4%）などの順となっている（図18）のに対し、平成29年調査（Q

10SQ2, 複数回答)では, 「昔からある偏見や差別意識を, そのまま受け入れてしまう人が多いから」(55.8%), 「部落差別の知識がなかったり, 無関心だったりする人がいるから」(34.6%), 「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」(25.5%)などの順となっている。

(5) 部落差別解消のための効果的な対策

部落差別に関する問題を解消するために効果的と思われること(問16, 複数回答)について, 本調査では, 「教育・啓発, 相談体制の充実などの施策を推進する」(49.1%), 「マスメディア(テレビや新聞など)がもっと問題を取り上げる」(31.0%), 「職場や地域社会でみんなが話し合えるような環境を作っていく」(25.3%)などの順となっている(図27)ところ, 平成29年調査(Q10SQ3, 複数回答)では, 「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」(50.6%), 「行政がもっと積極的に教育・啓発, 相談体制の充実などの施策を講ずべき」(40.8%), 「特別なことをする必要はなく, 自然になくなっていくのを待つべき」(19.2%)などの順となっている。

第3 調査結果の分析

1 人権問題及び部落差別に関する意識等

(1) 人権問題一般に関する関心

人権問題についての授業, 講義等の受講経験があると答えた人は50%程度(図1)である。一方で, 回答者の90%が, 人権問題に対して, 何かしら関心がある(図6)と答えるなど, 国民の人権問題への関心は高く, 人権問題についての教育歴, 受講歴がないことが, 直ちに人権問題への無関心さと結び付くとまでは言い難い。

(2) 部落差別に関する意識及び知識

ア 部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか「知っている」又は「何となく知っている」と答えた人の73.4%が, 「部落差別はいまだにある」(図17)と答えている。

こうした現状認識と部落差別に関する経験との関係を見ると, 「部落差別はいまだにある」と答えた人のうち, 問9で, 部落差別の被害又は加害経験があると答えた人は19.8%(表4-13), 問10で, 部落差別の問題に関して, インターネット上で人権侵害事例を見たことがあると答えた人は12.2%(表4-15)にとどまり, 「部落差別はいまだにある」と答えた人の大部分は, 実体験以外に基づいてそのような認識を得ていることがうかがわれる。

表4-13 (抄) 部落差別の経験(親族・知人を含む)

	該当数	ある	ない	無回答
【総数】	4157	17.5	81.5	0.9
問11 [部落差別の現状]				
部落差別はいまだにある	3050	19.8	79.4	0.8
部落差別はもはや存在しない	1008	11.1	88.4	0.5
無回答	99	11.1	77.8	11.1

表4-15 (抄) インターネット上での人権侵害事例の経験

	該当数	利用した ことがない	利用して いるが、 見たこと がない	見たこと がある	無回答
【 総 数 】	4157	23.1	64.2	10.8	1.9
問11〔部落差別の現状〕					
部落差別はまだまだある	3050	19.6	67.3	12.2	1.0
部落差別はもはや存在しない	1008	35.1	59.1	4.5	1.3
無回答	99	10.1	19.2	33.3	37.4

イ 部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか「知っている」又は「何となく知っている」と答えた人の85.8%が部落差別が不当な差別であることを知っている(図11)と答えている。

こうした部落差別の不当性に関する認識と、人権問題についての受講経験や部落差別の解消のための啓発を受けた経験との関係を見ると、人権問題についての受講経験(問1)がないと答えた人の70%以上が、また、啓発を受けた経験(問15)がないと答えた人の80%以上が、部落差別が不当な差別であることを「知っている」と答えている(表4-11)。

表4-11 (抄) 部落差別(同和問題)の捉え方

	該当数	(部落差別が不当な 差別であるのを) 知っている	(部落差別が不当な 差別であるのを) 知らない	部落差別 は不当な 差別では ない	無回答
【 総 数 】	4157	85.8	10.8	2.2	1.3
問1〔人権問題についての受講経験〕					
受けたことがある	2307	90.2	6.8	2.0	0.9
受けたことあるが場所覚えていない	344	86.0	10.5	2.9	0.6
受けたかどうか覚えていない	634	82.2	15.1	1.3	1.4
受けたことはない	853	76.6	18.2	3.0	2.2
無回答	19	73.7	10.5	-	15.8
受けたことがある(計)	2651	89.7	7.3	2.2	0.8
問15(1)〔部落差別解消のための啓発の経験(イベント等)〕					
3回以上参加した	365	94.2	3.8	1.6	0.3
1~2回参加した	437	91.8	5.0	1.8	1.4
参加したことはない	3305	84.3	12.3	2.3	1.2
無回答	50	70.0	12.0	4.0	14.0
問15(2)〔部落差別解消のための啓発の経験(広報紙・パンフレット等)〕					
3種類以上読んだり、見たりした	368	95.1	2.7	2.2	-
1~2種類読んだり、見たりした	1141	90.5	6.8	1.7	1.0
読んだり、見たりしたことはない	2578	82.8	13.5	2.4	1.4
無回答	70	70.0	17.1	4.3	8.6
問15(3)〔部落差別解消のための啓発の経験(新聞・雑誌・書籍)〕					
3種類以上読んだり、見たりした	390	94.6	2.8	2.6	-
1~2種類読んだり、見たりした	1270	91.3	5.6	1.7	1.4
読んだり、見たりしたことはない	2437	81.8	14.6	2.3	1.2
無回答	60	73.3	13.3	3.3	10.0
問15(4)〔部落差別解消のための啓発の経験(インターネット)〕					
3回以上見た	207	93.2	2.9	3.9	-
1~2回見た	383	91.6	5.7	1.3	1.3
見たことはない	3491	85.0	11.7	2.1	1.2
無回答	76	73.7	13.2	3.9	9.2
問15(5)〔部落差別解消のための啓発の経験(テレビ・ラジオ等)〕					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	93.6	3.8	2.1	0.5
1~2種類見たり聞いたりした	1483	90.2	6.7	1.8	1.3
見たり聞いたりしたことはない	2194	81.9	14.6	2.4	1.0
無回答	61	65.6	16.4	3.3	14.8

さらに、部落差別の不当性に関する認識と、部落差別に関する経験との関係を見ても、部落差別が不当な差別であることを「知っている」（問7）と答えた人のうち、部落差別の被害又は加害経験がある（問9）と答えた人は18.5%（表4-13）、インターネット上で人権侵害事例を見たことがある（問10）と答えた人は11.2%（表4-15）である。

表4-13（抄） 部落差別の経験（親族・知人を含む）

	該当数	ある	ない	無回答
【総数】	4157	17.5	81.5	0.9
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕				
知っている	3566	18.5	81.0	0.4
知らない	447	8.9	89.9	1.1
部落差別は不当な差別ではない	91	19.8	79.1	1.1
無回答	53	17.0	49.1	34.0

表4-15（抄） インターネット上での人権侵害事例の経験

	該当数	利用したことがない	利用しているが、見たことがない	見たことがある	無回答
【総数】	4157	23.1	64.2	10.8	1.9
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	20.9	66.3	11.2	1.5
知らない	447	35.1	55.7	6.7	2.5
部落差別は不当な差別ではない	91	46.2	38.5	15.4	-
無回答	53	30.2	34.0	9.4	26.4

部落差別に関しては、人権問題についての受講経験や啓発を受けた経験、部落差別経験の有無にかかわらず、大半がその不当性を認識している。

ウ 部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか「知っている」又は「何となく知っている」と答えた人のうち、自分と関わりのある人（近隣住民、交際・結婚相手、職場）が旧同和地区出身者であるか否か「気にならない」と答えた人はそれぞれ79.8%（表4-19）、57.7%（表4-20）、81.0%（表4-21）であり、全体として差別意識は低い。

そして、差別意識と、人権問題についての受講経験や部落差別の解消のための啓発を受けた経験との関係を見ると、人権問題についての受講経験（問1）がないと答えた人に関しては、近隣住民や職場においては、「気になる」と答えた人は、それぞれ6.0%（表4-19）、6.9%（表4-21）であり、また、啓発を受けた経験（問15）がないと答えた人においても、近隣住民や職場においては、「気になる」と答えた人は、それぞれ3.9%から4.7%（表4-19）、4.2%から5.0%（表4-21）程度であり、人権教育や部落差別に関する啓発を受けた経験がなくとも、差別意識は低い。他方で、概して、啓発を受けた経験があると答えた人が、啓発を受けた経験がないと答えた人に比して、「気になる」の割

合が相対的に高い。

また、部落差別が不当な差別であることを「知っている」（問7）として部落差別の不当性を認識している人の中にあっても、交際・結婚相手に関しては15.7%（表4-20）が「気になる」と答えており、近隣住民（4.3%、表4-19）や職場（4.4%、表4-21）に比して若干高い。

表4-19（抄） 旧同和地区出身を気にするかどうか（近隣住民）

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
【 総 数 】	4157	4.5	79.8	14.5	1.2
問1〔人権問題についての受講経験〕					
受けたことがある	2307	4.4	83.1	11.9	0.6
受けたことがあるが場所覚えていない	344	3.8	80.8	13.7	1.7
受けたかどうか覚えていない	634	3.5	77.4	17.8	1.3
受けたことはない	853	6.0	72.5	19.0	2.6
無回答	19	5.3	68.4	26.3	-
受けたことがある（計）	2651	4.3	82.8	12.1	0.8
問7〔部落差別（同和問題）の捉え方〕					
知っている	3566	4.3	82.1	12.6	1.0
知らない	447	5.6	65.8	27.3	1.3
部落差別は不当な差別ではない	91	11.0	65.9	20.9	2.2
無回答	53	3.8	64.2	22.6	9.4
問15（1）〔部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）〕					
3回以上参加した	365	6.0	85.5	7.9	0.5
1～2回参加した	437	4.6	84.9	10.3	0.2
参加したことはない	3305	4.4	79.3	15.8	0.5
無回答	50	2.0	28.0	8.0	62.0
問15（2）〔部落差別解消のための啓発の経験（広報誌・パンフレット等）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	368	5.2	88.0	6.5	0.3
1～2種類読んだり、見たりした	1141	5.9	79.1	14.5	0.4
読んだり、見たりしたことはない	2578	3.9	80.3	15.4	0.4
無回答	70	2.9	30.0	20.0	47.1
問15（3）〔部落差別解消のための啓発の経験（新聞・雑誌・書籍）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	390	6.2	87.9	5.6	0.3
1～2種類読んだり、見たりした	1270	4.9	79.3	15.2	0.6
読んだり、見たりしたことはない	2437	4.1	80.1	15.6	0.3
無回答	60	6.7	26.7	11.7	55.0
問15（4）〔部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）〕					
3回以上見た	207	8.2	82.1	9.7	-
1～2回見た	383	5.5	84.3	9.9	0.3
見たことはない	3491	4.2	80.1	15.3	0.4
無回答	76	6.6	38.2	10.5	44.7
問15（5）〔部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）〕					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	5.0	85.4	8.6	1.0
1～2種類見たり聞いたりした	1483	4.2	80.8	14.4	0.5
見たり聞いたりしたことはない	2194	4.7	79.5	15.5	0.2
無回答	61	1.6	24.6	19.7	54.1

表4-20 (抄) 旧同和地区出身を気にするかどうか (交際相手・結婚相手)

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
【総数】	4157	15.8	57.7	25.4	1.1
問1〔人権問題についての受講経験〕					
受けたことがある	2307	15.9	61.4	22.2	0.5
受けたことあるが場所覚えていない	344	13.7	59.3	26.2	0.9
受けたかどうか覚えていない	634	14.2	54.4	30.3	1.1
受けたことはない	853	17.2	50.1	30.0	2.7
無回答	19	36.8	36.8	21.1	5.3
受けたことがある(計)	2651	15.6	61.1	22.7	0.5
問7〔部落差別(同和問題)の捉え方〕					
知っている	3566	15.7	59.6	23.8	0.9
知らない	447	16.8	46.3	35.6	1.3
部落差別は不当な差別ではない	91	22.0	45.1	31.9	1.1
無回答	53	7.5	50.9	30.2	11.3
問15(1)〔部落差別解消のための啓発の経験(イベント等)〕					
3回以上参加した	365	17.0	65.2	17.5	0.3
1～2回参加した	437	15.3	60.0	24.7	-
参加したことはない	3305	16.0	57.1	26.5	0.4
無回答	50	2.0	24.0	12.0	62.0
問15(2)〔部落差別解消のための啓発の経験(広報誌・パンフレット等)〕					
3種類以上読んだり、見たりした	368	16.6	68.2	15.2	-
1～2種類読んだり、見たりした	1141	18.9	54.5	26.3	0.3
読んだり、見たりしたことはない	2578	14.6	58.7	26.3	0.3
無回答	70	7.1	18.6	27.1	47.1
問15(3)〔部落差別解消のための啓発の経験(新聞・雑誌・書籍)〕					
3種類以上読んだり、見たりした	390	15.4	69.0	15.6	-
1～2種類読んだり、見たりした	1270	17.2	56.1	26.2	0.5
読んだり、見たりしたことはない	2437	15.4	57.7	26.7	0.2
無回答	60	6.7	21.7	16.7	55.0
問15(4)〔部落差別解消のための啓発の経験(インターネット)〕					
3回以上見た	207	18.4	69.1	12.6	-
1～2回見た	383	15.1	65.0	19.8	-
見たことはない	3491	15.9	56.9	26.9	0.3
無回答	76	9.2	28.9	17.1	44.7
問15(5)〔部落差別解消のための啓発の経験(テレビ・ラジオ等)〕					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	15.0	67.8	16.9	0.2
1～2種類見たり聞いたりした	1483	18.0	56.2	25.4	0.4
見たり聞いたりしたことはない	2194	14.9	57.9	27.1	0.2
無回答	61	3.3	21.3	19.7	55.7

表4-21 (抄) 旧同和地区出身を気にするかどうか (求人応募者・職場の同僚)

	該当数	気になる	気にならない	わからない	無回答
【総数】	4157	4.7	81.0	13.2	1.0
問1 [人権問題についての受講経験]					
受けたことがある	2307	4.1	85.4	10.0	0.5
受けたことあるが場所覚えていない	344	4.9	80.2	14.0	0.9
受けたかどうか覚えていない	634	3.8	77.1	18.0	1.1
受けたことはない	853	6.9	72.5	18.2	2.5
無回答	19	5.3	78.9	10.5	5.3
受けたことがある (計)	2651	4.2	84.8	10.5	0.5
問7 [部落差別 (同和問題) の捉え方]					
知っている	3566	4.4	83.4	11.3	0.9
知らない	447	5.4	67.6	25.7	1.3
部落差別は不当な差別ではない	91	13.2	63.7	22.0	1.1
無回答	53	5.7	64.2	20.8	9.4
問15 (1) [部落差別解消のための啓発の経験 (イベント等)]					
3回以上参加した	365	2.7	88.8	8.2	0.3
1～2回参加した	437	4.1	85.4	10.5	-
参加したことはない	3305	5.0	80.5	14.1	0.3
無回答	50	2.0	22.0	14.0	62.0
問15 (2) [部落差別解消のための啓発の経験 (広報誌・パンフレット等)]					
3種類以上読んだり、見たりした	368	4.1	90.2	5.7	-
1～2種類読んだり、見たりした	1141	6.1	79.3	14.3	0.3
読んだり、見たりしたことはない	2578	4.2	81.8	13.7	0.3
無回答	70	2.9	31.4	18.6	47.1
問15 (3) [部落差別解消のための啓発の経験 (新聞・雑誌・書籍)]					
3種類以上読んだり、見たりした	390	4.6	90.3	5.1	-
1～2種類読んだり、見たりした	1270	5.4	80.4	13.8	0.5
読んだり、見たりしたことはない	2437	4.3	81.2	14.3	0.2
無回答	60	5.0	28.3	11.7	55.0
問15 (4) [部落差別解消のための啓発の経験 (インターネット)]					
3回以上見た	207	8.7	85.5	5.8	-
1～2回見た	383	5.7	84.6	9.7	-
見たことはない	3491	4.3	81.3	14.1	0.3
無回答	76	6.6	38.2	10.5	44.7
問15 (5) [部落差別解消のための啓発の経験 (テレビ・ラジオ等)]					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	4.3	89.0	6.4	0.2
1～2種類見たり聞いたりした	1483	4.7	81.5	13.6	0.3
見たり聞いたりしたことはない	2194	4.8	80.8	14.2	0.2
無回答	61	3.3	24.6	16.4	55.7

2 地域別、年齢別による比較

(1) 部落差別 (同和問題) への関心

様々な人権問題の中で部落差別 (同和問題) に関心があると答えた人の割合は、近畿、中国、四国、九州など、西日本において高く、また、60歳代以上においてやや高い (表4-6)。

(2) 部落差別に関する知識及び意識

部落差別解消推進法を「知っている」と答えた人、部落差別又は同和問題という言葉を知ったことがある」と答えた人の割合は、いずれも近畿、中国、四国など西日本において高く、また、50歳代以上が高い (表4-7、表4-8)。

一方、部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか「知っている」又は「何となく知っている」と答えた人のうち、部落差別が不当な差別であることを「知らない」と答えた人、あるいは、「部落差別はもはや存在しない」と答えた

人の割合は、いずれも70歳代以上が他の年代よりも高い(表4-11, 表4-17)。さらに、近隣住民等が旧同和地区出身者であるか否かについて「気になる」と答えた人の割合が全体的に低いため、それぞれ地域別や年齢別での顕著な差異を指摘し難いものの、交際・結婚相手に関しては、「気になる」と答えた人の割合が、50歳代以上で相対的に高い(図19ないし図21)。

(3) 部落差別に関する経験

部落差別の被害又は加害経験があると答えた人の割合は、近畿、中国、四国で高く、また、中・高年齢層の方がいずれかの経験をした人がやや多いことがうかがわれる(表4-13)。

(4) 部落差別に関する教育・啓発

部落差別に関してこれまでに受けた人権啓発の機会・程度等は、いずれも共通して、「参加したことはない」、「読んだり、見たりしたことはない」などの割合が半数以上を占めているが、「3回以上参加した」、「3種類以上読んだり、見たりした」などと答えた人の割合は近畿、中国などの西日本で相対的に高い(表4-22ないし表4-26)。

部落差別の解消に関して効果的と思われることは、「教育・啓発、相談体制の充実などの施策を推進する」(図27)と答えた人の割合が高いが、今後の教育・啓発という観点では、「何かしら教育・啓発を行う方がよい(計)」の割合は北海道、東北、関東で高いのに対し、「教育・啓発は行わない方がよい(計)」と答えた人の割合は近畿、中国で相対的に高い(表4-28)。

第4 調査結果のまとめ

- 国民の人権問題に対する関心は高く、主として、学校教育を通じて、人権意識は定着しつつある。
- 部落差別に関する認識についても、多くの人はいずれもこれが不当な差別であることは知っているとしており、その不当性は認識されている。もっとも、部落差別が不当な差別であると知っているとして答えた人でも、その15.7%は、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気になるとして答えており、心理面における偏見、差別意識は依然残っている。
- 法務局及び人権擁護委員は、面談や電話、インターネット等により、人権相談を受け付けているところ、人権問題に関する相談窓口としての認知度は、法務局及び人権擁護委員において、それぞれ20%前後であり、市(区)町村の相談窓口の認知度に比して半分以下である。
- 部落差別(同和問題)への関心は、地域別では、主として西日本を中心に、また、年齢別では、中・高年齢層で高いが、これらの地域及び年齢層では、部落差別解消のための今後の教育や啓発に関して、「教育・啓発を行わない方がよい(計)」と答えた人の割合も高くなっている。もっとも、全体として見れば、「何かしら教育・啓発を行う方

がよい（計）」の割合が「教育・啓発を行わない方がよい（計）」を大きく上回っている。

別添

- 1 「2019年度 人権に関する意識調査」調査票
- 2 標本抽出方法
- 3 「同和問題に関する意識調査」調査票及び調査結果（抄）
- 4 「人権擁護に関する世論調査」調査票及び調査結果（抄）

「2019 年度 人権に関する意識調査」 調査票

令和元年 8 月

(N = 6, 216)

< 調 査 主 体 > 法務省人権擁護局

< 調査実施機関 > 一般社団法人 新情報センター

まず、人権に関することがらについて、広くお尋ねします。

(全員の方にお尋ねします)

問1. あなたは、これまで、学校、職場及び地域で、人権問題についての授業、講義等を受けたことがありますか。(一つに○)

1. 受けたことがある	(44.6)
2. 受けたことはあるが、どこで受けたか覚えていない	(7.7)
3. 受けたかどうか覚えていない	(19.0)
4. 受けたことはない	(28.2)
無回答	(0.4)

問1で「1.受けたことがある」を選択された方にお尋ねします。

問1-1. あなたがこれまで受けた、学校、職場及び地域での、人権問題についての授業、講義等で、該当するものをいくつでもあげてください。 N=2,775

1. 小学校、中学校、高校、大学等の教育機関で受けた	(77.0)
2. 市民対象の講演会や講座で受けた	(12.7)
3. 職場の研修で受けた	(35.5)
4. 法務省の人権擁護機関（法務局、人権擁護委員）による人権教室で受けた	(0.9)
5. その他の場所で受けた	(4.6)
無回答	(1.1)
	(M.T=132.0)

(全員の方にお尋ねします)

問2. あなたは、これまで、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(一つに○)

1. 思ったことはない	(58.5)
2. よく覚えていない	(16.3)
3. 答えたくない	(1.5)
4. 思ったことがある	(21.7)
無回答	(2.0)

次ページの問2-1へ進む

次ページの問3へ進む

問2で「4.思ったことがある」を選択された方にお尋ねします。

問2-1. それはどのような場合ですか。該当するものをいくつでもあげてください。

N=1,351

1. あらぬ噂, 他人からの悪口, かげ口	(48.3)
2. 名誉・信用のき損, 侮辱	(24.9)
3. プライバシーの侵害	(20.2)
4. 暴力, 脅迫, 強要	(13.9)
5. 差別的取扱い	(19.7)
6. 地域社会での嫌がらせ	(6.7)
7. 学校でのいじめ	(29.0)
8. セクシュアル・ハラスメント	(11.8)
9. パワー・ハラスメント	(39.0)
10. 職場での嫌がらせ	(31.9)
11. ドメスティック・バイオレンス (配偶者やパートナーからの暴力)	(7.4)
12. 児童虐待	(3.6)
13. その他	(6.7)
無回答	(0.7)
	(M. T=263.8)

(全員の方にお尋ねします)

問3. あなたは、人権問題に関する相談窓口として、どのようなものを知っていますか。該当するものをいくつでもあげてください。

N=6,216

1. 法務局	(16.0)
2. 人権擁護委員	(21.0)
3. 警察	(35.1)
4. 都道府県の相談窓口	(22.7)
5. 市(区)町村の相談窓口	(42.7)
6. 弁護士会の相談窓口	(24.2)
7. 法テラス	(12.5)
8. 民間運動団体	(4.6)
9. 民間の相談窓口	(12.2)
10. その他	(1.9)
11. 知らない	(27.5)
無回答	(1.3)
	(M. T=221.6)

(全員の方にお尋ねします)

問4. 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。該当するものをいくつでもあげてください。

N=6,216

1. 女性	(38.0)	12. インターネット上の人権侵害	(42.7)
2. 子ども	(39.8)	13. 北朝鮮当局によって拉致された	
3. 高齢者	(30.0)	被害者等	(20.2)
4. 障害者	(52.7)	14. ホームレス	(8.1)
5. 部落差別(同和問題)	(21.3)	15. 性的指向・性自認(LGBT)	(17.2)
6. アイヌの人々	(9.6)	16. 人身取引(性的搾取, 強制労働等を	
7. 外国人	(13.5)	目的とした人身取引)	(11.4)
8. HIV感染者等	(9.8)	17. 東日本大震災に伴う人権問題	(18.0)
9. ハンセン病患者・回復者等	(13.2)	18. その他	(2.1)
10. 刑を終えて出所した人	(13.8)	19. 関心がない	(8.6)
11. 犯罪被害者等	(26.5)	無回答	(1.4)

(M. T=397.9)

(全員の方にお尋ねします)

問5. あなたは、「部落差別の解消の推進に関する法律」を知っていますか。(一つに○)

1. 知っている	(8.7)
2. 法律の名前は聞いたことはあるが、内容までは知らない	(22.8)
3. 知らない	(67.6)
無回答	(0.8)

(全員の方にお尋ねします)

問6. あなたは、「部落差別」又は「同和問題」という言葉を聞いたことがありますか。(一つに○)

1. 聞いたことがある	(77.7)	2. いずれも聞いたことがない	(22.1)
		無回答	(0.2)

次ページの問6-1へ進む

11ページのフェイスシート(FS)へ進む

問6で部落差別又は同和問題という言葉を選んだ方にお尋ねします。

問6-1. あなたがはじめて部落差別又は同和問題の言葉を聞いた時期をお答えください。(一つに○)

N=4,831

1. 6歳未満	(0.8)	5. 18歳以上	(22.3)
2. 6歳以上12歳未満	(28.8)	6. 聞いたことはあるが、聞いた	
3. 12歳以上15歳未満	(16.7)	時期は覚えていない	(19.3)
4. 15歳以上18歳未満	(10.4)	無回答	(1.7)

問6-2. あなたは、部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか知っていますか。
(一つに○)

N=4,831

1. 知っている	(27.0)	2. 何となく知っている	(59.1)	3. 知らない	(13.9)
無回答	(0.1)				

次ページの問7へ進む

11ページのフェイスシート(FS)へ進む

ここからは、部落差別(同和問題)についてお尋ねします。

以降の質問(問7~17)は、問6-2で「1. 知っている」又は「2. 何となく知っている」を選択された方にお尋ねします。

問7. あなたは、部落差別が不当な差別であるのを知っていますか。(一つに○) N=4,157

1. 知っている	(85.8)	3. 部落差別は不当な差別ではない	(2.2)
2. 知らない	(10.8)	無回答	(1.3)

問8. あなたは、何をきっかけに部落差別(同和問題)について知りましたか。該当するものをいくつでもあげてください。 N=4,157

1. 家族(祖父母, 父母, 兄弟等)から聞いた	(34.9)	8. 部落差別に関する集会や研修会で知った	(9.3)
2. 親戚の人から聞いた	(5.0)	9. 都道府県や市区町村の広報誌や冊子等で知った	(8.1)
3. 近所の人から聞いた	(6.0)	10. 法務省や法務局の啓発資料等で知った	(2.3)
4. 職場の人から聞いた	(11.5)	11. 部落差別の問題は知っているが、きっかけは覚えていない	(7.2)
5. 友だちから聞いた	(10.3)	12. その他	(3.6)
6. 学校の授業で教わった	(44.4)	無回答	(0.8)
7. テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った	(28.0)		
(M. T=171.5)			

問9. あなたは、過去に、実社会やインターネット上で、部落差別による被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしたことがありますか。あるいは、あなたの親族、知人が、過去に、同様の被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしているのを見聞きしたことがありますか。(一つに○) N=4,157

1. ある	(17.5)	2. ない	(81.5)	無回答	(0.9)
-------	--------	-------	--------	-----	-------

次ページの問9-1へ進む

次ページの問10へ進む

問9で「1. ある」を選択された方にお尋ねします。

問9-1. そのような経験があった方は、どのような場面、事例であったのかについて、該当するものをいくつでもあげてください。 N=728

1. 結婚や交際	(58.0)	6. インターネット上の書込み	(8.1)
2. 就職や職場	(26.8)	7. 旧同和地区名の公表	(21.3)
3. 戸籍	(8.2)	8. その他	(10.7)
4. 落書き, 貼り紙	(5.9)	9. 覚えていない	(2.1)
5. 悪口	(34.2)	無回答	(0.5)
(M. T=175.8)			

問10. あなたは、部落差別の問題に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがありますか。(一つに○) N=4, 157

1. インターネットを利用したことがない	(23.1)
2. インターネットを利用しているが、見たことがない	(64.2)
3. 見たことがある	(10.8)
無回答	(1.9)

問10で「3. 見たことがある」を選択された方にお尋ねします。

問10-1. どのような内容のものを見ましたか、該当するものをいくつでもあげてください。 N=449

1. 個人を名指しした悪口	(27.4)	4. 差別の呼びかけ	(19.6)
2. 個人を名指ししない、 集団に対する悪口	(45.2)	5. その他	(9.1)
3. 旧同和地区名の公表	(41.4)	無回答	(2.7)
(M. T=145.4)			

問11. あなたは、現在でも部落差別があると思いますか。(一つに○)

N=4, 157

1. 部落差別はいまだにある	(73.4)	2. 部落差別はもはや存在しない	(24.2)
無回答	(2.4)		

次ページの問11-1へ進む

次ページの問12へ進む

問11で「1. 部落差別はいまだにある」を選択された方にお尋ねします。

問11-1. 現在でも部落差別が残っているとすれば、その原因はどこにあると思いますか。この中から
いくつでもあげてください。

N=3,050

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| 1. 部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから | (59.0) |
| 2. 落書きやインターネット上などで差別を助長する人がいるから | (28.7) |
| 3. これまでの教育や啓発が十分でなかったから | (27.9) |
| 4. 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから | (75.0) |
| 5. 地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから | (48.4) |
| 6. 旧同和地区が行政から優遇されていたように感じるから | (17.4) |
| 7. 道路や水道などのインフラ整備が十分でない地域がまだ残っているから | (3.6) |
| 8. 「同和は怖い」という意識がまだ残っているから | (21.5) |
| 9. 教育や啓発をやり過ぎたから | (6.4) |
| 10. その他 | (2.7) |
| 11. 特にない | (0.3) |
| 12. わからない | (3.0) |
| 無回答 | (0.3) |

(M. T=294.1)

問12. あなたは、近所の方が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますか。(一つに○) N=4,157

- | | | |
|---------------|------------------|-----------------|
| 1. 気になる (4.5) | 2. 気にならない (79.8) | 3. わからない (14.5) |
| | | 無回答 (1.2) |

問13. あなたは、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますか。(一つに○)

N=4,157

- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| 1. 気になる (15.8) | 2. 気にならない (57.7) | 3. わからない (25.4) |
| | | 無回答 (1.1) |

問14. あなたは、求人に対する応募者や職場の同僚が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますか。
(一つに○)

N=4,157

- | | | |
|---------------|------------------|-----------------|
| 1. 気になる (4.7) | 2. 気にならない (81.0) | 3. わからない (13.2) |
| | | 無回答 (1.0) |

問15. あなたは、これまでに、部落差別の問題についての講演会や研修会に参加したり、新聞・雑誌・インターネット等の部落差別解消のための啓発に関連する記事を読んだりしたことがありますか。ある方もない方も、(1) から (5) について、それぞれお答えください。(それぞれ一つに○) N=4,157

(1) 講演会や研修会, 地域懇談会, 人権フェスティバルなどのイベント

1. 3回以上参加した	(8.8)	3. 参加したことはない	(79.5)
2. 1~2回参加した	(10.5)	無回答	(1.2)

(2) 市町村等の広報誌, パンフレット, 掲示物(ポスター, 看板等)

1. 3種類以上読んだり, 見たりした	(8.9)	3. 読んだり, 見たりしたことはない	(62.0)
2. 1~2種類読んだり, 見たりした	(27.4)	無回答	(1.7)

(3) 新聞, 書籍, 雑誌

1. 3種類以上読んだり, 見たりした	(9.4)	3. 読んだり, 見たりしたことはない	(58.6)
2. 1~2種類読んだり, 見たりした	(30.6)	無回答	(1.4)

(4) インターネット

1. 3回以上見た	(5.0)	2. 1~2回見た	(9.2)	3. 見たことはない	(84.0)
				無回答	(1.8)

(5) テレビ, ラジオ, 映画, ビデオ

1. 3種類以上, 見たり聞いたりした	(10.1)	3. 見たり聞いたりしたことはない	(52.8)
2. 1~2種類見たり聞いたりした	(35.7)	無回答	(1.5)

問16. 部落差別に関する問題を解消するために効果的と思われることは何ですか。該当するものを
いくつでもあげてください。

N=4, 157

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| 1. 教育・啓発, 相談体制の充実などの施策を推進する | (49.1) |
| 2. 被害者の救済を図る | (15.2) |
| 3. マスメディア(テレビや新聞など)がもっと問題を取り上げる | (31.0) |
| 4. 職場や地域社会でみんなが話し合えるような環境を作っていく | (25.3) |
| 5. 自然になくなるのを待つ | (19.7) |
| 6. どのようにしても差別はなくなる | (13.9) |
| 7. 部落差別に関する差別意識を解消する必要はない | (1.4) |
| 8. 効果的なものはない | (8.8) |
| 9. その他 | (4.4) |
| 10. わからない | (13.2) |
| 無回答 | (0.6) |
| | (M. T=182.5) |

問17. あなたは、部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発(講演会, 研修会, 広報等)を今後どの
ようにすればよいと思いますか。次のうち、あなたの考えに最も近いものを1つだけお答えください。

N=4, 157

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1. 積極的に行うべきである | (18.4) |
| 2. やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである | (37.6) |
| 3. 今のままで十分である | (8.4) |
| 4. あまりやらない方がよい | (10.0) |
| 5. やるべきでない | (3.4) |
| 6. 部落差別に関する問題を解消する必要はない | (0.7) |
| 7. その他 | (1.4) |
| 8. わからない | (19.4) |
| 無回答 | (0.6) |

最後に、この調査を統計分析するために、あなたご自身のことについてお伺いします。

<フェイス・シート(FS)>

F1. あなたの性別を教えてください。

N=6,216

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 男性 (48.6) | 2. 女性 (51.3) | 3. その他 (0.1) |
|--------------|--------------|--------------|

F2. あなたの年齢を教えてください。(2019年8月1日現在)

N=6,216

- | | | |
|-----------------|------------------|-------------------|
| 1. 18~19歳 (1.8) | 6. 40~44歳 (8.4) | 11. 65~69歳 (10.1) |
| 2. 20~24歳 (4.3) | 7. 45~49歳 (10.2) | 12. 70~74歳 (9.4) |
| 3. 25~29歳 (4.4) | 8. 50~54歳 (9.2) | 13. 75~79歳 (6.5) |
| 4. 30~34歳 (6.1) | 9. 55~59歳 (8.9) | 14. 80歳以上 (4.8) |
| 5. 35~39歳 (7.0) | 10. 60~64歳 (8.9) | |

F3. あなたの職業は何ですか。

N=6,216

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1. 雇用者(会社役員, 管理職, 自営業者等) | (14.0) |
| 2. 被雇用者(会社員, パート, アルバイト等) | (44.4) |
| 3. 公務員(公的団体職員を含む) | (4.9) |
| 4. 学生 | (3.2) |
| 5. 無職(主婦・主夫を含み, 学生を除く) | (29.3) |
| 6. その他 | (4.0) |
| 無回答 | (0.2) |

以上でアンケートは終了です。

お忙しいところ, ご協力をいただきまして, 誠にありがとうございました。

調査票は, 同封の回収用封筒にお入れください。お約束の日時に担当の調査員が回収に伺います。

別添 2

標本抽出方法

母 集 団：全国の満 18 歳以上の日本国籍を有する者

標 本 数：10,000 人

地 点 数：400 地点

抽 出 法：層化 2 段無作為抽出法

抽出方法の実際は下記のとおりである。

[層 化]

① 全国の市区町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地 区)

北海道地区＝北海道	(1 道)
東北地区 ＝青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	(6 県)
関東地区 ＝茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県	(1 都 6 県)
北陸地区 ＝新潟県, 富山県, 石川県, 福井県	(4 県)
東山地区 ＝山梨県, 長野県, 岐阜県	(3 県)
東海地区 ＝静岡県, 愛知県, 三重県	(3 県)
近畿地区 ＝滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	(2 府 4 県)
中国地区 ＝鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県	(5 県)
四国地区 ＝徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	(4 県)
北九州地区＝福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県	(4 県)
南九州地区＝熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	(4 県)

② 各地区においては、さらに都市規模によって次のように分類し、それぞれを第 1 次層とした。

○大都市（各都市ごとに分類）

（東京都区部, 札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 相模原市,
新潟市, 静岡市, 浜松市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山市,
広島市, 北九州市, 福岡市, 熊本市）

○人口20万人以上の市

○人口10万人以上の市

○人口10万人未満の市

○町村

（注）都市規模における市町村の別は、平成31年 4 月 1 日現在市制施行の地域である。

なお、人口による都市規模の分類は、原則、住民基本台帳に基づく平成30年 1 月 1 日現在の人口による。

[標本数の配分及び調査地点数の決定]

地区・都市規模別各層における推定母集団の大きさ（原則、住民基本台帳に基づく平成30年1月1日現在の満18歳以上の人口）により10,000の標本数を比例配分し、各調査地点の標本数が一律25になるように調査地点を決めた。

[抽出]

- ① 第1次抽出単位となる調査地点として、平成27年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
- ② 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における平成27年国勢調査時の母集団人口}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって該当人数番目の者が含まれる調査区を抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

- ③ 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成27年国勢調査時の市区町村コードに従った。
- ④ 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地等を指定）で標本となる対象者が抽出できるよう、調査区抽出時において抽出調査地点ごとに

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{調査区における平成27年国勢調査時の母集団人口}}{\text{調査地点抽出標本数}}$$

を算出し、住民基本台帳から等間隔抽出法によって抽出した。

[結 果]

以上の抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおりである。

地区・都市規模別標本数及び地点数 (注) () 内は地点数

大都市（各都市別）

東京都区部	750 (30)	名古屋市	175 (7)
札幌市	150 (6)	京都市	100 (4)
仙台市	75 (3)	大阪市	225 (9)
さいたま市	100 (4)	堺市	75 (3)
千葉市	75 (3)	神戸市	125 (5)
横浜市	300 (12)	岡山市	50 (2)
川崎市	125 (5)	広島市	100 (4)
相模原市	50 (2)	北九州市	75 (3)
新潟市	75 (3)	福岡市	125 (5)
静岡市	50 (2)	熊本市	50 (2)
浜松市	50 (2)		

都市規模 地区	大都市	人口20万人 以上の市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未満の市	町 村	計
北海道	150(6)	50(2)	75(3)	75(3)	75(3)	425(17)
東北	75(3)	175(7)	75(3)	225(9)	125(5)	675(27)
関東	1,400(56)	800(32)	625(25)	450(18)	150(6)	3,425(137)
北陸	75(3)	100(4)	50(2)	175(7)	25(1)	425(17)
東山	-	75(3)	75(3)	175(7)	75(3)	400(16)
東海	275(11)	225(9)	225(9)	200(8)	75(3)	1,000(40)
近畿	525(21)	500(20)	200(8)	300(12)	100(4)	1,625(65)
中国	150(6)	125(5)	150(6)	125(5)	50(2)	600(24)
四国	-	125(5)	50(2)	100(4)	50(2)	325(13)
北九州	200(8)	125(5)	75(3)	175(7)	75(3)	650(26)
南九州	50(2)	100(4)	75(3)	150(6)	75(3)	450(18)
計	2,900(116)	2,400(96)	1,675(67)	2,150(86)	875(35)	10,000(400)

法務省委託

同和問題に関する意識調査 (抄)

(財) 人権教育啓発推進センター

(全員の方に)

問8 [カード5] あなたは、人権擁護機関としてどのようなものを知っていますか。該当するものをいくつかでもお答えください。(M.A.)

(n = 2,125)

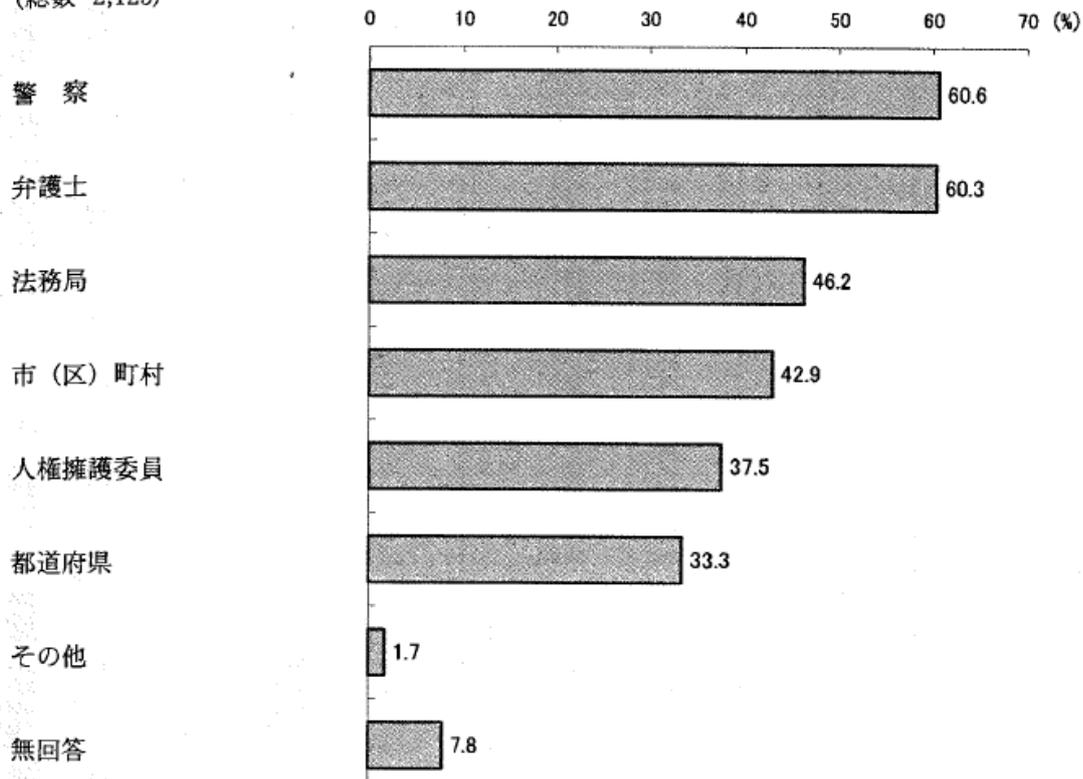
46.2	法務局	42.9	市(区)町村
37.5	人権擁護委員	60.3	弁護士
60.6	警察	1.7	その他()
33.3	都道府県	7.8	無回答
総計 290.3			

8. 人権擁護機関の周知度

問8 あなたは、人権擁護機関としてどのようなものを知っていますか。該当するものをいくつかでもお答えください。(M.A.)

図20

(総数 2,125)



(複数回答計 = 290.3%)

問9 日本の社会に「同和問題」、「部落問題」、「部落差別」などといわれる問題があることを知っていますか。

(n=2,125)

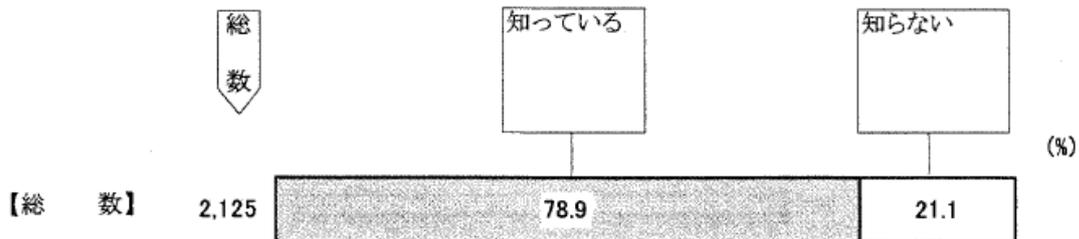


II 同和問題に関する意識

1. 同和問題の周知度

問9 日本の社会に「同和問題」、「部落問題」、「部落差別」などといわれる問題があることを知っていますか。

図21



世論調査報告書
平成29年10月調査

人権擁護に関する世論調査
(抄)

内閣府大臣官房政府広報室

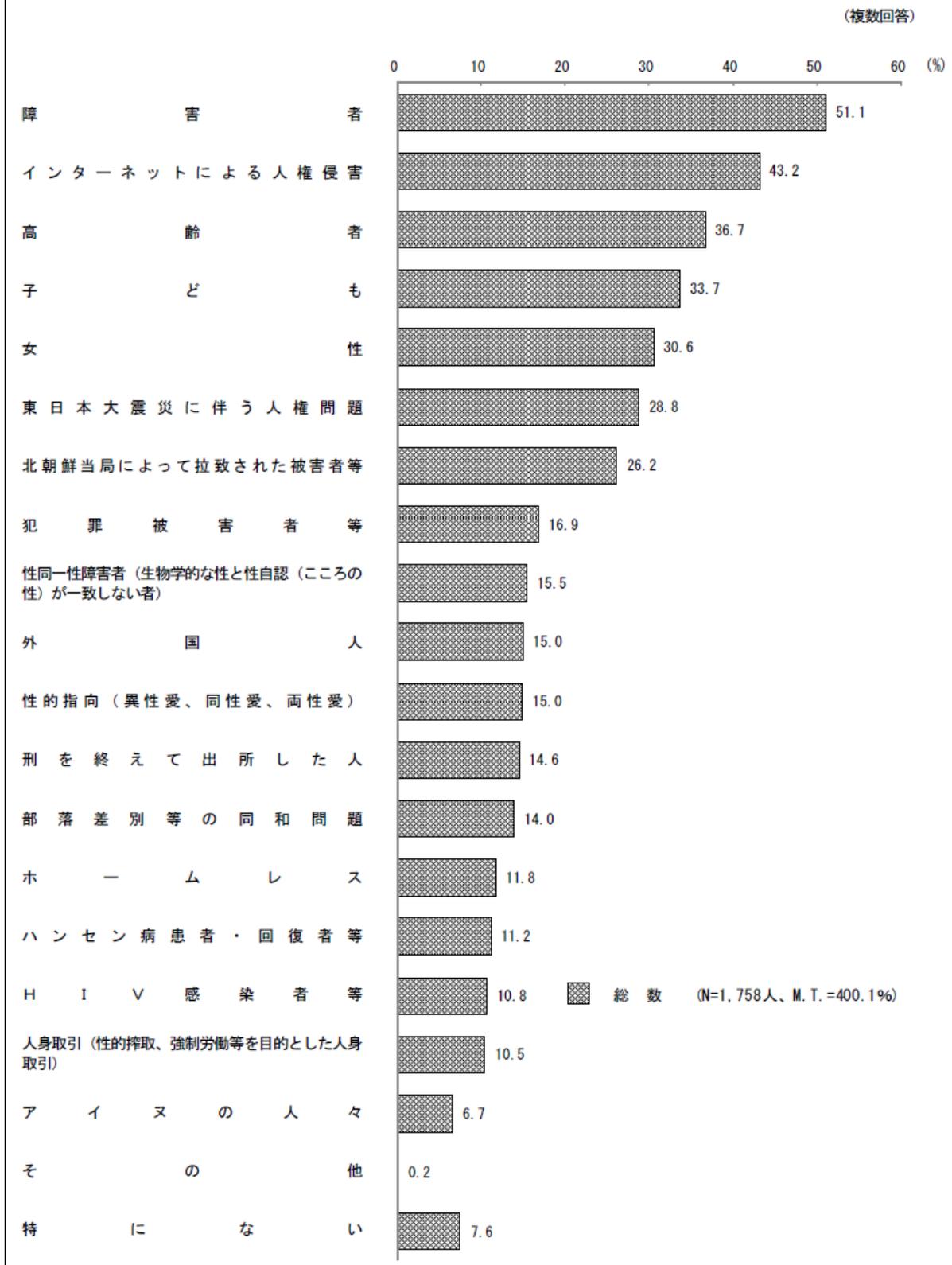
2 主な人権課題に関する意識について

Q5 【回答票4】日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。
この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- | | |
|-------------------------------|--|
| (30.6) (ア) 女性 | (11.8) (セ) ホームレス |
| (33.7) (イ) 子ども | (15.0) (ソ) 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛） |
| (36.7) (ウ) 高齢者 | (15.5) (タ) 性同一性障害者（生物学的な性と性自認（こころの性）が一致しない者） |
| (51.1) (エ) 障害者 | (10.5) (チ) 人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引） |
| (14.0) (オ) 部落差別等の同和問題 | (28.8) (ツ) 東日本大震災に伴う人権問題 |
| (6.7) (カ) アイヌの人々 | (0.2) その他（ ） |
| (15.0) (キ) 外国人 | (7.6) 特にない |
| (10.8) (ク) HIV感染者等 | |
| (11.2) (ケ) ハンセン病患者・回復者等 | |
| (14.6) (コ) 刑を終えて出所した人 | |
| (16.9) (サ) 犯罪被害者等 | |
| (43.2) (シ) インターネットによる人権侵害 | |
| (26.2) (ス) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | |

(M. T. =400.1)

図6 人権課題に対する関心



Q10 【回答票9】あなたは、部落差別等の同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。この中から1つだけお答えください。

- (19.6) (ア) 家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた
- (1.2) (イ) 親戚の人から聞いた
- (2.8) (ウ) 近所から聞いた
- (5.1) (エ) 職場の人から聞いた
- (3.6) (オ) 友だちから聞いた
- (22.9) (カ) 学校の授業で教わった
- (16.5) (キ) テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った
- (2.6) (ク) 部落差別等の同和問題に関する集会や研修会で知った
- (1.0) (ケ) 都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った
- (5.7) (コ) 部落差別等の同和問題は知っているがきっかけは覚えていない
- (1.4) その他（ ）
- (17.7) 部落差別等の同和問題を知らない →(Q11へ)

(Q10で(ア)～(コ)、「その他」と答えた方に)

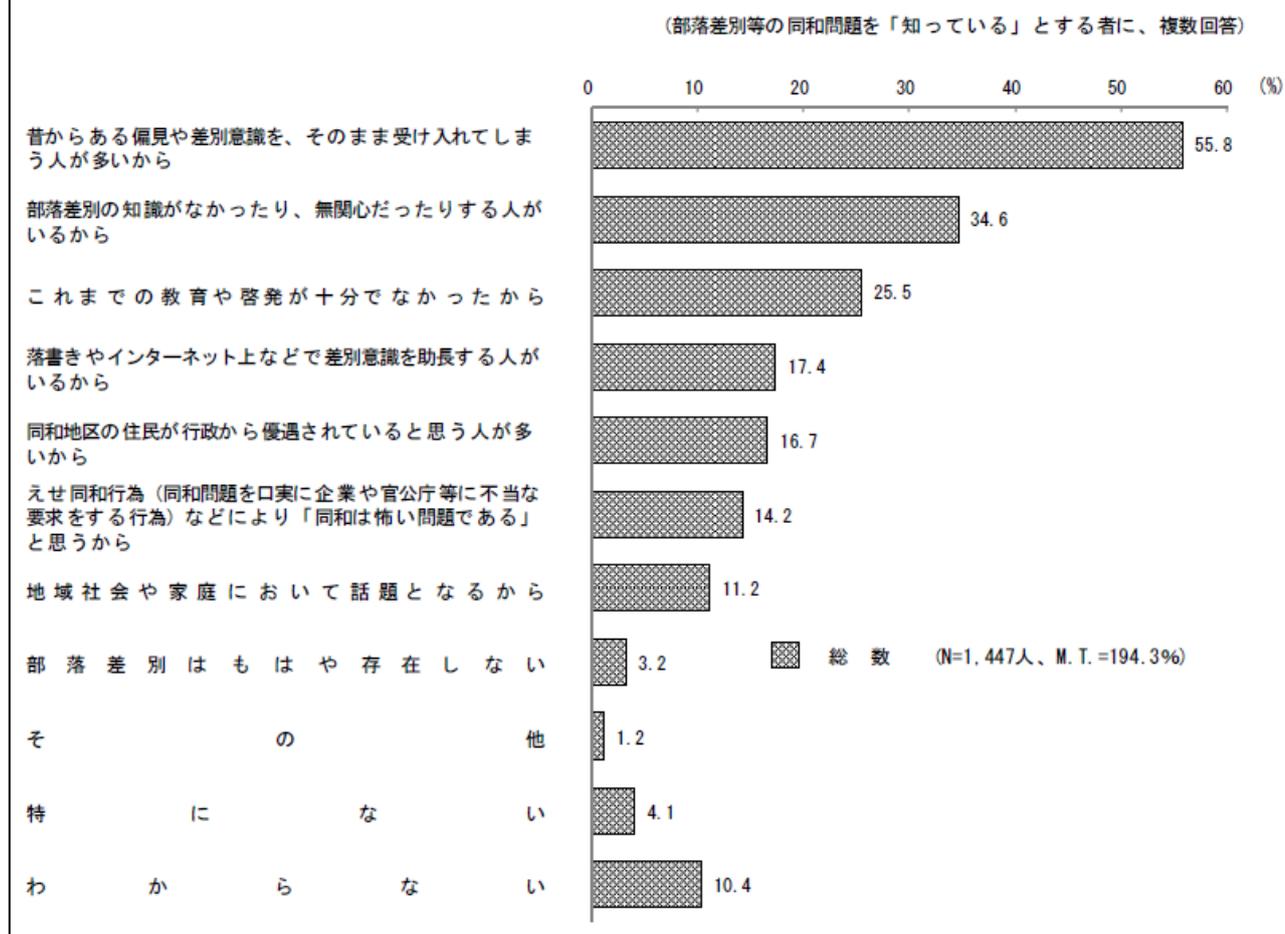
SQ2 【回答票11】現在もなお部落差別が存在するのは、なぜだと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=1,447)

- (34.6) (ア) 部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから
- (17.4) (イ) 落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから
- (25.5) (ウ) これまでの教育や啓発が十分でなかったから
- (55.8) (エ) 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
- (11.2) (オ) 地域社会や家庭において話題となるから
- (16.7) (カ) 同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから
- (14.2) (キ) えせ同和行為（同和問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為）などにより「同和は怖い問題である」と思うから
- (3.2) (ク) 部落差別はもはや存在しない
- (1.2) その他（ ）
- (4.1) 特にない
- (10.4) わからない

(M. T.=194.3)

図 13 部落差別が存在する理由



(Q10で(ア)～(コ)、「その他」と答えた方に)

SQ3 [回答票12] あなたは、部落差別等の同和問題を解消するために、今後どうすればよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

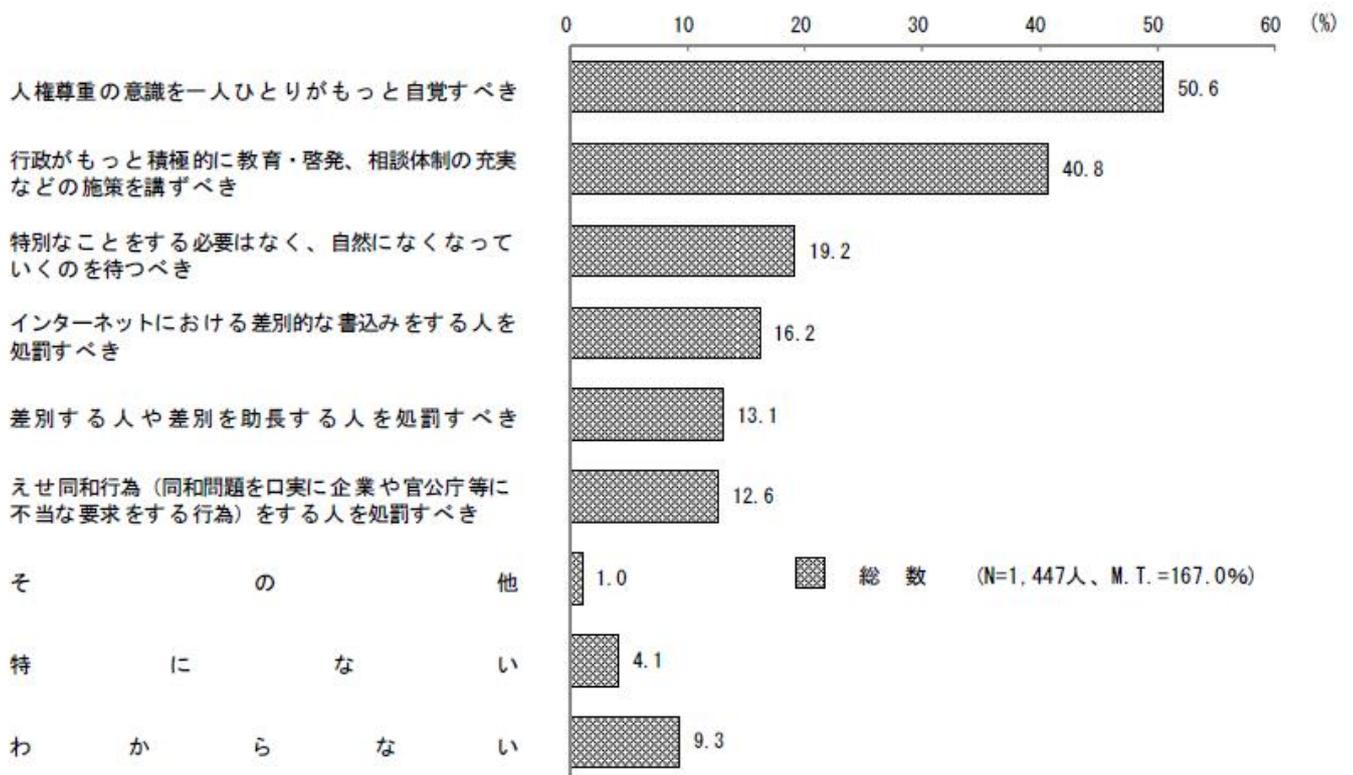
(N=1,447)

- (50.6) (ア) 人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき
- (40.8) (イ) 行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき
- (19.2) (ウ) 特別なことをする必要はなく、自然になくなっていくのを待つべき
- (16.2) (エ) インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき
- (12.6) (オ) えせ同和行為(同和問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為)をする人を処罰すべき
- (13.1) (カ) 差別する人や差別を助長する人を処罰すべき
- (1.0) その他 ()
- (4.1) 特にな
- (9.3) わからない

(M. T. =167.0)

図14 部落差別等の同和問題を解消するための方策について

(部落差別等の同和問題を「知っている」とする者に、複数回答)



第6章 調査結果のまとめ

第1 調査結果から明らかになった部落差別の実態

本調査において実施した4種類の調査、すなわち、法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査、地方公共団体等が把握する差別事例の調査、インターネット上の部落差別の実態に係る調査及び一般国民の意識調査の結果から、今日の部落差別の実態について、以下のように評価することができる。

1 相談及び事件数の推移

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談等の件数並びに地方公共団体等が取り扱った部落差別に関する相談等の件数を見ると、部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減の傾向は認められない。もっとも、相談及び人権侵犯事件の内訳を見ると、インターネット上で行われた部落差別の事案の割合が増加傾向にあると言える。

また、法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談・人権侵犯事件の中で、部落差別等に関するものが占める割合はそれぞれ0.2%弱、0.5%前後にとどまっており、事件数の規模としては限られている。

2 部落差別事案の類型等

(1) 法務省の人権擁護機関及び地方公共団体等における相談等・人権侵犯事件の類型を見ると、今日、現に発生している部落差別の事案の主たるものは、①結婚・交際に関するもの、②特定の者に対する表現行為、③特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む。）に大別される。また、②及び③については、インターネット上で行われるものが増加傾向にあり、平成29年には部落差別等に係る人権侵犯事件の約半数、地方公共団体等が取り扱った部落差別に係る相談のうち差別表現に関するものの約4割を占めるに至っている。また、インターネット上の差別情報の特性として、特に識別情報の摘示と特定の者に対する誹謗中傷については、検索結果及び閲覧者数ともに、特定少数のウェブサイト集中している傾向がうかがわれた。

一方で、商品・サービスの提供、正当な理由のない身元（戸籍）調査に関する相談・人権侵犯事件はほとんど見られないが、雇用に関する相談は地方公共団体では一定数見られる。また、一般国民に対する意識調査では、加害・被害経験のある差別事例として、結婚・交際、悪口に次いで就職・職場に関するものも一定数見られる。

(2) 法務省の人権擁護機関における人権相談等において、当事者の年齢が判明している限りでは、被害者、相手方（人権侵害を行ったとされる者）のいずれについても、60歳代以上の中高年層が多いほか、一般国民の意識調査においては、中高年層の方が部落差別（同和問題）への関心が高い一方で、「教育・啓発を行わない方がよい(計)^{*73}」とした者の割合も中高年層が高くなっているなど、全体として、中高年層において部落差別の問題に接する機会が多い一方で、部落差別解消に向けた取組に消極的な意識が見られる。

3 国民の意識

一般国民の意識調査の結果からは、全般的に人権問題に対する国民の関心は高く、ま

*73 「あまりやらない方がよい」＋「やるべきでない」の合計（*72再掲）。

た、部落差別又は同和問題について一定の知識を有している者の中で部落差別が不当な差別であると知っている者が85.8%に上るなど、部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいると認められる。もっとも、不当な差別であると知っている者でも、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気にすると答えた者が15.7%に上るなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、このような意識が、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性がある。

また、インターネット上の部落差別の実態に係る調査からは、部落差別に関連する情報をインターネット上で閲覧した者の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれるほか、必ずしも差別的な動機ではなく一般的な興味・関心で閲覧した大部分の者についても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えない。

部落差別の解消に向けた教育・啓発の取組については、一部の地域・年齢層で消極的な意識も見られるものの、全体としては、「何かしら教育・啓発を行う方がよい(計)^{*74}」が「教育・啓発を行わない方がよい(計)」を大きく上回っており、教育・啓発の必要性についてはおおむね理解がされている。

4 地域差

部落差別に関する地域別の傾向を見ると、人権相談等の件数、地方公共団体が取り扱った相談等の件数のいずれについても、大阪ブロックを中心とした西日本で多くの件数を計上している一方、札幌ブロック及び東北ブロックでは部落差別の事案がほとんど見られない。また、一般国民の意識調査の結果においても、部落差別に関する知識・関心は西日本の方が高い傾向にある一方で、部落差別はいまだにある若しくは部落差別の被害又は加害経験があると答えた者の割合、交際相手・結婚相手が旧同和地区出身者であるか気にすると答えた者の割合など、偏見や差別の存在をうかがわせる回答をした者の割合も西日本の方が高くなっている。

また、これらの地域では、部落差別(同和問題)への関心が高い一方で、「教育・啓発を行わない方がよい(計)」とする者の割合も高くなっているなど、部落差別の解消に向けた取組に消極的な意識が見られる。

第2 部落差別の解消に向けた今後の施策の在り方

1 相談体制

国民の権利意識の向上、我が国の社会の国際化、情報化の進展等に伴い、法務省の人権擁護機関や地方公共団体等を始めとする関係機関が対応すべき人権課題は多岐にわたっている。一方で、法務省の人権擁護機関において取り扱った人権相談・人権侵害事件の推移を見ると、部落差別に関する事案は、事件数の規模としては限られているものの、減少傾向にはなく、依然として人権課題の重要な一類型となっており、引き続き、粘り強く、適切に対応していく必要がある。

法務省の人権擁護機関としては、部落差別の問題を含め、様々な人権問題に関する相

*74 「積極的に行うべきである」 + 「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」の合計(*71再掲)。

談に適切に対応することができるよう、適切な研修等を通じて、各種人権課題の現状についての知見の取得や、相談対応能力の向上を図るとともに、必要に応じて関係機関と連携することができるような体制を整えていくことが重要である。

また、法務局及び人権擁護委員の相談窓口としての認知度が低いことから、引き続き、これらの周知を図ることが必要である。

2 教育・啓発

国民の多くが、部落差別は不当な差別であると認識していることは、これまで関係機関が行ってきた教育・啓発が一定の効果を上げていることを示すものであると言える。しかしながら、部落差別の事案が比較的多く発生している地域等において、教育・啓発に対して消極的な意識を持つ者が比較的多いことにも留意が必要である。

一般国民に対する意識調査の結果によれば、「部落差別はいまだにある」と答えた人のうち、部落差別の被害又は加害経験があると答えた人は19.8%、部落差別の問題に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがあると答えた人は12.2%にとどまり、多くの国民は、部落差別について自らの実体験以外から知識を得ていることからすると、この問題に対する正しい理解の普及には、適切な教育・啓発が行われることが重要である。また、教育・啓発が効果を上げるためには、その内容、方法等が、これを受ける側の国民から理解と共感を得られるものとしなければならない^{*75}。

部落差別が依然として重要な人権課題の一つであることは言うまでもないが、上記の観点から、部落差別の問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要である。

3 インターネット上の人権侵害情報への積極的な対応

部落差別解消推進法第1条は、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と規定している。近年、インターネット上の人権侵害事件の数は増加傾向にあるところ、本調査においては、部落差別の事案についてもインターネットによるものが増加していることが明らかとなった。識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は、インターネット上においても、深刻な人権侵害の類型の一つであると言える。

法務省の人権擁護機関では、従前からインターネット上の人権侵害情報に関してプロバイダ等に対して削除要請を行うなどしており、特に識別情報の摘示の事案については、平成30年12月27日付け法務省人権擁護局調査救済課長依命通知により、その目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるとの考え方の下、より積極的な運用を行っている。インターネット上の人権侵害情報に適切に対応するためには、法務省の人権擁護機関がこのような取組を継続することに加え、関係省庁において、通

*75 人権擁護推進審議会が平成11年7月29日に取りまとめられた「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について(答申)」においても、「人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。」とされている。

信事業者等との間でインターネット上の人権侵害の実情について情報の共有と意見交換を密にするとともに、多くの相談を受けている地方公共団体との間でもこれらの結果を共有し、地方公共団体自身による適切な対応を促すことも重要である。

第3 終わりに

本調査の調査項目、調査手法等は、公益財団法人人権教育啓発推進センターの有識者会議の検討結果に基づいて策定された。もっとも、本調査は、部落差別解消推進法第6条に基づいて行われた調査としては初めてのものであり、今回の調査手法等は確立されたものではない。

今後も、部落差別の実態の推移を踏まえつつ、部落差別の解消に向けた施策の在り方を検討していくことが必要である。

参考資料 1

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努め

るものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附帯決議

(衆議院法務委員会)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

(参議院法務委員会)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに

当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

参考資料 2

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう

努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

附帯決議

(衆議院法務委員会)

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。

- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

(参議院法務委員会)

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

参考資料 3

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)

(平成23年4月1日一部変更)

※第4章2に(12)追加

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。)第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発(以下「人権教育・啓発」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のた

めの国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(以下「国連10年国内行動計画」という。)を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され(平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行)、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」

(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的か

つ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大き

な高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に

付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に係る機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通

じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に
した教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育
要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校
の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら
学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成
を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っ
ている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中
で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ち
をもって行動できるようにすることや友達と
のかかわりを深め、思いやりをもつようにす
ることなどを幼稚園教育要領に示しており、子
どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐく
むよう、遊びを中心とした生活を通して指導し
ている。なお、保育所においては、幼稚園教育
要領との整合性を図りつつ策定された保育所
保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児
童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別
活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育
活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教
育が行われている。例えば、社会科においては、
日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本
的人権の保障などについて理解を深めること
とされ、また、道徳においては、「だれに対し
ても差別することや偏見をもつことなく公正、
公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をも
って法やきまりを守り、自他の権利を大切に
し進んで義務を果たす」よう指導することとされ
ている。さらに、平成14年度以降に完全実施さ
れる新しい学習指導要領においては、「人間尊
重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な
生活の中に生かすことが強調されたほか、指導
上の配慮事項として、多様な人々との交流の機
会を設けることが示されている。加えて、平成
13年7月には学校教育法が改正され、小・中・
高等学校及び盲・聾・養護学校においてボラン
ティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活
動の充実に努めることとされたところであり、

人権教育の観点からも各学校の取組の促進が
望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会
参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる
教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難
を克服するための指導を行っており、今般の学
習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状
態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図
られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学
級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性を
はぐくむとともに、社会における障害者に対す
る正しい理解認識を深めるために、障害のある
児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の
人々とが共に活動を行う交流教育などの実践
的な取組が行われており、新しい学習指導要領
等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば
法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実
施されている。また、教養教育に関する科目等
として、人権教育に関する科目が開設されてい
る大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を
通じて、人権教育が推進されているが、知的理
解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていな
いなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理
念について十分な認識が必ずしもいきわたっ
ていない等の問題も指摘されているところであ
る。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点
である家庭教育を支援するため、家庭教育に関
する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけ
の在り方などを分かりやすく解説した家庭教
育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等
を持つ親に配布するなどの取組が行われている。
この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自
身が偏見を持たず、差別をしない、許さない
ということを、子どもたちに示していくことが
大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学

習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。

そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」を意味し(人権教育・啓発推進法第2条)、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている(同法第3条)。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっ

ているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申(平成13年5月25日)及び人権擁護委員制度の改革に関する答申(平成13年12月21日)を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な

啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場か

ら、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその

尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。

その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象

者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。

また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するのであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施さ

れているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校

等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現

代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接し

た際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めた人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識

の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重

の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということ

にも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中

心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開

する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）

- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。（文部科学省）
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。（農林水産省）
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとられない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。（内閣府ほか関係省庁）
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。（内閣府）
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被

被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)

⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。

例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待

が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導

に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)

- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実に始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針を参考として児童

の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)

- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広

めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱(平成8年7月閣議決定)を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚

生労働省、文部科学省)

- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の

発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週

間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）

② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）

④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）

⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）

⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対

策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。
- また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)

- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「ア

イヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科学等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法

務省)

② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)

③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭

和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やH I V感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① H I V感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、H I V感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やH I V感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者

の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気

持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。

(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、

泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。
(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事

件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号)が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるとい同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。(全府省庁)
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。(内閣官房、法務省)
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。(内閣官房、総務省、法務省)
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。(文部科学省)
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。(内閣官房、外務省)

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それ

ぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていなければいほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」(平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置)及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」(人権啓発活動ネットワーク事業の一環とし

て、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進

することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) 財人権教育啓発推進センターの充実

財人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、財人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と統合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的

な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等 IT 関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様な人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的な人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする

関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進にあたっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施にあたっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。